

平成27年第1回

甲佐町議会 3月定例会会議録

平成27年3月11日～平成27年3月16日

熊本県甲佐町議会

平成27年第1回甲佐町議会（定例会）目次

○3月11日（第1号）

応招議員	1
不応招議員	1
出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	4
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定について	4
日程第3 議長の諸般の報告について	5
日程第4 町長の行政報告について	5
日程第5 町長の提案理由の説明について	8
日程第6 議案第1号 上益城消防組規約の一部変更について	16
日程第7 議案第2号 甲佐町課設置条例の一部改正について	18
日程第8 議案第3号 甲佐町行政手続条例の一部改正について	19
日程第9 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	21
日程第10 議案第5号 甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	26
日程第11 議案第6号 甲佐町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について	26
日程第12 議案第7号 甲佐町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関し必要な事項を定める条例の一部改正について	26
日程第13 議案第8号 甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	26
日程第14 議案第9号 甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	26
日程第15 議案第10号 甲佐町介護保険条例の一部改正について	34
日程第16 議案第11号 甲佐町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に	

	関する条例の一部改正について	40
日程第17	議案第12号 甲佐町保育の実施に関する条例の廃止について	41
日程第18	議案第13号 甲佐町隣保館設置条例の一部改正について	42
日程第19	議案第14号 甲佐町中早川児童館設置条例の一部改正について	44
日程第20	議案第15号 工事請負契約の変更について	46
	散会	49

○3月12日（第2号）

	応招議員	50
	不応招議員	50
	出席議員	50
	欠席議員	50
	本会議に職務のために出席した者の職氏名	50
	地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	50
	開議	52
日程第1	一般質問	52
	6番 宮川安明議員	52
	3番 荒田 博議員	65
	1番 山内亮一議員	72
	2番 佐野安春議員	80
	4番 宮本修治議員	92
	10番 本田 新議員	105
	5番 福田謙二議員	121
	散会	132

○3月13日（第3号）

	応招議員	133
	不応招議員	133
	出席議員	133
	欠席議員	133
	本会議に職務のために出席した者の職氏名	133
	地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	133
	開議	135
追加日程第1	同意第2号 甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについて	135
日程第1	議案第16号 平成26年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）	137

日程第 2	議案第17号	平成26年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	157
日程第 3	議案第18号	平成26年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）	165
日程第 4	議案第19号	平成26年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	167
日程第 5	議案第20号	平成27年度甲佐町一般会計予算	170
	延会		184

○3月16日（第4号）

	応招議員		185
	不応招議員		185
	出席議員		185
	欠席議員		185
	本会議に職務のために出席した者の職氏名		185
	地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名		185
	開議		187
日程第 1	議案第20号	平成27年度甲佐町一般会計予算	187
日程第 2	議案第21号	平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計予算	227
日程第 3	議案第22号	平成27年度甲佐町介護保険特別会計予算	231
日程第 4	議案第23号	平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算	233
日程第 5	議案第24号	平成27年度甲佐町水道事業会計予算	235
日程第 6	発議第 2号	甲佐町議会委員会条例の一部改正について	238
日程第 7	請願第 1号	手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願	239
追加日程第 1	発議第 3号	手話言語法制定を求める意見書の提出について	241
追加日程第 2		学校施設調査特別委員会を設置することの動議	243
日程第 8		議員派遣について	244
日程第 9		総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	244
日程第10		産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	244
日程第11		議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	245
	閉会		246

3月11日（水曜日）

平成27年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 平成27年3月11日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 3月11日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 3月11日 午後2時47分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 宮川 安明
7番 緒方 哲哉	8番 本郷 昭宣	9番 渡邊 俊一
10番 本田 新	11番	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

11番 山内 勲

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 宮川 安明
7番 緒方 哲哉	8番 本郷 昭宣	9番 渡邊 俊一
10番 本田 新	11番	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

11番 山内 勲

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本 幹春 議会事務局事務長 田上 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 奥名 克美	副 町 長 師富 省三
会計管理者 星本 敏也	総務課長 内山 洋
企画課長 西坂 直	くらし安全推進室長 清水 明
税務課長 井芹 雅洋	住民生活課長 福島 明広
総合保健福祉センター所長 甲斐 隆	福祉課長 上村 美智子
産業振興課長 鳴瀬 美善	建設課長 志戸岡 弘
環境衛生課長 一圓 秋男	会計課長 星本 敏也

町民センター所長	吉岡英二	教 育 長	赤 星 眞 照
学 校 教 育 課 長	古 閑 敦	社 会 教 育 課 長	上 田 悟
農 業 委 員 会 事 務 局 長	鳴 瀬 美 善	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	内 山 洋

1. 開会 3月11日 午前10時00分

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 荒田 博 4番 宮本 修治

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の行政報告について

日程第5 町長の提案理由の説明について

日程第6 議案第1号 上益城消防組合同規約の一部変更について

日程第7 議案第2号 甲佐町課設置条例の一部改正について

日程第8 議案第3号 甲佐町行政手続条例の一部改正について

日程第9 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第10 議案第5号 甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

日程第11 議案第6号 甲佐町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

日程第12 議案第7号 甲佐町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関し必要な事項を定める条例の一部改正について

日程第13 議案第8号 甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第14 議案第9号 甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護

予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
の一部改正について

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第15 | 議案第10号 | 甲佐町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第11号 | 甲佐町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する
条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第12号 | 甲佐町保育の実施に関する条例の廃止について |
| 日程第18 | 議案第13号 | 甲佐町隣保館設置条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第14号 | 甲佐町中早川児童館設置条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第15号 | 工事請負契約の変更について |

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しますので、これより平成27年第1回甲佐町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程を報告いたします。本日の議事日程は議席に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番、荒田博議員、4番、宮本修治議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

6番、宮川議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮川安明君） 御報告申し上げます。

さきの臨時会において付託を受けておりました平成27年度第1回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告をいたします。

去る3月5日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、総務係長、財政係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提案案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配付のとおり、会期を本日3月11日から16日までの6日間と決定いたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の行政報告及び提案理由の説明、規約、条例案件、工事請負契約の変更案件、12日は一般質問、13日は平成26年度一般会計補正予算、各特別会計補正予算、平成27年度一般会計予算、14日及び15日は議案調査のため休会、16日は引き続き平成27年度一般会計予算及び各特別会計の予算、その他議会提出案件についての審議、以上のとおり議会運営委員会では決定いたしましたので、賢明なる議員各位におかれましては、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（緒方哲哉君） 会期の日程については、ただいまの宮川議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいまの宮川委員長の報告のとおり、本日3月11日か

ら16日までの6日間と決定いたしました。

議案第1号の上益城消防組規約の一部変更について、議案第2号から議案第14号までの条例案件、議案第15号の工事請負契約の変更、議案第16号から議案第19号までの平成26年度一般会計及び特別会計の補正予算、議案第20号から議案第24号までの平成27年度一般会計及び各特別会計予算、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、議席に配付のとおりです。これについては説明を省略いたします。

もう1件、議員の欠席報告です。11番、山内勲議員から、本日11日から16日までの会議に欠席届が出ております。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の行政報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、町長の行政報告についてを議題といたします。

町長から行政報告の申し出がっております。これを許します。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年第1回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変御多忙の中に御参集をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、行政報告を申し上げます。

まず、地方創生に向けた緊急対策であります地域住民生活等緊急支援交付金について御報告を申し上げます。

平成26年12月27日に地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策が閣議決定をされ、先月2月3日に補正予算が成立し、地域における消費喚起策や地方版総合戦略の策定とこれに関する優良施策等の実施への支援策として、本町に地域消費喚起・生活支援型といたしまして2,588万1,000円が、また、地方創生先行型といたしましては2,579万9,000円が交付されることとなりました。

まず、地域への消費喚起を促す地域消費喚起・生活支援型では、約20%のプレミアムつき商品券発行事業として2,588万1,000円を計上、全額を特定財源として充当し、甲佐町商工会への委託事業として行い、約2億円の経済波及効果を見込んでおります。

また、平成27年度中に策定することを求められております地方版総合戦略の策定やこれに関します優良施策等の実施への支援策としての地方創生先行型には、企画課所管の地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定事業、住宅開発行為等支援事業、企業誘致適地調査事業、地域おこし協力隊事業、こうさんもん元気活動推進事業、それから、産業振興課所管の特産品販路拡大事業、産業後継者支援事業に総額4,469万円を計上し、うち、地方創

生先行型交付金といたしまして2,579万9,000円を特定財源として財源充当し、事業を実施する予定といたしております。

次に、安津橋上流の開発について御報告を申し上げます。

現在、安津橋上流河川敷の遊休地の有効活用を図ることを目的に、国土交通省の所管でかわまちづくり協議会をこれまで4回開催をいたしまして、本年も1月にかわまちづくり計画の登録申請を行っております。この登録につきましては、本年度中での登録の予定であり、国土交通省では平成27年度から護岸整備などの実施設計による事業着手が図られるものと期待をしているところであります。

この制度事業と並行いたしまして、清流緑川の再生、緑川を生かしたスポーツフェスティバルと広域交流型観光施設としての総合運動広場の整備に着手するために、安津橋上流左岸グラウンド基本計画策定委託料を予算計上し、国土交通省の事業進行と連携を図りながら推進してまいります。

また、ハード面のほか、ソフト面での取り組みといたしまして、4月29日の緑川の日一斉清掃の日と合わせまして、「緑川スポーツフェスタ in こうさ」と銘打ちまして、クイズウオークやキッズサッカー大会、グラウンドゴルフ大会、その他地域の農産加工品などの特産品の販売促進を図る食のブースを設けたイベントの開催を行う予定といたしております。

次に、こうさんもん元気活動推進事業について御報告申し上げます。

私のマニフェストで掲げておりました地区別担当者制度につきましては、名称をこうさんもん元気活動推進事業に変更いたしまして、地域力を高めるとともに、町民と行政が協働するまちづくりを推進し、地域コミュニティの活性化及び職員の資質向上を図ることを目的として、平成27年度から町内全ての行政区へボランティアによる支援として職員を2名ずつ配置し、その他財政支援もあわせて取り組むことといたしております。

次に、平成27年度国保税率等の改定について御報告申し上げます。

平成27年度からの甲佐町国民健康保険税の税率改定、引き上げについて、平成26年12月定例会において御議決をいただいたところであります。そこで、2月の広報紙において、改定税率等についてお伝えをいたしておりますけれども、さらにその改定内容及び国保財政の現状等についての地区別説明会を3月下旬、およそ3月20日から27日のうちの5日間を開催する予定といたしております。そこで、加入者の皆様に御理解と御協力をお願いしたいというふうに思っております。

町では、今後も国保財政の健全化、医療費の抑制に向けての特定健診受診などの効果的な事業推進を図っていきたいと考えているところです。

次に、平成27年度個人番号カード、社会保障・税番号制度の利用準備について御報告申し上げます。

社会保障・税番号制度に伴いますマイナンバーの通知カードを平成27年10月、住民に郵送をし、個人番号カードの交付申請の受け付けを平成28年1月から開始する予定といたしております。この関連事務につきましては、全国的に地方公共団体情報システム機構に委

任することとされ、本町におきましても委任事務は完了いたしております。

次に、一部事務組合の広域化について御報告申し上げます。

一部事務組合の広域化につきましては、議員の皆様方も御承知のとおり、平成24年度からの事務レベルの勉強会を経て、平成25年4月から町村長、町村議会議長、組合議長などが委員となります熊本中央広域事務協議会が設置をされ、現在、関係6町村3組合により広域化に向けた協議が進められているところでございます。

本年度は、平成27年度から本格的に協議を進めるための組織体制整備について協議がなされており、平成27年2月23日に開催されました第4回協議会におきまして、平成27年度からの新体制となる熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会の規約案、事業計画案、予算案等について協議がなされ、全会一致で承認がなされているところであります。

なお、また第4回の協議会におきましては、役員等の選任についても協議がなされておりまして、引き続き会長職を本町が受け持つことになっているところであります。

なお、平成27年度の取り組みといたしましては、事務移管計画や一般廃棄物広域基本計画の策定及び新施設候補地選定などの協議が行われることとなっております。

次に、火葬業務委託の現状等について御報告申し上げます。

火葬業務委託につきましては、先ほど一部事務組合の広域化の行政報告にもありました熊本中央広域事務協議会で決定をいたしております広域処理基本方針に基づき、近隣の火葬場を運営される宇城広域連合、寂静の里及び益城・嘉島・西原環境衛生施設組合、益城斎場と協議がなされております。このことにつきましては、昨年12月議会定例会の行政報告の中でも説明をさせていただいたところでもあります。

協議経緯といたしましては、平成26年4月から具体的な協議が行われ、10月に両町にございます葬儀社6社への説明、両町の嘱託員の皆様への説明などがなされ、11月12日に御船町甲佐町衛生施設組合と宇城広域連合間で寂静の里火葬連携協力協定書が締結されているところであります。

また、御船町甲佐町衛生施設組合議会におきましては、平成26年11月14日に宇城広域連合との火葬業務に関する事務の委託に関する規約が議決されており、12月15日には宇城広域連合議会においても同文の議決がなされているところであります。

益城・嘉島・西原環境衛生施設組合との協議につきましては、益城斎場の管外受付時間の緩和や管内区域の拡充についての要望に対し合意がなされ、12月9日に火葬業務に関する覚書が締結されているところです。

町民の皆様へは、平成27年4月からの火葬場の変更につきまして、広報紙の1月号及び2月号で周知を図っており、3月には広報用チラシを全戸配布し、さらなる周知を図っていくことといたしております。今後、平成27年4月の業務委託に向けて、スムーズな移行を目指し、準備してまいりたいと考えております。

次に、町営住宅の建築について御報告申し上げます。

町営住宅建て替え事業の立岩団地につきましては、平成23年度から事業に着手をいたしまして、これまでに平屋建て住宅4棟、2階建て住宅1棟の24戸と集会所1棟の建築をい

たしております。平成26年度事業といたしましては、2階建て住宅2棟、16戸の建築と駐車場の整備が完了し、立岩団地建設につきましては7棟40戸全てが完成をいたしました。

今回の住宅建て替え事業の対象となりました寒野団地、豊内団地、湯田団地につきましては、今後解体を行い、跡地の利用については検討を行ってまいります。

次に、町道上揚井戸江線（仮称）井戸江峡橋上部工事の進捗状況について御報告申し上げます。

現在の工事の状況は、甲佐発電所側の取り付け道路の擁壁工事が終了いたしまして、上部工本体工事は中央部の橋脚から張り出し仮設工法による施工を行っております。工事の進捗につきましては、約20%の出来高となっております。

今回の3月定例会で御提案をさせていただいております平成26年度一般会計補正予算案で繰越明許費の御承認をいただき、平成28年3月まで工期の延長を行いまして完成の予定としております。

次に、中山間地域総合整備事業3期地区について御報告申し上げます。

中山間地域総合整備事業3期地区の事業採択につきましては、これまでは甲佐町単独で平成28年度の事業採択に向けて準備を進めておりましたけれども、平成26年度上益城中央地区中山間地域総合整備事業推進協議会の総会におきまして、御船町それから益城町と再度協議を行い、現在事業採択を受けております中山間地域総合整備事業、これは2期地区でありますけれども、これと同じように3町での広域連携型のほうに変更を行って、平成29年度の事業採択を目指すことといたしているところであります。

最後に、甲佐中学校の校舎、屋内運動場、プール改築及びグラウンドの整備について御報告申し上げます。

甲佐中学校の校舎、屋内運動場、プール改築、グラウンド整備を含みます外構工事につきましては、平成23年度から管理棟、教室棟を含む校舎改築、平成25年度から屋内運動場、プール改築を行い、今年度、グラウンド及び学校への進入路などの外構工事を行い、3月末には中学校における全ての事業が完了する見込みであります。

屋内運動場の改築工事では、東日本大震災や九州北部豪雨災害復旧等による影響で人手不足や資材不足となり、工期の延長など大変御心配をおかけいたしました。また、工事期間中は地域の皆様にもいろいろ御協力をいただきながら、無事に完了できますことに改めて感謝申し上げたいというふうに思っております。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

日程第5 町長の提案理由の説明について

○議長（緒方哲哉君） 日程第5、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、先ほどの行政報告に引き続きまして、今期定例会に提案をいたしております各議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしております案件は、同文議決案件1件、条例の制定案件3件、条例の廃止案件1件、条例の一部改正案件9件、契約の変更案件1件、平成26年度甲佐町一般会計補正予算及び各特別会計補正予算4件、平成27年度甲佐町一般会計予算及び各特別会計予算5件の合わせて24件であります。

以下、各議案について、順次御説明を申し上げます。

議案第1号、上益城消防組合同約の一部変更について御説明を申し上げます。

本件は、上益城消防組合消防本部消防署庁舎新築に伴い、上益城消防組合の所在地の変更を行う必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により同組合同約の一部変更の御議決をお願いするものであります。

次に、議案第2号、甲佐町課設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、住民生活課の子ども医療に関する事務を福祉課に移し、児童に関する窓口を一元化することにより、町民の利便性の向上と事業の充実を図るため、地方自治法第158条の規定に基づき、本条例の一部改正の御議決をお願いするものであります。

次に、議案第3号、甲佐町行政手続条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例及び関連する甲佐町税条例の一部改正の御議決をお願いするものであります。

次に、議案第4号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行う必要が生じたので、本条例の制定の御議決をお願いするものであります。

次に、議案第5号、甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、第3次地方分権一括法による介護保険法の一部改正に伴い、本条例の制定の御議決をお願いするものであります。

次に、議案第6号、甲佐町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本件も同じく、第3次地方分権一括法による介護保険法の一部改正に伴い本条例の制定の御議決をお願いするものであります。

次に、議案第7号、甲佐町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関し必要な事項を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件も、議案第5号、第6号と同じようなことにより、本条例の制定の御議決をお願いするものであります。

次に、議案第8号、甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件も、先ほど同様の理由から御議決をお願いするものであります。

次に、議案第9号、甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案も、先ほど同様の理由から御議決をお願いするものであります。

次に、議案第10号、甲佐町介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率を定めるとともに、介護予防、日常生活支援総合事業の開始時期を延期するため、本条例の一部改正の御議決をお願いするものであります。

次に、議案第11号、甲佐町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、本条例の一部改正の御議決をお願いするものであります。

次に、議案第12号、甲佐町保育の実施に関する条例の廃止について御説明申し上げます。

本件も、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、本条例の廃止の御議決をお願いするものです。

次に、議案第13号、甲佐町隣保館設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、甲佐町隣保館の運営に当たり、本条例の一部改正の御議決をお願いするものです。

次に、議案第14号、甲佐町中早川児童館設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、甲佐町中早川児童館の運営に当たり、本条例の一部改正の御議決をお願いするものであります。

次に、議案第15号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

本件は、甲佐中学校屋外運動場整備工事請負契約の契約額に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、御議決をお願いするものであります。

次に、議案第16号、平成26年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,278万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億1,319万6,000円といたしております。

それでは、最初に歳出から御説明申し上げます。

まず、議会費ですけれども、議会費におきましては、普通旅費等の調整を行い184万

6,000円を減額して、8,330万9,000円といたしております。

総務費は、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、これは地方創生先行型でありますけれども、この交付金を活用した地域おこし協力隊員報償費192万円、人口ビジョン総合戦略策定に係る基礎調査業務委託料1,000万円、安津橋上流左岸グラウンド基本設計業務委託料200万円、企業誘致適地調査業務委託料500万円、こうさんもん元気活動推進事業費補助金200万円、住宅開発行為等支援補助金1,830万円などを追加し、電算システム改修委託料から番号制度システム用サーバー購入費へ予算の組み替えを行い、また、給料、職員手当等、庁舎管理委託料等の調整を行い、135万6,000円を増額し、8億3,789万4,000円といたしております。

次に、民生費ですけれども、民生費は養護老人ホーム入所措置費429万2,000円、子育て支援のためのプレミアムつき商品券助成事業委託料92万円を追加し、臨時福祉給付金、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計繰出金、更生医療給付費、保育の実施費、給料、職員手当等など調整を行い、4,742万2,000円を減額し、18億1,329万8,000円といたしております。

衛生費は、国民健康保険特別会計繰出金1,059万3,000円を追加し、浄化槽設置整備補助金、太陽光発電施設設置監理委託料及び工事費、がん検診等委託料、給料、職員手当などの調整を行い、2,283万9,000円を減額し、7億6,479万2,000円といたしております。

農林水産業費は、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型を活用した直売所ろくじ館運営補助金192万円、産業後継者支援事業委託料250万円を追加し、国の補正予算による県補助事業として、青年就農給付金750万円、経営体育成支援事業補助金387万9,000円、人・農地問題解決加速化支援事業補助金350万円を追加し、森を育てる間伐材利用推進事業補助金から間伐材供給安定化緊急対策事業補助金に予算を組み替え、農地基本台帳地図管理システム再構築委託料、中山間地域総合整備事業負担金、給料、職員手当等の調整を行い、587万8,000円を増額し、2億869万9,000円といたしております。

商工費は、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方消費喚起・生活支援型を活用したプレミアム付き商品券等委託料2,588万1,000円を追加し、甲佐町中小企業店舗新築改装利子補給金、観光パンフレット作成業務委託料、給料、職員手当等などの調整を行い、2,408万1,000円を増額し、5,892万6,000円といたしております。

土木費は、県事業負担金等の土木管理費、道路橋梁費、定住促進住宅改修工事設計監理委託料及び工事費、町営住宅移転補償金など調整を行い、2,156万1,000円を減額し、9億5,084万5,000円といたしております。

消防費は、上益城消防組合負担金、消火栓設置費負担金、消防団員費用弁償など調整を行い、323万5,000円を減額し、2億5,342万6,000円といたしております。

教育費は、小学校体育館天井改修設計監理委託料及び工事費、甲佐中学校外構工事監理委託料及び工事費、給料、職員手当等の調整を行い、4,498万3,000円を減額し、6億3,314万5,000円といたしております。

公債費は、長期債利子償還金など1,221万6,000円を減額し、7億9,885万6,000円として

おります。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩いたします。10分間ほど休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時46分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、説明を続行させていただきたいと思っておりますけれども、その前に先ほど、補正予算の商工費の総額に私の説明と数字が違っておりますので、改めて御確認をいただきたいと思っております。

商工費の総額については5,892万、先ほどは6,000円と申しあげましたけれども、正確には5,892万7,000円でございますので、おわびして訂正をさせていただきます。

それでは、引き続き歳入について御説明申し上げます。

地方交付税におきましては、普通交付税の調整額233万1,000円を増額し、20億9,826万9,000円といたしております。

分担金及び負担金は、老人ホーム入所負担金として247万3,000円を追加し、その他負担金の減額調整を行い、181万1,000円を減額し、1億316万5,000円としております。

使用料及び手数料は、民生使用料、その他使用料及び手数料の減額調整を行い、89万8,000円を減額し、3,759万1,000円としております。

国庫支出金は、保育士等处遇改善臨時特例事業補助金981万9,000円、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の消費喚起型交付金2,588万1,000円、同じく地方創生先行型交付金2,579万9,000円を追加し、その他負担金、補助金、委託金の増減調整を行い、1,735万2,000円を増額し、12億3,035万4,000円としております。

県支出金は、各事業費の増減額に伴う負担金、補助金など調整を行い、728万4,000円を減額し、4億8,092万8,000円としております。

寄附金は、ふるさと甲佐応援寄附金66万円ほか、指定寄附金71万円を増額し、144万円としております。

繰入金は、財政調整基金繰入金1億3,550万円ほか、教育施設整備基金繰入金などの減額により、1億4,618万9,000円を減額し、4億4,480万2,000円としております。

諸収入は、後期高齢者医療広域連合派遣職員人件費分等の調整を行い、159万8,000円を減額し、3,302万円としております。

町債は、対象事業費の増減額に伴う借入額の調整により1,460万円を増額し、7億3,063万7,000円としております。

次に、議案第17号、平成26年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,893万2,000円を減

額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,527万3,000円としております。

歳出では、療養諸費、特定健康診査等事業費などの減額、その他の経費の調整を行っております。

歳入では、療養給付費等負担金、財政調整交付金、療養給付費等交付金などの減額、その他の経費の調整を行っております。

次に、議案第18号、平成26年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,879万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,768万8,000円としております。

歳出では、施設介護サービス等給付費などを減額し、その他経費の調整を行っております。

歳入では、支払基金交付金、保険給付費、県負担金などを減額し、その他経費の調整を行っております。

次に、議案第19号、平成26年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,568万9,000円としております。

歳出では、基盤安定負担金を減額し、その他の経費の調整を行っております。

歳入では、特別徴収保険料の減額、普通徴収保険料現年度分の増額などの調整を行っております。

次に、議案第20号、平成27年度甲佐町一般会計予算について御説明申し上げます。

平成27年度予算編成に当たりましては、国の動向を注視しながら、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、事務事業と財源を厳正に把握、精査し、行政目的を効率的に達成するよう配慮し、将来を見据えた予算となるよう編成したところであります。

その結果、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億2,055万8,000円としております。前年度と比較しますと4.4%、金額にしますと2億7,985万4,000円の減額となりました。

それでは、まずは主な歳入から御説明申し上げます。

町税におきましては、町民税は前年度比3.3%増の3億370万1,000円、固定資産税は前年度比2.5%減の4億1,396万3,000円、軽自動車税は前年度比12.7%増の3,912万円、市町村たばこ税は前年度比1.1%増の7,190万円を見込んでおります。地方譲与税は、前年度比16.2%減の5,700万1,000円を見込んでおります。ゴルフ場利用税交付金は、前年と同額の1,000万円を見込んでおります。地方消費税交付金は、前年度比6.8%増の1億2,600万円を見込んでおります。自動車取得税交付金は、前年度比20%減の400万円を見込んでおります。地方特例交付金は、前年度比50%増の300万円を見込んでおります。地方交付税は、前年度同額の20億5,000万円を見込んでおります。分担金及び負担金は、前年度比5.8%増の1億1,100万1,000円を見込んでおります。使用料及び手数料は、前年度比3%減の

3,756万円を見込んでおります。国庫支出金は、児童手当負担金、社会資本整備総合交付金、国民年金事務費交付金の減により前年度比13.7%の減、10億5,347万4,000円を見込んでおります。県支出金は、介護給付、訓練等給付費負担金、熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入促進事業補助金、県議会議員選挙及び県知事選挙費委託金の増により、前年度比38%増の6億6,667万2,000円を見込んでおります。財産収入は、自動販売機用土地貸付収入及び緑町分譲地売払収入の増により、前年度比129.8%増の1,590万3,000円を見込んでおります。繰入金は、前年度比27.3%減の4億7,217万1,000円を見込んでおります。繰越金は、前年度と同額の5,000万円を見込んでおります。諸収入は、前年度比48.9%増の4,249万円を見込んでおります。町債は、道路改良及び小学校体育館天井改修工事の減により、前年度比23.2%減の4億8,880万円を見込んでおります。

次に、歳出について、これは款ごとに説明を申し上げます。

まず議会費です。議会費は、前年度比4.1%増の8,862万8,000円としております。総務費は、前年度比4.7%増の7億7,331万8,000円としております。民生費は、前年度比1.1%増の18億8,067万2,000円としております。衛生費は、前年度比2.4%減の6億584万4,000円としております。農林水産業費は、多面的機能支払事業交付金、防災事業及び中山間地域総合整備事業計画策定委託料の増により、前年度比59.6%増の3億21万7,000円としております。商工費は、前年度比1.5%減の3,453万1,000円としております。土木費は、道路新設改良工事の減により、前年度比15%減の8億9,102万5,000円としております。消防費は、前年度比5.1%減の2億4,230万9,000円としております。教育費は、中学校外構工事及び各小学校体育館天井改修工事の減で、前年度比32.8%減の4億3,625万2,000円としております。災害復旧費については、存目としております。公債費は、前年度比6.6%減の7億5,775万7,000円としております。諸支出金は、存目としております。予備費は、前年度と同額の1,000万円としております。

次に、議案第21号、平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成27年度予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,416万3,000円としております。前年度と比較しますと12.8%、金額でいうと2億2,232万2,000円の増となっております。

それでは、まず主な歳入から御説明申し上げます。

国民健康保険税は、前年度比16.5%増の3億6,145万5,000円を見込んでおります。国庫支出金は、前年度比5.5%減の4億5,712万7,000円を見込んでおります。県支出金は、前年度比2.6%減の8,741万円を見込んでおります。療養給付費等交付金は、前年度比13.6%減の9,000万1,000円を見込んでおります。共同事業交付金は、前年度比81.4%増の4億2,800万円を見込んでおります。前期高齢者交付金は、前年度比11.2%増の3億1,000万1,000円を見込んでおります。繰入金は、前年度比5.6%増の2億7万1,000円を見込んでおります。繰越金は、前年度比50%減の2,000万1,000円を見込んでおります。

次に、主な歳出について御説明申し上げます。

総務費は、前年度比6.7%増の3,500万円としております。保険給付費は、前年度比0.7%減の11億4,561万7,000円としております。後期高齢者支援費等は、前年度比0.1%増の1億9,602万円としております。介護納付金は、前年度比0.6%増の9,300万円としております。共同事業拠出金は、前年度比82.8%増の4億3,247万6,000円としております。保険事業費は、前年度比6.6%減の1,674万6,000円としております。予備費は、前年度比2,095.8%増の3,381万5,000円としております。

次に、議案第22号、平成27年度甲佐町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成27年度予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,072万円としております。前年度と比較しますと2.8%、金額では3,822万3,000円の増となっております。

それでは、主な歳入から御説明申し上げます。

まず、介護保険料ですけれども、介護保険料は、前年度比12.4%増の2億2,386万1,000円を見込んでおります。支払基金交付金は、前年度比0.4%減の3億6,903万6,000円を見込んでおります。国庫支出金は、前年度比3.1%増の3億6,606万1,000円を見込んでおります。県支出金は、前年度比2.8%増の1億9,439万3,000円を見込んでおります。繰入金は、前年度比1%減の2億2,794万2,000円としております。

次に、主な歳出について御説明申し上げます。

総務費は、前年度比5.9%減の4,241万2,000円としております。保険給付費は、前年度比3.1%増の13億965万1,000円としております。地域支援事業費は、前年度比2.8%増の3,565万7,000円としております。

次に、議案第23号、平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

平成27年度予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,731万3,000円としております。前年度と比較して2.6%、金額にして350万4,000円の増となっております。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金で、前年度比2.4%増の1億3,265万9,000円としております。

歳入は、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などに求めております。

最後に、議案第24号、平成27年度甲佐町水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

平成27年度予算は、収益的収入及び支出の予定額を収入、支出それぞれ1億5,136万3,000円とし、資本的収入及び支出では、収入を2億4,000万1,000円、支出を3億404万5,000円とし、収入額が支出額に対し不足する額6,404万4,000円は、当年度分消費税、資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

収益的収入及び支出の予定額で主な収入は、営業収益を前年度より4万2,000円増の1億3,539万円、営業外収益を前年度より543万8,000円増の1,597万1,000円と見込んでおります。支出の主なものは、営業費用1億2,035万9,000円、営業外費用1,586万8,000円としております。資本的収入は、企業債2億4,000万円を見込んでおります。資本的支出は、

建設改良費の2億6,298万4,000円と企業債償還金の3,106万1,000円としております。

以上、御提案をいたしております各議案について御説明を申し上げましたけれども、御審議の節は担当課長に説明をいたさせますので、適切な御議決をいただけますようお願いを申し上げて、大変長くなりましたけれども、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩いたします。10分ほど休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時16分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第1号 上益城消防組合同規約の一部変更について

○議長（緒方哲哉君） 日程第6、議案第1号「上益城消防組合同規約の一部変更について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 議案第1号、上益城消防組合同規約の一部変更について御説明を申し上げます。

議案第1号、上益城消防組合同規約の一部変更について。

地方自治法第286条第2項の規定により、上益城消防組合同規約の一部を次のように変更することとする。

平成27年3月11日提出。町長名でございます。

上益城消防組合同規約の一部を変更する規約。

上益城消防組合同規約の一部を次のように変更する。

第4条中「406番の1」を「169番地」に改める。

附則。この規約は、平成27年7月1日から施行する。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

次のページに新旧対照表を載せております。

現在の消防本部、消防署を新しく新築いたしまして、移転をすることに伴いまして、現在の事務所の位置が御船町大字辺田見406番地の1となっておりますものを、新たに御船町大字辺田見169番地に変更するものでございます。

この規約は、平成27年7月1日から施行するというものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ございませんか。

3番。

○3番（荒田 博君） すみません。参考までに教えていただきたいんですが、新しく消防署を今回つくられて、移られるということですのでけれども、総建設費並びに機材等もありますので、含めて総建設費で幾らなのか。また、その中で本町の負担金等がわかるのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） お待たせいたしました。

まず、庁舎の建設費でございますけれども、こちらにつきましては、落札価格の金額で申しますと、7億8,764万4,000円ということになっております。それにあわせまして、消防緊急デジタル無線のほうの新設をされております。こちらにつきましては、落札価格が8億7,210万円という状況でございます。こちらにつきましては、町が負担金として支出をしておりますのが、26年度で3億2,645万7,000円というところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） 議案第1号、上益城消防組規約の一部変更についてでございますが、これは課長の説明にもございましたように、上益城消防組合の庁舎の新築移転による事務所の位置の変更ということでございますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで、討論を終結します。

これから、議案第1号「上益城消防組規約の一部変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 甲佐町課設置条例の一部改正について

○議長（緒方哲哉君） 日程第7、議案第2号「甲佐町課設置条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 議案第2号について、御説明を申し上げます。

甲佐町課設置条例の一部改正について。

甲佐町課設置条例の一部を次のように改正することとする。

平成27年3月11日提出。町長名でございます。

甲佐町課設置条例の一部を改正する条例。

甲佐町課設置条例の一部を次のように改正する。

第2条第5号中キを削り、クをキに改める。

附則。この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

次のページに、新旧対照表を載せております。ご覧いただきたいと思っております。

今回の改正につきましては、左側の現行の「キ」の部分ですが、住民生活課の子ども医療に関する事項を右側の改正案のようにですね、削除をいたしまして、福祉課の社会福祉に関する事項の中に含めることで、この分掌事務を福祉課に移すものでございます。

そして、この子ども医療に関する事項は規則に委任する形で甲佐町組織規則の中で福祉課の分掌事務ということにすることとしております。

この改正によりまして、両課の子育てに関する事項を福祉課に一元化することによりまして、住民の皆さんの申請等の手続の利便性を図るとともに、福祉課の福祉係を社会福祉係と子ども障害者福祉係に分割をいたしまして、今後のさまざまな制度改正への対応と福祉関係事業の充実を図りたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第2号、甲佐町課設置条例の一部改正につきましては、福

社関係の充実がですね、効果が出ることを期待して賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで、討論を終結します。

これから、議案第2号「甲佐町課設置条例の一部改正について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 甲佐町行政手続条例の一部改正について

○議長（緒方哲哉君） 日程第8、議案第3号「甲佐町行政手続条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 議案第3号について御説明を申し上げます。

甲佐町行政手続条例の一部改正について。

甲佐町行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町行政手続条例の一部を改正する条例。

甲佐町行政手続条例の一部を次のように改正する。

以下、改正文を載せておりますけれども、この内容につきましては、お手元にお配りしております資料により御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、お手元にお配りしております議会説明資料、議案第3号、甲佐町行政手続条例の一部改正についてという資料をご覧くださいと思います。

1番の改正の概要でございますが、行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴う条例の改正でございます。今回の改正は、法令に違反する事実の是正のための処分、または行政指導を求めることができる「処分の求め」の手續や法令の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる「行政指導の中止等の求め」の手續を新設すること等によりまして、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利、利益の保護に資することを目的とする改正でございます。

2番目に目次の改正でございますけれども、今回の改正によりまして、第4章の「行政指導」を第34条の2までとし、4章の次に第4章の2として「処分の求め（34条の3）」を追加をしておるものでございます。

3番目に第1条の改正でございますが、第1条中で引用しております行政手続法38条が

46条に繰り下げになったために改正するものでございます。

次に、4番目でございますけれども、第33条の2項、これは行政指導の方式の改正でございます。本項は、許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を有する町の機関が行政指導をする際に、当該権限を行使し得る旨を示すときは、行政指導に携わる者はその相手方に対して当該権限の根拠となる法令の条項や当該権限の行使が当該条項に規定される要件に適合する理由等を示さなければならないという改正でございます。

5番目に第34条の2です。これは行政指導の中止等の求めの改正でございます。「行政指導の中止等の求め」は、法令に違反する行為の是正を求める行政指導であって、その根拠や要件が法令に規定されているものについては、当該行政指導の相手方に大きな事実上の不利益が生ずるおそれがあることに鑑み、相手方からの申し出を端緒として当該行政指導をした町の機関が改めて調査を行いまして、当該行政指導がその要件を定めた法令の規定に違反する場合には、その中止、その他必要な措置を講ずることとする改正でございます。

6番目に第4章の2、処分等の求め、34条の3の追加でございます。こちらの「処分等の求め」は、処分をする権限を有する行政庁または行政指導をする権限を有する行政機関が法令に違反する事実を知る者からの申し出を端緒といたしまして、必要な調整を行い、その結果に基づき、必要があると認めるときはその是正のための処分、または行政指導を行うこととする改正でございます。

7番目に、こちらは附則で改正をしておりますけれども、甲佐町税条例の一部改正でございます。条例改正に伴いまして、本条例の改正附則におきまして、甲佐町税条例第4条、これは甲佐町行政手続条例の適用除外の規定でございますけれども、の規定の中の条番号を改正するものでございます。

8番目にその他文言の訂正といたしまして、「名宛人」、「関わる」、「剥奪」、「鑑み」等を改めるものでございます。

9番目、施行期日でございますけれども、平成27年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） ちょっと確認でございます。ただいまの説明資料の6番、第4章の2というところで、課長の説明の中で、「必要な調整」とおっしゃったと思うけど、私のは「調査」になっておるけど、どっちでしょう。調整とおっしゃったように聞こえたんですけど。確認です。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 失礼しました。「必要な調査」でございます。訂正させていただきます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 今、説明資料にはこのように変わりましたという説明をされたと思うんだけど、これまではじゃあどうだったのかということは、簡単に言ってもらえんですか。これまではこうだったのを今度はこうしますよと。簡単に、できればお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 要するに、今回の改正の部分につきまして、一つが行政指導の方式、それと行政指導の中止の求め、中止してくださいよという求めですね。それと、処分等の求め、これは第3者の方から、ちょっと違反行為があつとりますということで町のほうに申し出があったときはそれを調査して、それが本当に違法であった場合は、行政指導をするという求めの主に三つの項目を、新たにこの行政手続法の改正にあわせまして条例も改正するといったものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。ありませんね。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 議案第3号、甲佐町行政手続条例の一部改正でありますけども、今、総務課長のほうから説明があらわれましたとおり、これまでに幾つかのことを追加することによってですね、行政の運営に公正性の確保だとか、透明性の向上を図ったり、また、そのことが国民の利益につながるという説明を受けましたので、そのとおりであるんだということを信じまして、本案に賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第3号「甲佐町行政手続条例の一部改正について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

て

○議長（緒方哲哉君） 日程第9、議案第4号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 議案第4号について御説明申し上げます。

議案第4号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定することとする。

平成27年3月11日提出。町長名です。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

町長等の給料及び旅費に関する条例の一部改正。

第1条、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改める。

別表の第1中枠内「副町長59万3,000円」を「副町長59万3,000円、教育長55万3,200円」に改める。

別表第2中枠内の「副町長」を「副町長・教育長」に改める。

甲佐町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。

第2条、甲佐町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改める。

別表第1中枠内です。「教育委員会、委員長、日額6,500円、委員、日額6,300円」を「教育委員会、委員、日額6,300円」に改める。

第3条、教育長の給与、勤務時間及びその他勤務条件に関する条例は廃止する。

附則。

施行期日。1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

経過措置。2、この条例の施行の際、現に在職する甲佐町教育委員会の教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により甲佐町教育委員会の委員として在職する間は、第1条の規定による改正後の町長等の給料及び旅費に関する条例第1条別表第1及び別表第2の規定、第2条の規定による改正後の甲佐町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

別表第1の規定並びに第3条の規定による廃止後の教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の町長等の給料及び旅費に関する条例第1条別表第1及び別表第2の規定、第2条の規定による改正前の甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定並びに第3条の規定による廃止前の教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

次のページからは、それぞれ改正する条例の新旧対照表を参考資料として添付しているところです。

今回制定いたします条例案は、国の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う各条例の改正となります。今回の法律改正につきましては、本日お配りしております別紙資料により御説明をさせていただきたいと思っております。A4版の横版ですけれども、そちらのほうで説明させていただきます。

この法改正におきましては、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることを趣旨として改正されております。

概要といたしましては、ポイントとして4項目上げてありまして、まず一つ目に、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として、新教育長の設置ということになります。改正前までは首長が議会の同意を得て教育委員を任命し、教育委員の互選また選挙によりまして教育委員の中から教育委員会の代表者、会議の主催者となる委員長と具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者となる教育長を任命するというようになっておりました。今回の改正によりまして、首長のほうが議会の同意を得て、教育長として直接任命また罷免を行うということになります。また、教育委員の任期は4年ですけれども、新教育長の任期は3年ということになります。教育長は、教育委員会の構成員ではありませんけれども、教育委員ではないというような立場に今度からなります。教育長のほうは、常勤の特別職というような形になっていきます。

次に、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化ということで、新教育長の判断によりまして、教育委員会への迅速な情報提供や会議の招集、そういったものの実現ということに記載されております。また、教育委員のチェック機能の強化ということで、教育委員の定数の3分の1以上からの会議の招集、請求があれば可能になるということになります。改正前までは、3人以上の招集の請求がなければできませんでしたが、改正後は3分の1ということになりますので、2人以上請求があれば可能ということになります。それと、会議の議事録等の作成や公表をするということになります。

次に、総合教育会議の設置ということになります。現行の制度におきましても、首長は教育委員の任命や予算の編成、執行、条例案の提出、また教育行政に関する権限を持っておりますけれども、行政委員会である教育委員会が教育に関する執行権限を有しております。首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するために、首長と教育委員会が協議を行う場と

して、この総合教育会議を設置するということとなります。首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長、教育委員会が教育施策の方向性を共有して、一致して執行に当たるといことが可能になります。

次に、教育に関する大綱を首長が策定するということとなります。首長と教育委員会との連携を強化し、首長が教育行政に連帯して責任を果たせる体制を構築するために、首長は教育、学術また文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することとなります。

以上で、改正の概要を御説明いたしました。このとおり法改正が平成27年4月1日施行ということになりましたので、各条例を改正する必要が生じたため、策定するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。ありませんか。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） ちょっとお尋ねします。今現在は教育委員5名の中から教育委員長、そして教育委員会の中で教育長を推選というような感じで動いてきたわけがございます。4月1日からはもう完全にそういう形になるのか。

それとですね、今度の4月1日から教育長は、教育委員長が廃止になって委員ではないというような説明があったですね。ということで、我が甲佐町はですよ、教育委員は5名おったわけですよ、それぞれ地域から代表というような感じでですね。だから、今までどおり、やはり教育委員は5名で、また教育長が別になるのか、そういう点もお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、教育委員のほうは、定数は今まで5名でしたけれども、今度は定数4名になります。それと、教育長がまた別に新しく教育長というところで任命になります。

それと、この附則にありますように、現在の教育長の任期中はまだ従前のままということで、教育長の委員としての任期が満了したときに変わるということになりますので、今の赤星教育長の任期が平成29年6月11日までということになりますので、教育長の教育委員としての任期の間はまだ従前のままということになります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 今の説明参考資料の一番右の上ですね。首長が任命するけども、とはいえ権限は教育委員会が留保されていると。ここのところはもうちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（赤星眞照君） 右の上のほうに、政治的中立性の確保ということがあります。

例えば、公立学校の先生たちの人事権、これについては以前と同じように教育委員会が責任を持つ、権限を持つと。ここについては、首長のほうからいろんな意見はあるけども、最終決定をするのは教育委員会であるというふうなことになります。

また、教育課程あるいは生徒指導、そういうふうな部分については以前のままですけれども、これが出てきた背景というふうなことを考えると、地域住民に選ばれた首長さんが教育に関してもっと責任を持って権限を発揮すると。それとともに、生徒指導上の問題、いじめ等に対する対応が教育委員会は遅い。その点から、さらに首長さんがもっと明確に責任を持ちつつ迅速に対応できるようにというふうな背景もこの新制度にあると考えています。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

12番。

○12番（中村幸男君） そういうことですよ、教育長にお尋ねしますが、これは法律の改正に伴う改正であってですね、この改正が現教育長としてどんなふうにとられておるか。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（赤星眞照君） この新しい制度のもとで、今までも、本町の場合は今までも首長部局、町長部局と非常に連携をしながら進めてきております。それで、本町において新しい新教育長になっても、その点は以前と変わりなく進んでいくと判断しております。このことによって、よりの確な情報収集、さらにこういうふうな住民の意見、あるいは町当局の意見が吸い上げやすくなると。特に、ここにあります総合教育会議というふうなことを設置し、首長部局から開催要請があると、そういうふうなことから、より早く、より迅速に対応できるように、今まで以上になるのではないかと私自身は判断しております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

2番。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。この中にですね、新教育長については、任期は3年というふうにございます。町長、首長が任命するということですが、やめさせるということについては、何か条項というか、ございますか。罷免とかですね。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律の中の第7条のほうに罷免のほうも入っております。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第4号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましてはですね、少子化の中、要するに教育行政がですね、より効果が出ることを期待いたしまして賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第4号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のため、しばらく休憩いたします。1時より会議を開きます。

休憩 午前11時55分

再開 午後0時59分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第5号 甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

日程第11 議案第6号 甲佐町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

日程第12 議案第7号 甲佐町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関し必要な事項を定める条例の一部改正について

日程第13 議案第8号 甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第14 議案第9号 甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（緒方哲哉君） 日程第10、議案第5号「甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」、日程第11、議案第6号「甲佐町包括的支援事業の

実施に関する基準を定める条例の制定について」、日程第12、議案第7号「甲佐町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関し必要な事項を定める条例の一部改正について」、日程第13、議案第8号「甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第14、議案第9号「甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（上村美智子君） 議案第5号について御説明申し上げます。

議案第5号、甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。

甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を次のとおり制定することとする。

平成27年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

以下、目次から本則が33条と附則がございますので、お手元にお配りしております資料に基づきまして説明をさせていただきます。

議案第5号、甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案説明資料に基づきまして御説明を申し上げます。

まず、1の制定理由でございます。

第3次地方分権一括法による介護保険法の改正により、現在、厚生労働省令で定められている指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を各市町村が条例で定めるということになっております。

2、条例案の概要でございます。

第1章、第1条は総則でございます。この条例の趣旨を定めるものです。

第2章、第2条は指定介護予防支援の事業の基本方針を定めております。

第3章、第3条から第4条までは指定介護予防支援の事業の人員に関する基準を定めるものです。指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所に保健士、その他の介護予防、支援に関する知識を有する職員を必要数置かなければならないこと、また、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならないことを定めております。な

お、法115条の24第3項により、人員基準は全て従うべき基準とされております。

次のページをお願いします。

第4章、第5条から第29条までは指定介護予防支援の事業の運営に関する基準を定めております。

第5章、第30条から第32条までは指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めております。

第6章、第33条は基準該当介護予防支援の事業の基準について、第2章から第5章までに定める指定介護予防支援の基準を準用する形で定めています。

最後に、附則でございます。第3次一括法による法の改正は、平成26年4月1日に施行されていますので、施行の日から起算して1年を超えない期間内において条例が制定されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準が条例で定める基準とみなされます。そのため、平成27年4月1日から施行することとしております。

次に、議案第6号について御説明申し上げます。

議案第6号、甲佐町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について。

甲佐町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を次のとおり制定することとする。

平成27年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例。

この条例につきましても、お配りしております資料に基づきまして説明をさせていただきます。

議案第6号、甲佐町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案説明資料に基づきまして御説明申し上げます。

まず、1の制定理由でございます。

この条例も第3次地方分権一括法による介護保険法の改正により、現在、厚生労働省令で定められている地域包括支援センターの設置者が遵守しなければならない包括的支援事業を実施するために必要な基準を各市町村が条例で定めるということになっております。

2、条例案の概要でございます。

第1条は、この条例の趣旨を定めるものです。

第2条は、この条例における用語の定義を行うものです。

第3条は、包括的支援事業の基本的な方針を規定したもので、内容は改正後の基準省令のとおりとしております。

第4条は、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数を定めたもので、内容につきましては従うべき基準となっておりますので、改正後の基準省令のとおりとしております。

第5条は、地域包括支援センターは地域包括支援センター運営会議の意見を踏まえて、

適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならないことを定めたもので、内容は基準省令のとおりとしております。

最後に附則でございます。

第3次一括法による法の改正は26年4月1日に施行されていますので、施行の日から起算して1年を超えない期間において条例が制定されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準が条例で定める基準とみなされます。そのため、平成27年4月1日から施行することとしております。

次に、議案第7号について御説明申し上げます。

議案第7号、甲佐町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関し必要な事項を定める条例の一部改正について。

甲佐町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関し必要な事項を定める条例の一部を次のように改正することとする。

平成27年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関し必要な事項を定める条例の一部を改正する条例。

甲佐町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関し必要な事項を定める条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

甲佐町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例。

第1条中「並びに第115条の12第2項第1号」を「、第115条の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号」に、「及び指定地域密着型介護予防サービス事業者」を「、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者」に改める。

第3条の見出し中「指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者」を「指定地域密着型サービス事業者等」に改め、同条中「及び法第115条の12第2項第1号」を「、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号」に改める。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

次のページに新旧対照表をつけておりますので、ご覧いただきたいと思います。

この条例の改正理由でございますが、現行の介護保険法では、指定介護予防支援事業者のしてはならない場合として、「申請者が法人でないとき」となっておりますが、第3次地方分権一括法により、「申請者が町の条例で定めるものでないとき」に改正されます。

第1次地域主権一括法により、平成25年甲佐町条例第4号で議決いただきました甲佐町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関し必要な事項を定める条例の中に、指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項を追加する改正でございます。そのため、題名につきましても、指定介護予防支援事業者を加え

る必要がありますが、対象が3種の事業者となることから、「指定地域密着型サービス事業者等」とまとめることとしております。

次に、議案第8号について御説明申し上げます。

議案第8号、甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正することとする。

平成27年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第14条中「。以下「指定居宅介護支援等基準」という。」を削る。

第93条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条各号」を「熊本県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第33条各号」に改める。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

次のページに新旧対照表をつけておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

改正理由でございますが、これにつきましても、第3次地方分権一括法による介護保険法の改正により、指定居宅介護支援等に係る基準は都道府県の条例に委任されます。これに伴って、この条例の中で事業者が遵守すべき基準として指定居宅介護支援等基準省令を引用している箇所を県条例の規定に置きかえるものでございます。

続きまして、議案第9号について御説明申し上げます。

議案第9号、甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について。

甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正することとする。

平成27年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第16条中「。以下「指定介護予防支援等基準」という。」を削る。

第67条第2号中「指定介護予防支援等基準第30条各号」を「甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年甲佐町条例第5号）第31条各号」に、「具体的取組方針」を「具体的取扱方針」に、「指定介護予防支援等基準第31条各号」を「同条例第32条各号」に改める。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

次のページに新旧対照表をつけておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

改正理由でございますが、これにつきましても、第3次地方分権一括法による介護保険法の改正により、指定介護予防支援等に係る基準は市町村の条例、平成27年甲佐町条例第5号に委任されます。これに伴って、この条例の中で事業者が遵守すべき基準として、指定介護予防支援等基準省令を引用している箇所を町条例の規定に置きかえるものでございます。

以上で、議案第5号から第9号までの説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

日程第10、議案第5号、甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番。

○12番（中村幸男君） 議案第5号、甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきましてはですね、第3次地方分権一括法による介護保険法の一部改正に伴う改正でありまして、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第5号「甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制

定について」、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第6号、甲佐町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） 議案第6号、甲佐町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、これも第3次地方分権一括法による介護保険法の一部改正に伴っての改正でございますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第6号「甲佐町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第7号、甲佐町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関し必要な事項を定める条例の一部改正について、これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第7号、甲佐町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関し必要な事項を定める条例の一部改正につきましては、第3次地方分権一括法による介護保険法の一部改正に伴う改正であり、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第7号「甲佐町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関し必要な事項を定める条例の一部改正について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第8号、甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 議案第8号、甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、提案理由の中にありますとおり、これも第3次地方分権一括法の改正に伴うものであり、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第8号「甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第9号、甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） 議案第9号、甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、これも介護保険の一部改正に伴う条例の改正でありますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第9号「甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第10号 甲佐町介護保険条例の一部改正について

○議長（緒方哲哉君） 日程第15、議案第10号「甲佐町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（上村美智子君） 議案第10号について御説明申し上げます。

議案第10号、甲佐町介護保険条例の一部改正について。

甲佐町介護保険条例の一部を次のように改正することとする。

平成27年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例。

甲佐町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第2条中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め、同条第1号中「3万280円」を「3万3,300円」に改め、同条第2号中「3万280円」を「4万9,960円」に改め、同条第3号中「4万5,420円」を「4万9,960円」に改め、同条第4号中「6万560円」を「5万9,940円」に改め、同条第5号中「7万5,700円」を「6万6,600円」に改め、同条第6号中「9万840円」を「7万9,920円」に改め、同条第6号の次に次の3号を加える。

7、令第38条第1項第7号に掲げる者、8万6,580円。

8、令第38条第1項第8号に掲げる者、9万9,900円。

9、令第38条第1項第9号に掲げる者、11万3,220円。

第2条に次の1項を加える。

2、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の平成27年度から平成28年度までの各年度における保険料は同号の規定にかかわらず、2万9,980円とする。

附則第6条の次に次の1条を加える。

医療介護総合確保推進法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置。

第7条、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条第1項の規定に基づき、医療介護総合確保推進法第5条の規定による改正後の法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間を行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

2、医療介護総合確保推進法附則第14条第3項の規定に基づき、医療介護総合確保推進

法第5条の規定による新法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るために、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

3、医療介護総合確保推進法附則第14条第4項の規定に基づき、医療介護総合確保推進法第5条の規定による新法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

4、医療介護総合確保推進法附則第14条第5項の規定に基づき、医療介護総合確保推進法第5条の規定による新法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

附則。

施行期日。

1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

経過措置。

2、改正後の甲佐町介護保険条例第2条第1項の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については従前の例による。

次のページに新旧対照表をつけておりますが、大変申しわけございません。1ページの一部が間違っておりましたので、お手元にお配りしております訂正後の新旧対照表をご覧くださいと思います。

以上、これが条例改正案の内容でございますけれども、保険料の改正内容につきましては、新旧対照表のほうでもおわかりにくいと思われまますので、お手元にお配りしております保険料の資料に基づきまして御説明をさせていただきます。左側に第5期の保険料、右側に第6期の保険料というふうにして書いてあるものでございます。

今回の改正につきましては、本年度で第5期の計画期間が終了しますので、来年度の27年度から29年度まで第6期ですけれども、この3年間の介護保険料について改正を行うものです。

資料の左側が改正前の第5期、右側が改正後の第6期の所得段階ごとの金額を記載しております。

まず、所得段階でございますが、低所得者の負担軽減と高所得者の所得に応じた負担増を図るために、所得段階を国の基準にならしまして、第5期の6段階から9段階へ変更しました。第5期の第5段階を第6段階と第7段階に、同じく第5期の第6段階を第8段階と第9段階に細分化して負担割合を引き上げました。

次に、各段階の対象者保険料でございますが、改正前の段階が改正後はどの段階になるのかを矢印のほうでお示ししております。

それから、対象者につきましては、第5期までは合計所得の金額が80万円から190万円となっており、幅がありましたので、今回は間に120万円を設けてあります。また、上限

が190万円以上となっておりますが、今回、290万円以上となっております。

基準額の保険料につきましては、網かけの部分ですが、第5期では第4段階の月額5,047円でしたが、今回は第5段階の月額5,550円としており、503円のアップとなっております。保険料の基準額は3年間の介護サービスの総費用見込み額、65歳以上の方の負担分、65歳以上の人数等で算定されますが、第6期の計画期間におきましては、団塊の世代の方が65歳に達することにより、高齢化率の上昇と要介護・要支援認定者数の増加が予想されます。

算定に当たりましては、第5期の標準給付額3年分を約39億1,079万6,000円、それから第6期の標準給付額、3年分ですけど、約40億3,345万4,000円で見込みまして、約3.1%増加すると見込んでおり、65歳以上の人数も平成29年度は約3,970名、認定者数も1,051人と見込んでおります。したがって、給付費の増加により、介護保険料の増額もやむを得ない状況でございます。

以上で、保険料改正の説明を終わらせていただきます。

介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置につきましては、保健福祉センター所長のほうから説明させていただきます。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（甲斐 隆君） それでは、議案第10号について御説明いたします。

説明につきましては、ただいま皆様、お手元にお配りしました関係資料から説明させていただきます。

今回の改正で介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期を延期するため、この議案を提出するものです。

関係資料をごらんください。色刷りのカラーになります。

医療介護総合確保推進法の附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置7条関係になります。

1ページをお願いします。新しい地域支援事業の全体像になります。左側が今現在の制度で、右側が今回改正で平成27年4月施行の事業になります。

今回の改正で、左側の介護予防給付等の中の緑のほうでしております訪問介護、通所介護です。この部分が要支援1、2の訪問介護、通所介護が今回新しい介護予防・日常生活総合事業へ移行することになりました。ごらんとおり、右側のほうが事業が新しく変わっております。

まず、訪問型のサービスですけども、今現在の国の一律の基準から、緩和した基準によるサービスや住民主体による支援事業等に変わる予定です。

次の通所型サービスですけども、これも住民主体の公民館やふれあいセンター、事業所を利用した事業になります。

次の生活支援サービスです。これは、今あっておりませんが、配食サービス、それと高齢者の見守り、買い物、外出支援等を考えております。

介護予防支援事業です。これは高齢者の方が増える中で、利用者の方に適切なサービスの提供をするための事業になります。

次の一般介護予防事業ですが、閉じこもりがちな高齢者の方の支援や介護予防活動の普及等の事業になります。

次の下の包括的支援事業です。地域ケア会議の充実。これは、福祉関係者、介護職の方、一般住民の方、地域の方によって地域課題を共有し、課題解決に向けて関係者のネットワークの構築を図る事業になります。

次の在宅医療介護連携の推進です。これは、病院、介護事業者、それに福祉関係者等の中での医療と介護のネットワークの構築を図ります。

その下の認知症施策の推進です。認知症患者が増加する中で、介護予防において認知症の推進は特に重要な課題です。認知症の早期発見、早期対応で認知症でも地域で生活できることを実現することを願っております。そのために、事業としましては、認知症の初期集中支援チーム、認知症地域支援の推進等を検討しております。

次の生活支援サービスの体制整備です。コーディネーターの配置、地域支え合い推進員とも言います、の配置、それとこれの協議体の設置を通じて地域で高齢者のニーズとボランティア等により生活支援をと考えております。

以上、右の見直し後につきましては、平成27年4月の施行になりますけれども、今回の条例にも出してありますけれども、市町村の条例で定める場合は、事業実施が法律より猶予ができるようになっております。

次のページをごらんください。

次のページは法的位置づけということで、1番の上のほうに、法律が長いんですけども、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、以下医療介護総合確保推進法といいますけれども、この法律によりまして、真ん中のほうですけども、介護予防・日常生活支援総合事業の実施の猶予ということで、市町村が条例で定める場合には、平成29年3月31日までの間においてはこの事業の実施を猶予できるとなっております。

それと下の法改正後の第115条の45第2項第4号から6号に規定する在宅医療・介護連携推進事業、それと生活支援体制整備事業、それに認知症総合の支援事業の実施の猶予につきましては、条例で定める場合には、平成30年3月31日までの間においてはその実施を猶予できるというふうになっております。

次のページをお願いします。

次のページは総合事業の円滑な移行ということで、平成27年度から法改正がありますけれども、経過措置、これは訪問介護と通所介護ですが、28年までは経過措置がありまして、その後、29年4月1日から実施しなければならないということの、これの図になっております。平成30年からは、もう新しい、全て予防給付、新しい総合事業のほうに移管になります。

第10号の条文の中の議案の中の最後から2枚目のほうをお開きください。新旧対照表に

なります。

新旧対照表の中の7条の第1項ですけれども、この事業は介護予防・日常生活支援の総合事業ということで、実施は、猶予が平成29年3月31日まで猶予可能になりますので、予定としては平成29年4月1日を実施予定としております。

第7条の第2項ですけれども、事業名が在宅医療・介護連携推進事業となりまして、これは平成30年3月31日までの猶予が可能になりまして、実施は平成30年4月1日を予定しております。

次の7条の3項になります。3項の事業名は生活支援体制整備事業ですけれども、この事業につきましても、平成30年3月31日まで猶予をしまして、実施は平成30年4月1日から実施予定を計画しております。

次に、7条の第4項です。認知症総合支援事業になります。これも同様、猶予は平成30年3月31日で、実施は平成30年4月1日を実施予定としております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

2番。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。質問をいたします。

説明事項がですね、多くて、なかなか理解するのにですね、ちょっとこちらも私も大変な状況なんですけれども、今、制度が変わるんだけど猶予をするということで、この実施は30年の4月からということでよろしいんでしょうかね、実施される予定は。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（甲斐 隆君） 介護予防の中の訪問介護と通所介護につきましても、平成29年4月1日からの実施になります。新しい、青刷りの新しい、このグリーンのところですね。この事業につきましても、平成29年4月1日実施を予定しております。その下のほうの包括的支援事業につきましても、平成30年4月1日までが猶予ですので、準備ができ次第、早目に、取りかかれば早目にとということで考えております。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） 制度の改正についてはそういうふうに時期が猶予されるということなんですけれども、保険料の引き上げについては、もう27年の4月から実施されるということですか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（上村美智子君） はい。保険料の改正につきましても、3年間で1期としておりますので、27年4月1日からになります。

○2番（佐野安春君） もう1件よろしいですか、議長。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） 説明資料の中に、5期、6期と対照表がございますが、保険料が全てにわたって上がるということは見えてくるんですけど、甲佐町の実態として、どれ

ぐらいの人員と保険料ですね、この段階の中にあるのかというのがちょっと見えてこない
ので、そういった資料をお持ちであればですね、提供いただければ私としてはありがたい
と思います。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（上村美智子君） 甲佐町の該当者数とこの段階が何名とか、そういう分
ですね。今、調べておりますけども、今、ようございますか。

○2番（佐野安春君） すぐにできなければ、後でもいいんですけど、これだけじゃわ
かりにくいからですね、甲佐町の実態がですね。見えませんので、よろしく願います。

○福祉課長（上村美智子君） はい。それじゃあ。

○議長（緒方哲哉君） どうぞ。

○福祉課長（上村美智子君） これは、27年4月1日現在の見込み数ですけども、第1
段階が大体該当の方が819名、負担割合も基準額の0.45になります。それから、第2段
階が基準額の0.75ですけど、これが475名。第3段階が同じく0.75で、352名。それから、
第4段階が0.9で666名。それから、第5段階、ここが基準額になります、686名。第6
段階が1.2で470名。第7段階が1.3で279名。第8段階が1.5で121名。第9段階が1.7で52名
の該当者を見込んでおります。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

2番。

○2番（佐野安春君） 介護保険につきましては、本来国が最も責任を負うべく制度だ
というふうに思っております。その中で、新しい制度に移行する際に、保険料の引き上げを
加入者に与えるということはですね、制度の維持上も大変な問題だというふうに考えます。
そしてまた、サービスの内容につきましても、前進よりも、私としては後退をしてる面が
あるというふうに考えます。そういった面で、この保険料の引き上げの条例については、
私としては反対をいたします。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 議案第10号、甲佐町介護保険条例の一部改正でございますが、
これは介護保険の制度上、財源の中にですね、国の分、県、町、そして本人っていうんで
すかね、受益者の方の負担と。これはもう割合が決まってるわけで、理想は理想としてあ
るんだろうけどもですね、やはりこの基準が決まっている以上、我が町の介護保険を維持
していくためには、この保険料の改定はもうやむを得ないというふうなところが、私はその
とおりだと思いますので、残念でありますけども、本案に賛成したいと思います。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第10号「甲佐町介護保険条例の一部改正について」採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方哲哉君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。10分休憩しましょうか。

休憩 午後 2 時02分

再開 午後 2 時11分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第11号 甲佐町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（緒方哲哉君） 日程第16、議案第11号「甲佐町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（上村美智子君） 議案第11号について御説明を申し上げます。

議案第11号、甲佐町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

甲佐町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正することとする。

平成27年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改め、「放課後児童健全育成事業施設」を「放課後児童健全育成事業を行う施設」に改める。

第3条中「場所」を「位置」に改める。

第4条中「おおむね10歳未満の」を「小学校に就学している」に改める。

第5条を次のように改める。

使用できる者の範囲。第5条、放課後児童健全育成事業の施設を使用することができる

者は、甲佐町内の就労家庭またはこれに準ずる家庭に属する児童で、小学校に就学している者とする。

附則。

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。

次のページに新旧対照表をつけておりますので、ごらんいただきたいと思います。

この条例の改正につきましては、児童福祉法の改正により、対象者がおおむね10歳未満だったのが小学校全学年に拡大されることによるものと条及び語句の訂正です。

よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番。

○3番（荒田 博君） 3番。

議案第11号、甲佐町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、条例の中の文言の変更ということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第11号「甲佐町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第12号 甲佐町保育の実施に関する条例の廃止について

○議長（緒方哲哉君） 日程第17、議案第12号「甲佐町保育の実施に関する条例の廃止について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（上村美智子君） 議案第12号について御説明申し上げます。

議案第12号、甲佐町保育の実施に関する条例の廃止について。

甲佐町保育の実施に関する条例を廃止することとする。

平成27年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町保育の実施に関する条例を廃止する条例。

甲佐町保育の実施に関する条例は廃止する。

附則。

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。

甲佐町保育の実施に関する条例は、実質保育の実施基準のみを定めております。

子ども・子育て支援法が平成27年4月1日から施行されるのに伴いまして、保育の実施基準の条例委任はなくなりますので廃止するものです。

よろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） 議案第12号、甲佐町保育の実施に関する条例の廃止につきましては、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第12号「甲佐町保育の実施に関する条例の廃止について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第13号 甲佐町隣保館設置条例の一部改正について

○議長（緒方哲哉君） 日程第18、議案第13号「甲佐町隣保館設置条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町民センター所長。

○町民センター所長（吉岡英二君） それでは、議案第13号について御説明いたします。
議案第13号、甲佐町隣保館設置条例の一部改正について。

甲佐町隣保館設置条例の一部を次のように改正することとする。

平成27年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由については省略させていただきます。

次のページをお願いします。

甲佐町隣保館設置条例の一部を改正する条例。

甲佐町隣保館設置条例（昭和58年甲佐町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（使用料及び徴収方法）」に改め、第10条を次のように改める。

第10条、使用料は別表に定めるところにより、使用者から徴収する。

2項、前項の使用料は前納とする。ただし、コインタイマー式の冷暖房機器使用料は、使用者が直接冷暖房機器のコイン投入口に投入することにより徴収する。

3、町長は、次の各号に該当するときは使用料を無料とすることができる。

（1）第3条に規定する事業を行うとき。

（2）その他町長が特に必要と認めるときでございますけれども、補足として、第3条に規定する事業を行うときということがございますけれども、これは隣保館の設置の目的に起因するような事業ということで、社会調査研究事業、相談事業、地域福祉事業、啓発広報事業等でございます。

次に、別表を次のように改める。

別表、第10条関係でございますけれども、次のページの新旧対照表で御説明したいと思います。

これにつきましては、上段の使用料についてでございますけれども、これは右に使用料及び徴収方法ということで、ただいま説明したとおりでございますけれども、別表のほうは、まず午前、午後、夜間、終日とございますけれども、これにつきまして、明確な時間の規定がございませんでしたので、右のように8時半から12時半、13時から17時、17時から22時、8時半から22時ということに改めさせていただきたいということでございます。

それと、コインタイマー式の冷暖房1時間当たりということで、会議室のみ200円徴収したいということでございます。

備考でございますけれども、1時間に満たない場合の使用料は1時間として算出するということです。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行するという説明でございます。

どうぞよろしくをお願いします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

5番。

○5番（福田謙二君） 5番。このコインタイマー式ですね、冷暖房。この工事とか、

機材の代金とか、どれぐらいかかったわけですかね。

○議長（緒方哲哉君） 町民センター所長。

○町民センター所長（吉岡英二君） 後のほうで、児童館のほうでも説明しますが、ここの隣保館については8万前後ということでございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 今までが無料だったわけですね。で、今回、1時間以内も1時間も200円ということで、今までの使用の中で、もう時間から計算すると、この8万前後という工事代金、機材、十分賄えるわけでしょうかね。

○議長（緒方哲哉君） 町民センター所長。

○町民センター所長（吉岡英二君） その分については、3条で規定している分についてはお金は発生しませんけれども、3条以外の分についてはお金が発生するというところでございますけれども、大体年間に1万6,000円ぐらいの収入を見込んでおりますので、数年間しなければ取り戻せないというような形にはなりません。

○5番（福田謙二君） わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 4番。

議案第13号、甲佐町隣保館設置条例の一部改正については、甲佐町の隣保館の運営に当たり、当たり前のように他の施設と行うということで、大いに何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第13号「甲佐町隣保館設置条例の一部改正について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第14号 甲佐町中早川児童館設置条例の一部改正について

○議長（緒方哲哉君） 日程第19、議案第14号「甲佐町中早川児童館設置条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町民センター所長。

○町民センター所長（吉岡英二君） それでは、議案第14号について御説明いたします。

議案第14号、甲佐町中早川児童館設置条例の一部改正について。

甲佐町中早川児童館設置条例の一部を次のように改正することとする。

平成27年3月11日提出。町長名でございます。

提案理由については省略させていただきます。

次のページをお願いします。

甲佐町中早川児童館設置条例の一部を改正する条例。

甲佐町中早川児童館設置条例（昭和58年甲佐町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（使用料及び徴収方法）」に改め、第9条を次のように改める。

第9条、児童館の使用料は次のとおりとする。

1号、施設使用料は無料とする。

2号、冷暖房機器使用料は1時間当たり100円とする。ただし、3条に規定する事業を行うときは無料とする。

3号、その他町長が特に必要と認めるときは無料とする。

2項、冷暖房機器使用料の徴収方法は、使用者が直接コインタイマー式冷暖房機器のコイン投入口に投入することにより徴収する。なお、1時間に満たない場合の使用料は1時間として算出する。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行するということでございますけれども、これにちょっと補足させていただきますと、9条の第1項の2号のところでございますけれども、1時間当たり100円とするということで、先ほどの隣保館設置条例の中には200円というふうにしておりましてけれども、これはどういうことかといいますと、隣保館については、それぞれ一つの施設にですね、隣保館の会議室に天井埋め込み式の冷暖房機の吹き出し口といいますか、その機器が二つついております。それを一つで管理するということでございますけれども、この児童館については、集会室と遊戯室それぞれにアコーディオンカーテンで仕切ることができまして、一つ一つが独立した部屋ということで使用できます。それに伴いまして、コインタイマーの投入口も二つあるということでございますので、1機ずつということで、1機が100円というような形で設定しております。そういった違いがございます。

次のページが新旧対照表でございますけれども、これにつきましては、現行の場合は第9条で児童館の使用料は無料とするということのみでございましたけれども、先ほど説明しましたとおり、右の改正案については、第2項までが改正しているということでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

4番。

○4番（宮本修治君） 4番。

議案第14号、甲佐町中早川児童館設置条例の一部改正については、他の施設とも足並みをそろえるということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第14号「甲佐町中早川児童館設置条例の一部改正について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第15号 工事請負契約の変更について

○議長（緒方哲哉君） 日程第20、議案第15号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 議案第15号について御説明申し上げます。

議案第15号、工事請負契約の変更について。

平成26年第3回甲佐町議会定例会において議決された工事のうち、契約金額1億843万2,000円を1億1,316万7,363円に変更することとする。

平成27年3月11日提出。町長名です。

提案理由については省略させていただきます。

次のページに資料として工事請負契約仮契約書を添付しております。

工事番号、学教第4号。工事名、甲佐中学校屋外運動場整備工事分でございます。

甲佐中学校屋外運動場整備工事の請負変更契約の主要変更内容について御説明いたします。

当初契約金額が1億843万2,000円、変更後の契約金額が1億1,316万7,363円、増額の473万5,363円です。

今回の請負契約の変更の主な内容といたしましては、工事施工に伴いまして、生徒と工

事車両の動線が一部重なる部分がありましたので、安全確保のために誘導員の配置を行っております。それと、グラウンド東側ランニングコースと水路の間にネットフェンスを一部施工しております。また、テニスコート南側の防球ネット既設分がございましたけれども、老朽化しておりましたのでその部分の張りかえ、また、構造物、テニスコートの照明灯の基礎コンクリートになりますけれども、その撤去、運搬処分、それとグラウンド南側の水路のかさ上げコンクリート、またグラウンド南側に側溝を敷設しております。このような工事変更をいたしまして、請負契約額が増加したためでございます。

御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

5番。

○5番（福田謙二君） この変更だったんですけども、この工事は、当時はこういう内容の工事はわからなかったわけですね。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 先ほど内容の中で、一応、テニスコートの構造物の基礎部分とかは、ちょっと地中に埋まっておりましたのでわかりませんでした。実績に応じて上げております。

それと、グラウンド南側に側溝を敷設しておりますけれども、これも当初、砂利を敷いて浸透式で下のほうに処理するというふうにしてございましたけれども、それではとても排水処理がよくなるし、砂利のほうがまたグラウンドのほうに飛散するおそれもあるということで、その部分をちょっと変更したところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） もうひとつな、ネットフェンスのどうのこうのと言われたでしょう。そんなんあったですかね。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） ネットフェンスにつきましては、国旗掲揚台の部分にテニスコートの防球ネットが来まして、その部分が水路から若干上がっておりますので、ちょうど防球ネットが終わって、ちょっと高さがあるところがありましたので、その部分にフェンスを張ったということです。

○5番（福田謙二君） はい。わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

6番。

○6番（宮川安明君） いろいろ工事の変更ちゅうことだけど、この前、この前というか、以前からも私言ったことあるんだけど、言葉で言われると非常に何ちゅうかな、理解しづらいんですよ。で、契約書をつけて資料だとおっしゃるけども、やっぱりもう少し我々にわかるようにですよ、こういうことはこうしたんですよとか、写真とか何とかして、そういう資料をつけて説明をしていただかんと、ただおっしゃるように安全確保で誘導員

がどうだとか、ランニングコースの水路のとこの何とかと言われても、我々にはわからんわけですよ、わからなくちゃいかなのだろうけども。そこはやっぱり、こういう書類として出される場合はそろえられて、そして我々にわかるように説明をした上で審議をしていただくということが望ましいんじゃないかというふうに以前も申し上げただけど、その辺はどうですか。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） 教育委員会関係のただいまの御質問でありますけれども、一般的なことから私がここで答えたいと思います。

詳細にわたった写真というのは、結構これは書類が多くなりますので、例えば当初の平面図に当初の計画とそれに赤書きで実施した内容を上から書き込むというようなことであれば、その辺の準備は十分できると思いますので、そういったことで対応させていただくならばと思いますので、御了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

10番。

○10番（本田 新君） この工事ですけども、グラウンドが非常に水はけが悪いということいろいろされたと思うんですけど、結果はどぎゃんなんね。ようになったのかどうなのか。そこら辺はどぎゃんふうに見とるのかお答えしてもらえんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 工事のほう、今まだ表層のほうの仕上げがまだ完全にはでき上がっておりませんけれども、何度か雨降った後とか行きましたけれども、以前のようにぬかるみというか、まだ下のほう完全に乾いておりませんので若干柔い部分はありますけれども、昔のように靴に泥がついてくるというような、周りのほうにですね、押し上げてついてくるというようなところはないようなところで進んでおります。

○10番（本田 新君） わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番。

○3番（荒田 博君） 議案第15号、工事請負契約の変更については、ただいま課長の説明にあったとおりで、各議員さんからの御指摘もありましたが、賛成したいと思います。

ただ、これでですね、甲佐中学校の建設、建物も外構も本年度で終わるかと思えます。建物はきれいになりましたけれども、これからですね、また新しい中学校の教育に向けて

再度頑張ってください、これから甲佐中学校の新しいまた教育ということで、いろいろないいことが聞けるようにですね、努力していただければと思います、賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第15号「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時42分

再開 午後 2 時47分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日12日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れでございました。

散会 午後 2 時47分

3月12日（木曜日）

平成27年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 平成27年3月11日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 3月12日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 3月12日 午後4時55分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 宮川 安明
7番 緒方 哲哉	8番 本郷 昭宣	9番 渡邊 俊一
10番 本田 新	11番	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

11番 山内 勲

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 宮川 安明
7番 緒方 哲哉	8番 本郷 昭宣	9番 渡邊 俊一
10番 本田 新	11番	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

11番 山内 勲

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本 幹春 議会事務局事務長 田上 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 奥名 克美	副 町 長 師富 省三
会計管理者 星本 敏也	総務課長 内山 洋
企画課長 西坂 直	くらし安全推進室長 清水 明
税務課長 井芹 雅洋	住民生活課長 福島 明広
総合保健福祉センター所長 甲斐 隆	福祉課長 上村 美智子
産業振興課長 鳴瀬 美善	建設課長 志戸岡 弘
環境衛生課長 一圓 秋男	会計課長 星本 敏也

町民センター所長	吉岡英二	教 育 長	赤 星 眞 照
学 校 教 育 課 長	古 閑 敦	社 会 教 育 課 長	上 田 悟
農 業 委 員 会 事 務 局 長	鳴 瀬 美 善	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	内 山 洋
代 表 監 査 委 員	本 田 進		

1. 開会 3月12日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は7名です。

順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間をおおむね1時間として議事運営させていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、6番、宮川安明議員の質問を許します。

6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） おはようございます。6番、宮川安明でございます。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

今議会はですね、皆さん御承知のように、さきの改選で選出された議員による27年度第1回の定例会ということでございまして、私が最初の一般質問の議員でございますので、後に今日は6人議員さんがいらっしゃいます。私も先頭バッターとしてしっかりと責任を果たしていきたいというふうに考えておりますので、執行部の方々には賢明なる明確な答弁をお願いいたしまして、質問に入りたいというふうに思います。

それでは、まず、農業問題についてでございますが、今、人・農地プラン及び集落営農の法人化ということで、我々も一生懸命進んできているわけでございますが、人・農地プラン及び集落営農の法人化の状況と、それから今後の対応策などについて担当課長にまずはお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） それでは、お答えいたします。

まず、人・農地プランの取り組みの状況ということで御説明をさせていただきます。

人・農地プランにつきましては、農業従事者の高齢化、また後継者不足、それに伴う遊休農地や耕作放棄地の増加などといったそれぞれの問題がございます。その中で、農業者と農地の問題について、集落と町が一体となって解決に向けたプランを作成するという事業でございます。

この事業は、平成24年から始まり、25そして今年26年度ということで3年を迎えておる

ところでございます。

本年度につきましては3年目ということで、少しでも地域から出た問題について、解決策を見出していけるならということで、今行っているところでございます。26年度におきましても、第1回目の検討会を7月から8月、そしてまた2回目の地域での話し合い活動を1月から2月に行ったところでございます。

この地域で策定されましたプランにつきましては、各集落の今後の地域の農業のあり方ということで、町の審査会に提出をし、検討委員というのを設けておりますので、検討委員会の中で上がってきました人・農地プランのプランにつきまして、新規につきましては9件、継続で審議を受ける地区について34件の審議を終えたところでございます。

人・農地プランについては以上でございます。

それと、集落営農の、今先ほど議員がおっしゃったとおり、営農組合の法人化ということで御質問があったと思いますけれども、現在、町のほうでも営農組合の法人化に向けて進めておるところでございます。この法人化の推進の背景としましては、まず甲佐町の農業者の6割以上の方が60歳以上ということでございます。このような状況の中で、今後、農業をやめられたときに、集落の農地を誰が守っていくのかということで、非常に危惧されているところでございます。

このような中で、現在は個人間での農地の貸し借りが主流となっておりますけれども、それについても個人間の貸し借りは限界があるということで、現在は営農組合のほうで農地をいろいろ借りたりなんかして、集落営農でされておりますけれども、将来的には法人化へ移行して、集落営農が農地を借れる組織という形が法人化ということでございますので、それに移行して地域の農業を集落営農法人が守っていききたいということで、今進められているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） 今、人・農地プラン及び集落営農の法人化ということについて、今の現状をお聞きしました。本年度はですね、3年目ということで、今おっしゃったように、解決策を見出すことを目的に行ってこられたということでございますが、私も今おっしゃった検討委員会、これが3月6日ですね、人・農地プラン検討委員会というものに出席させていただきました。そこで、新規採択が9件、また新たに対策を見出した地区の変更等が34件を審議させていただきました。

新たな解決に向けた取り組みということで、そのときはですね、県の定額補助事業である鳥獣被害対策担い手育成加速化事業というようなものに取り組みられるというようなこともお聞きしましたし、また先ほどおっしゃいましたように、全地区共通の課題として、担い手がないということですよね。ですから、その対応として、集落営農を法人化に持っていくんだということでございました。

そういうことで、話をお聞きしたんですけども、やはりですね、法人化にしましても、一番問題になってくるのは、やはり組織をいかに安定的に運営していくかということに尽

きるというふうに思うんですよね。ただ、法人化を立ち上げればいいという問題でなくて、その法人の運営をどうするかというところが一番問題じゃないかというふうに私は考えてるわけですが、もう少し課長、それじゃあ、法人化を安定的に運営するためには、具体的にどういうことをされるのか、端的にお答え願えませんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 法人化になった後の安定的な進み方ということでございますけれども、まず私たちが営農組合の法人化ということで進めていきますけど、営農組合につきましては、現在九つのまず営農組合がございます。その中で、まず四つの営農組合の方たちが4月になって法人化を立ち上げたいということで進んでおられます。

特に、山出地区を申しますけれども、山出地区につきましては3月の15日、今週の日曜日になるかと思えますけれども、農事組合法人の山出ということで、法人化を設立されると。そして4月になったら登記まで済ませるといような形で進んでおられます。

こういった流れの中で、町としてどういった今後支援をしていけるかということでございますけれども、この法人化につきましては、国のほうも支援をされる事業がございます。国の事業としましては、なかなかちょっと長いですけど、地域営農組織法人化推進事業、法人設立への支援ということで、国から支援がございます。

また、あわせて県のほうも、地域営農の法人化に当たって設立するに当たっての登記費用がかかりますので、その登記の費用についても県の補助事業がございます。あわせて、町といたしましても、新年度予算でも計上させていただきますけれども、町としても経営が軌道に乗るために支援をしましょうということで、初期運営費用の支援ということで、金額的には一組織20万ということで3年間、町の支援についてはしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） やっぱり組織を安定的に運営するために、今課長がおっしゃられたような経理に必要なですね、そういうところの助成をするんだというようなお答えだったというふうに理解します。それはそれで結構なことだと思います。

しかし、そのほかにもですね、まだまだ、例えば鳥獣被害の問題だとか、その他数多くの問題点がこの検討委員会の中では出てきてました。これにつきましてはですね、この場で課長に御質問するのもあれですけども、そういう問題点についての予算化なり、されてると思いますので、それはですね、今度予算審議のときにお聞かせ願いたいと思ひまして、今一般質問ではですね、この件はここで終わらせていただきます。

続きましてですね、乙女台地の基盤整備の進捗状況と今後の見通しということで質問をさせていただいておりますので、その乙女台地の件につきまして、課長より答弁をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） それでは、乙女台地の整備ということで御説明を申し

上げます。

まず、御説明を申し上げる前にですね、皆様方に議員さんたちへの議会資料ということで、この田口地区の航空写真になりますけど、これを事前に配付されておるということで思っております。もし、お手元にお持ちであれば見ていただくと助かると思います。場所をまず説明して、その事業の内容について説明したほうがわかりやすいと思いますので、かいつまんで説明をさせていただきます。

このまず乙女台地の畑台地の場所でございますけれども、田口橋から中山方面に向かう現在は県道御船甲佐線という路線がございます。わかりやすく言いますと、宇城鉄筋協同組合さんがあるところの県道でございます。そこを東側と見て、そこから西側に甲佐町のグリーンセンターがございます。その東西の中で、また南のほうには県道今吉野甲佐線、北側におきましては県道宇土甲佐線と田口の集落というところで、その範囲の中の皆さん方ではその赤の線で示しておりますけど、約77.2ヘクタールの畑の台地がございます。これについて説明を申し上げます。

位置については、今のようなどころでございますけど、この御質問の乙女台地の開発というか整備でございますけれども、経緯についてですが、乙女台地の基盤整備につきましては、これまでの経緯として御説明申し上げますけれども、本事業への取り組みにつきましては、先ほどの御質問にありましたとおり、平成24年度より始めました人・農地プランの作成のときにおいて、地元の皆さんとの話し合い活動の中で、この乙女台地の話もでてまいりました。現状といたしましては、田口地区の水田につきましては、どうにか営農組合で維持していくことができるというようなお話でございましたけれども、この今申しました畑台地77ヘクタールぐらいありますけれども、この場所については現況道幅も狭く圃場の形状も悪いと、また大型機械での効率的な営農ができないと、そういったことを踏まえて、いろんな作物を作付するにも支障があったり遊休農地化をしている状況があるというようなお話を聞いた中で、そういった事情に鑑みまして町のほうとしましては、平成25年に県の上益城地域振興局と一緒に町で現地確認を行いました。

現地を見た中で、畑台地につきまして何か取り組める事業はないかということで検討を重ねましたところ、一番受益者の方に負担が少ないという事業で、農業競争力強化基盤整備畑地帯担い手育成型の事業ということが挙がってきたところがございます。26年度でございまして、26年度におきましては、県のほうで予備調査ということで、県費を使われて県費300万によって県の事業ということで現地の調査とか作付状況等について調査をいただいて、その成果品という中の一部として、先ほどの地図が成果品で町のほうにいただいたところがございます。

今後につきましては、先ほど申しました事業についての採択について進めていきたいということで考えておるところでございます。

一応説明は以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） で、26年度に調査を行ってということですけども、27年度は高

速の計画の検討や地元地権者との合意形成を行うというように聞いておりますし、また28年度には地区の事業計画書をつくり上げると。それから、29年度には事業計画書を作成し、30年度には事業採択を目指すというような流れになっているというふうに私は理解しております。

で、今のような流れでですね、行くわけですけども、やはりこの事業はですね、今国が進めている最初おっしゃった24年からの人・農地プランの中でですね、農地の集積や耕作放棄地の解消、後継者不足などですね、そういうものともですね、直接関係のある事業でございます。それに集落営農の法人化というふうなことにつきましても、やはりきちっとした整備されたところで、そこから収益を上げるんだというような考え方というのは、やはりまさにこれ今国の施策を乗っている事業だと思いますのでですね、是非30年度の事業採択に向けてですね、担当課としてもしっかり推進計画の策定を行っていただきたいというふうに思いますし、また地元ですね、方々の強い要望もでございます。私も地元の一人としてですね、やはり後継者不足、小さいことで言いますと、今夏の草が生えるときはですね、四、五回、我々は区役とっておりますけど、区役をやっておりますが、今でこそ二十四、五名の方が出て一緒にやるわけですけども、もうそれこそ数年の後には、そういう方がリタイヤされるという状況になっておりますのでですね、そういうところも含めて、非常に地元としては関心があり、また重要性のある事業でございますので、重ねて課長、事業採択に向けてのですね、努力をお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

続きましてですね、地方再生ということについてお尋ねをいたします。

国はですね、2060年度に1億人程度の人口を確保すると中長期展望を提示しですね、本年2015年度から2019年度までの5年間で政策目標を設定していますが、その地方創生というものはそもそもどういうものかということをもまず担当課長にお尋ねをいたします。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） お答えいたします。

地方創生とはということで、これにつきましては、昨年の5月に国立社会保障人口問題研究所が発表しました将来推計人口をもとに、日本創生会議が子供を産む中心の年代であります若年女性の数を試算をしております。この試算によりますと、このままのペースで人口減少が続けば、地方で暮らす女性が大幅に減少し、今後30年間で全国の自治体の約半分が消滅するという可能性があるという可能性があると警鐘を鳴らして、東京一極集中の是正や出生率を上げるための対策を提言をしております。

このことを受けまして、国のほうでは今議員がおっしゃられましたように、2060年に1億人程度の人口を確保するため、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に、まち・ひと・しごと創生法を定めております。

この法律の中で、国のほうでは、まち・ひと・しごと創生に関する目標や、施策に関す

る基本的方向等を定めるために、人口の長期ビジョンと総合戦略を策定いたしまして、地方自治体へも努力義務として策定を促しているところでございます。そこで町では、国と同じように地方人口ビジョン地方版総合戦略を策定することとしております。

今回の地方創生に係ります国から地方への支援につきましては、地方版の人口ビジョン総合戦略の策定のための地域経済分析システムによります情報支援、地方創生に係る国の各府省庁の統一した相談窓口としての地方創生コンシェルジュ制度などの人的支援、それに財政支援が用意をされております。

この中の、財政支援におきましては、緊急的取り組みとして、今回の町のほうの補正予算にも計上させていただいております地域住民生活等緊急支援のための交付金の地域消費喚起型に2,588万1,000円、それと地方創生先行型ということで2,579万9,000円が交付される予定でございます。

それと、平成28年度以降につきましては、国のほうで現在検討されております新型交付金によりまして、今後町のほうで策定をいたします地方版総合戦略の内容を、具体的に実施をしていくということになる予定でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） 今、課長の答弁でありましたように、国はですね、人的支援と財政支援を用意されとるということでございます。

それじゃお尋ねいたしますが、財政支援の分で緊急的な取り組みということで、今回我が町としても補正予算で予定している地方創生に係る具体的な取り組みというのは、どういうものを用意されてるのかということをお聞きいたします。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂直君） 具体的な取り組みはということで、今回の地方創生先行型で取り組みます事業につきましては、八つの事業を予定しております。

まず、一つ目、「こうさんもん元気活動推進事業」ということで、本年に200万円。この事業は元気な甲佐町へということ合言葉に、地域コミュニティの活性化、地域力の向上、それに職員の資質向上を目指しまして、職員を各行政区へ2名ずつ配置いたします人的支援と、活動を実施する行政区へ最大10万円の補助を出して財政支援を行うこととしております。

二つ目ですが、住宅開発行為等支援事業ということで1,830万円。この事業は町の人口増対策の一環として、民間が行います宅地開発について、町の住宅開発支援要綱に基づきまして補助をする事業でございます。計画では、34区画の宅地開発が予定をされております。

三つ目は、地域おこし協力隊事業に297万円。この事業は平成24年度から本年度までの3カ年間、協力隊として3名の方を雇用いたしまして地域の活性化に取り組んでいただきましたけれども、宮内地区についてさらに地域資源等を生かした活性化策に取り組んでいただくために、1名の方を延長するものであります。

四つ目は、企業誘致適地調査事業に500万円。甲佐町は熊本県及び九州のほぼ中央部に位置して、さらに政令指定都市の熊本市とも隣接をしております。さらに、九州縦貫道の御船インター、松橋インター、それと延岡線の小池高山インター、それと数年後に開通予定であります城南スマートインターチェンジと、多くのインターチェンジに近接するなどの交通インフラの整備が進んでいる立地条件にありながら、なかなか企業誘致が進まないという状況にありますので、このような好条件を生かして企業誘致につなげるための企業誘致の受け皿となる工業団地の適地調査を実施するものであります。

五つ目は、安津橋上流左岸グラウンド整備基本設計事業に200万円。この事業は国土交通省が実施されますかわまちづくり事業とあわせて実施いたします総合グラウンドの整備に向けました基本設計を行うものでございます。

六つ目は、特産品販路拡大事業に192万円。この事業は、甲佐町直売所ろくじ館につきまして、今後特産品の販路拡大を図り、販売額の向上を目指すために新たな専門員を配置するための経費として、青空市場運営委員会へ補助をするものでございます。

七つ目は、産業後継者支援事業に250万円。この事業は現在、産業後継者育成対策協議会で行われております産業後継者への配偶者対策としての取り組みでありますふれあい交流会を初めといたしました産業後継者支援を実施するための補助を行うものであります。

最後に八つ目は、先ほども説明しましたけれども、人口ビジョン総合戦略策定事業に1,000万円。この事業は先ほど説明しましたように、平成27年度から平成31年度までの地方創生に係る本町での取り組みを策定するための人口ビジョン及び総合戦略の策定に関する経費であります。

以上、地方創生先行型として全部で八つの事業で、総事業費が4,469万円で、このうち国からの交付金として2,579万円を充当するようにいたしております。

それと、このほかに、地域消費喚起型といたしまして、2,588万1,000円が国のほうから交付されます。これにつきましては、約20%のプレミアムつき商品券の発行を行うこととしております。この事業につきましては、昨年4月に実施されました消費税率の引き上げでありますとか、円安に伴います輸入物価の上昇などの影響によります景気悪化への下支えのための消費喚起を目的に行われるというものでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） 今、課長のお答えで、八つの事業に取り組むということですが、本来ですとこの八つを全部お聞きしたいんですけども、時間の関係もございませぬので、その中からですね、それじゃあ、人口ビジョン総合戦略策定事業、それと企業誘致適地調査事業、それとプレミアム商品券、この三つにつきまして、もう少し内容をお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） それでは、私のほうから人口ビジョン総合戦略策定事業と、企業誘致適地調査事業、2件について説明をいたしまして、商品券発行事業につきまして

は産業振興課のほうで所管しておりますので、産業振興課長のほうから説明をしていただきたいと思います。

それでは、人口ビジョン総合戦略策定事業につきましては、まず地方人口ビジョンとして、甲佐町の人口動向や将来人口推計を分析して、中長期の将来展望を提示することを目的に2040年もしくは2060年を目標年度として将来推計人口を策定するものでございます。

そして、地方版総合戦略の策定につきましては、地域の人口動向でありますとか産業実態等を踏まえまして、平成27年度から平成31年度までの5カ年間の政策目標及び施策を策定するものであります。

この総合戦略の中には、基本目標の中に成果目標を立てまして、その成果目標を達成するための主な施策を掲げ、主な重要業績評価指標という、片仮名で言いますとK P Iというものを設定いたしまして、P D C Aサイクルを回していくということとしております。

次に、企業誘致適地調査事業につきましては、町内幾つかの地区につきまして、工業団地の適地となり得るのかの調査といたしまして、法的な規制等を調査する土地利用状況調査、それと道路のアクセス調査、それと地質、地下水、排水などの調査を実施することとしております。

以上、2件について御説明申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） それでは、商品券の発行ということで、プレミアム商品券について御説明をさせていただきたいと思います。

先ほど企画課長のほうからも説明がありましたけど、事業としましては地域住民生活支援交付金地域消費喚起型ということで、プレミアム商品券のほうを発行したいと考えております。

中身についてでございますけど、国の経済対策費として金額も先ほど御提示させていただきましたが、甲佐町に2,588万1,000円ということで交付されます。内訳といたしましては、プレミアム商品券の作成に係る経費ということで、人件費に180万ほど、それと券をつくりますので印刷製本費に100万弱ということで、その残りを実質プレミアム額といたしますと、2,308万円ほどのプレミアムの商品券をつくりたいということで考えております。

商品券の総発行額といたしましては、1億3,848万円という消費になって、経済の波及効果を計算してみますと、2億円程度の消費喚起が期待できるんじゃないかというようなことが読み取れることとなります。こういうことでございますので、短期的ではありますけれども、町内での商工業者の方への所得向上ということにもつながるんじゃないかと考えております。

また、今回発行しますプレミアム商品券につきましては、1セット5,000円で2万3,080セットの発行ということで考えております。試算的に甲佐町の世帯数に換算してみますと、1世帯当たり5.3セットということで、平均6セットぐらいの購入が可能ではないかという、これは試算ですけれども、そういうことで思っております。

また、この商品券の発売ということについてでございますけれども、町としましては甲佐町商工会さんのほうへ委託事業ということで販売を予定しているところでございます。

販売時期につきましては、一応4月から準備を始めて、7月からの販売の予定ということで進めてまいりたいと考えております。

使用期間につきましては、7月から利用できるようになれば、経済の早期な喚起を促すということで、6カ月間、6カ月以内ということで、12月の末までを使用していただきたいということで考えております。

あと、その先については、後の残務処理辺がありますので、約1年間ぐらいはやっぱりかかってくるんじゃないかということで考えております。

また、商品券の使用の可能な店舗ということで、町としては商工会さんを通じての公募や、町の防災行政無線とか広報紙にも載せて、広く町民の方たちが御利用いただけるように進めていきたいと。また、町内の喚起だけじゃなくて、町外からもできれば甲佐町にいろいろな観光施設とか飲食店とかスポーツの娯楽施設もございまして、そういったところにも外部からも来ていただいて、甲佐町の中で消費を喚起していただきたいということも考えているところでございます。

一つだけ、もう一つだけ説明をさせていただきます。これは直接、主管課といたしましては産業振興課でするプレミアム商品券じゃないんですけども、このプレミアムにあわせて県の健康福祉部のほうから、子育て支援のためのプレミアムつき商品券助成事業というのがあわせて県のほうから来ております。これについても、現在、予算化については担当課の福祉課のほうで92万という金額で予算化はされております。これについては、就学前、小学校に入る前のお子さんのいる世帯ということで、その1世帯当たりに、例えば1万円のプレミアム商品券については大体2,000円のプレミアムがつきますけど、購入する際に2,000円、就学前の子供さんがある世帯については支援しますよということで、8,000円で買えるというような制度でございまして。

で、世帯数でいくと434と、今から入るということで想定して460世帯ぐらいたったんですけども、そこで92万ということで予算を計上しておりましたけども、ついこの前、3月の9日でございますけど、県のほうからまた文書で町のほうに來まして、世帯ではなくて就学前の子供さんお一人お一人に対して支援をしますということで、急々で3月9日ということで文書が來た関係です、一応それを試算しましたところ、今後12月までに生まれられるであろうという子供さんの数も想定して、大体660人ほどが該当になってきますので、その辺についてはちょっと予算についても、ちょっと不足する部分もございまして、それについては今後また協議をさせていただきたいということで考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） 今、人口ビジョンそれから企業誘致、それとプレミアム券についてお聞きました。人口ビジョンにつきましてはですね、やっぱり私は人口減少に歯どめをかけるにはいかにするかということを考えるのが一番じゃないかというふうに思います

し、そのためにはやはり若い世代が結婚をして、出産をして、そして子育てが安心してできる環境をですね、整えるべきだというようなことは、以前からこの場を通じても申し上げてきたという経緯がございます。

やはり本町は、熊本市と隣接しており、車で30分というようなところで、非常に交通の便もいいわけでございます。やはりこの地の利を生かしたですね、住宅定住促進というようなことをしっかりやっていかなければいけないというふうに感じるわけです。

要するにですね、やはり熊本市から流出する人口を、いかに我が甲佐町に呼び寄せるかということに尽きるんじゃないかというふうに思うわけですね。まさに、そういうことが今申されておりますまち・ひと・しごと創生法の目的ではないかというふうに私は思います。

また、企業誘致適地調査というようなことで、町内で幾つかの地区を調査していると、企画課長としてはここまでしか答弁できないでしょうけども、やはりですね、先ほど言いましたように、住宅開発という問題につきましても、認可による開発を支援するんだというようなお答えもいただきましたけど、やはりそういうところにも町として積極的に住宅開発などにも着手したほうがいいんじゃないかというふうに私は感じておりますし、企業誘致もそういうところからつながってくるんじゃないかというふうに思っております。

今回の地方創生についてはですね、やっぱり社会情勢の変化に素早く対応できるかどうかということが勝負の分かれ目になってくるんじゃないかというふうに感じておりますし、より早くですね、甲佐町の総合戦略を策定して、我が町の進むべき道をですね、見出すかということが大事なことじゃないかというふうに感じております。そして、また、目標がきちっとした期限が目標としてあるわけですからですね、そこに向かっていかに努力するかということに尽きるんじゃないかというふうに思います。

それから、プレミアム商品券についてはですね、非常に私もいいことだなというふうに今感じております。実質プレミアム額が2,308万円だったですかね、商品券の発行額が1億3,848万円で、それによって経済普及効果は2億円程度期待できると、本当に私もこれには大変期待をしているわけでございます。

商品券の発行については、先ほど産業振興課長がおっしゃったように、商工会さんの委託の販売というふうに予定されておりますのでですね、是非商工会さんとですね、商品券の使用可能店舗等について、またそのほかにもいろいろ問題があると思いますけど、しっかり協議をされて、そしてまた町民の方々にですね、そのプレミアム券に対しての周知徹底をですね、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

で、私はですね、実はこの地方創生ということは、まあ5年あるから5年でやればいかなというふうな思いを持っておったわけでございます。ところが、昨日ですね、昨日ですけども熊日のこれ朝刊ですけど皆さんお読みになったと思うけども、石破地方創生大臣は共同通信のインタビューに答えてですね、「1年たってだめなところは2年、3年かけようよとだめなんだ」というような発言をされてますね。で、やっぱり即実践ということでございます。また、共同通信が1月から2月に実施したアンケートによりますと、来年3

月までに地方版戦略を自力で策定できると回答したのは37%にとどまっていたとかですね、我が町がどういうふうな回答をしたかまだ聞いておりませんが。

そういう中でですね、国の取り組みとしては、権限も財源もなるべく地方にという流れは変わらないというふうなこともおっしゃっておりますし、戦略の内容に応じて支援に差をつけると、ここですね、差をつけるということですよ。やっぱり差をつけるということは、皆さんが近隣の町村と一緒に同じことをやるんじゃなくて、やはり甲佐町の独自のことをしっかりと見出していくところに、非常にそういうところは大きなところになるんじゃないかというふうに思っております。

あるとき言ったんですけど、株式会社甲佐町というような考えにならざるを得ないのかなというふうな感じを持っております。で、そうなった場合には、やはり町長もいらっしゃいますし、町長は民間企業の出身でございます。常々ビジネスのノウハウは持っておられますし、行政の中での公務員的考えとの差は自分でわかっておられる、そういうリーダーを甲佐町は兼ね備えておりますので、しっかりとやっていただきたいと。そして、ここに最後に結びにありますように、「国としてできる限りのことはやるが、人を引きつけるだけの魅力を持つかは、その地域の努力にかかっている」と、まさしくこのとおりだというふうに私は思いますので、この件に関しては是非甲佐町としても町長を中心にしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、最後の質問になりますけども、町政に対する町長の思いという質問事項を差し上げております。まず私がお聞きしたいのは、27年度予算編成方針について、どういうお考えで27年度の予算をつくられたのかということをお聞きいたします。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） ただいま宮川議員のほうから、新年度の予算編成についての考え方についてのお尋ねであります。

27年度の予算編成につきましては、昨年の11月28日だったかと思っておりますけれども、各課長並びに係長の出席を求めまして、予算編成説明会を開催したところであります。この中で、町としての考え方、あるいは注意すべき事柄等について話をさせていただきました。また、詳細部分については、総務課の担当のほうから説明をしたところでもあります。

御承知のとおり、国あるいは県の財政事情が、非常に本町の予算編成にも密接に関連してまいります。そういったことで、それぞれの状況把握は大変重要だというふうに考えているところでもありますけれども、まず国の経済動向につきましては、政府の月例経済報告の中で、個人消費などに弱さは見られるものの、緩やかな景気回復基調が続いているというふうにされております。デフレ脱却と経済再生へ向けたいろんな施策を展開されております。

地方財政についても、一般財源の総額は、平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしてはおられるものの、経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切りかえを進めていくというふう

に言われております。

一方、本町の自主財源であります地方税について現状を見てみますと、法人住民税のほうではわずかに増加傾向はありますものの、個人所得までは景気回復が波及していない、そういう状況にあるというふうに判断をしております。

また、平成26年度の地方交付税では、対前年比1.3億円程度、これは臨時財政対策債を含みますけれども、それが減少となっております。したがって、本町の中期財政見直しを見てみますと、平成30年度までには8.7億円程度の財源不足が見込まれまして、税制改正による軽自動車税、あるいは地方消費税交付金、法人住民税法人税割の交付税原資化など、今後の推移次第では厳しい状況に陥る可能性もあります。

そういう中で御存じのとおり、平成24年度に1億6,000万円、それから平成26年度においては1億5,000万円ですね、議会のほうにも国保会計の法定外繰り出しを御承認いただいたところであります。平成30年に県のほうに事業主体が移行するというようなことを言われておりますけれども、やはり本町としても引き続きさらなる努力をしていかなければなりませんし、財政支援措置は厳しい状況にあると言わざるを得ないというふうに思っております。

そういう中で、今後、第6次総合計画に掲げておりますいろんな施策の実行には、財政的には未知数な部分もありますけれども、第2次行財政改革大綱をさらに推進をしまして、中長期的に安定的な財政運営を目指すことはもちろんのことでもありますけれども、27年度予算編成についても、国の動向を注視しながら財源不足額の解消に向けて、さらなる見直しに取り組み、住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げられるよう事務事業と財源を厳正に把握・精査して、より効率的な事業執行に心がけるとともに、単年度の予算編成にとどまらず、将来を見据えた予算となるよう編成に努めたところであります。

ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） 27年度の予算の思いといいますか、予算の編成に当たってということでお聞きしました。

今、町長の説明にありましたように、税制改正による軽自動車税、地方消費税交付金、または法人住民税割の交付税原資化など、今後非常にその推移次第では難しい財政状況に陥ると、厳しい財政状況に陥るということでございます。

そういう中で、先ほども言われましたように、平成24年度に1億6,000万円、また26年度に1億5,000万円、国民健康保険特別会計への法定外繰り出しを行うなど、まさに厳しいと言わざるを得ないというふうに私も感じております。

そういう中で、27年度の予算編成については、やはり国の動向を注視しながら、財源不足の解消に向けてさらなる見直しに取り組み、単年度予算にとどまらずですね、将来を見据えた予算となるように努力したいというようなことでございます。非常に努力をされているというのがわかりました。

最少の経費で最大の効果を上げるとというのが一番理想的な形というふうには思います。私たちもですね、今、そういう思いで27年度の予算編成に当たられておりますので、しっかりと予算の審議の場では、審議をさせていただきたいというふうに思います。

続きましてですね、最後の質問になりますけども、町政運営に対する町長の基本的な考え方をお聞きしたいというふうに思います。町長はですね、2期目に挑戦されるときに、甲佐町ルネッサンス、甲佐町再生計画第2章ということで、4本の柱を掲げられておられました。

一つは、活力にあふれるまちづくり、二つ目が安心・安全なまちづくり、三つ目が健康と人を育むまちづくり、四つ目が協働で支えるまちづくりということで、この4本の柱をこれまで実行し、甲佐町再生のために、甲佐町の活性化のためにですね、やるべきことはやってこられたというふうに思います。

そこで、お聞きしますけども、この町長ですね、2期目の任期も8月までというふうに迫っております。27年度の予算編成に当たっての町長の考えも聞きましたし、ここです、ね、そういう中であって町長は3期目をどうされるんだろうかという思いもありますので、その辺も含めて町運営に対する町長の基本のお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほどから27年度の予算編成方針あるいは中期財政見通し等について述べさせていただきました。財政については、申し上げましたとおり、そう悠長に考えている場面にはないということは重々承知をしておりますけれども、ただこれまでも例えば財政が厳しいからだとか、あるいは法的制約があって非常にこれは難しいとか、あるいは時間が足りないとか、そういう言葉で事業に対して後ろ向きになったことはないというふうに自負をしております。

これまでもなるべく一般財源をですね、使うことなく、財調の基金の目減りもなるべくないように、その辺を考慮しながらなるべく有利な制度事業を活用したい、そういう思いで国、県の事業に何とか乗っかかる、そういう方法はないものかどうなのか、いろんな角度から職員と知恵を絞り合って事業の執行に努めてきたつもりであります。

それでも町の活性化に向けて、投資すべきことは、やはり考え方としてやるべきことはやる、そういう考えです、ね、2期8年間町政運営をさせていただいた中で、1期それから2期目の政策目標合わせると83項目ぐらいあったと思いますけれども、そのおよそ8割程度については着手をさせていただいた、その中で成果として実っている項目についても多数あるかと思えます。

いずれも中期、短期で解決できたものもたくさんありますけれども、大きな事柄については2期目の最後の年、ようやく日の目を浴びる事業についてはですね、あります。特に、現在、国が掲げておられます、先ほど質問にもありましたとおりですね、地方創生につきましては、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げまして、平成27年度中に甲佐町版の地域版の総合戦略を策定して、今後の本町のあり方あるいは行方を示す非常に大事な計画を

作成する必要があります。

まちづくりについては、本当に時間を要するものではありませんけれども、今後についてはこれまで甲佐町再生についていろいろ私もそういう考えでやってきましたけれども、今後は「甲佐町再生から甲佐町創生、次世代に残す輝く里づくり」をキーワードとして、努力を傾けていきたい、そういう思いから8月の3期目の選挙には出馬をして、頑張りたいという思いを持っておりますので、あえてここで表明させていただきます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） 今、町長の基本的な考え方をお聞きしました。その中で、まちづくりには本当に時間を要するものであるというお答えでございました。私もそうだと思います。

それに、「甲佐町再生から甲佐町創生へ、次世代に残す輝くふるさとづくり」を目指し、3期目も挑戦すると決意をされました。私もですね、今からが町長の手腕を発揮する時代が来ると考えております。

と申しますのも、私が今質問しました人・農地プランですね、それとか集落営農の法人化それに地方創生と、まさにこれ、始まったばかりです。そういう時期ですのでですね、これからが何度も言いますけどあなたの手腕の見せどころだと思っておりますし、あなたは何よりも誰よりもやはりこの甲佐町を愛してらっしゃると私は思っておりますし、町民の誰もがですね、信頼を寄せることのできる人だというふうに私は思っております。

是非、次世代に希望が持てる甲佐町の実現のために、しっかりと頑張ってくださいことを希望いたしまして、これで私の一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） これで6番、宮川議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。5分ほど休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時08分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、荒田博議員の質問を許します。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番、荒田博でございます。一般質問通告書に基づきまして一般質問をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、防災対策についてということで、防災計画についてお聞きしたいと思っております。防災計画、我が町には防災計画と水防計画がございますが、その中で取り組みの中で、まず初めに自主防災組織についての今の現状をお聞きしたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 暮らし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君） お答えします。

甲佐町の自主防災組織の設立状況につきましては、本年度はこれまで4地区で設立されております。現在、20地区での設立でございます。組織率は70.6%、県下の組織率は70.8%でございます。県の平均には及ばないという現状でございます。

県は、平成27年度末までに80%を数値目標としております。本町にありましても、この数値目標を達成すべく設立促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 今、状況をお聞きしましたけれども、県平均まであと少しというところまで来ているということですね。引き続き、呼びかけと取り組みに力を入れていただきたいと思います。

その中で、27年度の中で、防災計画の見直し及び追加計画と申しますか、追加する項目等があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君） 平成27年度の防災計画の見直しでございますけれども、災害危険区域に指定避難所がかなりあります。この指定避難所ですね、見直しをですね、現在でやっているとでございます。

ほかに、防災委員の委嘱、平成26年度の委嘱の委員の御提案がございましてですね、陸上自衛隊、それと熊本県産業廃棄物協議会についての委員の委嘱の御提案がございました。この委員の委嘱につきましてはですね、陸上自衛隊につきましては、第42普通科連隊、それと産業廃棄物協会につきましては宇城支部にですね、今度新たに委員に委嘱したいと。

そのほかに、緊急搬送輸送路の指定あるいは避難経路等ですね、見直しもですね、今回の27年度の防災計画において見直しを行い、6月ごろ開催します防災会議においてですね、委員の皆様ですね、諮問を諮りたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういうことですね、災害指定の場所に避難場所というのがたくさんあるということで、その見直し、またそれに伴い、そこまでの避難経路の見直しもあるということでございますので、これからまた防災計画の再度見直しが必要になってくるのではないかと思います。

その中で、そういったことで専門家といいますか、陸上自衛隊とかそういう専門的知識があるところからまた助言をいただくということで、甲佐町の防災計画がより充実して、起きてほしくはありませんけれども、起きたときに対する対策ということで、しっかりしていただければと思います。

その中で、そういった災害があったときに、住民の方々が避難される際に、避難するために必要なものとか、そういった部分、そういうのを周知するための広告といいますかパンフレットというか、そういったあたりは今配布されている状況でございますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君）　この防災に関するパンフ等の配布は、現在行っておりません。先般、県のほうで土砂災害危険区域ということの調査がございまして、できましたらこの土砂災害警戒区域の住民の方々にですね、その土砂災害に関するパンフレットを配布したいというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君）　　3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君）　　そういうことで、是非ですね、配布のほうをよろしくお願ひするとともに、また難しいかもしれませんが、全戸に配布できるようなそういったパンフレットをですね、作成する費用面もありますものですから、検討していただければと思います。

続いて、防火水槽の設置状況と今後の計画についてということでお聞きいたしますけれども、なぜこの質問を挙げたかといいますと、本年1月24日だったですかね、深夜もほぼ日付が変わるぐらいに、南三箇のほうで火災がありました。私も、消防団員でございまして、ちょうどお風呂に入ろうかとしているところにサイレンが鳴って、急いで駆けつけたところでございますけれども、火災現場がですね、水利からかなりの距離がございました。そういうところで、地元の方に聞いてみますと、水利がないということで懸念していた場所であるということをお聞きいたしました。

そういったものですから、これからですね、防火水槽等の設置の計画、これからの取り組みについてお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君）　　総務課長。

○総務課長（内山 洋君）　防火水槽の今後の設置計画についてというお尋ねでございますけれども、防火水槽につきましては、これまでも毎年度設置を進めてきておるところでございまして、平成26年度、今年度におきましても3カ所、当初予定は4カ所を計画しておりましたけれども、国のほうの補助金のほうが3カ所しかつきませんでした関係で、26年度は3カ所設置をしております。

その結果といたしまして、本年度末では40トン級が151基、30トン級が9基、20トン級が9基ということで、合計現在169基の防火水槽の設置状況でございます。

今後でもですね、平成27年度予算におきましても、4基分の設置予算を計上させていただいておるという状況でございまして、国の補助がどのくらいつくかによりまして、ちょっとこの数字は変わってくるかと思っておりますけれども、今後も大体4基のペースで設置を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君）　　3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君）　　そういうことで、毎年町としては4基分ずつ増やしていきたいというような計画を持っているということでございますので、各行政区からの要望等、年に1回あるかと思っておりますけれども、そういった中でですね、その計画に沿ってですね、随時増やしていただければと思います。

続いて、次の質問に移りたいと思います。企業誘致について、第6次総合計画に立地情報の提供と起業家への支援を進め、積極的な企業誘致へ取り組むと、先ほどの宮川議員の中でも企業誘致に対しての地方創生の中で立地適地に対して補助を行うというような話もいただきました。

企業誘致についてはですね、非常に力を入れて頑張られているというふうには思います。ですが、なかなか有効な土地といいますか、なかなかいろんな状況を踏まえて厳しい状況であるのではないかと思います。

その中で、起業家への支援ということでありましたものですから、どういった支援をされているのかということで、資料をいただいておりますけれども、経済産業省が行っている事業、また恐らく県の補助事業ではないかと思いますけども、そういった事業、また甲佐町の中では中小企業店舗の新築と改築の融資金利補給に関する条例とございますけれど、まずこの甲佐中小企業店舗の利用状況をお聞きしたいと思っておりますけど。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 御質問の、中小企業店舗への町の支援ということでございます。利用状況も含めてでございますけれども、少し説明させていただきたいと思っております。

この事業につきましては、甲佐町中小企業店舗の新築・改装に係る利子補給金事業ということで、町独自の支援事業ということで取り組んでおるものでございます。本事業は、甲佐町の中小企業の皆さんが近代化を促進するために、甲佐町内の中小企業者の方の店舗の改築そして改装、設備事業や工場機械導入、並びに駐車場の整備について必要な資金の融資を受けた場合、その場合にその利子補給について町のほうが支援を行うというものでございます。

これまでの利用状況ということであわせて御説明申し上げますけれども、平成22年度におきましては、新規で利用された方が2者で、利子補給額としましては18万8,847円、それと23年度につきましては、継続の方が2者で、補給額としましては12万3,366円、24年度も引き続き継続の2者の方で9万9,392円、それと25年度につきましては、新規で1者、利子補給額としましては1万9,133円、それと26年度につきましては、継続で1者、利子補給額は2万7,017円ということでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういうことで、今利用状況をお聞きいたしまして、2者と1者、最近ですと1者ということで、そういう状況でございます。特にこの甲佐町中小企業の対象者としては、町内の人と事業者というふうになっております。

その中で、ほかの事業については甲佐町主体じゃないものですから、多分利用状況等についてはわからないと思っておりますのでお聞きいたしません、根本的な考えを町長にお聞きしたいと思います。

当面、思いとしては企業を呼ぶことに力を入れていらっしゃると思っておりますけれども、こ

の起業家に対してですね、どのような考えを持っていらっしゃるのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 本町の場合、都市部みたいにベンチャーとかですね、そういった企業はなかなかいらっしゃってくれませんが、今うちの町のほうでいろんな、そういうふうな先ほど説明もありましたとおり、いろんな制度がありますので、それをまず有効に使っていただくことと、それから国、県あたりですね、そういった制度も有効に活用していただくということが大事になるかと思えます。

で、企業誘致については、もう何回もこの場面でも申し上げておりますとおり、本町においてはその受け皿がなかなか確保できていない、農振を除外してやるにしても時間がかかり過ぎて、要するにほかのそういった誘致をされるには引けをとってしまう、だからですね、そういうふうな例えば工業団地あたりについての考え方を今後前向きに取り組んでいく必要があるんじゃないかというようなことをずっと申し上げておりました。

そのことともちょっと関連はしますけれども、やはりそういった総合的な考え方の中で、起業家にしても本町の中で企業を起こしていただくような、そういう環境づくり、雰囲気づくりは大変大事というふうな思いを持っているところであります。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 今、町長に答弁していただきまして、考えを教えてくださいました。

その中で、なかなか起業家を募集するに当たり、難しいものでございますけれども、仕事の内容によってはですね、この地方でできるようなこともたくさんあると思えます。そういう部分で、町内の人に限らずですね、町外からの起業家を募集するような取り組みを今後考えていただいて、検討していただければなと思えます。企業誘致については以上で終わります。

続きまして、公園の設置についてでございますけれども、まず、なぜこの質問を取り上げたかといいますと、昨年の子供議会の中で、中学生の生徒が幼い子の安心して遊べる場所が甲佐町は少ないのではないかなというような問いをいただいたところでございますけれども、そのときの回答が、「現在設置してある公園や広場で、皆さん工夫していろんな遊びを通して生きる力を育てていきたいと。また、昔ながらの遊びなど、家の方や地域のお年寄りから教えてもらい、もっともっと伸び伸びと屋外で活動されることを期待します」というような答弁でございましたけれども、その伸び伸びと屋外で遊べる場所が今ないというようなことでございますので、そのあたり町としてはどう考えているのかを再度議員としての立場でお聞きしたいと思えます。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 地域での公園整備となりますと、これまではコミュニティー助成事業で整備を行ってきておりますけれども、平成27年度からこのコミュニティー助成事業の中では、公園でありますとかグラウンドの整備等に係ります造成工事が対象外と、

25年度からですね、造成工事等が助成対象外というふうになりました。

で、そのほかの補助制度等につきましても、なかなかこういう公園でありますとかグラウンド整備につきましても難しいものがあります。で、現在、公園等の整備につきましては、先ほどの宮川議員の一般質問の中でもやりましたけれども、民間事業者が宅地造成を行います住宅開発指導要綱に基づきます開発の中で、公園というものも整備することとなっておりますので、そちらの中で整備を行うということと、そのほか安津橋上流の緑川河川敷で現在計画をしております総合グラウンドの整備の中で活用するならばというふうに考えておるところでございます。

そのほかにつきましては、子供議会のほうでも答弁を申しましたけれども、現在設置されている地域の公園でありますとか、河川敷公園等を利用してもらえればなというふうに考えておるところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 回答ありがとうございます。そういうことですね、これから特に安津橋上流の総合運動施設といいますか、その中でも計画の中に入れていただいですね、特に小学生とかであればですね、いろんなどころの場所で遊べるかと思います。ただ、小学就学前のお子さんに関してみれば、そういったなかなか御両親が連れいって遊ぶというような場所になるかと思いますので、そういう場所がですね、今後増えてですね、特にやっぱり本町は子育て支援には十分力を入れている町でございますので、そのあたりをしっかりとですね、考えていただきたいと思っておりますけれども、以上、町長どうお考えでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 安津橋の上流の公園整備については、議員も御承知と思っておりますけれども、今かわまちづくりの協議会の中で、次回の会議の中で、登録については4月ごろになるだろうということでもありますけれども、一応の区切りがつく協議会になろうかと思っております。で、今後、実行委員会のほうの組織も、そっちのほうも新たに立ち上げますので、具体的な事柄についてはその中でいろいろと協議がなされていくものというふうに思っております。

どういうふうな施設というか、が1番望ましいのか、そのあたりでいろいろ協議をしていただいた上で、町としてもその事業を進めていきたいというふうに思っておりますので、ということよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） すいません、私の多分質問の聞き方が悪かったのかなと思いたしましたので、公園を設置する数を増やすというような考え方について、どう思っていたのかというの聞きたかったんですけど、これは今後ですね、そういうふうに子供たちが遊べる場所をですね、増やしていただく、元気のある甲佐町をつくらせていただきたいという思いでございますので、是非そのあたりをですね、検討していただきたいと思っております。答弁は

要りません。

続きまして、道の駅についての質問に移らせていただきます。

まず、この道の駅というものに対してですね、冒頭ではございますけれども、建設計画自体があるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 現在のところは建設計画はございません。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 今なぜこういう道の駅についてお尋ねいたしたかといいますと、うわさでございますけれども、近隣の町のほうで建設したいという思いを持っていらっしゃるというようなお話もお聞きしました。また、特にJAさんのほうでもつくりたいという思いをお聞きしているところでもございます。これは現にもう計画があるというわけではございません。ただ、そういうしたいという思いを持っているというふうなことをお聞きいたしました。

そういった中で、特にJAさんにしてみれば、所在地はこの甲佐町にございます。そういうことで、本町にですね、やはり道の駅というのが必要ではないのか、特に我が町にしてみればですね、今直売所のろくじ館がございましてけれども、それとはまた別の部分でですね、道の駅というふうに建設できれば、これから城南のほうにもスマートインターができる予定でもございますし、御船のほうにもインターがありますので、そういった部分で、特に今嘉島のほうにはイオンがございまして、そこまで買い物に来られてるというのを非常にお聞きいたします。その流れをですね、是非この甲佐町につくっていきたいというふうに思っております。

その中で、やはり道の駅ができますと、やはり甲佐の特産品と販売の拡充につながるのではないかと、特にそういうふうな思いができるのではないのかなと思います。そのあたりの町長、どう思いますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいま道の駅についての御質問をいただいておりますけれども、この道の駅を設置することによって、町の活性化に結びついた事例というのは県内でも多くの御紹介がっております。隣の美里町におかれましても、成功した自治体の一つではないかというふうに認識をしております。

道の駅の事業認定等については、幾つか要件をクリアしなくちゃならないと思っておりますけれども、おっしゃるとおりろくじ館が今役場の横にありますし、あと仮に建設するとなつたときに場所の問題等も含めてですね、やっぱり何か観光の拠点とか、そういったことと結びつけていくことが非常に大事なことではないかなという思いは持っております。

この道の駅構想が本町にとってどういう形が一番最善の方法なのか、その辺はですね、やっぱり見きわめた上で判断をすべき問題だろうというふうな思いを持っております。議員がおっしゃる趣旨については十分理解をいたします。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういうことで、非常に要件等難しいかと思いますが、特にですね、本町においては有効な場所が特に農振等の関係で、なかなかそういった広さの場所を確保できないというような状況ではございますけれども、この企業誘致適地あたりですね、いろんな場所が出てくるかと思えます。そういった中で、企業は呼べないけれどもこれはそういったふうに道の駅等を建設することができるのではないかというような話もできるのではないかと思いますので、是非ですね、そういった面で町の活性化につなげていただきたいと思えます。

そういうことでいいですかね、考えを、そういうふうな方向も考えていただいて。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほども申し上げたとおり、この道の駅構想については十分賛同しますけれども、やはり最終的に建設の計画に持っていくときには、やはり総合的に判断をしなくちゃならない。なぜかという、ろくじ館の問題があります。それから場所選定の問題、それと先ほどから何回も言いますとおり、やっぱり何か核になるところと結びつけていったほうが町のそういった活性化には結びついていくんじゃないかなと、そういう思いがあります。

全く否定的な考えは持っておりませんが、やはりそういうふうなことを今後の町の計画づくりの中で、網羅したところで考えていくべきだろうという基本的考えを持っているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういうことでですね、是非ともいろんなことがございますけれども、甲佐町にとってよりよい方向にですね、持っていただけるように是非とも検討していただいて、甲佐町の発展について考えていただければと思います。

以上をもちまして、私の一般質問は終わりたいと思えます。

○議長（緒方哲哉君） これで、3番、荒田議員の質問は終わりました。

引き続き、次に1番、山内亮一議員の質問を許します。

山内議員。

○1番（山内亮一君） 1番、山内亮一です。よろしくお願ひいたします。一般通告書に従って質問してまいりたいと思えます。

まず、有害鳥獣対策について。先ほど宮川議員からも人・農地プランの検討委員会の中でも話題に出ていたということを知りました。本町も少子高齢化の影響で、各集落において人口が減少しております。それに伴い、人が減ると獣が増えるというふうに、鳥獣が増えている状況だと思っております。これから先、何年後かわかりませんが、近い将来この町なかにイノシンや鹿が出るんじゃないかというふうな危惧を持っております。

そういうことで、そういう鳥獣がどこまで出ているのかとか、被害状況とか、そういったところをまずお聞きしたいと思えます。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） それではお答えいたします。

まず、有害鳥獣の被害状況ということで、報告を兼ねてしたいと思います。

現在、有害鳥獣による被害の報告ということで、町のほうに情報がどういった形で上がってくるのかというのがまず最初に来るかと思えますけれども、私たち町のほうに情報として御提起いただくのは、地区の区長さんとか直接住民の方からの御連絡というようなことが主流になってきておるところでございます。

そういった情報をいただきまして、私たち担当の課、または職員として現地に赴いて、被害の状況を確認させていただくというのがまず最初のスタートということになっておるところでございます。

被害の状況につきましても、特に農作物の収穫の時期、特に水田につきましてもお米ができる7月から9月とか、それとあと果樹等につきましてもそういった時期によってばらばらでございますけれども、そういった情報をまず得ることが大事になってきますので、皆様方の情報を呼びかけて対応しているというのが現状でございます。そのような状況を踏まえて、いろいろな有害鳥獣に対応しているということでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） 先日も文書配達で、有害鳥獣の被害調査あたりが回覧されておりました。そういうのをもとにいろんな対策をされると思えますけれども、まず町が毎年委託をしている有害鳥獣駆除隊の状況について、年齢とか人数、あと後継者に対して状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） じゃあ、有害鳥獣駆除隊について御説明申し上げます。

現在、甲佐町では、おっしゃるとおり有害鳥獣駆除隊の方たちに鳥獣の駆除をお願いしているところでございます。駆除隊の皆さんの編成につきましては、現在、18名の方がおられます。その中で、うち12名の方がイノシシ班・鹿班ということで、対応していただいております。それと、残りの6名の方についてがカラス班ということで、班編成をしていただいて、駆除活動に赴いていただいております。

また、駆除隊の年齢ということでございますけど、一番若い方は42歳という方がおられますけれども、一番最高齢の方でいきますと82歳ということで、平均年齢といたしましてもちょうど70歳というような状況でございます。これはもう、先ほど農業の担い手、農業の方の60歳以上が60%とかというような御説明と一緒に、やっぱり有害鳥獣に従事される方も高齢化になってきておるという状況でございます。

状況としては以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） 今、少子高齢の波が駆除隊のほうにも来ていると。以前は役場にも何名か資格を持った方がおられたと思っております。いろんな駆除の仕方があると思

いますけれども、まず狩猟等の資格をとる方法とか、そういったものも住民の方に周知してみたいかかなと考えております。

そういうことで、少しでも駆除隊の方が増えていくなれば、町としてもいろんな頼み方があるんじゃないかと思っておりますので、その資格の方法についてちょっと説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 今おっしゃるとおり、先ほど説明しました18名の駆除隊の皆様は、当然銃による駆除でございます。で、以前役場にも、職員の方でそういった猟をされる方がおられたということでございますけど、現在も去年まで後継者不足ということで、役場の職員で担当していた職員がおりますけれども、その方が1名銃の狩猟免許を取られたという経緯はございます。

ただ、いろいろな情報を聞きますけれども、なかなか若い人で今銃の免許をとってそういった狩猟に行きたいというような方は、なかなかまれでございますので、じゃどうするかということでございますけれども、それに銃の取得については、なかなか警察辺の規制も厳しゅうございますので、もう少し取りやすい資格ということで、わなの猟がございませぬ。わなについては、免許の取得についてが銃に比べてもう少し取るのについては取りやすいということで、町のほうとしても、今は銃による駆除隊を編成しておりますけど、新年度におきましてはわな班を編成させていただきたいということで、それに伴いまして、今わなの免許取得者が16名ほど甲佐町でおられますので、その方たちを駆除隊の中に、できれば協力していただいて、わな等については町のほうの予算化をさせていただいて、備品等でわなを購入して提供できればということで思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） そのわなの資格はどうやってとったらよかでしょうかね。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 今ちょっとわなの説明をいたしましたけど、手元にちょっとわなの免許の取得まではちょっと調べてはきておりませぬ。ただ、銃によります逆に説明といたしましては、学科試験とか適性試験というのが当然盛り込まれておりますので、若い職員も1人は銃を取ったというようなことで、資格についても20歳に満たない者はできないとか、精神障害がある者はできないとか、いろいろその辺についてはほかの免許とそう変わりはないと思っております。

申しわけないですけど、わなについてはちょっとお答えできませんけども、進めていく方向では考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） わなについては、以前、講習会が最初あって、それを受けて何か試験を受けるというようなことも聞いておったんですけども、それについてはまた調べて

後で御報告願えればと思っております。

そういうことを踏まえまして、なかなか駆除ができないとなるといろんな問題が出てくると思いますが、イノシシ班・鹿班、カラス班というのは駆除がされていると。非常に問題になっているのは、猿の問題が最近出てきてるんじゃないかというふうに思っております。農作業をされておりますところで、男性の場合は、男性が畑に行った場合は猿が逃げますけども、女性、子供が畑に行った場合はなかなか逃げないという状況でございますので、事故が今のところないと思っておりますけども、今後事故がないように、安心・安全の生活のためにも、何か対策は考えておられますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 今、猿については、議員おっしゃるとおりでございます。状況としましては、猿については、今言われますとおり、私も耳にしておりますけど、女性や子供についてはなかなか猿のほうも知恵が多くてですね、威嚇したりなんかするという情報もいただいております。

で、なかなか猿につきましてが、逆にイノシシ等については下のほうから来ますので、電気柵等で対応することができますけれども、猿については収穫時期について木を伝って来たり結構高いところにおるということでございます。

また、民家の近くに猿が出没しての連絡というのが多ございますので、そう言ったときに目撃したとしても、なかなか鉄砲で人家の近くで規制もございまして、200メートル以内では打つとでけんとかいうようなことで、見てもなかなか銃は打てないということで、どうするかということで、うちは簡易的ではございますけど、ロケット花火で花火がございまして、これを集落の区長さんを通じて配布して、まずは追い払って。で、今おっしゃるとおり、それだけではちょっとだめですので、私たちも職員として、または猟友会の方にもお願いいたして、巡回ということを27年度からは強く進めていきたいと思っておりますので、そういった方向で進みたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） そういう取り組みをされるということですので、新年度いろんな巡回等ですね、されまして、事故の無いように対策をお願いしたいと思います。

次に、定住促進についてお尋ねいたします。

町のイベント等で甲佐町を知ってもらい、住みたいと思う人たちがどうしたらいいのかと、不動産店が甲佐にありません。どこに相談していいかということもあると思います。情報は、町のホームページとかに載せていければと思いますけれども、不動産の情報というのはなかなか載りませんので。

先日、ちょっといただいたものがありますけれども、甲佐町の「住まいガイド」、こういったものが役場のほうにと、ほかに人の集まる場所、特に食事するところとかショッピングセンターあたりにも置いてあるのかなということで、どこに置いてあるのかちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 「住まいのガイド」につきましては、民間のほうでされております住宅展示場等に配布をして設置をしているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） ちょっと私の記憶では、平成25年度の監査委員さんからの指摘で、町外からの人口増はいろいろ政策を考えておられますけども、町内から流出する人口をどうやってとめるかという指摘もあってたと記憶しておりますが、それについて何か町長はすぐいつも終わったら検討されておりましたので、何か検討はされたかなと思います。何かありますか、どうですか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 確かに、監査委員さんのほうからそういった御意見をですね、伺っておったことはちゃんと記憶しております。この定住助成金ですよ、これ、考え方として、もともと町内外の方々に新たに快適な住環境が整備された土地を取得してもらって、そこに定住してもらおうということを目的につくられた制度であります。それによって、人口増も図れますし、あわせて税収が上がる、税収の増も考えられてつくられた制度だというふうに考えております。

議員からも御意見、今、いただいたところでありますけれども、確かにそういった制度を取り入れた場合には、町内から町外に流出される、そういった事例は減ってくるかは考えられます。ただ、問題なのは、どこまでじゃあ、そういったことを広げていくのか、これ当然やっぱり町の財政状況もですね、鑑みながら、最終的判断をすべき問題だというふうな受けとめはしております。

今日一般質問の中でもいろいろ話が出ておりますように、今後27年度中に町の地域版の総合ビジョン、総合戦略を策定しなくちゃなりませんので、そういった場面において担当課、それからいろいろ企画会議等も通じて、今後の対応について検討してみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） 一つの提案じゃないですけども、この住まいガイドの、「新たに土地を購入し」というところがありますけれども、町内から新しい承認団地あたりにどのくらい出ておられるか、出ておられるちゅうか建てておられるか、町内外の状況あたりはいかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 現在までの町の住宅開発指導要綱により承認された団地が町のほうで実施をしております緑町団地も含めまして、現在のところ7団地ございまして、合計いたしますと全部で203区画でございます。で、この中で、定住助成金交付者が108世帯で、入居者人数が396人となっております。

で、この108世帯のうち、町外からの転入者数につきましては、81世帯、292人が町外か

らの転入者というふうになっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 1番。

○1番（山内亮一君） 町外から81ということは、大分、半分ぐらいというふうな感じですかね。半分よりもちょっと多いか。まあ、そういう中で、まあ町内から町外に出らないというような意味で、土地を購入しなくても住宅が建設できれば、これが補助の対象にならんかなというところも一つ提案したいと思っております。

住宅ローンあたりが土地つき土地込みの住宅建設で住宅ローンが借れるというのを考えますと、土地を取得して住宅建設、土地の取得というのは自分で購入する場合と親からもらう場合とか、そういった意味で広い意味で取得ということではできないかということでは思っています。

なぜこれを言うかということ、集落から若い人たちが承認団地に行ってしまうと、集落が寂しくなりますよね。もう全然元気がなくなって、いろんな、先ほど宮川議員からありましたけど、区役をするときに人間がおらんというような問題が出てまいります。そういったものを少しでも解消できるならば、そういった取り組みもしていただきたいなということでは考えております。

まず、やっぱり集落を元気にせんと、なかなかいろんな耕作放棄地とかそういったものも出てきますし、自主防災組織、そういったものも崩れてしまうんじゃないかと懸念をしております。

今、1月末で1万1,279人甲佐の人口があります。6次計画の中でも27年度では1万762人という見込みを立てておられました。32年度につきましては1万233人と減少していくという中で、6次計画の中では1万1,000人の人口目標を立てておられます。

それについては、順調に推移していくかと思っておりますけれども、今後の人口減少、1万1,000人超えておりますけれども、この5年間じゃなくてまたその先、算定方法からするともっと下がってくるのかなと思っておりますので、今後の人口減少に対してはどう考えておられますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 今後の人口減少についてはということではございますが、現在、町のほうで宅地分譲しております緑町分譲地で、10区画のうちあと1区画が残っております。それと、そのほかに、民間によります宅地分譲が下横田の緑川団地と緑川の堤防の間に二つの団地が民間のほうで造成がなされております。で、1件は整備済みでございまして6区画の団地、それともう一団地が現在造成中でございまして、22区画の団地がございまして。それと、そのほかに今回の補正予算にも計上させていただいておりますが、白旗地区のほうに34区画の計画が現在進行中でございまして、近いうちに事前協議がなされるというようなことで、民間によります人口増といいますか宅地造成が現在のところ約60区画ほどは計画をされているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） 今後の人口減少あたりの推移をちょっと聞きたかったところなんですけど、それをもとに今後宅地開発の計画はあるかというふうな聞き方をする予定でしたけれども、先に60区画ほど見込んであるということですので、そのあたりは今後また政策のほうに出していただきたいと考えます。

先ほども言いましたけれども、町全体を考えれば、人口が増えれば交付金等にも反映されると、ただ町の人口が増える内容がですね、集落ではなくて承認団地だけに集まってくるというようなことでは、各集落の行政あたりに支障が出るんじゃないかと思っております。

私たちが今回、農業法人化あたりに取り組んでいくのも、地元の農業が少しでも儲かる農業をやっているならば、若い世代が残って兼業農家として頑張ってもらえるんじゃないかという期待を込めて頑張ろうと思っております。

そういうところの支援もお願いしたいし、まずそういった村を元気づけるような政策を、是非町長にはお願いしたいと思っております。

そういうことをお願いいたしまして、最後になりますけども、60区画ほど今後予定されておりますけども、子育て支援の中で待機児童等が出ないような対策あたりも考えておられますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（上村美智子君） 今、山内議員さんの、保育園の待機児童についての御質問でございますけど、お答えいたします。

現在、町内保育園の園児数は、26年、昨年4月1日現在で437人となっております。この園児数につきましては、町外からの受け入れ児童13人、それから町外施設への入所児童17人は除いております、4月現在では待機児童数はありませんでした。

で、2月28日現在での町内保育園の園児数は472人で、年度当初よりも35人の増となっております。年度途中での入所希望が増したために、各保育園に御協力をいただき、受け入れをしていただいておりますが、現在の待機児童数は2名となっております。

新年度の園児の受け入れにつきましては、五つの保育園全部が現在の定員60名を80人に変更していただくなど、各保育園の御協力によりまして、12月の募集締め切りまでの申請436名ですけども、これにつきましては全員の受け入れができる見込みです。

ただ、今年に入りまして数名のまた希望が出ておりまして、現在、保育園の方をお願いをしている状況です。保育士の確保ができれば、まだ児童の受け入れができる園もございますので、引き続き各保育園に対しまして、保育士の確保と児童の受け入れをお願いしていきたいと考えております。

今後は、入所児童の年齢構成も変化し、過去4年間は90人程度で推移しておりました出生数も、今年度は78人の見込みということで、ここ一、二年は減少が予想されますが、宅地開発等で入所希望の児童数が多くなりますと、保育園側の受け入れ状況を見ながらですね、新しい家庭的保育事業、子ども・子育て支援法ですね、実施がありますので、その中での家庭的保育事業等の実施も検討したいと考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） 福祉課長のほうには、是非その取り組みを新年度あたりに生かせるようにしていただきたいと思っております。

さっき最後と言いましたけども、一つ忘れておりました。

人・農地プランの策定が今進んでおりますけれども、先ほど定住促進の中で、集落の近くに家を建てたりする場合に、人・農地プラン作成する影響はどのあたりまであるのかなど。集落の中に家を建てられる分にはそう問題はないと思いますけども、それに近いところからどのくらい出ていけるかというのものもあるかと思えます。農政サイドの事業ですと、なかなか農地を守ることが優先されますので、そういったところがですね、定住促進にちょっと影響が出るんじゃないかと思っておりますので、その影響を少し聞きたいと思えますけど。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） それではお答えいたします。

先ほどからずっと説明を申しておりますけど、人・農地プランでございますけれども、人・農地プランの範囲の設定につきましては、国の指導としまして農地を基準として地域的なまとまりを持つ農業集落や、集落を基本とするということでございます。ただし、地域の実情に応じて複数集落やもっと広い範囲を設定することもできますというような基本的な考え方になっておるところでございます。

で、このことで、この人・農地プランにつきましては、農地を守るための手段を探すということが目的でございますので、農業者の高齢化や後継者不足に伴う耕作放棄地や遊休地の増加などといった問題を、地域と町が一緒になって解決に向けたプランづくりということでございます。これが基本コンセプトでございます。

このため、議員の御質問の中で人・農地プランの範囲の設定が、住宅等への転用、特に定住促進に対してどうか影響がありはしないかということで、人・農地プランの範囲は今説明しましたとおりでございますので、農地の転用については何ら影響を及ぼすものではないということで判断をしておるところでございます。

御承知のとおり、農地の転用につきましては、これまでも農業振興地域であれば農業振興地域の除外申請、それに伴う農地の転用申請につきましても、農地法の転用基準によって農業委員会の総会の中で審議をいたしてきておるところでございます。その審議を受け、県のほうに副申ということで許可・不許可のほうを副申で申し上げると、判断を仰ぐというところがございますので、何ら影響はないということで御理解いただければと思えます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） 農業委員会のほうで検討されるということです。

先ほど、町長のほうも定住促進にはいろんな力を注いでいくということでおっしゃって

おりました。農地の転用等が優良農地に影響がしないようには配慮が必要だと思っておりますが、いろんな転用等につきましても、企業からの参入等につきましても、そういった農振の影響がかかってくるんじゃないかと思っております。そういうところを県のほうと協議しながら、解除してきてもらうということにも努めてもらいたいし、集落がもっと元気になるように、人口が増えるように、いろんな意味で今後助成をお願いすると思っておりますけれども、今子育て支援とかそういった尋ねたところを政策に活かしてもっと頑張っていたきたいと思ひまして、今回の一般質問はこれで終わります。

○議長（緒方哲哉君） これで、1番、山内議員の質問は終わりました。

昼食のため、しばらく休憩します。午後は1時10分から行います。1時10分より会議を開きます。

休憩 午後0時08分

再開 午後1時10分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、佐野安春議員の質問を許します。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 一般質問ですが、その前に私の思いを述べさせていただきます。

さきの町議会議員一般選挙公報には、全ての候補者の公約が載せられております。私は、立候補された皆さんの公約を読ませていただいて、私の公約と共通する思いで立候補いただいたというふうに感じております。子育てや子供や、高齢者に優しいまちづくり、教育・福祉の充実など、目指すもの・タイトルは共通したものがあろうというふうに感じております。一致することはお互いに一緒にやっていき、今挙げました課題をともに実現できますようよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

それでは、一般質問通告書に基づいて質問を行ってまいります。

順番の1番、まちづくりの基本理念についてに関する事です。「暮らしやすい安心・安全な町をつくりまします」の具体化の件に関しまして質問をいたします。

第6次甲佐町総合計画並びに基本構想前期基本計画を町は立てておりますが、その中で基本理念を定めて、「自然環境を生かし、文化と交流が育む暮らしやすい安心・安全な町をつくりまします」とうたっております。

その中の「安心・安全な町をつくりまします」の具体化の一つであります生活環境の整備の中に、防犯について、「防犯環境づくりで防犯灯の整備を計画的に促進し」とありますが、町設置防犯灯について、現状と計画はどうなってるのかお尋ねいたします。担当課長。

○議長（緒方哲哉君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（清水 明君） 防犯灯の設置についてお答えいたします。

町設置の防犯灯の設置数につきましては、本年度末現在、349基でございます。これは、行政区でつけられます部落防犯灯については設置数は把握しておりません。主な設置箇所

としましては、県道今吉野甲佐線、西寒野地区の国道443号線、主要地方道の宇土甲佐線、そして現在設置中の白旗小学校前の県道嘉島甲佐線などでございます。以上が主な設置箇所でございます。本年度は、町の防犯灯22基、行政区の防犯灯23基の計45基を設置しているところでございます。

設置計画につきましては、町の防犯灯の設置計画でございますけれども、現在設置中の県道嘉島甲佐線、それと塔ノ木から北早川までの国道443号線、それと下豊内から中早川までの町道下豊内有安線及び県道稲尾野甲佐線を経由しまして町道大町塔ノ木線に至る区間、それと甲佐小学校から小鹿区の西原橋付近までの県道三本松甲佐線の区間に設置計画をしているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） ただいま防犯灯の設置数また設置計画について御説明がありましたが、そのことについて再度お尋ねします。

設置計画については何年度の計画なのか、それぞれについて御説明いただきたいと思います。また、現在、小中高校生の通学路における防犯灯の設置状況、設置率がどれくらいなのか説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（緒方哲哉君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（清水 明君） 先ほど説明しました答弁しました設置計画につきましては、10年くらいを想定しております、これを全部設置するにはですね。それと、通学道路への防犯灯の設置率につきましてでございますけれども、現在、学校教育課のほうで通学路についての取りまとめをやっております。その取りまとめを待った後にですね、通学の実態を把握しまして、どの程度設置されてるか、その設置率を把握したいということで、現在のところ通学路にどのくらい設置されているか、その設置率については把握しておりません。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） ありがとうございます。まず、状況の把握が大事であるというふうに思います。早急に設置状況を確認し、やはりそれに基づいて設置計画を立て、やはりこれ、スピード感を持ってですね、実行していくことが必要であると思います。

今、お話の中では、10年ぐらいというふうな、かなりですね、長期の感じだというふうに思います。私の思いでは、やはり3年遅くとも5年ぐらいでやはりつくっていく必要があるというふうに思っております。

その点はいかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（清水 明君） 防犯灯の設置率についてスピードアップして設置しないさいということでございますけど、予算を伴うものであり、10年ぐらいがこの設置計画ではですね、完全に施設するには10年ぐらいが必要ではないかというふうに考えてお

ります。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今、予算の問題もおっしゃってですね、厳しい面もあるかというふうには思いますが、やはりこの防犯灯、安心・安全なまちづくりというのは、甲佐町がですね、やはり理念の中でうたっている大きな目標でありますので、やはりそのことについてはですね、特別に力を入れる必要が私はあるというふうに思います。

それで、このことに関して要望としては、全町的にですね、やっぱり小中高の通学路への防犯灯、これはスピード感を持ってですね、やっていただきたいということです。

理由としてですね、挙げますと、やはり強い町民のですね、防犯灯設置の要望があります。これは、議会だより「清流」147号、25年の11月15日発行ですが、この中にも「傍聴席から一言」の中に、住みよい甲佐町、みんなのためにという中で、町民の方が載せられております。一部引用させていただきます。

先日、久しぶりに夜行バスで市内から御船経由で帰った。トンネルを出た途端、今まで明るかった夜景が一遍に闇夜に変わってしまった。数日前、主人が仕事帰りに道の横の用水路へ落ちて足を骨折してしまったと。水が流れておらず幸いだったと。真っ暗な夜道、せめてここらあたりに街灯1本あったらどんなに安全なのにと。大きな国道、県道から村へ入ると、どこに道が通ってるかわからない場所がたくさんありますと。部活動などで遅く帰宅する中高校生のためにも、ある程度の街灯の設置は必要ではないでしょうかというふうに訴えられております。

また、最近では、出たばかりの「清流」152号特集の子ども議会において、中学生の方が訴えております。危険を感じる通学路として、読んでみますと、私たち甲佐中学校の生徒は、約8割の生徒が部活動で頑張っています。部活動の終了時間は日没時間を考えて終了し、下校するようになっていますが、今の時期は暗くなるのが早く、帰宅するときとても危険を感じるがありますと。防犯灯についての計画があるのでしょうかということ、中学生の方が訴えております。

そういう中で、今、くらし安全室長がお答えをされてますが、この中で答えられてるのはですね、まさに中学生が訴えられてる要望にはですね、届かないものじゃないかというふうに思います。

先ほども申し上げましたが、理由の2番目として、甲佐町の基本理念の中に、安心・安全のまちづくりということであってあります。また、この中でも、安心・安全についての記載というのは、何カ所も上ります。例えば、ページ26には、防犯については、女性や子供への安心・安全対策を第一に、住民の防犯意識を高め、地域と行政が一体となった防犯体制づくりに努めますというふうにあります。ページ62は、近年全国的に犯罪が多発傾向にあります。本町においても児童に対する悪質な犯罪が発生しております。今後は、警察などと連携し、安全なまちづくりに取り組む必要がありますというふうに書いております。

この計画の中では、平成21年度の実績245基から、平成27年度275基となっておりますが、

先ほど御説明もありましたように、現在349基ということで、計画よりも大きく進んでいます。このことは、大変いいことだと私は思います。しかしやはり、全町的にですね、通学路に防犯灯を設置するという意味では、まだまだ遅れがあるんじゃないかというふうに思っております。

もう一つは、近隣自治体の状況ですが、御船町と益城町郡内の二つの町に私は尋ねてみました。そうしましたら、御船町は通学路、集落、河川敷などで1,928基です。益城町は通学路、幹線道路の設置数が1,564基です。で、例えば益城町においては、ほぼ100%の通学路に防犯灯を設置されてるというふうに確認をしております。そういった意味で、甲佐町も進んではいるんですが、やはりどうしてもスピードが遅過ぎるというふうに考えます。

そういった意味で、やはり町民の子供さんから大人の皆さんまで、今願っている防犯灯の設置は、町が予定されているものではとても遅いというふうに感じます。やはり全町的に通学路に早急に防犯灯を整備すること、そのことが町が掲げている基本構想第6次甲佐町総合計画に最も即したものであるし、多くの町民の皆さんの願いと合致するものと考えますけども、この点については町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 佐野議員の御指摘されていますとおり、町の理念の中で、暮らしやすい安心・安全なまちをつくりますと、そういう事柄を掲載しております。こういった理念に基づきまして、防犯灯の設置についても随分と努力をしているような状況です。従来からの設置数からいたしますと、御意見にもありましたとおり、各段の設置数に増やしているということで進めているつもりではあります。

例えば、宇土甲佐線の堤防沿いの県道の道路、以前は本当に夜は真っ暗で寂しい思いがしてございましたけれども、現在、防犯灯が設置ができたということで、非常に何か車を運転するときにおいても癒されるような思いがいたします。

また、先ほどくらし安全室長のほうから話もありましたとおり、塔ノ木のほうから早川のほうに向けて設置する計画もございますので、お話にありましたようにトンネルを抜けた後も明かりが見えると、そういう状況にはつながっていくのかなと思っております。

ただ、いかんせん、やはり一般財源、かなりこれつぎ込む事業になりますので、推進はいたしますものの、許される予算の範囲の中で推進ということしかお答えができません。ただ、考え方としては、議員おっしゃるとおり十分その気持ちはわかりますので、なるべく早期に設置ができるように努力は続けたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） ありがとうございます。

もう一つですね、予算の関係もお話をされておりますが、確かにこの立派なですね、防犯灯があるのが一番なんですけど、やはり場所によってはですね、やはり低価でつけることも可能だというふうに思います。そういったところも是非研究をいただいてですね、やはり全通学路に防犯灯設置ということでもよろしくお願ひしたいというふうに考えておりま

す。

質問の1番はこれにて終わります。

次の質問に移っていきます。(仮称)町道乙女橋御船線についてお尋ねしたいというふうに思います。

町は、平成26年12月改定の甲佐町道路整備5カ年計画の町道骨格道路のBの④に(仮称)乙女橋御船線、概要としまして8メートル幅で600メートルと載せています。そのことについて質問をいたします。

まず、御船町内に町道をつくることについて担当課に尋ねましたところ、御船町との協議を過去2回程度行ったというふうに聞いています。その協議の内容と協議への出席者、そういったところをお尋ねしたいと思います。担当課のほうからよろしくお願いします。

○議長(緒方哲哉君) 建設課長。

○建設課長(志戸岡 弘君) 御船町との協議の状況はということで、御説明を申し上げます。

(仮称)町道乙女橋御船線の事業の協議については、御船町との正式な協議ということを行っておりませんが、現在、甲佐町が実施を行っております町道松ヶ崎妙見谷線の現道の道路拡幅部分のほとんどが御船市内であることから、御船町役場建設課に出向きまして事業の執行をしていく中で、打ち合わせや情報提供などをお願いをさせていただいております。

また、当該路線については、このような打ち合わせの中で、計画路線付近の道路整備の計画の状況、現在の改良工事の施工状況等の情報をお互いに共有するための打ち合わせを行っている状況です。

なお、出席者については、御船町の建設課長、同建設係長と担当者、甲佐町からのほうは当時の建設課長と建設係長と担当者で、その席で打ち合わせを行っております。

以上です。

○議長(緒方哲哉君) 2番、佐野議員。

○2番(佐野安春君) 協議の内容は、よくまだ具体性がないということでもいいわけですかね。

次にですね、町道建設の目的は何かということでお尋ねをいたします。

町長は、昨年9月議会において、西坂親議員からの質問に対して答弁として、乙女台地の開発を誘発する幹線道路であると述べられていますが、乙女台地の開発とは具体的にどのようなものであるか、現状とか目的、計画、見通し、そういったところでお話をいただきたいんですが、先ほど午前中あった乙女台地の農地、土地利用についてということでありましたけど、それと同じだというふうに考えてよろしいのでしょうか。また別にあるというふうに考えてよろしいのでしょうか。担当の方の御説明をお願いしたいんですけど。町長からお話されてもいいですけど。

○議長(緒方哲哉君) しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時28分
再開 午後 1 時29分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今日、午前中に説明した乙女台地の箇所、これ、今から畑地の整備ということで計画が上がっておりますけれども、それが全区画といいますか、全部の面積が賛同されてできるのかどうなのか、その辺は見きわめる必要がありますけれども、そのほかにも乙女地区においては、企業進出における候補地というのが幾つか考えられると思いますので、その点を含んだところでのお話というふうに御理解いただければ結構かと思えます。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今、町長のほうからお答えいただきましたが、先ほど午前中ですね、乙女台地の土地を開発ということで、ある程度具体性があるですすね、お話をされたと思うんですが、今町長のほうからお話がありました企業誘致とか住宅の問題についてはすね、具体性があるものを考えられていらっしゃるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） いつも、これまでも議会の中でお話ししてきましたけれども、本町においては農振地区がほとんどでありますし、また他町みたいに県のほうで工業団地を造成していただいているところは本町にはございません。したがって、その受け皿として非常に不利な条件にあることは、議員も御理解のことだと思っております。

ですから、具体的な場所については、現在はないと。ただ、候補地になるような場所がありますので、その辺の具体的な調査については、午前中企画課長から説明したとおり、その予算を今回補正予算で上げさせていただいております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） ありがとうございます。

次の質問に移ります。もしですすね、この（仮称）町道乙女橋御船線が完成したとしても、その先の御船町町道御船白旗線はすすね、狭く、その道幅の拡大など、数百メートルの距離の改修が必要とされると思いますが、その点の見通しとかいうことはどうなってるんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） おっしゃるとおり、当然本町のほうで仮に整備したそれから先のほうについてはすすね、これ御船の町のほうでやっていただかないと、そしてつながないとこれは意味がないというふうに考えております。

ただ、担当課長からもお話があったと思っておりますけれども、御船地内の中に入ってまいりますので、両町の意味の疎通、統一見解それと費用負担の問題ともですすね、十分これは協

議をした上での推進といったことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） ありがとうございます。

ちょっと関連で御質問しますが、今お話ししましたように、新設の町道とそれにつながる御船町の町道の改修も必要とされる事業と思われませんが、法律によれば道路法第8条の第3項には、「市町村長は特に必要があると認める場合においては当該市町村の区域を越えて市町村の路線を認定することができる」というようにあります。

で、ここで言われる「特に必要と認める場合」とは、その先に公園とか水源地、火葬場、墓地、汚物処理場など公の施設を設置した場合には、これらの施設に対する道路が必要となることが少なくないので、特に認められるものであるというふうにあります。

今回の場合は、道路を新設する先に、公の施設があるわけではありません。これには当たらないというふうに思います。また、その法律の中には、このような場所に限られるものではないというふうな文言もありますが、それもやはり特に必要とされる場合ということがかかってきますので、今回の場合は「特に必要とされる」に該当しないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 法的解釈は置いといて、確かにこれまでの状況であれば火葬場がありましたので、議員おっしゃるとおり、その辺の適用は受けるかと思えます。ただ、町として是非必要だというような思いを強く持っておりますので、その辺はやっぱり御船町との協議の中でですね、その重要性を認識していただくよう働きかけるというようなことが必要かというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 次に、質問いたします。建設費用についてですが、予定としては1億1,000万が町道の費用ということで考えられてるということですけど、この予算案についてお尋ねをいたします。

（仮称）乙女橋御船線概算工事費算出根拠というのを建設課のほうからですね、出していただきましたが、その中で工事費を見ますと、長さ600メートルで幅8メートル、面積は4,800平方メートルという形になりますが、やはりそれはあくまでも道路面積でありまして、道路をつくる場合には側面の面積、それと高低差があればそれに対する側面の面積も広がってくるものというふうに私は考えます。

それで、起点から終点まで考えれば、高低差もかなりあるように感じております。そういう中で、この概算工事費算出根拠の中で、買収面積を予定されてるのが道路面積と同じ4,800平方メートルなんですけども、それで十分なのでしょうか、ちょっとお尋ねいたします。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 先ほどの用地買収の面積について、御説明を申し上げます。
と思います。

延長が約600メートルで、その中には平地の部分また山の部分とありますけども、平地の部分の買収幅が約10メートル程度で計算しております、山の部分については法面等の法切りもございますので、約20メートルほどを現在の地図をですね、参考にですね、概算として出しております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） ありがとうございます。

ちょっとよくわからないところもありますけども、次にですね、町長に対してお尋ねしますが、この新設町道について、町民の理解と同意が得られるかどうかをお尋ねします。これまで、その議会の同意を得るために、何かされていらっしゃるかどうかもお尋ねします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 本路線につきましては、以前私も議会の皆さん方と一緒に議席がございました。で、その中において先輩議員の一般質問あるいは質疑の中でもいろんな考えを聞いてきた、そういう経験もございます。そういう場面において、この今考えております仮称の乙女橋御船線、あるいは松ヶ崎妙見谷線この二つのルートについては、多くの方々から提言を、当時の執行部に対して提言がなされていたというふうに記憶しております。

私も同じような考えを持っておりましたので、町長に就任させていただいて、そういった考えを受け継いでこれまでもいろんな事業に取り組んでいるというふうに思っております。

したがって、今後この事業については、先ほどから何遍も申し上げますとおり、御船町との協議がこれはまず優先でありますので、その中でこういった形で持っていくのか、その辺をきちんと見きわめた上でやっていくということが大事かと思っておりますので、そういった手順をやっていくことによって、町民の皆さん方の理解は十分得られるというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 結論的になりますが、この町道路計画については、やはり甲佐町と町民にとって多額な資金をですね、投じてつくることになると思いますが、私としてはそれをつくる理由と根拠に乏しいというふうに考えます。私としては、結論として、この26年12月改定の甲佐町道路整備計画の5カ年計画からのこの道路新設については、削除を要望いたします。

理由についてでございますが、昨年9月議会において西坂親議員からの質問に対する町

長の答弁の中で述べられている町道新設の理由が、説得力が余りないものと考えます。この答弁の中で町長は、町道建設の理由として、現在の火葬場あるいは平成音楽大学前の道路に接続させまして、御船インターとのアクセス道路として期待できる、甲佐町にとっては大変重要な役割を担う路線というふうに認識、加えて乙女台地の開発を誘発する幹線道路でもあると述べられています。

しかしながら、理由として、御船インターへのアクセスの件についてですが、御船インターまでの道路というのは、もし今回の町道が完成したとしても、御船町町道、御船白旗線の道幅が狭く、車が離合できない箇所が数百メートルの距離があり、この町道が拡張・改善されなければ利用価値はないものと考えます。

また、仮に、この町道が拡張されたとしても、平成音楽大前道路に接続されても、起点を松ヶ崎妙見谷線からとすれば、御船インターへの距離はかなり長いものとなり、アクセス道路としては利用価値の少ないものとなると思われます。また町道山出県道線を利用した御船インターへのアクセスもあり、新たな町道の新設は必要がないと考えます。

理由2として、乙女台地開発の誘発の件についてですが、当初町担当課からは資料的には航空写真1枚だけで、具体的には当初わからなかったんですけども、やはりこの地へのアクセスは、田口橋が改修されるということ、また城南のスマートインターチェンジができる予定があるということで、そちらからのアクセスも可能であるということで、やはりこの町道新設というのは意味がなくなる可能性があるというふうに考えます。

そして、最後、理由3ですが、やはり御船町内に甲佐町の資金で町道をつくることに甲佐町民の理解と納得は難しいのではないかとというふうに考えます。昨年、9月の町長の先ほどの答弁の中でおっしゃってるのが、恐らく御船町は積極的な取り組みはなかなか期待できないところがありますので、やはりそれは財源的なこともある程度この甲佐町でやっていかないと答えられています。やはり、御船町内に甲佐町から町道をつくる財源は甲佐町からということに、甲佐町民の理解と納得は難しいと考えております。また、財源の根拠もまだまだ不明確なものに、理解はまだ得られないというふうに私は考えます。

このことについての質問は終わります。

(自席より発言する者あり)

じゃ、ほんなら、町長、お願いします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 佐野議員は佐野議員なりの根拠を持ってお話しされて考え方を示されたものと思います。私は私なりの考え方を、これまでも議員の皆さん方にお示ししてきたつもりでもありますし、要は開発が先か、それとも道路整備等の社会資本の整備が先か、それをうまく並行していくのが私は私なりのやり方だと思っております。

ですから、今の段階では目に見えないところも、ひいては何年後か、10年後か先には、成功したときには、きっと町民の皆さん方には喜んでいただけるというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） それでは、次の質問に移らせていただきます。国保税のことについてです。4月以降、加入者に対して大きな負担増が予想されますが、町民負担についていかがお考えであるかということ、まず担当課のほうから具体的なプランがあれば内容がわかりやすくなりますので、それを含めてお話をいただきたいというふうに思います。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） お答えいたします。

税率引き上げによりまして、当然、国保加入者の方々の負担は伴うわけですが、平成27年度の予算編成におきまして、基金の全額を充当しても、歳出が歳入を上回り、財源不足が生じる見込みとなっております。

国民健康保険につきましては、この国保特別会計自体で運営するのが基本でありまして、不足する財源につきましては、原則国保税で賄うということになっております。このようなことから、税率の引き上げを行わざるを得ないという状況になっております。

ただ、国保加入者の支援ということで、現在、甲佐町の国保加入者で、7割、5割、2割の軽減を受けている世帯については、国保世帯の約6割ぐらいの世帯がありまして、平成26年度に軽減枠の拡大がなされ、また、平成27年度においてもさらなる軽減安定所得の見直しが予定されておるところです。

こういったところで、低所得者に対します支援が図られると思っております。

また、国、県のほうでも、将来にわたり持続可能な安定した医療制度を目的として、財政運営の責任を担う保険者を県として協議をなされてるところですけども、移行時期につきましては、昨年12月時点では平成29年度をめどに進められておりましたけれども、最近の情報で、政府は移行時期を平成30年度とした医療保険制度改革を今国会に法案提出される見込みであります。

12月定例会で、28年度までの2年間の赤字を補てんする意味から、税率の改正と法定外の繰り入れをお願いしたところではありますけども、29年度までの3年間で町の運営で乗り切るためにも、財政健全化に向け、住民の方々の健診受診等の積極的な協力を得ながら、医療費抑制等の取り組みを一層強化してまいりたいと思っております。

なお、加入者の皆様へ周知するために、2月広報紙で改定税率等についてお伝えしておりますが、さらにその改定内容及び国保財政の現状等について、地区別説明会を3月下旬に開催予定でありまして、加入者の皆様に御理解と御協力をお願いすることとしております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 担当課のほうからですね、国保税値上げによる町民負担の増加ということで、モデル世帯の試算表というのを見せていただきました。それによりましてですね、4人世帯で世帯主、妻、母、子というパターンなんですけども、所得総額が280万の世帯で1世帯当たり税額が50万4,000円と、で、アップが金額にして7万1,800円と、アップ率が116.6%と、対前年比ですね。2割軽減が同じ世帯で所得が150万の場合が30万

300円と、増加額が4万4,600円と、対前年比が117.4%です。5割軽減で、世帯は同じですね、所得が100万の場合は19万2,200円と、アップ額が2万9,000円でアップ率は前年比117.8%と。7割軽減で4人世帯、所得が31万の場合でも、1世帯当たり税額は9万2,300円、アップ額は1万5,100円で、対前年度比のアップ率は119.6%というふうに見せていただきました。

やはり、それぞれにアップ率がかなり高いということと、所得の低いほうがアップ率ですね、高くなってるということで、現在、26年度で資格証明書または短期被保険者証を所持される方というのは、この国保加入者の8.55%というふうに資料で確認をさせていただいておりますが、やはり今でもかなり高い比率を占めてると思いますが、この値上げによってその比率がですね、高まるおそれはないか、また本来はそれを低めていくものにしてないといけないと思うんですけども、これらの世帯を少なくするため、またその手だてですね、どういうふうにお考えなのかということ、ちょっともう一度お願いします。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） 先ほども少し触れましたけれども、軽減世帯におきまして、約6割の世帯がおられるということで、26年度も所得制限に対する見直し、また27年度もされるということで、先ほど金額、それぞれ軽減世帯のモデル世帯の金額をおっしゃいましたけれども、それは今言ったやつが反映はされてませんので、また若干の金額の削減は見込めるかとは思っています。

その点ぐらいにはなりますけども、以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 私なりにですね、考えた国保問題の解決法なんですけども、やはり法律がですね、原点に返って法律がどういうふうに捉えてるかということを確認する必要があるというふうに思います。

法律的には基本になる憲法の25条では、生存権とそれに対する国の社会的使命というのをうたってます。「全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」というふうにうたっております。

それと、地方自治法の1条の2で、「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とうたっております。

国民健康保険法第1条、この法の目的においては、「この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする」と、そして社会保障としての側面を強調しております。

以上の法律をまとめますと、憲法25条で規定した生存権を保障する社会保障としての国民健康保険には、国または県、もちろん保険者である町にも多くの責任と義務があるというふうに思います。国保問題については、町で住民の人権を守るという立場で考え、それでも解決しないときは県にそして国に解決策を求めていく必要があるというふうに思いま

す。

国保については、町長を初め町職員の皆さんが、大変努力をされてると思いますが、やはり高過ぎる国保の最大の原因は、国保会計に対する国庫負担の引き下げにあることは明らかだというふうに思います。国保の問題は命に直結する問題です。町民の命を守ることに直接的に責任を負う町として、国に対して国保会計への国庫負担の割合をかつての50%にまで戻すよう、意見書や要望書で働きかける必要があると思いますが、この点についてはいかがでしょうか、お願いします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 国保制度の現状の問題点の解決に向けては、町村会といたしましても全国の大会におきましても、そういった解決に向けての国の努力をとということで毎年要望活動をやっているところであります。

御承知のとおり、国保については国民健康保険、国民皆保険制度の最後のとりでというような認識を持っております。そういった観点からでのお話だったかと思いますが、憲法第25条の問題、生存権の問題も引き合いに出されて御意見をいただいたところです。

ただ、一つ考えていただきたいのは、この国保加入の世帯が甲佐町全体の50%、それと加入者については甲佐町民の3分の1という数字になっているということなんですよね。ですから、これは全て甲佐町民全員が国保加入者ということであれば、町の例えば財政調整基金を全額取り崩しても国保の保険料が上がらないように手だてをするということは考えられますけれども、先ほど私が今話しましたような状況にあるかというのは、もう議員も御認識あるかと思います。

したがって、何度も繰り返すようになりますけれども、基金から全額充当して保険料を上がらないようにするという事は、町の責任者といたしましてもなかなか容易にできることではない。ですから、その加入者の負担割合等も考慮した上で、今回の保険料の設定をさせていただいたということですので、どうか御了承、御理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 町長からですね、説明的なことをいただきましたけども、やはり国保についてはですね、現在加入者が町民の3分の1というふうなお話がありました、国保については現在、共済の方とかですね、ほかの国保以外の健康保険に入られてる方も将来的にはどうしても国保に行かざるを得ないところがあります。

そういった意味では、現在の加入者だけではなくてですね、やっぱり現在、入られてない方も含めて、行く行くは国保になるという仕組みでございますので、そういったところはですね、やはり町民の皆様もですね、御理解を、私としてはされるところがあるんじゃないかというふうに考えております。

先ほど、道路問題でですね、私と町長とはちょっと見解がですね、違うところがありましたが、私としては今必要でないと思っておりますが、道路建設を見直してですね、やはりそれにこう、いろんな補助金もお考えのこととは思いますが、やっぱり一般財源から

の持ち出しが0ということは考えられないと思いますので、そういったことも含めまして、やはり国保に対するですね、やはり町からの厳しい財源の中ではあると思いますが、補助は必要ではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今、町の財政調整基金が10億ちょっとだったかなと思います。これを全額充当するといったことになると、大体年間1億ぐらいの国保会計の中で赤字が出てまいりますので、10年で町の財調基金、貯金は全部食い潰すというようなこととなりますので、それは町長としてやるべきことではないと私は判断しております。そういう見解を持っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 国保の問題についてはですね、議論はなかなかですね、尽かないところだというふうに思いますが、一応私の予定とした質問についてはですね、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） これで、2番、佐野議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。5分程度休憩します。2時5分からお願いします。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時04分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に4番、宮本修治議員の質問を許します。

4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 4番、宮本です。どうぞよろしく申し上げます。ようやくこの場に帰ってくることができました。あらゆる方に感謝申し上げます。

一般質問の通告書順にですね、質問をしたいと思います。

まず、婚活事業についてですけども、以前ですね、自分がこの場におりましたときに、衰退していた事業の産業後継者育成事業の中に婚活事業というのがございました。それを町長に提案して、また掘り起こしていただきましたけども、そのときの目的・趣旨というのは、課長がそのときと違いますので、御存じならお伺いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 目的についてでございますけれども、この事業につきましては、議員も以前携わっておられたということでございますけど、産業後継者対策の事業ということで、今位置づけておりますけど、いろいろな話の中で出てまいりますけど、いろんな業種の方がおられます。農業にしてもしかり、商工業にしてもしかりですけど、甲佐町の人口の中での高齢化、その中で次の世代を担う人たちをいかにして育てていくか

ということで、この産業後継者の対策の事業という中で、私たちは御質問の中のテーマにありますけど、婚活事業ということに取り組んでいるということでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 担当課長は全然勉強しとられんようで、これは育成じゃなくてですね、婚活事業のその当時の目的・趣旨はですね、自分が言うたのでありますので、その当時は、もう一回言い直しますか。

あのですね、目的は、この婚活事業に対しては、人口増加、定住、少子化問題、一石二鳥ということで、そのとき自分は答弁しておると思います。町長はちゃんとわかっていると思いますけども、回答内容については、逐一ちょっと勉強か何かしてってください。これは子ども議会についてじゃないですか、多分。まあいいです。

現状ということでですね、現状は何人おられて、何組ぐらいですね、縁結びがあったのか、ちょっとそれを、できる限りでようございます。これはわかっるとですかね。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 今までの実績ということでございますけれども、4組の方がこの事業を始められてから結婚に至っております。その中で、お二組の夫婦の中でお子さんが2人お生まれいただいとるということで、実績として出ておるところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 4組の方が無事結婚されたということで、あれから自分もう4年ぐらいたちますけども若干少ないのじゃないかなと思いますけども、これはもう独身者の件ですので、これが今後ですね、定住していただいて、少子化問題、人口増につながるようにですね、できればと思います。

ただ、その中でも、今後またこの事業に関しては、徹底してですね、独身者を応援していく立場になりますけども、町長の考えをお聞きしたいと思いますけども。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今後どうするかというような思いでの質問だろうかと思えます。

この事業については、宮本議員が当時、産業後継者育成対策協議会の会長をされているときに始まったものというふうに理解しておりますけれども、町のほうでは産業後継者育成対策協議会への補助を通じまして、平成21年度から後継者育成対策事業の一環として、独身者を対象に結婚活動を応援する交流会事業を企画して実施をしてきたところでありす。

成果については、ただいま担当課長のほうから説明したとおりでありますけれども、現在まで4組の成婚者と、それから2人の子供さんが誕生されたという報告も受けております。さらに、今後も結婚予定者がおられるということでありますので、これまで実証され、また町が支援してきたそういった取り組みが形になってあらわれてきたなという実感は持

っております。

今後におきましても、新規の登録者等の掘り起こしを行いながら、積極的な交流会を促すとともに、多くの男女の出会いを支援して本事業がさらに加速し、また町の定住そして町の活性化につながっていければ大変ありがたいというふうに思っております。

そういうことから、引き続き事業を実施していただきたいという思いを強く持っているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） ありがとうございます。本事業がですね、甲佐町の活性化になるようにですね、さらに熱を入れて続けていかれますようお願いしまして、次に入ります。

次は、子ども議会についてですけども、これも確認ですけども、この子ども議会もですね、自分が現役のときに町長に提案して、していただいた議案でありますけども、子ども議会についてはですね。ただ、これも現状と目的を、担当の課長が違いますのでお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 子ども議会の開催の目的ということで、これは子供目線で自分の住む町の姿を見つめて、快適で住みよいまちづくりや、町に対しての自分の夢や希望を話してもらう機会をつくるということで、それとまた町が行っている仕事への関心を高めてもらうということを目的にしてあると聞いております。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） ありがとうございます。なかなかですね、今、子ども議会を広報あたりで拝見しておりますと、一番当初のときですね、目的・趣旨はですね、将来の子供たちが魅力あるまちづくりを早くからですね、自分なりに努力して、勉強して、いろんな前向きの発言を未来に向けてできはしないのかという、自分なりの発言をさせていただきましたけども、最近何か広報あたりを見てますと、大人顔負けの子どもさんの発言がございますけども、当初は子供目線から先生たち、親御さん、少しはサポートがあってもいいんじゃないかという話をしてまいりました。

ところが、今はちょっと大人よりもちょっと感覚が、大人よりも上の感覚がある方がおられますけども、どこまで子供たちが接しているのかちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（赤星眞照君） この子供たちの質問、どういうふうに整理されてくるかということですけども、まず子供たち、身近なところ、先ほどありましたように、身近なところでどんなことに気づくのか、どんなことに目を向けているのかということが、大体学級の中で話し合いがされます。そういう中から、学級の幾つかの質問事項、それを生徒会のほうで整理する、そしてまた、誰が議員になっていくのか、その選び方もいろいろ話し

合って決めていくと。そして質問をする。

ただ、やっぱり学校ですので、どうしても質問するとき、目的意識あるいは個々で質問するので相手意識、そのあたりもやっぱり勉強、学ぶ場と、せっかくですから学ぶ場というように、位置づけているところもあります。

それで、今議員がお話になられたように、非常にしっかりした言い方になっているというのは随分自分たちで検討して練習してきた結果ではないかと思っています。ただそれが、子供目線というところからちょっと外れているのではないかというふうな危惧を持っておられると思いますので、そのあたりはさらに子供たちがこの子ども議会の趣旨をしっかり理解した上で子ども議会に臨めるよう、今後とも指導していきたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） ありがとうございます。子ども議会についてはですね、我々大人が今後ですね、子供たちのために大きな基礎をつくり、今後未来のためにですね、魅力あるまちづくりを子供たちに頑張っていただきたいと思います。

では、3番に入ります。町民センターの利活用についてということで、町民センターがですね、改修に当たり、費用等結構かかっているとは思いますが、その利用傾向ですかね、状況を確認したいと思っておりますが、担当課長にお願いしたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 町民センター所長。

○町民センター所長（吉岡英二君） それでは、議員の質問に対しまして、近年の利用傾向と現状についてから御説明したいと思います。

町民センター、児童館の両施設につきましては、平成13年にですね、当時解放センターと言っておりましたけれども、町民センターということで名称を変更したときにですね、隣保館、児童館の審議会と委員さんたちの中で審議されたのではないかと考えておりますけれども、地区内外の方などの交流を深めて、どなたでも気軽に使える開かれた施設となって以来ですね、徐々にまた確実に利用者は増えてきているという状況でございます。

本年でもですね、児童館ではファミリーサポートセンターが開設されたりですね、各種イベントや自主講座教室でも、多くの方が利用されている状況でございます。

で、現状といたしましては、両施設が平成26年1月末現在でですね、約4,780人ぐらいの利用がっております。で、今年度はですね、町民センター、児童館、先ほど申されたとおり改修工事を行っておりますので、9月末から2月中旬まではですね、通常どおりの利用ができなかったため、例年より利用が少ない状況となっております。

利用状況につきましては、どういった講座あたりをやっているかといいますと、踊りとか子供と大人の習字とか、相撲甚句、水墨画それと小中高校生の学習会などがですね、町民センターでは利用されておりますけれども、児童館のほうではですね、太鼓教室やヨガ教室、詩吟、それとファミリーサポートですね、先ほど申しました、そういった形が利用されております。これにつきましては、公民館講座あたりの社会教育課とですね、ファミリーサポートは福祉課あたりと連携をとりながら、利用を拡大しているというような状況ござ

います。

それと、イベントにつきましては、各種の交流会と人権講演会とかですね、甲佐町の他地区の方をお招きいたしまして、グランドゴルフ大会などをやっている状況でございます。

それと、今後の取り組みでございますけれども、2月中旬に改修工事が完了しております。新しくなりました各全室ですね、空調設備も整備されておまして、非常に機能的で衛生的になっております。で、どなたでも利用できる施設として、今後広く町民にですね、周知をする必要があると考えております。

で、先般の3月号の「広報こうさ」でもお知らせしておりますけれども、そのほかにもですね、再度全戸配布の町民センターだよりとか、そういった形で広く利用者に周知をしていきたいというふうに思っております。

それと、新しくなった施設の最初のイベントとしてですね、今月の18日に乙女地区の方々をお招きいたしまして、50名か60名ぐらいだと思いますけれども、健康講話やレクレーション等で地域間交流事業を計画しております。

この利用率向上につきましては、町の重点施策にもなっておりますので、今後もですね、人権啓発の拠点としてもですね、さまざまな事業を展開していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） ありがとうございます。

改修費用についてですね、お聞きしたいと思いますけれども、町民センター、児童館、両方合わせて大体幾らぐらいかお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 町民センター所長。

○町民センター所長（吉岡英二君） それでは、費用についてお答えいたします。

まず、町民センターでございますけれども、基本的に両施設ともですね、昭和58年の開設ということで、大分傷んでおる部分がございますので、全体的な改修を行っております。

趣旨といたしましては、長寿命化対策ということで適切な維持管理ができるようにということで改修をしておりますけれども、以上につきましては町民センターの設計監理、工事費含めて2,200万ほどでございますけれども、改修工事のみについてはですね、1,980万9,909円ということで、工事請負費は以上になっております。それと、児童館でございますけれども、児童館も同じような形で58年の開設ということで全体的に改修をしておりますけれども、設計監理、改修工事費含めまして、1,112万1,000円ほどでございます。その中で、工事請負費は1,004万4,000円ということでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） リフォームされてですね、かなり新しくなりました。これだけ町民センターで2,200万ぐらい、児童館のほうで1,100万ぐらいですね。これを何で質問するかといいますと、私、あそこの地元でございます。地元のゆえにですね、以前から町民

の皆さんには中早川の方が独占されてるんじゃないかという話もちょっと耳に挟んだことありますけども、こういう改修費用が重むものであればですね、以前から独占した気持ちは全く、ところの方はないと思います。

この費用と費用対効果というとはですね、町長にお伺いしたいんですけども、こがしこお金をかけるのであればですね、この公の場で、町民に幅広くあそこをイベント的、利活用するなり何なりですね、使っていただければと思いますけども、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 議員のほうから冒頭にお話がありましたとおり、当時隣保館の運営審議会の中で、会議の席で、もっと広く町民の方々に利用していただいたほうが、この問題の解決にもつながっていくし、理解を得やすいんじゃないかというような御意見があったのを私は記憶しております。

そういった考え方に沿ったところでの議員の御提言もあっておりますし、是非この改修を機にですね、さらなる交流の場として活用していきたいというふうな考えを持っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） ありがとうございます。これだけお金をかけてですね、あそこを公の場でですね、いろんなイベント的、いろんな行事にですね、使っていただければ、私、地元としてですね、感謝申し上げる次第でございます。

で、3番はこれで終わりたいと思います。

4番のですね、町の公共工事についてということで、①のですね、入札制度と工事受注についてということでお尋ねしたいと思いますが、議長にお願いしてあったあれは、総務課長、もう配ってあつとですか。ちょっと1枚ようございますか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時24分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（宮本修治君） 議員さん各位のですね、お手元にですね、平成25年度、26年度請負業者別請負件数集計表という指名競争入札と書いてあるのが配付してあると思いますけども、この件にですね、25年度、26年度、件数でいきますと、A、B、C、Dというランクがございます。Aが600万円以上、Bが300万から4,000万未満、Cが2,000万円未満、Dが600万円未満という、ここに載ってあるかと思いますが、これにはこの指名競争入札としては、何ら町の総務課長が……、副町長ですかね、委員長は。総務課長に尋ねますけども、このランクづけの業者さんはもうこれで、指名競争入札に対してはこれで間違

いないですかね。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） このお示ししております資料につきまして、土木一式工事、舗装工事について、ここに記載されておる業者の方、各会社が現在の状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） これに伴い、入札制度と工事受注についてということは、町一般競争入札をされるかと思えますけれども、その点は総務課長、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 公共工事の入札制度につきましてでございますけれども、これはもう各種法令に基づきまして厳正、公正に、また透明性を遵守して実施をしておるというところございまして、地方自治体を実施する入札につきましては、地方自治法、同施行令に基づき、随意契約で行うものを除きまして、一般競争入札や指名競争入札により行うこととなっております。

本町におきましても、この規定に基づきまして、厳正、公正また透明性を重視いたしまして実施をしておるというところでございます。

また、町の公共工事の発注の状況につきましては、資料としてここにお示ししておりますとおりでございますけれども、各入札結果につきましては、入札終了後にできるだけ早く町のホームページ等で公表をしておるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 町のほうがですね、一般競争入札に対しては公正にするということになってますけれども、これ自分で何でそこに掲げてるかと申しますと、いろんいうわさでですね、町ぐるみで町長自ら建設課と一体となって、ある業者が特定の方が全部とりよるとい話を聞いたことがあります。

ちまたでは、町長が仕事つくって仕事を回しよるとい話も聞いとりますけれども、その点は回答はできないと思います。委員長ですかね、副町長にお聞きしたいと思えますけれども、そういう関連は全くないわけでしょう。

○議長（緒方哲哉君） 副町長。

○副町長（師富省三君） そういいうわさは今ちょっと初めて聞きましたけど、そういことはありません。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 聞こえても答えはできないと思います。これは皆さんに答えてほしいんですけども、答えはできないと思います。これは、風のうわさでありまして、いろいろですね、特定の業者さんが1本、金額はばらばらで違います、1本に対してはですね、みんな件数的にはAランクの方が同等ですね、25年度に対しては一つの業者がかなり多目にとっておられます。ところが、町ぐるみの癒着ということは、かなり出来ないはず

です、これは。ですね。これは人が流すうわさであって、町長が単発的に工事をつくり上げると、で、その特定の業者さんが一括してとると。

あり得ないと思います。ただ、それに対しては、業者さんと町長に言うとならまだしも、そこに勤めておられる人夫さん、下請さん、孫請さん、大変な迷惑されとります。ましてや、ここにおられる担当課長、それに今後の課長、これ回答しても回答はでけんはずです。回答書を出せと言われてもですね。

その点から申しますと、特定の業者さんはまずもともと町長もおられたかと思います。が、町長はここに関与しとるのかしとらんのか、町長の腹一ちょでこの場で言わんとですね、皆さん誤解的になります。今後も職員も迷惑すると思います。業者さんの人夫さん、下請さん、いろんな方、迷惑しとります。何でかという、町長が腹一ちょ決めんけんですね、関与しとらんならしとらん、しとるならしとる、はっきり言わんとですね。はっきりこの場で申せんと大変な迷惑をしとりますけん。それを町長、答弁お願いします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 私の口からどういう説明をすればいいのかわかりませんが、私、町長になります前は、奥名工業という建設会社がありました。そちらのほうに父が経営していて勤めておりましたけども、途中で建設部門に関する営業権を大友建設さんが引き継がれました。それで、今、奥名工業というのは建設部門は全くありません。

で、その後、その大友建設の社長さんが代表者になられて、その後社名変更がなされたものというふうに向っておりますけども、現在その大友社長が亡くなられたということで別の方が代表者につかれております。

いろいろとうわさですね、うわさは、今宮本議員から御紹介がありましたけれども、私自身あるいはうちの家族が株主であったり、あるいは会社の役員であったり、そういうことは毛頭ありませんので、あえてここで申し上げていいのかどうかかわかりませんが、あえて申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 株主でもない、役員でもないということで、今答弁をされたけども、これ町長は付託を受けて上がられるわけですので、やっぱいろんな形でですね、いかんとはいかん、いいとはいいいという発言をしていただかなければ、皆さん迷惑する方がかなりおられます。まあ、1人でやっとうとじゃなかろうかとか、今後やっぱ皆さん、職員さんも迷惑されると思います。で、関与しとらんとにはしとらんと、ただ公共工事がいかんという方も結構おられます。おられるけども、公共工事がいかんとなれば、区長さんの要望も全部打ち切ってしまうなごんになります。

そういうわけにはいかないので、まず町長みずからですね、こういう請負業者さんにはですね、タッチしないようにしなければ、皆さんが、請負業者は迷惑せんと思います。ただ、そこに働いとる方々はかなり迷惑しておられるそうです。

で、言いたいのは、そういう関連をですね、発注される時は、こういう場でいろんな

5カ年計画とか何かで計画して、議員さんに尋ねて、承諾を得られるわけでしょ、ですね。ちょっとそれをお聞きします。建設課長にお聞きしましょうかね。計画性があるって、計画性をもとにいろんな計画を持って、議員さんにいろんな質疑を得てされるわけでしょう。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） ただいま宮本議員のほうから申し上げますとおりに、町の道路整備の改良計画は、道路整備5カ年計画を策定いたしまして、その計画にのっとり改良工事も実施を現在行っているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） という説明で、なら町長が単発でしとるわけじゃないということになります。これは皆さんに諮ってですね、計画を順次進めていくという方向性になりますので。この場でちょっと申し上げにくいんですけども、町長をかばうつもりは全くございませんので。やっぱ、町長がみずからですね、いかんとはいかん、いいとはいいという方向でですね、関与はしとらんときはしとらんという方向でいかんと、皆さん誤解しとる方がかなり多くおられますので注意していただきたいと思います。

次は、中学校の体育館の現状についてということでお聞きしたいと思います。

ここにおられる方はもう過半数以上の方がですね、中学校の体育館の建設に当たってはですね、審議をなされたかと思えますけども、自分はこの場に来て、あそこの場を発言するのは初めてなもんでちょっとお聞きしたいと思いますけども、あそこの中学校の体育館はですね、当初は雨漏りという話でされたと思う、この質疑をですね、思えますけども、雨漏りの現状をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） ただいまの中学校の体育館の雨漏りについて御説明いたします。

体育館につきましては、5月末の竣工後、備品等の搬入を行いまして、6月の21日より使用を開始しております。翌日、体育館のステージ左側のほうにしみができておりまして、水滴もあるということで、そういう御連絡がありました。

それとまた7月の2日の日に、体育館3階のほうにも廊下に雨漏りが原因と思われる床のフローリングが盛り上がっているというような状況、それとアリーナの部分に雨漏りじゃないかというところで連絡を受けまして、それぞれ現地のほうを担当者または業者、監理会社あたりと確認をしております。

その中で、初めに申しました体育館横、ステージ横の壁のところにつきましては、屋根部分の折板の接合部分の悪いところということが考えられるということで、シーリングをしたり、また曲がりの部分と直線部分のところにもシーリングを行って、しみのできた壁面の張り替え等を行っております。

また、3階部分の廊下につきましては、コンクリートの柱とコンクリートの壁の継ぎ目部分からの水の浸入ということで、その部分にも目地の不具合ということでシーリングを

再度行いまして、フローリングの部分については張り替えをすところにしております。ただ、この部分につきましては、今、現状、補修後の現状を見るところで、フローリングのほうは取り外しができるような、まだ完全な仕上げはしてない状況です。

あと、3項目、アリーナの部分の雨漏りにつきましては、コンクリートのクラック部分からの雨水の浸入ということで、これにつきましてもシーリング等を行って、そういうような補修を行っております、その後、適宜調査に行っておりますけれども、現在のところ雨漏りの発生というところはしてない状況でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） この体育館に自ら行って調査をしてみました。その中で、今雨漏りは3カ所と言われましたかね。そうですね。その雨漏りとは別にちょっとお聞きしたいのは、フローリングの玄関口から入ってすぐ何か盛り上がり上がってますね。あそこは何のためにしてあるんですかね。フローリングが浮き上がるとるごたる状態になとうとはですね。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 今、宮本議員から言われましたところで、昨日議員のほうから指摘をいただきまして、早速調査のほうに行ったところですけども、御指摘のとおり入口付近のフロアの部分で若干盛り上がりしている部分がございます。

アリーナにつきましては、フローリング部分が湿気や乾燥で若干伸び縮み、木質系のフローリングになりますので、そういうような伸び縮みができるような構造というふうになってるところなんですけれども、その部分がうまく機能していない状況で、今、盛り上がりが出ているというところで、今そこ以外にもほかに原因がないかというところで調査を行いまして、対応策を検討するようにしております。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 指摘があったから調査をするとおっしゃいますけども、あれは莫大な金額が、できた当時ですね、大体3月の引き渡しがおくれて6月に引き渡しやっただすね。その2カ月間のおくれが生じておりますけども、突貫工事みたいなことをやってですよ、あれはまだ新品状態と一緒にですね、去年6月に引き渡しで。いわば欠陥みたいなもので。耐用年数は、あれは大体どんぐらいの耐用で建てられとるんですかね、あれは。

○議長（緒方哲哉君） 大丈夫と、答えらるっと。

○4番（宮本修治君） 休憩してよかですよ。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時39分

再開 午後2時41分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） すいません、お待たせいたしました。

文部科学省の基準で、約45年ということです。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 45年ですか。

○学校教育課長（古閑 敦君） はい。

○4番（宮本修治君） 間違いないですか、それは。耐用年数ですよ。

○学校教育課長（古閑 敦君） はい。

○4番（宮本修治君） 45年ですか。今、100年でももてる何とかと言うちからいろいろ話が挙がっておりますけども、45年ならもう、あれ45年もてんですよ、あの欠陥体育館は。

1回目のときですね、穴を掘られたら、雨漏りが1回目のときわかって漏れたですね。あれ、穴を掘られたらですね、バケツをひっくり返したごてドバっと。ということは、天井のどこか中にたまっとるてこと、穴を掘られたらですね。そこの1カ所のところを。

そしてそれに、こういう話をされてる、皆さん議員各位の前で話しとるとは雨漏りだけを話しとられるですね。ところがその下の、管理室の戸、あかんだったですね。それ、補修で今もう直しちやるですね、補修ですね、戸も。そすと、フローリングも直しちやるですね。ただ、今1カ所玄関の前が盛り上がるとところだけはしてないですね。確認してきました、それはもう盛り上がります、盛り上がって継ぎはぎのところが出とります、こう。ですね。

で、ま1点お聞きしたいのは、山側の戸ですね、戸。扉、ガラッとあく何か扉ですね。そすと校舎側にも扉が2カ所あるですね、扉が、大きい扉が。校舎側の扉は全部あくとで。山とか山側のほうですね、あっちのほうは全部あかんそうで。それを何であかないかって聞いたら、消防法に引っかかるそうです。これ、何の消防法かちょっとお聞きしたいと思ひまして。

○議長（緒方哲哉君） 答弁でくるですか。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時43分

再開 午後2時46分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） すいません、時間をとらせて申しわけございません。

ただいま、宮本議員からの御質問の部分ですけれども、建築基準法によりまして、校舎側のほうは延焼ラインというのがありまして、火災のときの延焼するものに関するところで、延焼ラインが中心線で10メートル以上離れとけばいいんですけども、校舎側のほうは校舎と体育館のほうは10メートル離れてますので、その扉のほうが自動的に開きっ放して

も構わないと。で、山手のほうは、横にプールがございまして、プールとの間が10メートル離れておりませんので、その建築基準法によりまして防火戸ということになりますので、自動的に閉まるような形状になっております。開くのは、横、全部開くようにはなって、自動的に閉まるというような形になっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） わかりました。消防法って何の事が消防法に引っかけとるかですね、自分でちょっと疑問を持ちまして。ただ、この戸、フローリングあたりはもう改修されたと思いますけど、町の財源は一切持ち出しはないということですね。で、ようございますか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 今、雨漏り等におきます補修等につきましては、請負者のほうで行っていただいております。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） じゃ、この耐用年数は45年ということでありまして、この保証は何年になりますか。建ってからの保証ですね、保証期間は。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 今、保証と申されましたけれども、甲佐町の公共工事請負契約約款によりまして、瑕疵担保としてコンクリートづくりの建物につきましては2年ということになっております。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） コンクリートは2年ですね。コンクリートは2年ですね。下の床、木というか、木ですかね、あれは、木。下のタイルというかフローリングですか、あれはコンクリートじゃないですね、あれは全部ひっくるめて2年ですか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 申しわけございません。コンクリート造りによる建物については2年ということになっております。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） ということは、全部かかるということですね。全部2年、あの建物自体が全部2年は保証期間ということですね。間違いありません。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 申しわけございません。設備工事それ以外の分については1年というふうになっています。

○議長（緒方哲哉君） 4番。

○4番（宮本修治君） 間違いないのであれば、2年間は保証期間がきくということになりますけども、2年過ぎたらあそこが倒れるか、町がまた建て直すかどっちかしかないと思いますけども。

さっきおっしゃられてましたけども、3カ所と。実際はですね、雨漏り箇所は4カ所あります。実際は4カ所ありました。そすと、フローリングのフローリングでタイル、タイルですか、この床、床の張り替えはですね、ここにありますが、後からあげますけども、ここに写真も撮ってあります、調査してですね。これだけもあります。3階、2階、1、2、3、4、5……、6カ所あります。これ、もう渡しますので、あんまり言うと個人攻撃ごとと誤解されると困りますので、私も。あげますので。

そすと前の箇所、そすとですね、改修工事はもう終わっとうですね。改修工事は。終われるとでしょう、上の防水。もともとあれは設計ミスだと思います。大体上にたまるごとなっとうとやなかですか。先週の火曜日にまた別なところから雨漏りがしたそうです。それを学校の先生が部活の生徒に拭かせて、全部で拭いたそうです、あそこの体育館の中を。ということは、教育委員会と学校と連携ができたらんというこつですね。こら間違いありません、課長、知りならんけんですね。先週の火曜日だそうです。

そして、この学校関連に、体育館関連、通告はしてませんが、中学校ひっくるめて言わせていただくと、看板も何もないですね、ここは。以前には、旧舎のときは甲佐中とどっからからも見えるように太い大きい看板があったですね。今は看板もないし体育館もどこが体育館かわからんごつなっとうのような体育館でありますけども、これは確認して校長先生に尋ねたらですね、教官室とかいろんな屋根がついてるところがあるそうで。屋根、天井やなかですよ、これ何ですか、天井。教官室とか。あそこにも雨水が落ちた場合は落ちやせんとかという危惧をしておりますと。ですね。で、言っているものか、言っているものか、まだわかりませんと、来たばかりで。先生たちがですね。

ただそれだけ、もうあそこの体育館は深刻な状況にあります。体育館は。あれを建て直せと言いたいところですけども、莫大なお金を使うてやっとりますですね。ただ、担当課の方は恐らく知りならんと思います。これもあげますけん、全部。雨漏りだけじゃございませんので。タイルの張りかえは6カ所、そすと戸、そすとまだ現状してないところが前の正面玄関からのタイルが盛り上がります。そこもしてありませんので。

その分を極力お願いしまして、早急にしないと2年しかありませんので。2年後にあの体育館潰れとるかもしれせん、もう。火事が起きたらもう、水が上からちゅるちゅる出るとなっとうとるかもしれんですね。ようございますか。もう早急にですね、あつこの学校の先生と対応していただいて、とにかく元請の業者さんと呼んでですよ、徹底した調査をですね、お願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） これで、4番、宮本議員の質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。3時から開きます。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時00分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、本田新議員の質問を許します。

10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 10番、本田でございます。4年ぶり、質問させていただきますが、冒頭、議長のほうに緊急質問ということではありませんけれども、前の議員の4番議員の質問の中にですね、ちょっと体育館のことについて、非常に厳しい指摘がっておりますので、是非教育委員会にはですね、先ほど写真を受け取っておられますので、そのことが事実かどうか、その点、しっかりと学校のほうに行き調査をしていただいて、月曜日、一般会計の審議がありますので、そのときには報告ができるようお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 教育長、大丈夫ですか。

○教育長（赤星眞照君） はい。

○議長（緒方哲哉君） なら、そういうことで月曜日に報告していただきますようお願いします。

○10番（本田 新君） よかですかね。では、私が予定しとりました質問に移りたいと思います。

今回私は、今回選挙がありまして、甲佐町一円を回って多くの有権者の方々の意見を聞いたり、意見交換というような形でですね、やってまいりまして、そういったことを主にして質問を考えてまいりました。

まず最初の質問は、甲佐版アベノミクス、3%所得向上と話を大きくいたしておりますけれども、これはですね、今、国のほうから好循環型社会、働く者の所得を増やしてですね、好循環型社会をとということをやっております。ただ、そういった中においてですね、私も昨年、農業をやってますけれども、米つくっておりますけれども、米の単価が安くなってですね、向上どころか減収ということで非常になつとります。こういったことではですね、来年予定されとる消費税増税だとか、そういったことに向けてですね、やはり甲佐町の中で、やはりそういった所得を向上させないと好循環型社会からは遅れていくような社会になるのではないかと、低迷する甲佐町というふうにならないようにですね、やはりできればですね、所得が向上できるようなことが何かないのか、そういった対策がないのかなということ、質問のほうを考えて提出したところでございます。

最初は、まず農業の、基幹産業である農業のことですけれども、先ほど申しましたとおり、米が非常に安くなつとるし、どうも見てますと、今後とも安くなる方向に動いておるとことはもうどうも間違いないようなことではございますので、そういう中であって、収入が増えるような何か策はないのか、それともいわゆる経費削減、いわゆる入りを大きくすることを考えるのか、それとも出を、経費節減をですね、小さくするのか、そういった対策が何かないのか、ひとつ担当課のほうでですね、何か考えられてることがあるならば、どうぞお教え願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） それではお答えいたします。

先ほどのアベノミクスによる農業所得の向上ということで、米の価格の問題も、今議員さんのほうからお話がありました。で、私たちも米について調べているところでございますけれども、今年の米についてでございますけれども、26年度の米のJA上益城の購入金額ということで、1等級については1万500円という買い入れ価格だということでございます。また、昨年平成25年度と比較してみましても、1,000円ほど米の価格が安くなったという現状がございます。

これにつきましてですけれども、何でそういうことになったかということでございますけど、まさに需要と供給のバランスがそぐわないというのが一つは原因があると思います。それとまた、現在行われております米の抑制政策といいますか、減反政策でございますけれども、これにつきまして29年度までで廃止になるということで、米政策についてもさらに米の価格が下落するんじゃないかというのが想定をされます。

このことについては、一部報道でも現在の価格の3分の2とか、もしくは半分まで下落するんじゃないかというようなことも取り沙汰されているところでございます。

このようなことを受けて、町としてもどのような方向で所得の向上につなげていくか、どのような方向に変換をするかということで、現在、国のほうも受給率向上ということで進めておられます大豆それとか小麦の作付のほうにかじを切り直してはどうかということで、町のほうも午前中からもずっとお話をしておりますけど、営農組合さんたちの法人化の中での経営所得を安定するというので、所得を上げていかんと存続もできないということで、町としては大豆とか麦のほうに生産性のかじを切ったらどうでしょうかということで進めているところでございます。

一応そこまでで、申しわけありません。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） とにかく大豆をつくろうということで、この間も部落座談会です、そういった話があつとります。そこで、大豆をですね、大いに奨励しようということで非常によろしいかと思うし、また団地化するとですね、えらく加算金も多くなりまして、大豆をですね、反当たり3俵つくれば13万円幾らというような試算もですね、役場のほうからしてこられて、これは大いにいいんだなという思いがあります。

現況ですね、じゃ、甲佐町で大豆はどれくらい生産されとるのか、面積。それと、どれくらい団地化されてるのか。それと今課長がおっしゃるとおり、麦の耕作面積は現況どれくらいあるのか、その点をじゃ、お教え願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） まず、それでは大豆の作付面積ということで御説明申し上げます。作付面積につきましては、67万4,903平方メートル、67町4反というような呼び方もしますけど、その作付ということでございます。それと、先ほどおっしゃったとおり、団地化すれば加算金があるということでございますけど、大豆の団地化の面積としましては、23万3,874平方メートル、23町3反ということで、団地化率としましては34%

ほどございます。

それと、先ほど私も申しましたとおり、今度は麦でございますけれども、麦の作付面積につきましては、142万2,846平方メートルということで、142町2反というような裏作での作付がなされておるといところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 今、大豆でいきますとほぼ3分の1ですね、現況、団地化が。これを上げようということでやっ取ります。

それと、もう一つ考えられるのが、いわゆる水張りいうんですかね、我々はよく水張り、何も植えん、ただ水だけ張っとく、これは大体どれくらい面積、今現況あるんでしょうか、把握しておられますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 御質問の水張り面積ということでございます。

水張り面積につきましては、10万7,415平方メートル、10町7反ということです。それと、一つ蛇足ですけども、あわせまして自己保全という面積も一つございます。これについては、63万6,372平方メートル、63町6反というのが自己保全で何も作付されてない面積があるということでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 今の状況がわかりまして、70町ぐらいが、そこから何も収益がないと、こういったことをですね、やはり集落営農だとか、法人化とか、そういった組織でやってですね、少しでも植えてないところを減らし、また大豆に関しては大豆をもっと増やしてもっと団地化をしようと、こういうところで法人化を進めたり、集落営農でどんどんやっていったら、甲佐町全体の農家の収益が上がるんだろうというふうに思います。

でですね、ただ団地化といってもですね、なかなかそこはね、農家それぞれ個人経営でございます。思いがあってなかなか難しいけれども、それを何とか進めるということですね、一つ思うのはですね、この3月中に役場のほうでは農家台帳をですね、生産者、農家からどんどんこの3月中に来てそれを集計されると。4月にはそういったのをですね、やると。で、そういったのをですね、できればその集落、法人が進んどらんとこだとか、そういった組織の中ですね、部落座談会なんかにですね、持って行ってですね、それを図面とか地図にして色づけでもして打ち込んでですね、目で見てですね、一目瞭然とするような形でですね、その集落の方々に見てもろて、こことここと、生産者の、あなたのここが大豆をつくれれば集団化になりますよと、集団化の度合いは1町ですかね。ですので、そういったことをすることによってですね、私は集団化が推進するんじゃないかなという思いがあります。

ということで、そういったことをですね、是非役場のほうでですね、大変だろうけども図面に落としてですね、そういったことで団地化の集積を図るといふのをやってもらえな

いでしょうかね、どうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） おっしゃられました農家台帳と申しますか、これは今各農家の方にお配りしております営農計画書というものでございます。

これについては、3月中の提出ということでお米とかそれ以外の作物の作付を台帳として町のほうに出していただくものでございます。

今、議員がおっしゃられましたとおり、団地化を進める上で、目に見えた形での団地化ができないかということでございますので、まさにうちの町のシステムの中に、産業振興課にあるシステムでございますけど、今人・農地プランでも地図として利用しておりますけれども、その地図の中にそのようなデータを入れて、地元への提供ということは不可能ではないということで判断できます。

そういった団地化について、町のほうもそういった側面的からの応援ということは可能でございますので、是非とも御利用していただきたいということで思っております。可能であるということでお答えいたします。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） あわせてですね、あわせて我が町のそばには嘉島町というですね、団地化のですね、先進地事例としては非常に優秀な地域がございますので、そういったこのですね、情報もあわせてですね、提供していただいて、皆さん方のですね、役場の職員の皆さん、行政の役割の一つとしてですね、情報の提供、そういった集落営農だとか法人へのですね、育成という観点からもですね、是非やっていただきたいというふうに思います。

あと、麦もですね、どんどん増やしてもらいたいなという思いもあります。

そこでですね、麦とか大豆だとかを今後そういったいわゆる国、県、町の交付金が町内2億4,000万から2億5,000万ぐらい今流れてると思うんですね。これを増やすことが農家の所得の向上につながるということが一つの考え方だと思います。

その中でですね、いわゆる法人化が見込めない地域、法人化が見込めるところには今後ともそういった交付金は流れますけど、法人化が見込めないところには流さないというようなことを部落座談会で役場のほうからも説明があつとりますけども。

今、午前中の質問では4カ所やったかな、法人化がどんどん進んでおるけども、そういったことがない地域はどういうふうになるのか、その点はどのように考えておられますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 午前中も御説明申し上げましたけど、営農組合の九つある中で四つの組織が4月以降にもう法人化をされると。その後が続いて残りの3組織、4組織もまた法人化に向かわれるということでございます。ただ、法人ができないような、例えば営農組合、生産組合もないような地域も当然ございます。

こういった地域においては、先ほど山内議員からもありましたけど、人・農地プランに

ついてでございますけど、人・農地プランはまず集落単位で守りますけども、将来的には集落を越えた形で規模拡大をしていって、ひいては甲佐町全体をやっぱり農業を守っていく、基本は守っていく、そして発展させていくということでございますので、今度でき上がります法人組織についても、その地域のみにこだわらず、やっぱり規模を拡大して、集落を越えた形で、行く行くは甲佐町全体を守れるような大きな組織に成長して発展していただきたいということで考えておるところでございます。ということです。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） もう今はですね、残念ながらですね、今の甲佐町にしても農業にしてもやはり交付金なしにはね、農業をやっていけない、本当に情けないと言われれば情けないんだろうけども、やっぱり日本の農業の規模の問題とかあってですね、価格の問題もあってなかなかできない。やはり交付金あっての農業、交付金を得ないことには農業はなかなか厳しいということでもありますので、どうか町内一円がですね、そういった交付金が得られるような、地域になるようにですね、これはもう鋭意努力して、また先ほど言いましたように情報提供あたりをですね、綿密にさせていただいてですね、何とかそういった地域がないようにですね、全ての地域がこういった交付金の対象になるようにですね、鋭意努力していただければということをお願いしたいと思います。

それと、今度は経費節減の面ですね、法人化をしとるところにですね、大いに進めなくてはならない、法人化をですね、させる一つのあれとしてですね、一つ提案させていただきたいのは、農機具の補助であります。これ、今、町が4割やっとりますね。と、国のが5割やったかな。そういったのがあると思います。で、国あたりですね、特に大豆だとか、それを法人化するのにね、大規模な機械というんかな、やっぱコンバインだとか、そういう機械がどうしても必要になるだろうと思います。

大豆にしても町内4台かな、ありますが、とてもこれを67町をもっと増やしていこうと思ったら、これぐらいでは立ち行かないだろうと思いますから、ひとつ国の補助を得た上でですね、町もそれに乗ってですよ、1割でも2割でも乗せてですよ、いわゆる法人でこれからやっていくんだという方向性を示す上でもですね、その上乘せはできないのだからということをおひとつ提案させていただきたいというふうに思います。

では、どうでしょうか。この上乘せという部分については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 今、農機具の問題と補助の上乗せということでございますけど、おっしゃるとおり米につきましてもコンバインがございまして、コンバインの大きな機械ですと大体4条刈り程度で1,000万近くするというようなことも聞いております。

その中において、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、国の農機具導入に対する補助ということで、経営体育成支援事業ということがございます。これについては、国の事業は3割の補助でございます。

それと、今度は熊本県の農機具の補助というのもあります。これは、熊本土地利用型農業競争力強化支援事業という事業で、これは5割補助でございます。と、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、町の補助としては単独で農機具導入をされる方に対して4割の町の独自の補助を行っているのが現状でございます。特に町の補助につきましては、認定農業者が1名、それ以外の方を2名以上含めれば補助の対象になるということで。または、農業生産法人とか営農組合についても補助をあわせてできるというようなことで支援を行っている事業がございますので、そちらをフルに利用させていただきたいということで考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） で、上乘せはどうなんですかという質問でございますので、ここは私は、確におっしゃるとおりだと思うんですよ。わかります。ただですね、法人化を目指しとるとこの法人がいわゆるコンバインという、そういった大きな1,000万というような大きなね、ことをやって、もうそこで集約させようと、機械を。みんなもう個々で持つのをやめよう、もう法人化で一つでぽんぽんと持って、そこらでと、いわゆるそういったことをですね、いわゆる機械を多くで使用することで経費節減をという、そういう方向性に向かわなきゃならないという思いがあるからです。

そういった機械購入のときにはですね、その上乘せはお願いできないだろうかということで、再度答弁をお願いしたいし、やっぱこれは町長だな。

（「そうですね」と呼ぶ者あり）

町長にこれはひとつ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 営農組織の法人化に向けた支援ということでは、いろいろと御指摘、御意見をいただいているところでありますけれども、先ほどからほかの議員さんのときの質問の中でもお答えがあったかと思っておりますけれども、経営の安定化に向けて、各組織に20万円ずつの安定化の支援をしようということで、今年度からそういった施策を新たな取り組みとして始めるようということとなっております。加えまして、農機具導入についても、県の事業にも町の上乗せ加算をしたらどうかというような御意見であります。

で、皆が皆その法人化になった場合においてはですね、その辺は容易に移行ができるかと思っておりますけれども、じゃあそうなる前の段階として、法人組織以外の方々の手当をじゃあどうするかという問題も、これは当然一緒になって考えていくべきじゃないだろうかと思っておりますので、その辺はですね、いろいろと検討しながら、やっていかならんなど。

だから、本田議員がおっしゃる法人化するしかなかなか手だてはないんだと、これからの地域農業を守るためには、そういう方向性で行かざるを得ないじゃないかというような強い思いは私も十分感じております。ですから、従来のやり方と含めたところで、どうしてもこれは財政的な事柄が関係しますので、ちょっとしばらく時間をいただいて検討させていただきたいということで回答申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） わかります。ただ私が思うのはですね、全てがぼんと、はい、この時点からはいという、世の中は政策を誘導するという呼び水とか、そういったのがある、そういったことを今町がすることによって、今後次の法人化へ向かわなくちゃいけないんだなというのが加速されると。で、国も法人化をしないところにはもう補助金は出さないという方向で進んでいるというふうになりますので、答弁はあれですけども、いわゆる政策誘導という観点からですね、今後御高配をいただきますことをお願いをしたいというふうに思っていますけども。

時間がありませんけども、あとはじゃあ、商工業者のことでは、もうプレミアム商品券があるということでありまして、これでひとつ景気が喚起されて、購買が喚起されて、これは大いに2億円ということであると思います。

そこで一つだけ簡単な質問ですけども、今日新聞には緒方議長の紹介があつりました。私はおお、緒方議長が載るとるなと思って、ぱっと上を見たら、合志市のプレミアム商品券が、これはもう3割ですね、私は2割かなと思ったら合志市は3割でやるとるんで。これはもう、それぞれの町で補助というのかな、お得感というのは決まってるんですかね、どうなんですか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 議員のおっしゃりましたとおり、今日新聞私も見たところでございます。議長も載っておられました。その菊池市だったですかね、1万円で1万3,000円方買えたり、7,000円で子供のつも7,000円ぐらいのということで、うちの町よりも1,000円ずつぐらいプレミアムの金額も多かったと。

ただこれは、私たちがいただいている県からの資料につきましては、おおむね上限を20%のプレミアムということで数字であらわされておりましたので、菊池市さんについては町としてプラスアルファをちょっと考えられたのかなというので、ちょっと今日新聞を私も見たところでございました。

そういうところです。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） それはそれでよかですよ。別に。ただ新聞を見たというだけの話でございます。

で、もう一つ、やっております商工会関係でいきますとですね、今商工会が全国展開運動ということで、甲佐町をニラの町、ニラ街道をということで進められております。これも私もですね、ニラの生産者の一人として、これもう大いに頑張らなくちゃいけないなということで、ニラ街道ということでやっておられます。

その中でですね、商工会とか会員の方からですね、我々ニラの生産者にですね、もうちょっと特別なニラをつくってくれんかという注文があつとんです。プレミアムつきのニラをつくってくれと言われてですね、非常に困つとります。そんなニラはしよせんニラなん

であって、特別いい品種のニラというのは、確かに岡山県には黄ニラというのがありますけども、あれは特別なやつであってなかなかですね、あれはもう2年かけてつくって、もう市場も開発されとるし、銀座のほうでしか食べられない、地元では食べられないことでもありますけども、そういうニラでありますけども、特別なニラというのはほぼないと思いますけども、一つだけ思っておりますのはですね、これは商工会の会員の方も言われたとおり、無農薬のニラをつくってもらえんやろうかというのがあっております。

非常に難しいという思いがありますけども、でも、これはちょっとやってみるあれがないかなという思いがあります。ちょっとやる気のある若い方にでもですね、これは1回でもそういったのに挑戦してもらえないだろうかというふうに部会のほうでもお願いしようかと思っておりますけども。ただ、失敗する可能性もありましてですね、そのときはあれでございますので。商工会並びに町からですね、御支援があるなら、無農薬のほうにもちょっと挑戦してみようかなと思いますけども、どうなんでしょうかね、御支援は。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 今おっしゃった無農薬栽培ということで、やはり今の国民の嗜好としましては、米についてもそうですけども、「森のくまさん」というお米がございます。これは、減農薬、減化学肥料でつくるということで、食味ランキングが日本一ということでブランドを確立しております。

やっぱりそういった観点からいきますと、無農薬でつくるそのリスクは当然あると思いますけども、やっぱりほかのニラとの差別化といいますか、それは、当然やっぱり今から甲佐町をニラの町ということでPRし売り出していく中では、当然必要になるかと思いません。

ただ、私が一担当課長としてそれに対して予算の伴うことについてどうこうするというとは非常にちょっと答えられませんけども、考え方的には是非とも応援していきたいという気持ちではおります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） もうそのお気持ちだけで結構でございます。どうぞ今後、4月になるとですね、役場での異動があるかもしれんけども、どなたが産業振興課長になれるかわからんけども、今の課長の答弁はですね、皆さんどうぞお聞きいただいてですね、聞いていただきたいというふうに願います。

質問がどんどん先行って申しわけありませんけども、次に、ラスパイレスのことについて、職員のことによって上がっております。これは、12月新聞に甲佐町が一番最下位であったということで、最下位、あっと思っておりますね、甲佐町の職員の給料は安いのかと思っておりますけども、その点はもう端的に担当課長のほうからですね、給与体系はどうなのか、それについてはどのようにお考えなのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 職員のラスパイレス指数につきましてのお尋ねでございます。

すけれども、新聞のほうで甲佐町が県下で最下位ということで90.6ポイントということで報道がされております。

これまでも、本町は県内で下位のほうに位置をしておいた状況ではございますけれども、このラスが低くなっている原因というところはいろいろ考えられるかと思えます。このラスの算出の方法につきましては、大学卒と短大卒、高校卒の学歴区分によりまして、あと経験年数を2年から5年の刻みにして、その年数に属する職員の平均給料額で国家公務員と比較いたしましてですね、出すものでございます。国家公務員を100とした場合に、各自治体の職員がどれくらいになるかといったところを出したところではございますけれども、特に大卒で比較しますと、国との差が大きいということが言えるかと思えます。

つまり、国の場合は大学卒といいますのは、上級職にキャリアの皆さん方ということが言えますけれども、そういったところで、給料の額も違いますし、昇格される早さも違うといったところで、甲佐町の場合は大学卒の職員につきましては、高卒程度試験で採用するというところではございますので、もちろんその辺が違ってきます。

まあそんなところ、いろいろありますので、一概にはなかなかこれといったものは言えませんけれども、幾つかの要因が重なってこういうふうな状況になっておるのかなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 10番。

○10番（本田 新君） ラスの算定の仕方は別として、本町の職員の給料はどうか、県を基準として、高いのか安いのか、その基準とか、そういったのはどうなんでしょうか。その点をお聞きします。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 職員の給料が他の自治体としてどうかということでございますけれども、確かにラスで見た場合は低いとは言えるかと思えます。その辺は、結果的にそういうふうな状況がございまして、町の給与体系につきましては、当然、国の基準に合わせたところで条例規則を定めておるところでございますので、特に国と違った基準を設けて、より低いような給与体系をしておるというような状況ではございません。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 10番。

○10番（本田 新君） 国の基準によってやっとりましますから、そういう遜色はないということではございますけれども、ラスが低いと。まあいろんなことがあるのかもしれませんが、町長に聞きたいんですけども、この点、資料をいただいているんですよ。我が町は90.6、職員数が119名、人口が1万1,400……、まあ1万1,500人ぐらい。財政力指数は0.28ということで、近隣町村と比較しても、そんなに遜色があるわけでもないし、ただラスが低いというのは非常にあれかなという思いがありますけれども、その点については町長はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 私の手元にも今ラスパイレス指数の状況の表をいただいております。郡内では甲佐町の一つ上が嘉島町、その上が益城、山都、御船と、御船が一番ラスパイレス指数は高い数字で94.9という数字になつております。

で、なぜ甲佐町だけがこれだけ低いのかというような原因については、先ほど総務課長のほうから、考えられる原因については述べてもらいました。で、職員のモチベーションの低下にこれがつながってはいけませんので、なるだけ解消するよにとということで、これまでいろんな手だてを凶ってきたところでもあります。55歳で昇給が停止になりますので、ある時期ですね、年配の課長さんとそれから若年課長といいますか、若くして課長になられた方との給与の体系がですね、ややもすると逆転現象を起こしてしまうことが考えられたわけでありまして。ですから、そういったことになったらですね、これはなかなか組織としても余り好ましいことでもございませんので、そういった問題を解決するために、勤務成績に応じたところで平成25年度から標準の昇給に勤務成績のいい者に関してはですね、上乘せする形で対処をさせていただいているということをですね、本田議員のほうにお知らせしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） あと、ポストというかな、上位のポストをするということでもあります。これは町長がもう午前中の質問で3期目を目指されるということもございます。

で、今国のほうではですね、女性が輝く社会をということでやっておりますので、私のほうから一つ町長のほうに御提案申し上げるとするならばですね、女性職員ですね、いわゆる管理職への登用、これはですね、これはもう国もどんどん進めておられますので、是非ともですね、そういったことについてはですね、前向きにやっていただけないだろうか、その点について3期目に向けてひとつ輝く社会というのがあっておりましたので、次世代の輝くですか、まあ女性も輝かせてはどうなのかという思いでちょっと聞きますけども、女性の管理職への登用、これについてはどのようにお考えなのかまずお聞きしたい。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 後ろの傍聴席のほうからもうなづく顔が拝見できましたけれども、元来私の考え方としては、男性だろうが女性であろうが、できる者は登用というのが私は原則だというふうに思っております。議員が御指摘のように、そういう女性職員が早い時期にですね、やっぱり現れてくれて、ただそういう管理職にできるようなやっぱりそういう研修等にも大いに参加させる機会を与えてやる、こういったことは大事なことだというふうに思っておりますので、そういった環境をですね、まず町のほうからも職員の方に対して提供するというのを考えたいと思います。

それがひいては管理職になっていただける、そういう人材に育てていただく、これは大いに結構なことだと思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 是非ともですね、ただ単に管理職に登用するんじゃないで、そういう環境をね、まずどうぞそういった環境整備をですね、まず大いにやっていただきたいというふうに思います。

続きましての質問はですね、これはもう町民の生の声です。そのままストレートに町民の方の声を。町内業者のですね、ある方の声であります。

町会計からですね、一般会計か特別会計か忘れたが、100億以上出ております。その額が全部市場に行くわけはありませんけど、償還とか返済とかありますけども、それでも甲佐町の会計から数十億という金が市場に流れておるということであります。そういった金をですね、少しでも町内で消費してもらえないだろうか、流通させてもらえないだろうか、そういうことがこの町の商工業者を初め、町内の活性化につながるんだと、そういったことを大いにやってもらえないだろうかという、町民の生の声でございます。

そのことを私は議員としてこの議場に持ってきたわけでございますので、是非町長にそういった流通ですかね、町内での消費を喚起するという点については、どのようにお考えなのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 地元への消費喚起ということでのお話です。町のほうでは、いろんな各種事業において、町内業者に発注できる工事あるいは購入できる備品、消耗品、そういったものについては、できる限り町内の業者に発注をしているところであります。

また、町の発注の工事に関して申し上げますと、町が発注する工事全体を町内業者ではやや力が劣って請け負うことができない、そういった場合においては共同企業体、ジョイントベンチャーを組んでいただいて、町の町内の方々に参加できる機会を設けているということで対応させていただいております。

それと、町外業者に発注する場合におきましても、設計書、仕様書等の中でですね、下請工事あるいは物品購入についても、できる限りの町内での購買をやってくれというような事柄もあわせて記載をさせていただいているということでありまして、そういったこともですね、十分対応していただいているものというふうに認識をしております。

従業員の雇用につきましても、町内業者とできるだけ多く予算執行を行うことにより、町内の経済がよくなり雇用率も向上するものと考えますし、今後、国における地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策、あるいはまち・ひと・しごと創生の政策が本町にもよい影響を与えてくれるように期待もしますし、町も頑張っていかにやらんなど改めて認識をしているところであります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） もう一つですね、つけ加えるとするならばですね、今国を見ていますと、大企業の給与が上がっておりますので、当然国家公務員、そうなってくると地方公務員というような形で連動していくことがよくあると思いますので、近い将来役場の

職員の皆さん方ですね、給与も必ず人事院勧告があればですね、多分上がる方向に進むだろうと思いますので、どうぞですね、職員の皆さん方もですね、どうぞ地元でのですね、消費拡大を、是非ともこの場についてですね、お願いをしたいというふうに思います。

では、次の質問にさせていただきたいと思います。道路5カ年計画の中で、横田大町線が削除されました。そのときに当たっては、国道までは県がやりますと、その後は大町までの線についてはですね、町のほうでやるというようなことがあっておりましたけども、これについてはですね、県の意向ですね、についてはあっておりませんので、ちょっと深く県の意向などのようなのか、簡潔に御提示させていただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 横田大町線を削除した理由ということで、県道稲尾野甲佐線の甲佐高校裏の整備状況の県の意向だということで御答弁をさせていただきます。

県のほうもですね、町としましては町単独で高校裏のですね、整備要望を単独で要望している状況でございます。先月もその要望を行ったその中でですね、県のほうも県道稲尾野線、現在竜野地区の整備が行われておりますが、竜野地区の整備の目途も立ってきたということで、今後は甲佐高校裏の県道整備に取り組んでいくということで、昨年県当局からもですね、県道稲尾野甲佐線の国道443号線へつなぐルート案が甲佐町のほうに提示されまして、町のほうといたしましても現道拡幅案を示させていただきまして、早期着工の要望を現在県のほうにも行っている状況でございます。

このように、県としても積極的な取り組みがなされておりますので、町で計画しておりました横田大町線の大町方面の国道443号線に接続する区間は、整備目的が重複することになるので、横田大町線を今回の道路整備から登載を見送りをしていることとなります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 10番。

○10番（本田 新君） ここに議会だよりのコピーを持ってきましたですね。これは平成22年の9月議会の現の議長の緒方当時議員がこのことに質問されて、町長の答弁がここに載っております。ちょっと読ませていただきます。

「横田大町線については、ランク的にも非常に重要だと考えているので、しばらくお待ちください」という、前半は端折っておりますけども、ということで、ランク的にも非常に高いというのでしばらくお待ちいただきたいということであっております。しばらくはもうやがて5年たとうとしておりますが、それについては町長、どうのお考えでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○10番（本田 新君） 横田大町線。

○町長（奥名克美君） 横田大町線ですね。ちょっと年月を今遡って今考えておりますけれども、その路線については、大町区のほうからも非常に要望が高かった路線であります。で、ある時期に中山間整備事業のほうでですね、交差点だけでも先につくっておけば後の道路の整備がしやすいんじゃないかということで、県の事業を使いながらやろうとい

うような計画が持ち上がったことがありました。

ただ、結果的に地権者の同意が得られずに今日に至っておりますけれども、そういう経緯がある路線でもありますし、何とか早く実現したいという強い思いは今でも持っております。それで、道路整備5カ年計画に載せる際にも、このことは十分頭に入れた中で、ランクづけをさせていただいたところであります。

ただ、問題なのはやっぱり用地が問題かと思われまますので、町もその事業に向かっては一生懸命やる気持ちは持っておりますけれども、どのルートを通っていったほうが一番用地がまとまりやすいか、このことはやっぱり考えていかにやならんと、それと交差点の位置の問題もありますし、あと県道とのそういった、先ほど建設課長が答弁しましたように、県道としての考え方をどうされるのか、そういったことをですね、やっぱり総合的に考えた上で最終ルートを決定するほうが一番いいかなというような思いで今日まで至っております。

で、建設課長の話では、現道を拡幅したほうがいいんじゃないかということで、町も要望は申し上げておりますけれども、これが県が最終的にどう判断をされるのかについては、まだまだ町との協議それから地域の方々の考え方とか、その辺のすり合わせが必要かなという思いを持っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 10番。

○10番（本田 新君） このときの緒方議員の質問の中には、中学校のほうから高校に向かって行って、高校手前から右へこう右折というんですかね、右へ振る、いわゆるバイパス的なですね、真っすぐいった高校の裏を行くと狭いとか、用地の問題、学校がある、清正公さんがある。だったら右へ振ってバイパス的なふうで県道にやってもらえないだろうかということも言っておられます。

町長のそのときですね、答弁を見ますと、バイパスについては県で進めるか、町で進めるか、その見きわめが必要だと言っておられます。多分、今でもですね、やっぱりそのことが続いているのかなという思いもちょっと今、町長の答弁の中で思いますけども、そこら辺を含めてですね、早急にですね、検討していただいて、横田の方々はですね、もうずっと待っておられますので、県にお願いすることではありますけれども、どうぞひとつですね、早期にこの問題を解決ですね、改修をされますことをお願いしたいと思いますし、もう一つは大町線ですか、もしも大町線とですね、直角交で国道を交差するようにですね、もし手前のほうで行くとしたらですね、バイパス的な考え方で行くんでしたら直角交で必ず行くように、この点については是非ともお願いをしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） おっしゃるとおり、大町につながる集落につながる道路とは、稲尾野甲佐線から入ってくる道路とは、当然直角交差の交差点でないかと恐らく警察からの許可もおりないというふうに思っておりますし、利活用する上でもそういった路線、形の

ほうが望ましいというふうな思いもあります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 大いにですね、県と交渉を続けられてですね、早急に完成されますことをお願いをしたいというふうに思います。

それでは、宮内のことについて質問をしたいと思いますが、13分でございます。全てができるかわかりませんが、行くところまで行きたいと思いますが、まずはですね、宮内のことを考えるときにですね、まずはいわゆる過疎化が非常に進んでおるということをやっぱり認識なくちゃいけないだろうと思いますので、その点についてですね、まず人口がですね、ここ10年間でどれくらい減って、今後の見通しはどうかということをやちょっと出しとりますが、その点については簡単に御答弁を願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 宮内地区の人口についてということで、平成17年、10年前の3月1日現在の世帯数と人口について御答弁申し上げたいと思います。

17年の3月1日現在で世帯数が233世帯、人口が635人、平成27年、今年の3月1日現在で世帯数が203世帯、マイナス30世帯、それと人口が453人ということで約180人ほどの減少になっているようでございます。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） といいますと、10年後ということを見込みはちょっとですね、聞いてもわからないということになるかと、増えることはないとは思ってるんですよ。そのことはやっぱり共通認識として減るという方向であるだろうというふうに思いますけれども、そういったところで、今度はですね、地域おこし隊を1人残ってもろうてやりたいとかいろいろあつとりますけれども、そういう中であってですね、宮内地区のインフラ整備がですね、幾つものということは失礼ですが、一応考えられております。

簡単にですね、今後、宮内地区で考えられるインフラ整備はどういったものがあるのか、そのほぼ概算的な予算で結構でございますので、それに御提案を願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） それでは、今後の予想されるインフラ整備ということで、まず私のほうから旧宮内小学校の改修が予定されておりますので、この件について御説明申し上げます。

この改修目的につきましては、平成21年度に廃校となりました旧宮内小学校の利活用を図ることとしまして、総事業費7,100万円で実施をする予定でございます。具体的には、地域の農林産物を生かすための農産加工施設を設置いたしまして、宮内地域の方々への弁当の配食サービスで食事の提供を行いながら、あわせてその方々の見守り活動を行いたいということと、現在も実施されております梅ジャムとか万能だれ等の商品販売も実施しながら、地域での仕事づくりにもつなげていきたいというふうに考えております。この農産加工品につきましては、現在の理科室、家庭科室にあったものを利用するように考えてお

ります。

それと、農業体験や交流イベント等で地域を訪れられる方々たちとの交流施設として整備をすることで、地域の農業体験や生産活動体験を行い、地域間交流を加速させて交流人口の拡大を目指すということで、最終的には人口増へつながればいいなというふうに考えております。

それとあわせて地域の方々のコミュニティーの場としても活用できるようにということで、現在の職員室それと更衣室、校長室でありましたものを、コミュニティールームということで整備をするように考えております。

それと、施設が元小学校ということで、トイレにつきましてが子供用でございましたので、これを大人用と高齢者の方々も利用できるような多目的トイレ、それと出入口にバリアフリー化などを行うように現在計画をしているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 7,000万かけて学校をするということでございます。そこで思うのは、では誰が受けて、いわゆる学校をですね、今日本全国もう学校の統廃合があつて廃校になった校舎を改築するとはもう日本全国どこでもやって、よく見ますと、どこもあんまり成功はしてないんですね。で、それで大丈夫なのかという思いがあつてですね、今これから質問させていただきたいと思えますけども、じゃ誰がやるのか、で、その事業計画の中ですら、それは本当に大丈夫なのかどうなのか、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 実際、改修をした後の利用についてでございますが、一応宮内地域につきましてはNPO法人が組織をされておりまして、こちらのほうを主体として利用してもらうならということで、農産加工品施設については、先ほども言いましたように弁当の配食サービス、それとか地域の方々の仕事づくりというようなことで、利用をするということで考えておりますし、コミュニティールームについては、地域の方々の福祉関係、ふれあいセンター的な考え方、それとかイベント等を実施されておりますし、農業体験等あたりも計画をされておりますので、そういったことでNPO法人を中心として活用してもらうならということで考えております。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） また、来年度の予算書を見ると、多分このNPOに管理委託料を払うんですね、社会教育課のほうから。ですね。その金額は大体お幾らぐらい払われるんですか。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） 社会教育センター、現在、社会教育課のほうで管理いたしておりますけれども、来年以降の管理につきましては、先ほど今までは地域おこし協力隊ということであそこに拠点をして活動しておられましたけれども、来年以降につきましてはNPO自然楽舎みやうちのほうに年間一応90万というようなことで、今回の27年度

予算の中でお願いをしようということしております。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） そのNPOが全体的な管理をやりながらも、そういった先ほど企画課長が言ったそういった事業をやってこられるということでもあります。

ひとつ、大変なのは大変だろうと私は思っています。成功すればいいんだがという思いが今あつとります。これについてはですね、この建設の財源を見るとですね、交付金と過疎債を使われてですね、非常に行政としては大いにすばらしいことですね、建設されますけども、その運営に当たってはですね、大いに地元の方に頑張ってもらってですね、何とかですね、何とか続けられてですね、何とかやっていけたらいいなという思いで私は見ておりますけども、これにつきましてはですね、予算審議の中でですね、改めていろんな方の、ほかの議員さんの御意見があるかと思っておりますけれども、私は心配をしているということだとどめたいと思います。

他にも、水の施設のほうも、水道計画の中にはですね、宮内地区の水道施設整備基本計画の中には、3億7,000万ぐらいかけてやるというのも載っております。これにつきましてはですね、できることならばですね、有利なですね、起債とかですね、いろんな事業をですね、なるだけ財源についてはですね、大いにやっていただいてですね、なるべく金のかからんようにやっていただく、金は3億何千万かかっているから、かからんようにとは難しいかもしれんけれども、その点についてはですね、非常に研究してもらいたいというふうに思います。

水のことにについてはですね、そのように思いますが、ただ水道料金についてはどのように考えておられるのか、また建設費に個人負担的なものが水道料金に上乗せがあるのかないのか、水道料金についてはどのように考えておられるのか、その点だけ1点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（一圓秋男君） お答えいたします。

今、議員のほうから言われましたように、基本計画を平成25年度策定いたしております。その中で、概算ではありますが3億7,000万見込んでいますところがございます。

有利な補助を活用してやるということで、今、今後進めるならばということでございますけれども、今後ですね、3月また4月に向けまして、各組合と説明会等を開催するように予定をしております。

水道料の問題でございますけれども、水道料につきましては、組合のほうと十分協議を行いながら進めることといたしております。基本的な考えといたしましては、上水道と同じ料金での整備というふうな考えを持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） わかりました。じゃ、上水道のほかの地域と同じ扱いでやるということで、ひとつこれは確認をさせていただきたいというふうに願います。

あとですね、2分になりまして、質問が非常に中途半端になるということで申しわけない思いがあります。

今回、私が質問したかったのは、この次の質問でありまして、道路をですね、いわゆる井戸江から旧宮内小学校までのあの区間が非常に厳しい、危ない、危険ということで、今井戸江に橋を今建設されております。で、それから上流に道をつくって、で、小学校のところにもう1本橋をかけて、またそこから小鹿のほうに道をつくるということが計画されているというふうに思います。

この2本目の橋がですね、私もあそこに行きました。で、あそこの小学校のところですね、選挙のときあそこに行って立ちますとですね、もうすぐ先に西原の橋が見えます。で、ちょっともとに戻れば今橋をつくってる。こんな近くに橋をそんなにつくっていいのかどうなのか、橋をかけるとすれば8億から10億、それぐらいの金額のお金がかかるだろうというふうな思いもある。また、この甲佐町を見ても、日和瀬橋、中甲橋、益城橋とこの町なかには3本橋がありますが、最近中甲橋はあんまり使われてないなという思いもあります。

また、先ほどの人口減少の宮内にあって、そんだけの公共工事を投じる必要があるのか、そこら付近をですね、非常に聞きたいというふうに思いましたが、時間が参りましたので、申しわけありませんがこれは次の議会で改めてですね、まだ時間があると思います。まだありますので、もう一度ですね、その点についてはですね、執行部の皆さん方と橋についても一回この質問をさせていただきたいと思ひまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） これで、10番、本田議員の質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。10分から始めましょうか。4時10分から会議を開きます。

休憩 午後4時02分

再開 午後4時10分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議の時間は延長いたします。

最後に、5番、福田謙二議員の質問を許します。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番でございます、福田でございます。よろしくお願ひいたします。

ではもう早速、議員の皆さんも執行部の皆さんも、最後の質問になりましたので、素早く明確に答弁していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

では、早速入らせていただきます。

まず、道路整備計画についてでございます。上早川の下知行幸野線、この件につきまし

てまずですね、平成24年12月、この資料をもらいました時点です、もう5カ年計画で5年以内に事業着手が見込めるものとなっているってことで、できてない理由のほうをですね、お聞かせ願いたいと思いますけども、よろしくお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） ただいまありました下知行幸野線で5カ年計画に登載しておりますが、着手できなかった理由といたしましてはですね、町が行う道路改良については、国の交付金を活用して実施しておりますが、町の要望どおりにはですね、国からの交付金の配分がないために、事業を実施しています他の路線が計画どおりに進まず、進捗がおくれてくるような状況になります。

そのためと、そのときの町の財政状況により、事業実施が未着手となったということになります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 今、お答えをいただきました。今の答弁の中に、他の路線の進捗状況ですね、財政状況ということでございますが、それが財政状況があって、ほかの路線が進捗状況がうまくいったならばできたということですかね。そう捉えていいわけですか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 道路整備5カ年計画に策定しました当時は、当然着手ができる見込みのものとして計画を上げておりますので、その当時にはですね、着手が見込めるとして計画を上げております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 今回のこの、去年の12月の道路整備計画ですね、この中で実際、この路線が短くなってますね。この理由はどういう理由だったのでしょうかね。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 計画路線が短くなった理由について御説明申し上げます。

町道下知行幸野線の整備については、平成21年9月に地元のほうから要望書が提出されました。その中では、下知行公民館から宮ノ尾川までの280メートルの要望計画でございました。平成21年の前回の道路整備5カ年計画を策定した当時は、当時の実施計画の中に幸野原の開発計画を見込んだ計画も登載されておりましたので、それをあわせたところで前回の道路整備計画に登載しておりましたが、今回の見直しでは、そこの幸野原の開発といった話が現在のところはないということと、龍野小学校前の町道幸野線とですね、並行する道路ということから、今回の幸野原の区間230メートルは登載を見送ることとなりました。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） あのですね、24年の12月ですね、これをいただきました。そのときには、12月28日の行政区配布にてこれをね、区長さん方にやっとなるわけでしょう。これですね。で、私もこれで、その地元の人たちにはそういうふうに区長さんにも私も報告してるわけですね。

やはりこういうことはですね、やはりもう今、21年でこれは登載年度ですよ、22、23、24、25、26、もう今年で6年目に入りますよ。是非ですね、この区間、この280メートルですね、早急にやっていただきたいと思います。お願いいたします。よろしいでしょうか。

いつごろ着工になりますかね。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今の下知行幸野線の着工がいつになるかということにつきましては、今回の道路整備登載にしておりますとおり、5年以内で着手が見込めるものとしてDランクに登載しておりますので、現在行っている路線がですね、完了次第、計画期間内に順次着手できたならばと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほどちょっと建設課長のほうから財政的なことをちょっと話しましたが、ちょっと補足して私のほうから説明しておきたいと思います。

本事業については、国の社会資本整備交付金ですね、これを活用させていただいて、計画をしながら毎年度実施しているというような状況です。各路線登載したランクの高いごとに整備を進めているわけでありまして、近年例えば100、町が要望していたのが、55ないし60まで事業要望に対する国の回答がですね、減ってきたということが一つには原因があります。

ですから、何とかもともと予定している事業量を確保するために、いろんな手だてを考えながら町のほうもやらせていただいているところです。ですから、建設課長が申しますとおり、早急にやりたいという気持ちはですね、これはみんな執行部としても同じ気持ちであります。ただ、事業に着手と言った言葉が工事に着手ということではなくって、その事業自体に、例えば調査をすとか、測量をすとか、そういった事柄についてもですね、その着手という内容になりますので、そこは是非御理解をいただきたいと思います。

で、上位のほうから今進めておりますけれども、そういった国の財源の手当等の背景もあるということは、是非御承知おきをいただきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 今、答弁のほうも町長からいただきました。しかし、これも5年以内ってことは、5年たってまだできてない。もしかしたら21年度から10年になるかもしれないですね。そういう可能性もあるってということでしょう。どうですかね、そこら。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 道路整備計画については、5年間で一応再度見直しをやってい

くということであります。ですから、継続して例えば5年間のうちあと1年で事業が終わるというやつについても、その後の5年間の計画の中には再度登載されてまいりますので、それが終われば当然、その次の事業にも取りかかるということであります。

で、町が確保できる予算の範囲の中で、できるだけ多くの事業には取りかかっていきたいという気持ちは持っておりますけれども、何度も申し上げておりますとおり、そういった国の財政的な事情等もございますので、そういったことについては是非御理解をいただきたい。

ただ、一生懸命やっていくという気持ちには間違いございませんので、よろしく願います。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 是非、この280メートルですね、是非早くやっていただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。

ではですね、その次に、松ヶ崎妙見谷線でございます。これもですね、この24年の12月にいただいたこの整備計画でございます。これではですね、この松ヶ崎妙見谷線、この地図上ではですね、これは真っすぐなとるわけですよ。で、現在はこれがこうやって曲がるとるですね、あそこが。で、そういうところがなぜそういうふう曲がっておるかというのはお聞きしたいと思っておりますけど。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、お答えいたします。

ただいま福田議員がお持ちの手持ちの資料は、平成24年12月に配布された地図だと思っておりますけれども、そちらのほうは平成21年に道路整備計画を策定した当時の表示図面でありまして、その計画路線図はまずは大まかな路線の位置を示したもので、管内図の5万分の1の地図を使用しておりますので、そのためにですね、現状の小さい曲がりや正確な位置をですね、示すことは難しいところもありますが、今回の新しい道路整備計画では、若干曲がったような表示をしておりますけれども、資料作成に当たっては正確に記載するようにですね、今後も注意していきたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 12月にもらったこの計画図ですね、これとこれは大きさが一緒ですよ、地図が、この図面がですね。で、昨年12月にもらったこの図面ではここに曲がっておりますから、そういうところはできるだけ明確にですね、やっていただかないと、いろんな誤解が生まれてくると思っておりますのでですね、そのところはちゃんとやっていただければと思います。ここはちょっと図面上小さいということで、そういうことははつきりできなかったということでございますので。

ではですね、この松ヶ崎妙見谷線の道路の整備効果というのをお聞かせ願いたいと思っておりますけども。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 松ヶ崎妙見谷線の現在やっている事業の事業効果ということで申し上げます。

町道松ヶ崎妙見谷線のバイパス工事と白岩工業団地へつながる現道の拡幅工事の整備効果につきましては、乙女橋から現在は直進して御船町のほうへは行けない状態ですので、白旗駐在所前の交差点が鋭角で、大型車等が回る際には離合もできないような状態であり、交差点付近には白旗小学校の横断歩道もあることから、児童が横断する際、非常に危険な状態であります。

また、改良前の既設の道路は急カーブで幅員が狭いため、非常に危険な状況で通行に支障を来しておりましたが、バイパス工事と既設道路の改良工事を行うことで、安全で安心な道路改良ができると思います。また、新たなバイパス工事の整備ということで、乙女橋から直進して白岩工業団地を経由いたしまして、国道443号線へのアクセスの向上で、人の往来や物流の両面で大きな役割を果たす効果があると考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 是非ですね、その道は早く完成していただきたいと思います。そしてまた、443号線につなぐこの道路ですね、今、朝、夕がすごく車の渋滞で大変ではございますが、その関連といたしましてですね、これは国道のほうで後からまた質問をいたしますけれども、そういうことで次の質問に入らせていただきます。

次の質問がですね、（仮称）乙女橋御船線ということでございます。これはですね、先ほど2番議員からですね、質問がありましたので、その内容は私と大体同様でございました。

この計画路線に対して、町長に対してですね、いろんいうわさが出ております。その話が出ていることをですね、踏まえまして、私もちょっと調べさせていただきました。そのところですね、町長に関係ある土地の所有者がおられました。そういうことで、その件に関しまして、町長がどういう考えを持っておられるのか、そしてどういう思いなのかをですね、聞かせていただくなればと思いますけど。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今日何か私に関することの質問が非常に多く出ているようで、そういう感じをいたしておりますけれども、この計画路線については、御船地内になりますけれども、確かに私の家族の共有の名義になっていたかというふうに思っております。ただ、この路線を計画するもう随分前からですね、所有をしておりますので、今回の計画に対して何ら誤解を招かれるようなことではないというふうに考えておりますし、非常に何かそういうふうな言い方をされるとですね、私自身も非常に心外、そういう思いが強いです。

このルートのご決定というか、ルートをつくるに当たっての経緯については、この後建設課長のほうから答弁させたいというふうに思っておりますけれども、これが計画に乗って用地買収になった場合には、それは当然応じるべきだという思いはあります。で、若干今

の土地の現状をですね、お話しすると、私が故意にそういうことを計画したのかそうじゃないかということはわかっていただけたと思いますので、あえてここでじゃあ、申し上げさせていただきます。

現在の土地の利用状況については、うちの父が趣味とそれから健康づくりを兼ねて太秋柿の栽培を面積にして1町以上の土地だと思えますけれども、栽培をして、農協とかそれからろくじ館のほうにも出荷させていただいている状況です。随分愛着を持って土地を利用させていただいておりますけれども、仮に買収する場合、町が買収する場合ですよ、今の土地の形状が一つの大きな一塊の団地となっておりますので、それを仮に分断する形に恐らくなるかと思えます。両面からカットする方法しかないと思えますので。

そうすると、今後の土地の活用を考えた場合に、非常に利用しづらくなる、現在の道路から土地の高低差、地盤までが恐らく7mか8mぐらいありますので、それをカットするとなると非常に大きな目減りを、土地の面積が目減りして、二つに分断することによって非常に使いにくくなるということが一つあるかと思えます。

それと、計画道路を入れるにしても、先ほど言うたような道路高低差、道路とそれから土地の地盤高との高低差が生まれますので、進入路をそれにまた設けてやらなくちゃならない、そうしたときにもまた非常に活用しづらくなる、そういった状況でですね、恐らく土地を提供される側に立たれたときには、あんまり協力したくないと思われるのが通常じゃないですか。私はそう思います。

ですから、いろいろ御心配していただくのは非常にありがたいんですけども、決してそういう話にあるようなことで私が進めているんじゃないということをきっぱり私はここで申し上げさせていただきます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 今、町長の答弁でですね、安心をいたしました。私もちょっと調べましたところ、これはですね、平成に入ってすぐ購入されているみたいでございました。町長じゃなかったならば、一町民だったら売りにたくないかもしれないような思いですよ、そうですね。しかし、今回そういう計画があるならば、売ってもらわなくては困るというような思いでございますが。

その点に関しましてはですね、こういういろんな話が出ている中で、私も安心をいたしました。今日のこの質問の中で、逆にそういうことがあってよかったかなと思えます。町民の方にもですね、そういう内容をいろんなところでお聞かせ願える立場にもなるかと思えますので、私も安心いたしました。

ありがとうございました。

では、ですね、そのルートの決定についていいですかね。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、ルートの決定に至る経緯について御説明を申し上げます。

この乙女橋御船線の道路計画のルートにつきましては、当初松ヶ崎妙見谷線の交差点の計画は、現在工事を行っているところですが、現在の地点より白岩工業団地寄りに接続する計画でありましたが、用地取得の問題、それと交差点の形状、道路の構造上の問題がありまして、それらを解決するために現在の交差点の位置となっております。

今回のルート決定については、この松ヶ崎妙見谷線のバイパス工事の延長で、御船町へつなぐ計画となっておりますが、現在施工中のこの交差点を利用して、御船町の町道に接続するためには、先ほど申したとおり、交差点の形状、縦断勾配等の構造上の問題、それと用地補償の取得ができるかどうかなどの問題を総合的に考慮した上で、計画路線のルートの決定を判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） ありがとうございます。

では、次の質問に入らせていただきます。④でございます、国道、県道のこのですね、整備についてということで質問をさせていただきます。

現在、嘉島町そして御船町、片側2車線で立派な道路ができております。そして、御船警察署の前の信号ですね、あそこまではですね、片側2車線。で、先ほど2番議員の方が言われましたけども、御船から来ると甲佐町はちょっと寂しいということで、実際嘉島町、御船町に比べて甲佐町が国道に関しては幾らかおくらしているというほうに私は思っております。

そういうことで、今のトンネルと甲佐方面に向かう443号線ですね、これをどうか片側2車線ぐらいにできはしないものか、と私はこれは思っているんですけど、この辺のところは町はどのように考えておられるのか、今後ですね、それをお聞かせ願いたいと思いますけど。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今、福田議員のほうから国道443号線の片側2車線化についての御提言があったところであります。

国道443号線につきましては、御船町あるいは熊本市へのアクセス道路として甲佐町を通る重要な幹線道路だというふうに認識は持っております。交通量のほうもですね、年々増加しておりまして、朝、夕、特にトンネル付近においては渋滞も発生しているような状況であります。

現在、国道443号線につきましては、市街地に歩道がないという箇所もありますし、そういったことで、児童や周辺住民の通行の安全性を確保する、そういった必要から、県のほうにも歩道整備をお願いして、現在事業が進められている状況であります。そういったことで、まずは危険箇所の解消から図っていきいたいというふうに考えているところです。

また、将来の構想ということで考えてみますと、沿線には先ほどからお話にありますとおりトンネルがあります。一時期、御船町と甲佐町と合併の論議がありましたけれども、その際にはトンネルをですね、オープンにカットしてやればもっと甲佐と御船の連携が図

れて、甲佐町の活性化にもつながるんじゃないかと、そういうような御意見もあったことを覚えております。

ただ、現実的にはなかなか交通量の、渋滞はしておりますけれども、2車線化にするためには、やっぱり幾つかのハードルがあるかと思えます。片側の交通量の問題であるとかですね。で、そういった問題もクリアしながらやっていかなくちやなりませんけれども、本町にとりましても企業立地の面、あるいは通勤圏の拡大、定住促進といったことから、2車線化が図られるということは大いにありがたいことでありますし、町としても事あるごとにそういう考え方をですね、県並びに国のほうにも訴えていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 何年先になるかわかりませんが、そういうトンネルのあそこはオープン化とか、トンネルをまた大きくするとか、できるならば片側2車線にですね、そうすることによって企業誘致ですね、先ほど言われました、その企業誘致によってのまた雇用、そして甲佐町の発展にもですね、是非つながっていくものと思っておりますので、今後ともそういう国のほうにもですね、働きかけていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、県道について質問をさせていただきます。

これはですね、今10番議員の方がですね、稲尾野甲佐線の、甲佐高校裏の道路でございます。この件に関しましては、竜野地区そして横田地区の住民の皆さんにとりましては、重要な道路でございますので、またそして通学路にもですね、重要な道路でございますので、どうかですね、進めていただいて、早急にできるならばと思っておりますので、この点もよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

ではですね、その次の、空き家の利活用についてを質問させていただきます。

最近、空き家が増えてきていると思えますけれども、今、近隣で空き家バンクですね、そういうのは実施されておるのかいないのか、あるところがあったらどういうふうになっているのかをですね、教えていただければと思います。よろしく願いします。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 現在の近隣町での取り組み状況はということで、県内の自治体で空き家情報の提供制度を導入されている自治体につきましては、全部で9自治体あります。で、近隣の自治体ということですが、近隣で申しますと一番近いので宇城市がその制度を導入されております。

宇城市の現在の登録物件数が2件ほどで、現在までの空き家によります譲渡でありますとか貸家とか、そういった成立につきましてはまだないということでありました。

で、そのようなことから、宇城市のほうでは、地域の方々が主体となって、空き家対策に取り組む地域に対して市が支援するというようなことも現在検討をされているということでもございました。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 今、答弁の中で、取り組む地域に対して市は、宇城市ですね、支援するというようなこと、この支援するというような内容は聞かれていますか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 内容についてはですね、一応27年度からの事業を考えているというように、まだ予算的にも通っていないので、内容的にはまだ教えられないというようにございました。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） ありがとうございます。

ではですね、前の議会で質問したんですけども、空き家情報の収集を行うて課長のほうから答弁があつてはるんですが、今現在どうなっているのかですね、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 前回の議会のほうで空き家情報の情報収集を行うということで答弁を申し上げておりましたが、現在のところ申しわけなく存じておりますが、進んでいない状況でございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） やってないということでございますか。これはですよ、2年前にですね、2年前の2月でしょう。この空き家を各行政区の区長さん方にですね、今日ここにも区長さん方おられるかと思っておりますけども、そういう中で空き家調査をお願いしたわけですよ。

もともとは、この空き家を調査していただいたという、もともとの大きな理由は何だったんですかね、じゃあ。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） アンケートをとられたときの目的はということでございますが、その当時の考えといたしましては、空き家自体がどれくらいあるのかということと、利用できるようなものがあればそういったものを登録をして人口増につなげる、町外からの移住・定住につなげるならばというように考えていたと認識しております。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） そういう思いがあつて、空き家を調査されたということですね。

空き家は今現在、だんだん増えてきております。その中で、じゃあ、空き家を町外の方にはそうやって……、町外町内の方、町内の方にですね、そういう空き家を借りたいというような人は、ちょっとこれは調査されましたでしょうか。町内の方に空き家を借りたいとか何かそういう調査は。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 申しわけございません。それにつきましても実施をしてお

りません。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 心配ですね。もう、やりましょうよ、これは。先ほど宮内地区のほうでもですね、10年間で30件だったですかね、30世帯ということは30件が空き家になってるというような状況でしょう。甲佐町でもだんだん、だんだん、増えてくるんじゃないかということで、やっぱこれは空き家があるということで、どうにかですね、そういう情報を公開して、いろんな人に、これは実際貸したい人がどれぐらいいるのか、そういう点もですね、いろんなことをしながら、これは一回立ち上げてやってみて、どうしてもできないというのであればですね、いいかもしれませんけども、この2年間の時間がですね、すごくもったいないような感じがいたしております。

是非ですね、これを立ち上げて、やっていただくならばと思いますので、どうか今後またさらなる検討をしていただいて、答弁ではしていませんというような答弁がないようにですね、よろしく願いいたしたいと思います。

それからですね、空き家に対しまして、崩壊寸前の家屋ですね、昨年だったでしょうか、塔の木の件がありましたけども、あの件に関しまして、甲佐町が要綱をつくられて、どのような助成がされて、どのような割合であったのか、そこをお聞きしたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（清水 明君） 中早川の空き家の件と思っておりますけど、お答えします。

これにつきましては、甲佐町老朽危険空き家除却事業補助金交付要綱というのがあります。補助の対象でございますけども、甲佐町が管理する道路に接し倒壊による当該道路を通行する人及び車両などに被害を及ぼすおそれがある家屋であって、早急な対応を施す必要があるものを対象とする。ただし、所有者が所在不明または相続人が未確定もしくはは確定までの暇がない家屋に限るというふうに補助対象を決めております。

補助金の交付対象は行政区となっております。対象経費につきましてはでございますけども、この危険家屋の除却に要する経費ということで、廃棄物の処理まで含むものということになっております。

交付額でございますけども、補助対象経費の全額を町の予算の範囲内で交付するということになっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 今の答弁の中で、所有者がわからない、そして町道とか通学路にですね、面して危険であると。そして崩壊寸前であると。あの当時ですね、私も見ましたところ、もう道路側にこうやって傾いとったですもんね。ああいうことに関しては、町は積極的にやるということでございますね。わかりました。

ではですね、新聞とかテレビでもですね、2月の末だったですか、空き家に対する何か

特別措置法案とかですね、そういうのをちょっと聞いたんですけども、それはどういう、具体的にはどういうものなのかをですね、お聞かせ願いたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（清水 明君） お答えします。

議員御質問の空き家対策特別措置法でございますけども、これはいわゆる危険家屋そういう防災、衛生、景観など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている家屋でございますけども、正式名は空き家等対策の推進に関する特別法でございます。これは今年の2月26日に一部施行されまして、5月に施行予定でございます。

この法によりますとですね、簡単に言いますと、行政代執行やあるいは市町村長のもので、改善命令に違反した場合は、罰則規定も盛り込んだ法律となっております。本法律の施行に伴いましてですね、町では空き家等の対策計画をつくりなさいというような内容となっております。この空き家等の対策に係りますガイドラインがですね、この法施行に伴いまして、これが示されますことから、このガイドラインに沿いましてですね、関係各課の協力を得て、甲佐町の空き家対策計画を策定するというようにしております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 難しい内容の措置法案でございますけれども、空き家があつてそこ何年か住んでないという空き家に対しては、ちゃんとしてくださいよというようなことですよ。その所有者の方にですね。でないと……。

これは崩壊するような家ですかね。そうですね。崩壊するような家やった場合はもうちゃんとして解体をしてくださいというような意味でしょう。でないと、しなかったら罰則をするような、その内容ですかね。だんだんだんだん難しくなりましてけれども、これが前一応聞いたんですけども、解体した場合には6分の1が6倍になるとかですね、そういう税金の固定資産税がですね、なると聞いておりますので、そういう点もですね、いろんな、今度5月ごろからに国のほうがするということになっておりますので、ひとつ私も勉強しなくてはならないかと思っております。

ありがとうございました。

ではですね、一番最後に行きます。職員の業務日誌について、前にもですね、質問させていただいたんですが、いつどこで誰と何の用件でというようなことをですね、午前午後ぐらいに分けて書いておけば、個人個人その書き方は違うかと思えます。その内容も上司に見せる必要もないかと思えますけども、そういうことを書くことによって、職員の皆さんの何をやったんだ、あんどきにこういう方がお話を持ってこられて、そういうふうな接客をしたんだとか、そういうようなことをですね、自分の行動をちゃんと証明できるようなことになると思えますので、今現在、業務日誌に対して作成して、活用しているのかということですね、お聞きしたいと思えますけども。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 職員の業務日誌の作成についてのお尋ねでございますけれども、この職員の業務日誌の作成につきましては、福田議員から御提案をいただきまして、その後総務課におきまして検討させていただき、平成25年から職員に対して業務内容について記載するように指示をしておるところでございます。

様式につきましてはですね、それぞれ自由としておりまして、手帳とかノートとかパソコンあたりに入力する方法などで記載しやすい方法でですね、やるようにということで指示をしておるところでございます。

また、課によりましてはですね、相談等があったものについては、規定の用紙を定めまして記録をしておるといふ業務もございますし、以前からですね、業務の記録につきましては必要なことと、自主的に記載しておる職員もおるといふような状況でございますけれども、職員としての基本でございます報告、連絡、相談といふこのことを確実にを行うためにも、また先ほど議員おっしゃいましたように、後日過去のことを思い出して再確認をするということのためにもですね、必要でありますので、記録を残しておくことは職員自身の業務の遂行をする上でも大切なことであるというふうに考えておりますので、今後も実施をしていきたいというふうに考えております。

現在、特に職員一人一人について記載しておるかは確認はしておりませんが、先日も改めてですね、職員に対しまして業務日誌を作成するように指示をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 是非ですね、それをやっていただきますと、職員の個人個人ですね、これは財産にもなるかと思うんですよね。しとって、書いとってよかったなっていうことが絶対あると思います。

是非ですね、そういう各課の課長さんたちがですね、職員の方に指導していただくならばと思いますので、是非やっていただきたいと思います。

これももちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） これで、5番、福田議員の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

あす13日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午後4時55分

3月13日（金曜日）

平成27年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第3号)

1. 招集年月日 平成27年3月11日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 3月13日 午前10時00分 議長宣告
1. 延会 3月13日 午後3時43分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 宮川 安明
7番 緒方 哲哉	8番 本郷 昭宣	9番 渡邊 俊一
10番 本田 新	11番	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

11番 山内 勲

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 宮川 安明
7番 緒方 哲哉	8番 本郷 昭宣	9番 渡邊 俊一
10番 本田 新	11番	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

11番 山内 勲

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本 幹春 議会事務局事務長 田上 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	奥名 克美	副町長	師富 省三
会計管理者	星本 敏也	総務課長	内山 洋
企画課長	西坂 直	くらし安全推進室長	清水 明
税務課長	井芹 雅洋	住民生活課長	福島 明広
総合保健福祉センター所長	甲斐 隆	福祉課長	上村 美智子
産業振興課長	鳴瀬 美善	建設課長	志戸岡 弘
環境衛生課長	一圓 秋男	会計課長	星本 敏也

町民センター所長	吉岡英二	教 育 長	赤 星 眞 照
学 校 教 育 課 長	古 閑 敦	社 会 教 育 課 長	上 田 悟
農 業 委 員 会 事 務 局 長	鳴 瀬 美 善	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	内 山 洋
代 表 監 査 委 員	本 田 進		

1. 開会 3月13日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

追加日程第1	同意第2号	甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第1	議案第16号	平成26年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）
日程第2	議案第17号	平成26年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第3	議案第18号	平成26年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第4	議案第19号	平成26年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第5	議案第20号	平成27年度甲佐町一般会計予算

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。本日の議事日程は議席に配付のとおりです。朗読を省略いたします。

お諮りします。

ただいま執行部から、同意第2号、甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号、甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

配付資料のためしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 同意第2号 甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（緒方哲哉君） 追加日程第1、同意第2号「甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 同意第2号について御説明を申し上げます。同意第2号、甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについて。下記の者を甲佐町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。住所、甲佐町大字■■■■■■。氏名、蔵田勇治。■■■■■■■■■■生まれ。平成27年3月13日提出、町長名でございます。

提案理由でございます。現委員である赤星眞照氏が、願いにより平成27年3月31日付で退職となるためでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 町長の任命理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 甲佐町教育長の任命について御説明を申し上げます。教育長として御提案をいたしております蔵田勇治氏は昭和52年に東京教育大学を卒業後、同年4月から県教育職員として、菊池、苓洋、養護学校から、天草西、熊本、熊本西、苓洋、松橋高校、県教育庁体育保健課などを歴任をされ、御承知のように平成24年4月から3年間、甲佐高校校長としてその職責を全うしてこられ、本町の教育に御貢献をいただいているところであります。このような氏の教育行政に対する豊富な知識や経験と見識を高く評価しており、教育長として適任であると判断し、任命をしたいので議会の同意を求めるところであります。よろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

10番、本田議員。

○10番（本田 新君） これまで教育長は、全てというわけではないけれども、本町出身の方々がやってこられたという経緯があります。しかし今回、蔵田氏の住所が記されておりませんので、横に、出身がどの方かわかりませんが、甲佐高校の現の校長先生であられるということ、次の我が町の教育長に希望されているということにつきましては、町長のそれに対する思いというのは何かあるのか、町長の思いをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 大まかなところは先ほど提案理由の説明のところでも申し上げましたけれども、蔵田現甲佐高校の校長先生におかれては、先ほどもお話ししましたとおり、県の教育行政、県教育庁の体育保健課の審議員も経験されております。それからまた、現場のほうでも数々の高校の教職員として、あるいは校長として活躍をされた、そういう実績を持っておられます。そういう中であって、現在、甲佐高校の新入生が非常に少なくなっている、これに対する町の手だてのほうもいろいろと今検討している中ではありますけれども、一番いい方法論がまだまだ見つかっておりません。そういうことに対して、ぜひ現校長の蔵田氏の力をお借りして、そちらのほうのてこ入れもしたい。

それから、教育の制度も今回4月から変わります。したがって、町長が教育総合会議の中にも入りますし、またいろんな意味での執行部側、それから教育長部局のほうとタイアップしながら、教育に対するいろんな改善等もやっていかなくちやならない。そういう意味において、ぜひ蔵田氏に新しい教育長になっていただいて、いろんな問題の解決を図りたいと、そういう思いがあって、今回提案をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） これは残任期間になるわけですかね。これはどういうふうな。今、途中でしようかね。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 新しい制度に変わりますんで、残任期間ということじゃなくて、選任した時点から3年間ということになるかと思います。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

8番、本郷議員。

○8番（本郷昭宣君） 同意第2号、甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについてでございますが、蔵田勇治氏は、今、選任理由に述べられましたとおり、県教育行政には大変長い間携わってきておられますし、また現在は、甲佐校長として頑張っておられます。このように教育文化に精通されておられます方でもありますし、この甲佐町の教育に外部から新しい風を吹き込んで、甲佐町の教育文化・スポーツに寄与されることを願いますとともに、甲佐高校の活性化に向けても取り組まれるようお願いしまして、この選任同意に賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、同意第2号「甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時16分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 議案第16号 平成26年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、議案第16号「平成26年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 議案第16号、平成26年度甲佐町一般会計補正予算（第5

号)について御説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

平成26年度甲佐町の一般会計補正予算(第5号)は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,278万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ64億1,319万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度へ繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によります。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加及び廃止は、第3表、債務負担行為補正によります。

地方債の補正。第4条、地方債の追加及び変更は、第4表、地方債補正によります。

平成27年3月11日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款10地方交付税に233万1,000円を追加し、20億9,826万9,000円としております。1の地方交付税です。

款12分担金及び負担金から181万1,000円を減額し、1億316万5,000円としております。

1の負担金です。

款13使用料及び手数料から89万8,000円を減額し、3,759万1,000円としております。1の使用料、2の手数料です。

款14国庫支出金に1,735万2,000円を追加し、12億3,035万4,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金、3の委託金です。

款15県支出金から728万4,000円を減額し、4億8,092万8,000円としております。1の県負担金、2の県補助金、3の委託金です。

款17寄附金に71万円を追加し、144万円としております。1の寄附金です。款18繰入金から1億4,618万9,000円を減額し、4億4,480万2,000円としております。1の基金繰入金です。

款20諸収入から159万8,000円を減額し、3,302万円としております。4の受託事業収入、5の雑入です。

款21町債に1,460万円を追加し、7億3,063万7,000円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額65億3,598万3,000円から1億2,278万7,000円を減額し、64億1,319万6,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1議会費から184万6,000円を減額し、8,330万9,000円としております。1の議会費で

す。

款2 総務費に135万6,000円を追加し、8億3,789万4,000円としております。1の総務管理費、2の徴税費、3の戸籍住民登録費、4の選挙費、5の統計調査費、6の監査委員費です。

款3 民生費から4,742万2,000円を減額し、18億1,329万8,000円としております。1の社会福祉費、2の児童福祉費です。

款4 衛生費から2,283万9,000円を減額し、7億6,479万2,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。

款5 農林水産業費に587万8,000円を追加し、2億869万9,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6 商工費に2,408万1,000円を追加し、5,892万7,000円としております。1の商工費です。

款7 土木費から2,156万1,000円を減額し、9億5,084万5,000円としております。1の土木管理費、2の道路橋梁費、3の河川費、4の住宅費です。

次のページをお願いいたします。

款8 消防費から323万5,000円を減額し、2億5,342万6,000円としております。1の消防費です。

款9 教育費から4,498万3,000円を減額し、6億3,314万5,000円としております。1の教育総務費、2の小学校費、3の中学校費、4の社会教育費、5の保健体育費です。

款11 公債費から1,221万6,000円を減額し、7億9,885万6,000円としております。1の公債費です。

歳出合計。補正前の額65億3,598万3,000円から1億2,278万7,000円を減額し、64億1,319万6,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費です。款、項、事業名、金額の順に読み上げます。

款2 総務費、項1 総務管理費、事業名が住宅開発行為等支援事業、金額が1,240万円です。同じく2 款の総務費、1の総務管理費、事業名が地方創生先行型事業、金額が4,027万円です。同じく2の総務費、1の総務管理費、事業名が番号制度システム改修事業、金額が527万1,000円です。

款3 民生費、項2 児童福祉費、子育て支援のためのプレミアム付き商品券助成事業、金額は92万円です。

款5 農林水産業費、項1 農業費、事業名が地方創生先行型事業、金額が442万円です。同じく款5 農林水産業費、項1 農業費、事業名が経営体育成支援事業、金額が914万7,000円です。同じく款5 農林水産業費、項1 農業費、事業名が人・農地問題解決加速化支援事業、金額は350万円です。同じく款5 農林水産業費、項1 農業費、事業名が青年就農給付事業、金額が1,200万円です。

款6 商工費、項1 商工費、事業名が地域消費喚起・生活支援型事業、金額が2,588万

1,000円です。

款7 土木費、項2 道路橋梁費、道路新設改良事業、金額が3億4,182万5,000円です。

款9 教育費、項2 小学校費、事業名が龍野小学校校舎増築事業、金額が544万4,000円です。

次のページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正、1の追加です。事項が学校ICT機器使用料、期間が平成27年度、限度額が65万5,000円です。

次に、事項が学校ICT機器保守管理業務委託料、期間が平成27年度です。限度額が329万6,000円です。

次のページをお願いいたします。

2の廃止です。事項が農業制度資金利子補給金。補正前の期間が平成27年度から平成35年度まで、限度額9万円、補正後が廃止です。備考で事業実施がなく、利子補給の必要がなくなったためでございます。

次に、事項が中小企業店舗新築・改築融資金利子補給金。補正前の期間が平成27年度から平成29年度まで、限度額が80万円、補正後廃止でございます。事業実施がなく利子補給の必要がなくなったためでございます。

次のページをお願いいたします。

第4表、地方債補正、1の変更です。起債の方法、利率、償還の方法は変更ありませんので、省略をさせていただきます。

まず、起債の目的が過疎対策事業、限度額が4億4,530万円に2,850万円を追加し、補正後の限度額を4億7,380万円としております。

次に、起債の目的が全国防災事業、限度額が7,590万円から1,390万円を減額いたしまして、補正後の限度額を6,200万円としております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

最初に、歳出について質疑をお願いします。

まず19ページ、款1の議会費から、29ページ款4の衛生費までです。19ページから29ページ、款4の衛生費までです。

6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） 今回の補正は、ほとんどがこの地方創生先行型という部分が、大きく占めていると思いますが、そこを昨日も一般質問でお聞きしましたが、そのほかのところの部分で少しお聞きしたいと思います。

まず、20ページのこうさんもん元気活動推進事業補助金というのがございます。これは職員を各集落に張りつけて云々という事業がこういうふうに変えてという説明だったと思いますが、直接この補正とは関係ありませんけど、モデル地区として上豊内で実施されておりますね。上豊内で実施した成果といいますか、何か出てますでしょうか、そういうのが。その辺ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） はい、お答えいたします。こうさんもん元気活動推進事業につきましては、平成27年度から全地区に2名ずつ配置をするということで考えておりますが、その前に、この事業を構築する前の前段階としてモデル事業を1カ所するならということで、平成26年度におきまして上豊内地区でモデル事業をやっております。上豊内地区のほうで取り組まれた内容につきましては、ふるさと再発見地図づくり事業ということで、皆さんも御存じかと思いますが、広報とか新聞紙上でも取り上げられまして、やっております。

で、まず最初に行われましたのが、上豊内地区の中で、今はそのお年寄りはいるけれども、地域の方々、若い方とか子供たちとか、その地区にどういうものがあるのか、眠った資源とか遺跡とかですね、そういうものが知られていないとか認識が薄れてきているというようなものがあるということで、そこら辺を洗い出して、それを地図に落として。ただ地図に落とすだけではわからないということで、上豊内のやな場それと中心部にあります玉造神社というのがありますけれど、そこに大きな看板、畳1畳ぐらいの看板を立てまして周知を図ると。それと、そのほかの要所要所に、その場所に名称を書いたものと、それとちょっとした説明書きを書いた看板を立てるということで実施をされております。で、チラシにつきましても、リーフレットとしてつくって、それを地区内の方に配布をしたりとか、役場内で配布をしておりますし、ろくじ館のほうにも置いておきます。

それと、6月からやな場のほうがまた開店いたしますけれども、その中で、やな場に来られた人に、やな場でまだ御飯を食べる前の時間とか、食べた後のあいた時間にでも、ウォーキングをしていただくなると、地域を回っていただくなるということで置くようにもしております。

それと、先月の28日だったかと思いますが、地区民全体でそのできた場所場所を、ウォーキング大会をやって、その後、皆さんで懇親を図るというようなことで、お弁当を食べて、コミュニティの醸成を図ったというようなことでございます。

○議長（緒方哲哉君） 6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） といいますと、非常にふるさとを再発見といいますか、そういうふうに見え形であらわれたということですね。成功例じゃないかというふうに思います。それじゃ、今、課長がおっしゃられました全地域に2名配置するというところでございます。その2名の配置する人選といいますかね、そういうのはどういう基準のもとにされる予定でございませうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 甲佐町で行政区が50集落ありますので、そこに2名ずつ配置をするということになりますと、100名の職員がいるということで、基本的には職員全員を配置をするようにしておりますが、ここ一、二年で退職される方については、担当として配置をしても一、二年でもう退職ということで、それができないというようなことで、その方々は除いたところで配置をしていると。それと4月から新採用の職員もおりますの

で、そこら辺も入れたところで配置をするということで考えています。

それと、配置の考え方といたしまして、新人ばかり行政区のほうに配置をしても、なかなかコミュニケーションがとれないというようなこともありますので、ある程度、年を重ねた職員、30代後半から40代の人と若い方というようなことで配置をするならというふうにも考えておりますし、町外の方々もおりますので、基本的には地元の職員を配置をするというようなことも考えておりますけど、なかなかそれはできないこともありますので、そういったところも含めて今配置を考えているところです。

○議長（緒方哲哉君） 6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） 私がお聞きしたかったのは、定年というか退職される方が一、二年でまたかわるということはちょっとまずいんじゃないかなという思いでお聞きしたんですけど、それはそれでいいと思います。

もう一つですね、結局、ボランティアという扱いになさるということでございますが、その辺は職員さん方のその辺についての理解というのは得られてるんですね。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 基本的に職員については時間外での活動をお願いしますということで理解はしていただいているというふうに思っています。ただ、区長さん方も、時間中にも相談等がある場合については、職務の中で時間の許す限り対応をお願いしますということで伝えているところです。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） また企画課長にお尋ねいたします。地域おこし協力隊、報償費、これは当初予算づけはしてあったんじゃないんですかね。それと、地域おこし協力隊活動助成金。この2点を。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） ただいま御指摘の地域おこし協力隊の報償費、それと助成金につきましては、当初予算のほうで、今現在活動していただいている3名の方についての予算は計上しております。で、今回補正をお願いしておりますのは、先日の一般質問の中でも説明したと思いますけれども、新たにといいますか、さらに宮内地区について地域資源を生かした活性化に取り組んでもらうというようなことで、1名の方を延長するというので、今回の補正予算の地方創生先行型のほうで取り組むならということで計上させていただきます。

報償費及び活動助成金、この両方とも27年度において活動してもらう経費として1人分の経費でございます。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 今の中村議員の質問に続きますけども、今月の終わりですかね、一応、活動の報告会があるということでお聞きしておりますけども、1人の方は追加といいますか、継続してされるということですが、残りの2名の方は甲佐に残られるんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 一応、3名の方に3年間活動していただいております、今説明しましたように1名の方についてはさらに延長するというので考えています。それと、1名の方については、業務のなかをろくじ館支援ということで3年間活動してもらっております、その方については後の5款のほうでも出てくるかと思いますが、ろくじ館支援ということでさらに1年間延長するというような考えで、甲佐のほうに定住をもらうというふうになります。それと、もう1人の方については、地域おこし協力隊については3年間で終了ということで、甲佐町のほうには残られないというふう聞いております。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） すみません、同じ20ページに住宅開発の支援が載ってまして、きのうの一般質問で白旗のほうにというのが聞こえたもんだから、ちなみにどこなのか、その点、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 一応、吉田地区のほうで計画をされているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 10番。

○10番（本田 新君） じゃあ、白旗あたりが、住宅が1回、2回、まあ、1期、2期というかわからんけど、2期で最後になって、それから左、左っていうとあれだけど、緑川のほうに向けて空き地があったみたいな感じですけども、あそこに住宅をつくれるということでございますか。それはわかりました。

以前、私も1回質問したと思うんですけど、あの先、道路が、いわゆる白旗増見鶴線があって、そこから先、あそこの境界あたりには、水路とか、農道が、地名は甲佐町になるのかどうかわかりませんが、農道があったと思いますけども、それはそのままなんですか、それとも払い下げとかしたとか、そういったことはどうなんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） その部分は、まだどこまでの区域かというのは、具体的には事前協議が出されてませんので、範囲については具体的にはこちらのほうでは把握してないところです。ただ、内容としては、事業者のほうから約34区画程度の宅地開発を行うというようなことで、近いうちに事前協議を出しますよというようなことでの御相談に来ておられているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 私がかねて言うのは、これは私の個人的な思いやからあれですけども、あそこはどうも、御船町と甲佐町の境のところで、道路があそこで遮断されているような、その先にも道路があるということで、遮断されてるような感じもするし、用水路が遮断されてるような思いがある。これは御船町の地内に入ると御船町の管轄だから、甲佐町がどういうふうな思いを持ってとか、そこはもう御船町なんだろうけど、できれば

あそこは御船町にお願いして、道路を向こうまで通したり、水路をあそこで遮断になっているのを真っすぐそのまま延ばすようなことがあったらいいなと私は思ってるんですけども。甲佐町のあその農道があることについては、それに対して払い下げなどは、里道なんかはよく払い下げをお願いするとかあるんですけど、そういったのはあってないんでしょうか。その確認をさせてください。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 今のところはまだ、そういう申請については上がってきておりません。事前協議の申請書が出されますと、町のほうで住宅開発指導要綱というのがございますので、それに基づいた設計になつてれば、それで指導していくと。それに載っていないようなものであれば、指導要綱に沿った形で指導するというようなことで考えております。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 今、払い下げということで一つ言いましたけども、私かねてから言っていますが、これは税務課長のところになるかもしれませんが、そういった将来、宅地を開発しようというときに、例えば里道とかあったとき、それを払い下げをするというときなんていうのは、里道というのは、その評価というのは、やはり農地並みの里道なのか、例えば宅地並みになるのか、それはどういったあれですか。

税務課長、最後ですので頑張って答弁を願いたいと思います。どうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 税務課長。

○税務課長（井芹雅洋君） 土地の評価といいますのは、実際には、地域がどこになるのか、それと周りの状態がどういうふうな状態にあるのかとか、いろいろな要件が絡んでまいります。ということで、簡単に評価ができないような場所等もありますので、その辺につきましては専門的な鑑定士ですかね、そちらのほうに依頼をして評価をしてもらうということになります。基本的に、簡単にといいますか、できる評価もございますけれども、なかなか地域の周りのといいますか、そういう状態によっては簡単にできない部分もございまして、そういうふうな依頼をするという場合もございまして。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） きのう一般質問で定住促進について伺いましたときに、地方創生の一環ということで、今度、人口ビジョン・総合戦略策定に係る基礎調査を業務委託されるということで、どういった調査をされるのか内容をちょっと詳しく説明していただきたいと。

○議長（緒方哲哉君） 何ページでしょうか。

○1番（山内亮一君） 20ページです。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） お答えいたします。

人口ビジョンにつきましては、甲佐町の人口の現状分析ということで、人口の動向分析、これまでの人の動き等についてを分析すると。年齢の区分がございませけれども、3区分別の人口ですとか出生数、死亡数、転入者数、転出者数等の時系列の状況等の分析、それとか自然増減でありますとか社会増減の影響というようなものでありますとか、そのほかに将来人口の推計と分析、それと人口の変化が地域の将来に与える影響の分析等も行って、人口の将来展望ということで、2040年もしくは2060年の人口を何名に設定をするのかというようなことをするものでございます。

それと、総合戦略につきましては、人口ビジョンを踏まえた上で、国のほうで定めております総合戦略の中でのいろいろな政策分野がございませけれども、それにのっとったところで、人口減少に対する対策の基本目標、それと、それに対する講ずべき施策に関する基本的方向、それとか具体的な施策、それとそれに指標を定めるための設定ですね、そういうようなものをするものでございます。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） まず、環境衛生課長にお尋ねします。浄化槽設置制度補助金、かなりの金額が残るわけでございますけど、目標とした設置台数あたりですたいね。そういうことで、町長が何年後だったか、70%まで普及率を上げていくとよような思いでおられる中で、この何基ぐらいの予算残になるわけですかね。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（一圓秋男君） お答えいたします。

今回の補正減額でございますけれども、当初予算額としまして4,323万4,000円を計上しておりました。決算として3,011万8,000円ということで、1,311万6,000円を減額しているところでございます。

当初は81基を予定しておりました。補助対象はそのうちの71基ということでございませけれども、81基を予定しておりまして、実際の今後3月末の見込みとしまして59基を見込んでおります。この差でございます、22基の部分が当初の計画より少なかったという見込みをしているところでございます。

今、御質問の町長マニフェストの70%を目指すということで、平成33年までということでございませけれども、今、国とか県の補助の関係でございませけれども、県のほうからの補助が、平成29年度から新設あたりには補助をしないとか、そういう動きもあっております。いろいろな補助の内容が少し変わってきていることもありますし、それから新築あたりの問題もございませ。そういうことで本町としては切りかえに対する補助をずっとここ数年やってきておりまして、切りかえの部分については増加をしているところでございませけれども、どうしても新築の部分が増えていかないという部分があります。今、住宅支援とか開発でいろいろ見込まれておりますので、それに期待をしているところがございませ。それから、去年から各行政区におきましての集会とか会合あたりに出向きまして、浄化槽の普及促進についてをお願いをやっているところでございまして、その結果も数件出ております。

そういうことから平成27年度につきましては、従来どおり、そういう集落あたりに出向いて説明を行って、普及促進を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 環境衛生課長の説明は理解しますが、その新築の場合が伸びないとかいうような答弁じゃなかったですかね。それと、26年度の実績あたりから見て、70%に達するか、そして各地域の集会所あたりで説明会をやっておるとかいうような答弁でございましたけど、何か所ぐらい、その説明会行ったですか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（一圓秋男君） 説明会自体については、具体的に行政区の説明に行って説明したのは1回です。嘱託員さんをお呼びいたしまして、集まっていたいたときに、集まっていたいたというか招集するというか、そういう形で説明をしたのが1回ございます。そういうことで実質、去年、平成26年度は2回行っているところでございますけれども、その1カ所の部分についての説明で、反響がやはりあるということから、今後これを複数の行政区で説明会を開催したいというふうには考えております。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） そういうことで、やはり70%目的達成するためには、もっとやっぱり努力をしてもらいたいと思います。県の補助とかが変わるとか、新築のところは協力がなくてとかいうような、私は新築のところは逆に合併浄化槽になっていくというような思いも持つとるわけですよ。特に今、緑町に9戸建っておるけど、全部合併浄化槽なんですよね。また、合併浄化槽にされないんだったら甲佐町独自で、新築については合併浄化槽というような条例をつくったらいんじゃないんですか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（一圓秋男君） 今の御質問でございますけれども、新築のところにつきましては合併浄化槽を設置しなければならないということになっておりまして、当然のことながら新築は全部合併浄化槽でございます。

合併浄化槽が今約半分ぐらいで、あとが単独浄化槽とし尿の施設でございます。それがまた半分ずつぐらいということで、その中で、今、切りかえに対する補助を行っておりますけれども、その切りかえ補助によりまして、し尿のほうからの切りかえは進んでおります。ただ、単独浄化槽からの切りかえがなかなか進まないという部分がございます。その単独浄化槽を設置される方の、いろいろお話をしますけれども、単独浄化槽は浄化槽だ

というふうに思っておられて、自分のところは合併浄化槽を設置しているという意識も非常に多く持っておられるような感じがいたします。そのようなことで、チラシとか環境フェアとか区長さんへの説明会とか、そういうことでいろいろ普及促進をやっておりますけれども、これをまたさらに強化する必要があるなというふうには考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 12番。中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことで町長、やはりこのマニフェストも、やっぱりできるやつとできないやつがあるというのは十分理解します。そういう中に、この事業については、町が公共下水をやらないという、財政的にも大変だからやらないという思いで、こういう合併浄化槽を推進するわけでございますので、特に担当課あたりは、それぞれの地域に出て行って、推進するようお願いをします。

次に、総合保健福祉センター所長にお尋ねしますが、太陽光。私は鮎緑の上についてですたいね。半分ぐらいいつとるわけですよ。これで、支障があって工事がとまったのかなというような思いでお尋ねしたら、あれで終わり。あれは10分の10の補助で出来て何も問題はないんですけど、あのくらいの量だったのか、そしてあれをつけた結果、もう稼働しとると思いますけど、電気料がどのくらい負担が減ったのか、そういう点、わかれば説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（甲斐 隆君） お答えします。

今回は、太陽光の設置ですけども、鮎緑は避難場所としてやっておりますけども、その分の中で、鮎緑の建物の規模とか避難される人員の収容人数とかによってから、この鮎緑の太陽光の熊本県の補助の対象が決まっております。鮎緑の場合は15キロワットまでが補助対象で、それ以外は持ち出しになりますので、今現在、太陽光60枚が設置してあります、補助額対象ですね、それは。

それと、どのくらい電気代軽減ということですが、それは8%の電気代のほうが軽減されるようになります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） その工事請負費が490万ぐらいを減額になつとるわけですよ。だから、減額せんでも10分の10だから、私は15キロとかそういうのは知らんから、つけてもいいんじゃないかという思いでお尋ねしたわけですよ。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（甲斐 隆君） すみません、ここに落としてある部分については、太陽光発電の監理委託料の入札の残になります。工事も入札残の金額になります。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） これは当初2,900万ぐらいだったでしょう、予算がですね。その

うちの493万。かなり、じゃあ入札率も低い率でやっとなるわけですよ。いいことではあつとですよ。ただ、町に10分の10もらうから、私はどうして、丸々使いたいという思いで言うとなるわけですよ。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほどから課長が答弁しておりますけれども、避難場所に見合った規格の設置しかできないということでもありますんで、残が残ったからといって、それを増やして設置するというようなことは事業としてできないというような判断で、今回補正させていただいたということでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） お尋ねをいたします。町債、過疎債のことなんですけども。

○議長（緒方哲哉君） 何ページに載つとうですか。

○2番（佐野安春君） 私が見ているのはですね。第4表の8ページですね。よろしゅうございますか。

○議長（緒方哲哉君） 今回は19ページから29ページまでの間の質疑をお願いしたいということですよ。

○2番（佐野安春君） わかりました。じゃあ、その後ということですよ。よろしいんですね。すみません、失礼しました。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんようですよ。

しばらく休憩いたします。11時10分から始めます。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、29ページ、款5の農林水産業費から、39ページ、款11の公債費までです。

御質問、何かありませんか。

4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 30ページの直売所ろくじ館運営補助金に対して、売り上げに対してちょっとお聞きしてようございますか。以前と比べていろいろ中がかわっているようですよ。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時11分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） すみません、申しわけありませんでした。ろくじ館青空市場運営委員会のほうが販売しておりますけれども、販売額といたしまして御報告申し上げます。まず、平成23年度から25年度までということで御報告申し上げます。23年度につきましてが6,781万4,280円、平成24年度におきましてが6,791万5,315円、それと25年度でございますけど、7,227万2,255円ということで、26年度につきましてはまだ集計ができておりませんので、25年度までということで御報告申し上げます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 32ページの立木等補償費と書いてありますね。これは立ち木に関しては、道路買収に当たっての1本幾らということだろうと思えますけれども、立ち木というとは大概、1本1本値段が違うわけですか。お聞きします。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 議員おっしゃられますとおりに、立ち木も種類、大きさによって1本1本全てが違います。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 38ページでございます。教育費のスポーツ推進員の費用弁償が減額になっていきますけれども、これはどういうところで減額になっているんですかね。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） スポーツ推進員の費用弁償の減額ということですが、これにつきましては、当初、県のスポーツ推進員の研修大会等には宿泊ということで予定しておりましたけれども、今回、宿泊でなく日帰りに対応したということで、大体その分が減額ということになっております。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） これはその研修の場所で、遠いところになった場合もみんな日帰りということになるわけですかね。その研修場所によってはどうしても宿泊しなければならないというようなときにはまた増になるわけですかね。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） 福田議員がおっしゃられたとおり、今回は一応玉名というようなことで日帰りが可能だったということで、例年一応、宿泊のほうで予算のほうはお願いしてるところでございます。

○5番（福田謙二君） わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 36ページの小学校体育館天井改修工事でお伺いしたいと思えますけれども、この天井改修工事に当たっては小学校全部、改修をされたわけですか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 小学校の体育館につきましては、全校、体育館改修いたしました。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） これは甲佐小学校もまだ新しいですね。甲佐小学校は何で、この天井改修。内訳は何ですか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 甲佐小学校につきましては、まだ新しいものがございますけれども、建築基準法の基準が変わりまして、天井の落下物等の改修ということで、法的には以前の建築基準法でつくっておりますので大丈夫なんですけれども、文部科学省のほうから、子供たちが1日勉強するところ、スポーツをするところということと、あと避難所としても指定されておりますので、そういったところで改修をしているところです。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 建築法で変わったということではありますけれども、きのうも一般質問で申しましたように、中学校同様、小学校のほうも、いろんな体育館、校舎のほうも調査をしていただきたいというふうに思いますので、重ねてお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 校舎、体育館ちょっと調べてみます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時19分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 申しわけございませんでした。先ほどのつり天井の対策につきましては、先ほども申しましたように、国交省の建築基準法が変わりまして、高さ6メートルを超える天井、また水平投影面積が200メートルを超える天井につきましては、天井、つり天井、また照明器具、バスケットゴールなど落下防止を求めるということになっておりました。それで甲佐小につきましては、平成21年度につくっておりますけれども、そういったところのつり天井の撤去、また補強による耐震化、落下防止のネット等の設置というところがありましたけれども、文科省のほうから天井の撤去というところで通知が

来ております。それで、県のほう、また国のほうからも説明を受けまして、この撤去につきましては、防災機能強化事業というところで国庫補助、また全国防災事業債というところで対応ができるというところで、文部科学省からの指導により行っているところです。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 今ので関連ですけども、これは体育館に天井のないところもあると思いますけども、そういう室内灯ですね、こういうののつり金具とかは別にそういうのは指定してこんだったわけですかね。

トレーニングセンターなんか、天井あつてですかね。あそこ。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時22分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） トレーニングセンターの天井につきましてですけど、この件につきましては少し調べさせていただいて、後で御報告させていただくということをお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんようですので、次に、歳入全部について質疑をお願いします。歳入全部について質疑をお願いします。11ページから18ページまでです。11ページから18ページまで、歳入全部について質疑をお願いします。11ページから18ページまでです。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 18ページ、小さいことをお尋ねするようですけど、町営バスの運賃収入、15万ちゅうと、運賃収入にしたらかなりの金額の減額と思うわけですよ。だから宮内を回るコースと竜野地区を回るコースがあるわけですよ。これはどの地域のやつがこだけ減額になったか、全体的に減額になつるか、人数にして何名ぐらい。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） お答えいたします。どの地域が減ったかというのは、ちょっと詳細については把握しておりませんが、当初予算のほうで考えておりましたが、一応6,700人を見込んで予算立てをしてしております。3月1日ですかね、その時点での乗車数が約5,600人ぐらいですので、最終的な決算までの、3月31日までの乗車者数を一応6,000人というようなことを見込んだところで、15万円の減額をお願いしているところ

でございます。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことで、特に宮内地区あたりは、先日の一般質問でも世帯数、人口減あたりがあって、おそらく宮内地区当たりの減収じゃないかと想像するわけですね。そういうことで、運賃収入、もちろん運賃収入だけでは、これ委託料に比べたら間に合わないというようなことでですね、運賃も極力抑えたところの運賃を組んであるわけですね。

そういうことで、私が言いたいのは、特に宮内は地域おこし協力隊とかいろいろやっておる中で、人口減少、新年度予算でもいろいろお尋ねしようとは思いますが、運賃収入で、人口動態、そういう面にも絡んでくるんじゃないかという、だから心配しとるわけですよ。

極端に言うと、地域おこし協力隊の中で、観光協会からも3万5,000円ぐらい、シャトルバスかなんかで出しているわけですよ。協力隊の人たちが、要するに、自分たち協力隊だから報酬以外にもいろいろ、町に何を出せとか、かにを出せとか、この町営バス運賃収入とはちょっと関係はありませんけどですね、言うようなこともちょっと聞くわけですよ、私が。そういう心配もちょっとしとるわけですよ。だから、観光協会あたりからもそういうのが出とるし、やはりこの運賃収入にあらわれたように、今後私が、質問がちょっとおかしくはなっとるけどですね、やはり運賃収入が出とるちゅうようなことでですね、今後やはり、宮内地区に予算ば減らせとか言いよとじゃなかですよ、ただ、やっぱりそれに見合った運賃も少しはやっぱり、減っていけば、町が負担するだけでなくして少しは、10円から20円なと負担してもらおうようなことはできないかなというような思いでお尋ねしとるわけですけど、その点いかがですかね。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 地域おこし協力隊のことも関連しての御質問ですけれども、観光協会からシャトルバスの補助については、今の宮内地区の社会教育センター、旧宮内小学校のエリアの中でランドバザールを計画されて、たしか新聞によりますと2,000人ぐらいの方が来場されたというようなことであります。NPO法人の方が主となられてやられた事業ではありますけれども、やっぱり甲佐町の観光ということを考えた場合に、市街地もそうでしょうし、ほかの地区、校区、小学校の地区ですね、含めたところでやっぱり考えていくべきだろうと。そういう考え方から、宮内地区で開催されますそういった事業についても手当てをさせていただいたということでございますので、その点はぜひ御理解をいただきたいと思っております。

それと、町営バスの運賃の負担を取ったらというようなお話もありますけど、甲佐小学校に今通学している子供のことも考えなくちゃなりませんし、一部の地区だけ負担を取ることになったときには、なかなか地区の方々の理解は得にくいというふうな判断を持っておりますので、非常に厳しい運営の中で、この町営バスの運行をやっているところじゃありますけれども、しばらくはこの状態でいくしかないのかなというような思いはあります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） 町長、十分理解します。そういう中において、昨年もバザールがあった。27年度も4月計画されておるそうですね、バザールが。そういう中において、その宮内地区の活性化の皆さんがですよ、やはり町挙げてこれは取り組まなん問題と思っどるわけですね。商工会には何も相談はなかわけですよ、出展してくれとか。今回も何もあつとらんわけです。駐車場だけをシャトルバスでするから貸してくれとか、勝手ばか申さすわけですよ。だけん、蚤の市なんですよ。昨年もされた、今度もされるわけです。じゃあ、商工会の会員にも出店をよろしくお願ひしますぐらいですたい、町長指導してもらえんですか。でないですよ、ちょっと不公平なんですよ。

○議長（緒方哲哉君） いいですか。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 商工会さんも、それからNPO法人さんも町の活性化ということで目指す目的は同じことだろうと思いますんで、両者が協力しながらお互いに発展することができるように私のほうからも一度声掛けをしたいというふうに思います。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 11ページの総合福祉センターの使用料ということで、入浴料って書いてありますけども、単純な話をちょっとお伺ひしますけども、お風呂屋さんと思ひますけども、お風呂屋さんだけで維持ができていのか、できていないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（甲斐 隆君） お風呂の入浴料のことで、減額しているところの説明になるんですね。当初、平成13年度にお風呂、鮎緑の湯は開設しておりますけれども、その当時から比べまして、年々利用者が減額しております、平成13年度は414万4,800円でしたけども、今回、260万とか280万ぐらいの収入に非常に減額しております。この中で、光熱費、電気代、それに重油等が非常に高騰しております、年間にしまして、人件費除いても800万ぐらいのほうで赤字という経営が、今、状態が続いております。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 入浴料だけでその半分以下ということで、人件費も加算して、重油とかなんか高いとおっしゃっているけど、これは改善する必要があるんじゃないですか、これ。ちょっと話に聞きますと、前は水曜日かなんかが休みだったと思ひますけども、今、水曜日と土曜日、週に2日休まれるということで、こがしこ赤字になってまでドンドン持ち越していったら、とんでもない方向に走りやせんですか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 鮎緑の入浴についての現状については、ただいま課長のほうから説明したとおりで、年間、金額でいいますと800万程度の赤字が出ていると。本来、入

浴目的のための施設ということにはちょっとかけ離れて、やっぱり福祉の向上といった意味でも、それから健康増進といったことから始められている浴室ではありますけれども、ただ、議員おっしゃるとおり、このままで推移した場合に、これ非常に町の財政を圧迫する原因の一つとなります。したがって、今後の鮎緑の浴場をどうするのかということについて、これは行革の立場からも真剣に考える必要がある、そういう思いを持っております。

そういう中で、今、副町長が座長になっていただいて、今後の利活用についてのプロジェクトを立ち上げて、今、協議をやっていただいているというような状況であります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 4番。

○4番（宮本修治君） そういう改善策を持っておられるのであれば、早急に考えていただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 佐侯の湯とかあつでしょう。ああいうところはちゃん、どういうことをしとる人は風呂入れませんって書いてあるわけですよ。鮎緑はどんどん入ってくるけん、嫌がって、それでお客さんが大分減りよつともあつとですよ。でですね、そういう人が来ても、とめないらしいですよ、おたくはだめですよ。そこははっきり書いてはあるらしいですね。僕はあそこのお風呂に行ったことなかですけど。そういううわさはいっぱい聞きます。怖いって。だけん、そこは、あそこに書いとる以上はですたい、外国じゃよかかも、日本ではだめなことはですたい、やっぱりちゃんと徹底した方がいいと思いますよ。それで怖いとか言うて、鮎緑の風呂には行かれんとか大分聞きます。

こう言うたあれですね。議会でこういうこと言うて、中村のやつが言うたけんっていうてあるかもしれんけどですたい、でけんことはでけんとですよ。そこは、あそこの受け付けをされる人に徹底してもらうように。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（甲斐 隆君） 今の件につきましては、受け付け職員2人、そして非常勤の方が3名いますので、その辺についてははっきりと、入浴の拒否ということでしたと思います。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようですので、最後に、本予算全部について質疑をお願いいたします。本予算全部についての質疑をお願いします。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） すいません、先ほどは失礼しました。

歳入歳出ともに関係ありますし、説明の中に第4表の地方債の補正というところも関係がございましたので、今、質問を行いたいと思いますが。

この過疎対策事業の過疎債ですが、26年度までに過疎債として借りられている部分は累

積で幾らになるのかお尋ねしたいということが一つでございます。それと、26年度も借りた分については、何年度から返済が必要になるのか。また、交付税として返ってくるのはどれぐらいなのかということですね。それと、ここに利率ということで5%以内、ただし書きが書いてございますが、これは借りた時期においてその率が違うのか、違えばどれぐらいになるのかということ教えていただきたいということでお願いします。

もう1点は、5ページの繰越明許費ということですが、この中で、7の土木費の道路新設改良事業ということで、ちょっと大きな金額があるかと思うんですが、どこの改良事業なのかということで教えていただければというふうに思います。

以上ですが、どちらか担当の方でお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） お答えいたします。過疎債の借入額というところでのお尋ねでございました。今の平成26年度の3月の補正の段階で申し上げますと、過疎債につきましては、総額で4億7,380万円。これは26年度での借入額ということでございます。

それと、累計での額ということでございますけれども、一応、当初予算の予算書の一番最後のページになりますけれども、こちらのほうで110ページになりますけれども、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度における現在高の見込みに関する調書というのがついておりますけれども、ここで26年度、ここでいきますと前年度末の現在高見込み額ということでございますけれども、75億3,480万1,000円を見込んでおるといところでございます。

さらに交付税でどれだけ来るかということでございますけれども、これにつきましては7割が過疎債として見ていただくということでございます。

それと、あと一つは利率につきましてでございますけれども、それぞれの起債の借り入れの種類に応じまして利率は違ってきております。過疎対策事業債につきましては、今年度では0.6%ぐらいを見込んでおります。26年度の確定率といたしましては、多分0.5%になるのではないかと考えております。

私のほうから以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 5ページの繰越明許費の7款の土木費の事業の内訳を説明したいと思います。

この内訳といたしましては、6本の事業で3億4,182万5,000円をお願いしておりますが、その内訳といたしましては、松ヶ崎妙見谷線で4,942万6,000円、上揚井戸江線、これは橋梁の上部工をつくっておりますけれども2億2,095万円、西寒野打越線で1,295万円、山出県道線で3,060万円、それと橋梁の補修工事としまして500万3,000円で、合計の3億4,182万5,000円となっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 申しわけありません、先ほど申しました起債の累計の額で

ございますが、総額を私、申し上げました。過疎債に限りましてでございますけれども、これが25年度の決算統計の資料になりますけれども、33億4,710万4,000円ということで、これにプラス26年度の額になりますけれども、先ほど申し上げましたとおり4億7,380万円を加えた額が26年度末での累計見込みということになります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 過疎債について利率の御説明がありました。ここに利率として記載されてあるのが5%以内ということで、ちょっと明確でないところもあるんですが、総務課長のほうから0.5ということでお話があったと思うんですけど、それはそれで間違いないということで、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 利率につきましては、その時々で変動するというものでございますので、こちらはそれを超えないところで多目に利率を見ておるというところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） すみません、先ほどの繰越明許費の本数の中で1本抜けておりましたので、追加してお願いしたいと思います。世持麻生原線で2,286万6,000円が1本抜けておりましたので、すみません、訂正をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 同じく5ページの繰越明許費でお聞きします。龍野小学校校舎増築事業、これは12月だったですかね。ぐらいに、増築のための改修診断のほうもあったと思いますけれども、方向性としては増築をするということで考えているのでしょうか。そのあたりをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） お答えいたします。龍野小学校の増築につきましては、既存の校舎、その有効利用、そういったところも含めたところで、ただ、今の校舎内の教室をつくるというのは難しい部分があるかと思っておりますので、増築を含めて既存校舎の有効利用、そういったところも含めたところで、今、基本設計をしているところです。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 議案第16号、平成26年度甲佐町一般会計補正予算になります。この予算をするに当たって、議員のほうからもいろいろ注文なり、御意見、多数あっておりますけども、それらを十分に鑑みられまして、予算執行されますことをお願いいたしまして、本案に賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第16号、平成26年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第17号 平成26年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、議案第17号「平成26年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） それでは、議案第17号、平成26年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成26年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,893万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,527万3,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によって御説明いたします。

平成27年3月11日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

款1国民健康保険税から849万3,000円を減額し、3億163万7,000円としております。

1の国民健康保険税です。款3国庫支出金から3,077万2,000円を減額し、4億5,232万2,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款4県支出金から182万7,000円を減額し、8,791万5,000円としております。1の県負担金、2の県補助金です。

款5療養給付費等交付金から1,228万1,000円を減額し、9,411万9,000円としております。1の療養給付費等交付金です。

款6 共同事業交付金から615万円を減額し、2億2,985万円としております。1の共同事業交付金です。

款10繰入金に1,059万1,000円を追加し、3億5,423万円としております。1の一般会計繰入金です。

歳入合計。補正前の額19億3,420万5,000円から4,893万2,000円を減額し、18億8,527万3,000円としております。

次のページをお願いします。歳出です。

款1 総務費に212万1,000円を追加し、4,214万円としております。1の総務管理費です。

款2 保険給付費から4,421万5,000円を減額し、11億914万4,000円としております。1の療養諸費、2の高額療養費、4の出産育児諸費です。

款3 後期高齢者支援費等と款6の介護納付金につきましては、補正額が0円ですけれども、財源内訳の変更によるものです。

款7 共同事業拠出金に24万4,000円を追加し、2億3,677万1,000円としております。1の共同事業拠出金です。

款8 保健事業費から352万1,000円を減額し、1,441万2,000円としております。1の保健事業費、2の特定健康診査等事業費です。

款9 基金積立金に2,000円を追加し、1億5,005万5,000円としております。1の基金積立金です。

款12予備費から356万3,000円を減額し、946万5,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額19億3,420万5,000円から4,893万2,000円を減額し、18億8,527万3,000円としております。

今回の主な補正につきましては、歳出では、被保険者数の減少等による一般及び退職被保険者の療養給付費、すなわち医療診療分になりますけれども、これが低く抑えられる見込みということと、歳入では主に歳出の療養給付費等の減額に伴う国・県の支出金の減を見込んでおります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 昼食のため、しばらく休憩します。

午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑については、本予算全部についてお願いいたします。何か質問ありませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 歳出のほうで、療養諸費給付費が予定よりも下がっております。

すみません、これは9ページでございます。そういった点で、この補正だけではなくて、新しい年度の予算関係にも、関係するかと思うんですけど、値上げ幅の圧縮というようなことにつなげるわけにはいけないんでしょうかね。そういったことはできないんでしょうか。

それともう一点、保健事業費ですね。これは何ページですかね。保健事業費の特定健診、こちらのほうも予定よりも少なくなっておりますが、予定されたものよりも、受診とか、そういったのが低かったことなんでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） まず、療養諸費の減額というところで上げさせてもらっておりますけども、これの減につきましては、いわゆる医療費関係になりますけども、昨年に比べ、保険給付費関係が若干抑えられたというところで、財源、決算の見込み額を減額したところであります。ただ、個人、1人当たりの医療費につきましては、増加傾向にあるのが現状でありまして、そういった高額あたりの医療費を抑えることが重要かと思っております。

それと、特定健診関係の受診者数でよろしいでしたかですね。一応、26年度におきましては、特定健診の受診者数におきまして、1,054人というところで、受診者数が上がってきております。それとあわせて、若者健診とか、これは別になりますけども、それは73人ぐらいの受診者があっております。

特定健診の受診率に置きかえますと、特定健診受診率については、暫定ではありますけど、43.6%という率になっており、受診率については、年々少しずつではありますけど、上昇傾向にあるというところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 若干、今、課長から説明申し上げましたけれども、私のほうからも補足して御答弁申し上げたいというふうに思います。

今、佐野議員から、税率を、これだけの療養給付費が3月の補正で下がっているんだから、その分抑えられないかというような御提言だというふうに受けとめました。ただ、新年度の予算を編成するに当たっても、決算の見込みをある程度、想定したところで算定しておりますし、基金全額取り崩しても、今後どうなるものだろうかと非常に心配をしながらの編成となっております。

毎年度、赤字が1億近いような、そういう金額が、まあこれは制度上の問題とも思いますが、そういう状況を何とか3年間、今、町が事業主体でやっておりますこの国保会計を何とかこの3年間をうまく運営するために、どうしたらいいかということを生懸命考えながらやっている会計でございますので、この金額、若干下がる見込みでありますけれども、これで追いつくものではないというようなことで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） ありがとうございます。受診率のことです、課長からお話がありましたが、43.6%ということで、聞いただけでは、そんなに高いような受診率じゃないような気がします。それで、今お話がありました、やはり支出を抑えるということでは、そういう健診を重視した取り組みをやっていくというお話も聞いておりますが、やはり目標としているというか、どこまで持っていこうとか、そういったことはお考えでいらっしゃいますか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） 特定健診の受診率の目標ということですが、まず総合計画におきまして、これは27年度末ではありますけど、65%という数字では目標設定はしてあります。今のが第6次の甲佐町総合計画の目標値ということでありまして、25年11月に策定しております甲佐町の国民健康保険の第2期の特定健診等実施計画というのがございまして、それにおきましては平成27年度におきましては55%と。29年度、これは5年計画ということで、最終的なやつですけれども、60.0%ということで目標設定はしてあるところであります。この数字におきましても、今の現状からしますと厳しいというか、かなり高い数字にはなっておりますけれども、アクションプランを初め、そういった取り組みを強化しつつ、目標に向けて頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今、受診率の推移と目標についておっしゃっていただきましたが、やはり平成27年度が55%ですから、受診率がですね、やっぱり10%以上上げないといけないということで、かなりの努力がですね、必要かと思うんですが、上げるために、どんな手だてをするかということでは、プランはございますか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） 今、先ほど、ちょっとお話ししましたけども、平成24年度の11月に、国保事業の財政健全化に向けたアクションプランというのを策定しまして、平成25年度から関係各課、住民生活課はもちろん、総合保健福祉センター、税務課、社会教育課と、それぞれ取り組みの事業について挙げております。それに向けて、それぞれ担当課、連携をとりながら努力しているところでもあります。

また、26年12月に、その関係で、また検討委員会を、副町長を座長に、職員ではありませんけど、10名程度の職員です、検討委員会を設置したところであります。1月に、その第1回の検討委員会を開催しまして、そのアクションプランの取り組みの内容の精査といたしますか分析等もしつつ、強化をすべき、効果があるものは強化していくと。要するに見直しといたしますか、そういったところで取り組んでいくこととしております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今、課長のほうからお話をいただいたんですが、いろいろ努力

をされているというお話ですが、具体的なものがちょっと私には見えてこないんですよね、どういふことをしよるといふのがですね。そこがないと、なかなかちょっとつかめないような状況がありますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） 一応、それぞれ担当課といいますか、ありますので、まず、住民生活課のほうからの取り組み、内容の主なものというところで、御説明したいと思います。

まず、国保の会計におきましての予算におきまして、看護師を臨時的に雇用しまして、国保世帯の全戸訪問というところで、特定健診の受診勧奨や保健指導の利用勧奨を進めているところです。

また、ジェネリック医薬品の使用促進というところで、差額通知、いわゆるジェネリックの前の普通の医薬品からのジェネリックに替えた、その通知を国保加入者におきまして、年に2回発送しまして、その使用促進を図っていると。

また、特定健診の結果とかですね、レセプト、いわゆる医療報酬の資料ですけども、そういったところを突合してから、保健指導の対象者の把握をします。それでその本人さんに直接指導をしていくというところです。

また、広報紙におきまして、これは毎月、実施しているところではありますけども、生活習慣病等々の予防対策と国保の現状とか、そういったところで、住民の方々にお知らせしているところであります。

一応、住民生活課のほうは、主なものは以上ということですが。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（甲斐 隆君） それでは、総合保健福祉センターのほうからですね、目標達成のためと、今年度、具体的な取り組みということでお話しします。

保健福祉センターのほうでは3点ほどを重点化、3点ほど目標を掲げております。

一つはですね、病気の重症化予防ということで、健診結果で重症化予防が必要な方を選定しまして、個別にですね、保健師との結果説明を実施しております。状況が悪い方につきましては訪問、そして、状況に応じて、個別に保健福祉センター、鮎緑のほうまで来ていただいて、管理栄養士と保健師のほうで指導をしております。その後、医療機関受診の有無や結果の改善を確認しまして、継続して保健指導や栄養指導を実施しております。3カ月おきとか半年とかですね、継続しながら保健指導を実施しております。

それと、今、福島課長のほうからも説明がありましたけれども、鮎緑のほうでも、全戸訪問ということで、担当者のほうがございますので、訪問しております。鮎緑のほうでは、まだ面会できていない世帯もありますので、特定健診の未受診者の方への訪問を今まだ継続しているところです。

また、健診希望調査票において、特定健診の未受診者の理由として、病院にかかっている方が相当おられまして、病院にかかっているから受診はしませんということですけども、病院での健診結果を聞き取りまして、健康状態を把握するとともに、特定健診の受診を勧

奨励するということです。病院ではやはり病状で、血圧とか、肝臓とか、心臓とか、決まった検査項目しかありませんけれども、役場の特定健診のほうは、国のほうで決められました健診項目ですので、内容が違いますので、できるだけ役場の健診を受けてもらいたいということで、勧奨しております。

それと、25年度からは、若者健診としまして、特別に甲佐では、20から39歳までの方の国保の加入世帯ですけども、若い方の健康状態を把握し、若いときから、自分の体、健康に対して、意識や疾病予防に関心を持ってもらうということで、実施しております。特に、若い方もですね、自分はまだ若いから疾病とか病気は大丈夫であろうということで、健診で七、八割の方に異常が出てきておりますので、若い方からもですね、健診を毎年受けてもらい、医療費の削減に努めたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） それでは、社会教育課のほうから、医療費削減に向けた取り組みというようなことで、健康づくりの面から取り組んでおります。社会体育のほうでは、各種スポーツ大会、それから、スポーツ教室等、さまざまな体力づくり、健康づくりに取り組んでいるところです。

先ほどもありましたように、平成25年度、甲佐町国民健康保険健全化に向けたアクションプランということで、その中で、いつでも・どこでも・誰でも手軽にできるというようなことでウォーキング教室等を実施するようにしております。このウォーキング教室につきましては、心身の健康づくりを目的とした軽スポーツということで、特別な器具とか必要といたしませんので、誰でも健康づくりに取り組めるというようなことで実施しております。

それと、公民館講座ということで、公民館講座のほうでは、自主講座、30講座ほどありますけれども、その中で、健康、スポーツに関する講座ということで、九つほどあります。その中で、健康太極拳だったり、ストレッチヨガだったり、レクリエーションダンス、そのようなことでですね、自主講座のほうには開設されておるところでございます。

今後も、軽スポーツにつきましては、ウォーキング教室等を中心に、また、公民館講座では、自主講座等もですね、皆さん方に推進するよう、お願いしていくということで、今現在思っているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 各課よりですね、取り組みの内容を具体的にお話しいただきまして、幾らかですね、その取り組みの内容が見えてきたというふうに感じております。やはり、国保に関しましてはですね、国保財政の維持というのも本当に大事な問題であります。一番考えなければならないのは、やはり加入者のですね、健康維持、向上だというふうに考えます。そういった意味で、町全体としてですね、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。

質問を終わります。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） この特別会計の補正予算についてはですね、何も意見はございません。そういう中において、ただいま2番議員が質問された中でですね、私も、国保運営委員を4年間やらせていただいておりますね、やはり特定健診あたりは本当に、医薬品のジェネリック、若者健診あたりも努力をしております。しておる中においてですね、やはり特定健診あたりを呼びかけても、忙しいとか、そういうことですね、受けない方が多いわけですよね。だから、努力しても、しても、その対象者の方がそれに乗ってもらえないというのが私は現状じゃないかと。逆に、ジェネリックについてはですね、病院あたりも徹底して、やはり町からのお願いに協力してやっていただいております。

私が一番、この国保運営で一番心配しますのはですね、滞納ですね。現年度分はもちろん、過年度分あたりの滞納、この金額がですね、やはり0.1%上がったとかいうようなことは聞きますけど、本当にこれをもうちょっと努力していただきたいという思いを持っておりますけど、その点いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 税務課長。

○税務課長（井芹雅洋君） 税務課におきましては、現在、国保税も含めまして、町税全体におきましてですね、強力な徴収のほうの強化を図っております。基本的には、次年度への繰り越しを最小限に抑えるために、納期内納付の推進を図りますね、現年度分の滞納が発生し、5期以上続いた場合には、電話催告、文書による催告書を発送し、早期の納付指導を行い、完納に向けた取り組みを実施しております。

その中で、早期の解決に至らない案件につきましては、臨戸訪問に加えまして、滞納者の財産や生活実態について徹底した調査を行ってですね、個別の状況を十分把握した上で、財産差し押さえなどの強制徴収を行うものと、資力なしとして滞納処分の執行停止を行うものに振り分けましてですね、適時の滞納者の実態に応じた滞納整理に努めておるところです。

国保税につきましては、アクションプランの中で、数値目標を、現年度分を94%、過年度分を10.5%、26年度数値目標ですけれども、現年度分につきましては、25年度の実績がプラス1.61ポイントの94.77%でございましたので、現在におきましては、95%を目指すこととしております。それと、滞納繰り越し分につきましては、10.5%としておりましたが、現在は11.35ポイントということで、この目標数値を今現在上回っている状況ではあるという状況でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 現年度分、過年度分、努力はされておるのはわかるわけですよね。ただやっぱり、国保対象者の生命にかかわる問題であってですね、滞納しとっても、1カ月分納付すれば受診ができると。それやらんと仕方ないと思います。ただですね、やはり電気料あたりはですね、すぐとめるわけですよね。そういう家庭は、電気でも、車も

持ってですよ。だからですね、やっぱり払わんが得ってというような感じの方もおられるとやなかろうかと、私は思うわけですよ。だから、努力をしようってのは言わんですよ。もっと努力をしてもらおうように、町長、気合ばみんなに入れてもらうてよかでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 滞納の整理っていいですか、徴収については、非常にこれは職員もいろいろ気を使いながら、徴収に当たっております。そういう中で、担当部署としては、私は一生懸命、今やっていただいておりますという認識を持っております。数字のポイント、本当に1ポイント上げるとにどれだけの力を入れなければならないかということは、十分私もわかっておりますので、是非議員の皆様方にも、その点は御理解をいただきたいと思っております。

おっしゃる趣旨については十分理解しておりますので、なお滞納整理については一生懸命努力することをあわせて申し上げておきます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） やはり2年前にですよ、1億6,000万、また、去年の12月、1億5,000万、法定外繰り入れしとるわけですよ。そういう中において、やはり3億1,000万、これはあったならの話です。別に一般会計のほうに3億1,000万あればですよ、過疎債あたり利用すれば、町道改良……、そういうことを言っちゃいかんとかもしれんけどですよ、改良あたりも5倍、6倍の仕事ができるという、私も思いを持っておりますので、やはり滞納についてはですね、本当に町税あたりの差し押さえはもちろんですけど、国保税についても差し押さえとかできるわけですかね。私はそこんところはわからなかったんですけど。

○議長（緒方哲哉君） 税務課長。

○税務課長（井芹雅洋君） 国保税ということですので、そちらのほうも当然可能ということになります。町税と一緒にあります。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） 確認に近いんですけども、この43.6%っていうのは、いろんな病気関係で、病院にかかっている人とかの割合から来ているのか、全体の健康な人も含めたところで43.6%なのかということですね。全戸訪問されているということなんで、受診されていない人の把握あたりができとれば、もっと、健康な人に対して、病気をしている人が受診している割合だったら上がるんじゃないかと思うんですけども、何かそういう統計の仕方というか、そういったものが出てくるといふ。健康な人はなかなか受診に行かないと思うんですよ。ただ、そういう人たちが行かないから、後でちょっと大きな病気にかかってきたりということが発覚して、大きな保険料になってくると。何かそういったところで、啓発もされていくといいと思っております。

この43.6%が健康な人を除いた場合、受診率はどのくらいになっているのかなと思いま

したので、ちょっとお尋ねしました。わかれば。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（甲斐 隆君） まず、受診率ですけど、健康な人はなかなか病院とか役場の健診に来られないんですけども、そのため、25年度からは若い方の20から39歳までの方を対象とした健診を勧めておりまして、受診率が43.6%というのは、国保の中での全ての健康な方、病気の方とか、病院に受診されている方も含めまして、特定健診を役場で受けられた方の受診率になりますので、受診率勧奨のために、ここ最近受けていない方に対しては全戸訪問ということで訪問して、受診勧奨を行っております。

甲佐町のほうは受診率が43%で、山都町あたりは60%とか、御船町さんでも48とか50%近く、嘉島町のほうも5割と、結構高いんですよ。益城町が30%台だと思いますので、甲佐町もやはり、今から27年度、28年度にかけて、受診率がどうしてよその町は高いのかをちょっと視察、勉強しながらですね、受診率の向上に努めたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第17号、平成26年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算につきまして、本当に町長初め、担当課、大変だろうと思います。そういう中におきまして、法定内繰り入れ、当初1億900万ぐらいやったかな。それに昨年の12月に1億5,000万、そういう努力をされておる中でもですね、やはり27年度、28年度、また一般会計から繰り入れをしなければならぬ状況になるんじゃないかという思いを持っておりますので、今後いろいろな面でですね、努力されることを期待して賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第17号「平成26年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第18号 平成26年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、議案第18号「平成26年度甲佐町介護保険特別会計補

正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（上村美智子君） 議案第18号、平成26年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

平成26年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,879万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,768万8,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

平成27年3月11日提出、町長名でございます。

2 ページをお願いいたします。歳入です。

款2分担金及び負担金から114万1,000円を減額して、150万5,000円としております。1の負担金です。

款4支払基金交付金から1,311万6,000円を減額して、3億5,861万8,000円としております。1の支払基金交付金です。

款5国庫支出金から330万8,000円を減額して、3億5,433万9,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款6県支出金から804万2,000円を減額して、1億8,118万6,000円としております。1の県負担金、3の県補助金です。

款7財産収入に7,000円を追加して、6万2,000円としております。1の財産運用収入です。

款8繰入金から319万6,000円を減額して、2億2,673万6,000円としております。1の一般会計繰入金です。

歳入合計。補正前の額14億1,648万4,000円から2,879万6,000円を減額して、13億8,768万8,000円としております。

3 ページをお願いいたします。歳出です。

款1総務費に36万円を追加して、4,503万5,000円としております。1の総務管理費、3の運営協議会費です。

款2保険給付費から1,807万2,000円を減額して、12億5,265万9,000円としております。1の介護サービス等諸費です。

款4地域支援事業費から315万3,000円を減額して、3,217万5,000円としております。1の介護予防事業費、2の包括的支援事業、任意事業費です。

款5基金積立金に7,000円を追加して、2,006万2,000円としております。1の基金積立

金です。

款8 予備費から793万8,000円を減額して、3,003万円としております。1の予備費です。歳出合計。補正前の額14億1,648万4,000円から2,879万6,000円を減額して、13億8,768万8,000円としております。

今回の補正の主なものは、法改正に伴う介護保険システム改修委託料及び平成26年度保険給付費等の最終見込みなどによるものです。よろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

質疑については、本予算全部についてお願いいたします。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第18号、平成26年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第18号「平成26年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第19号 平成26年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、議案第19号「平成26年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） それでは、議案第19号、平成26年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成26年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところ

によります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,568万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

平成27年3月11日提出、町長名です。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款1後期高齢者医療保険料に89万4,000円を追加し、7,615万3,000円としております。

1の後期高齢者医療保険料です。

款4繰入金から145万2,000円を減額し、5,417万4,000円としております。1の一般会計繰入金です。

款6諸収入に24万2,000円を追加し、316万3,000円としております。4の受託事業収入です。

歳入合計。補正前の額1億3,600万5,000円から31万6,000円を減額し、1億3,568万9,000円としております。

次のページをお願いします。歳出です。

款1総務費から36万6,000円を減額し、94万円としております。1の総務管理費です。

款2後期高齢者医療広域連合納付金に29万4,000円を追加し、1億2,987万3,000円としております。1の後期高齢者医療広域連合納付金です。

款3保健事業費の補正額は0円ですが、これは財源の内訳変更によるものです。

款5予備費から24万4,000円を減額し、172万円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額1億3,600万5,000円から31万6,000円を減額し、1億3,568万9,000円としております。

今回の補正の主なものにつきましては、保険料の調定見込み額の増によります広域連合への納付金の増と、県からの保険基盤安定負担金、いわゆる保険料の軽減分になりますけれども、それに対する負担金を減額したことによるものです。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

質疑については、本予算全部についてお願いいたします。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これより質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 議案第19号、平成26年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算については、最終月ということで、調整等が決まったということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第19号「平成26年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時46分

再開 午後2時00分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、福田議員から、トレーニングセンターの照明についてということで質問がございました。それについて報告があるということでございますので、許します。

産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） それでは、先ほどの福田議員の御質問のトレーニングセンターの天井及び照明ということで、その耐震性ということで、御質問がございました。その件について、ちょっと調べてきました件でございますけども、トレーニングセンターにつきましては、まず建築された年度としましては昭和58年で、今日までで約32年ほどたっている建物でございます。

先ほど学校教育課長からもお話がありましたとおり、天井についての構造とか耐震性とか建築基準法が改正されたということで、建築基準法につきましては、平成25年7月12日に基準法の施行令が改正されて、26年4月1日に施行されたということで、基準法が新しく変わったということで、それぞれの小学校は、天井の改修をされたということでございますけど、トレーニングセンターにつきましては、その基準の中でございますけれども、実際、今の構造としましては、つり天井ではなくて、木毛セメント版を屋根にビスで直接固定するような形になっておるということでございます。実際、この新しい基準については、今、説明しました木版を直接取りつけるタイプについては対象外ということで、新しい基準から、改修の基準から外れるという構造でなっておるということで御説明を申し上げます。

それと、照明についてでございますけれども、照明の器具については固定をされておりますけど、維持管理上、トレーニングセンターの電球はワイヤーで上げ下げができるような、維持管理上、ヒューズをかえたりなんかするときに上げ下げができるような構造になっておりますので、ふだんは上のほうにワイヤーで上がっておりますけど、そういった構造的には上下するというような構造でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） ということは、いつでも管理はできるというような状態ということですね、照明についてはですね。

わかりました。ありがとうございました。

日程第5 議案第20号 平成27年度甲佐町一般会計予算

○議長（緒方哲哉君） 続きまして、日程第5、議案第20号「平成27年度甲佐町一般会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 議案第20号の御説明に入ります前に、平成27年度の当初予算案の説明資料の訂正をお願いしたいと思います。お手元にお配りしております平成27年度当初予算案説明資料という、このつづり、これの後ろのほうにですね、A3版で、各会計ごとの款項ごとの前年度比、前年度と比較した資料がございます。これの一般会計のほうの歳出です。一般会計の2枚目でございますけれども、A3版の折り畳みである資料でございます。この中の款7の土木費の項2の道路橋梁費というところの右側の備考でございますが、備考で道路新設改良の増となっておりますが、これは減に訂正をお願いします。道路新設改良の減に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、議案第20号、平成27年度甲佐町一般会計予算につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成27年度甲佐町の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億2,055万8,000円と定めております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によります。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によります。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入

れの最高額は5億円と定めております。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めております。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月11日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。歳入です。

款1町税を8億2,868万4,000円としております。項の1町民税から項の4市町村たばこ税までです。

款2地方譲与税を5,700万1,000円としております。1の地方揮発油譲与税から3の地方道路譲与税までです。

款3利子割交付金を110万円としております。1の利子割交付金です。

款4配当割交付金を150万円としております。1の配当割交付金です。

款5株式等譲渡所得割交付金を20万円としております。1の株式等譲渡所得割交付金です。

款6ゴルフ場利用税交付金を1,000万円としております。1のゴルフ場利用税交付金です。

款7地方消費税交付金を1億2,600万円としております。1の消費税交付金です。

款8自動車取得税交付金を400万円としております。1の自動車取得税交付金です。

款9地方特例交付金を300万円としております。1の地方特例交付金です。

款10地方交付税を20億5,000万円としております。1の地方交付税です。

次のページをお願いいたします。

款11交通安全対策特別交付金を100万円としております。1の交通安全対策特別交付金です。

款12分担金及び負担金を1億1,100万1,000円としております。1の負担金です。

款13使用料及び手数料を3,756万円としております。1の使用料、2の手数料です。

款14国庫支出金を10億5,347万4,000円としております。1の国庫負担金から3の委託金までです。

款15県支出金を6億6,667万2,000円としております。1の県負担金から3の委託金までです。

款16財産収入を1,590万3,000円としております。1の財産運用収入、2の財産売払収入です。

款17寄附金を2,000円としております。1の寄附金です。

款18繰入金を4億7,217万1,000円としております。1の基金繰入金、2の特別会計繰入金です。

款19繰越金を5,000万円としております。1の繰越金です。

次のページをお願いいたします。

款20諸収入を4,249万円としております。1の延滞金加算金及び過料から5の雑入までです。

款21町債を4億8,880万円としております。1の町債です。

歳入合計。60億2,055万8,000円といたしております。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款1議会費を8,862万8,000円としております。1の議会費です。

款2総務費を7億7,331万8,000円としております。1の総務管理費から6の監査委員費までです。

款3民生費を18億8,067万2,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。

款4衛生費を6億584万4,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。

款5農林水産業費を3億21万7,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6商工費を3,453万1,000円としております。1の商工費です。

款7土木費を8億9,102万5,000円としております。1の土木管理費から4の住宅費までです。

次のページをお願いいたします。

款8消防費を2億4,230万9,000円としております。1の消防費です。

款9教育費を4億3,625万2,000円としております。1の教育総務費から5の保健体育費までです。

款10災害復旧費を4,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費、2の公共土木施設災害復旧費です。

款11公債費を7億5,775万7,000円としております。1の公債費です。

款12諸支出金を1,000円としております。1の普通財産取得費です。

款13予備費を1,000万円としております。1の予備費です。

歳出合計。60億2,055万8,000円としております。予算につきましては、前年度と比較いたしまして、2億7,985万4,000円の減で、伸び率でマイナス4.4%となっております。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。事項、期間、限度額の順に御説明申し上げます。

事項がL G W A Nシステム利用料。期間が平成28年度から平成32年度まで。限度額が3,285万円です。

次に、事項が総合電算システム利用料。期間が平成28年度から平成33年度までです。限度額が6,636万5,000円です。

次に、事項が統合型地図システム利用料。期間が平成28年度から平成32年度までです。限度額が1,360万円です。

次のページをお願いいたします。

次に、事項が定住促進助成金。期間が平成28年度から平成32年度までです。限度額が

2,583万円です。

次に、事項がIC旅券交付窓口、端末機保守料です。期間が平成28年度から平成31年度までです。限度額が10万7,000円です。

次に、事項が農業制度資金等利子補給費です。期間が平成28年度から平成36年度までです。限度額が9万円です。

次に、事項が熊本県信用保証協会に対する損失補償。期間が契約締結の日から解除の日まで。限度額につきましては、代位弁済元金額の2割相当額の半額といたしております。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債です。起債の目的が過疎対策事業です。限度額を3億2,880万円としております。起債の方法が証書借入れ、または証券発行。利率が年5%以内。ただし、利率見直し方式で、借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法が、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により、据え置き期間及び償還期間を短縮し、または、繰り上げ償還もしくは低利債に借り替えることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法については、朗読を省略させていただきます。

次に、起債の目的が臨時財政対策債です。限度額を1億6,000万円としております。合計額で、限度額が4億8,880万円です。

以上で、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

まず最初に、歳出について質疑を行います。この質疑はおおむね款ごとに行いたいと思います。なお、本年も、執行部から別冊のとおり、平成27年度当初予算案説明資料が配付されています。この資料からでも、質疑ができます。

それでは、款1の議会費及び款2の総務費について、質疑を行います。

30ページ、款1議会費から、48ページ中段、目1監査委員費までについて、質疑を行います。30ページから48ページ中段、監査委員費まで、質疑を行います。ページ数が多うございまして、質疑される場合においては、ページと款まではおっしゃっていただきたいと思います。30ページから48ページ中段の目1監査委員費までの質疑をお願いします。

何かありませんか。

10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 2点、質問させていただきます。

まず、33ページです。中段のやや下に、委託料の中にですね、60周年記念式典の委託料というのが入っております。私も前、議長をしとったときに、益城町、御船町あたりの60周年のほうには式典に参加させていただきましたが、本町における60周年の記念式典には、どのようなことを考えておられるのか。その辺についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） お答えをいたします。昭和30年に現在の町が合併いたしま

して60周年ということでございまして、平成27年度、来年度の功労者表彰式にあわせまして、この60周年の記念式典を開催したいというふうに考えておるところでございます。

内容につきましては、今後、検討が必要でございますけれども、功労者の方の表彰と記念講演あたりを考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） もう1点はですね、ページで言ったらあれですけども、34ページですね、交通安全の管理委託とか、いろいろあってはいますけれども、防犯的なことの関連で質問をさせていただきたいと思いますが、くらし安全推進室長に質問したいんですが、甲佐町には、甲佐と白旗と二つ駐在所ですかね、があるかと思います。これは私、かねてから思っていたんですけども、防犯なんてのは、その地域に住んどる人たちの意識というかな、思いをすることでですね、防犯が防げる点というのがあろうかと思います。役場にはですね、パトカーみたいな車が巡回しますよね。私はそれを言いたいんですけども、そういった巡回車というのが非常に犯罪を抑止するのに非常に有効だなと私は思っているんですけども、この二つの駐在所にはそのパトカーはあるんでしょうかね。その点はどうなんですかね。

○議長（緒方哲哉君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君） 甲佐町には、白旗駐在所と甲佐駐在所の二つございますけども、これはミニパトといいますけども、現在配置されているのは、甲佐駐在所だけでございます。白旗駐在所にはミニパトの配分はありません。1台のみでございます。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） もうこれは警察がすることだからですね、あれですけども、白旗の方の駐在所がですね、何かあったらバイクで来るわけですよ。ほとんど警察かどうかもわからん感じですね、しとられるんですけど。どうですかね、白旗のほうにもですよ、そのミニパトでもいいし、パトカーでもいいし、何かそういったのを配置するようにお願いしてもらわねばいかんかと思うんですけど、ちょっと今この質問を。

というのも、やはりあれが回るとですね、やっぱり我々も運転しよっても、びつとなるんですよ。私は安全運転していますよ。違反するようなことないし、全くそういったこともないんですけども、でも、ああいったのが動くということは、それなりにその地域ですね、啓発的なものがあるし、抑止力に非常につながると思っておりますけども、どうでしょう。その警察のほうにですね、白旗駐在所のほうにも、そういったパトの配置をお願いするという事はできないのだろうかと思ひまして質問させていただきます。

○議長（緒方哲哉君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君） 議員、おっしゃるとおり、白黒のパトカーというのは、大変抑止力がございます。甲佐町にも青パトございまして、監査委員の代表監査のほうから、努めて回りなさいと、いつも御指摘を受けております。

そういうことですね、白旗駐在所にも、そういうパトがあればですね、犯罪の抑止には大いに効果があると思いますので、地元の町民の願いということですね、御船署のほうには、配置要望を行っていきたいと思います。

○10番（本田 新君） 是非ともよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 35ページですね、番号制度システム負担金、これは国全部が番号制になるということで、町の負担金が計上されておるわけでございますけど、この番号制になって、町としていろいろ利活用か何かあると思いますけど、どのようなことに、この番号制を町として利用されるのか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 今回の番号制度につきましては、システム改修ということで、国のほうの省庁でいいますと総務省と厚労省の関係がある事務について、改修をする予定でございます。総務省関連でいいますと、住民基本台帳、それと税務に関すること、それと、町のほうからいろいろ発送いたします宛名情報等について、それと、厚労省関係でいいますと、障害者福祉、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療、それと、介護保険、国民年金等について関係があるようでございます。それと、そのほかに、町営住宅等もございますので、そちらのほうの事務についても、関連が出てくると考えております。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） いろいろですね、聞きますと、この番号制度ができるそうですね、やはり個人あたりの所得とか預金とか、そういうやつも全部、行政でわかってしまうとかいうようなことも、人から聞いたわけですね。

だから、国民年金とか国保とかいろいろ、そういう徴収には確かに役立つかもしれんけど、行政とすればですよ、今現在も守秘義務はぴしゃっとされとる中でですたい、ますます何か行政が責任が出てくるんじゃないかなという思いで、お尋ねしとるわけです。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） そちらあたりの守秘義務とか情報の管理については、十分秘密が守られるようなことで対応がされるものと思っております。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時30分

再開 午後 2 時35分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

30ページから48ページまでの質疑をお願いいたします。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 38ページですね、防犯灯設置工事で560万というふうに予定をされてはいますが、一般質問でもこのことについて質問いたしましたが、そのとき、くらし安

全室からはですね、これらの計画については10年というお話がありましたが、やはりですね、この金額を見ると10年以上かかってしまうような金額かなと感じるところがあります。これでどれだけつくられる予定でしょうか。

○議長（緒方哲哉君）　　くらし推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君）　お答えします。町の防犯灯につきましては、現在、県道宇土甲佐線を白旗小学校まで、本年度中に設置予定でございます。27年度の予定としましてはですね、この白旗小学校先から約1キロ、辺場バス停付近先、ガソリンスタンドがございますね。あそこら辺までに設置する予定でございます。その予算でございます。

　　以上です。

○議長（緒方哲哉君）　　2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君）　　私もですね、そのことについては、一般質問でもお話をしましたが、やはり町が掲げているですね、安心・安全、これを本当に実行するという意味では、一つは防犯灯の設置というのは町民の多くがですね、私は望んでいることだというふうに思います。1年でやれとか、そんな短い期間ということは言っていません。やはり10年というのは、とつても長過ぎると私は思います。やはり少なくとも、早ければ3年、遅くとも5年以内というふうな目標を掲げて、この予算もですね、大幅にアップができないかということかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君）　　しばらく休憩いたします。

休憩　午後2時37分

再開　午後2時38分

○議長（緒方哲哉君）　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

　　奥名町長。

○町長（奥名克美君）　　今ちょっと休憩中に担当のほうに尋ねてですね、この財源の内訳についてどうなっているかということをお聞きしました。これまで、この防犯灯の事業については、国の社会資本整備交付金、これを充当させていただいているということでありまして、充当率は大体、80%ぐらいは充当されると。補助率については65%。ですから、あと残りの35%については、工事等については過疎債を使っていたけれども、この防犯灯については過疎債は使えないと。ですから、残りの補助残の金額については、町の一般財源を投下しなくちゃなりません。

　　ただ、制限的に枠はないということでもありますんで、この防犯灯については、ほかの議員さんからもたびたび出ている事項でもありますんで、議員さん方の共通認識というような観点の上で立って、来年度からの申請にはなりますけれども、是非その辺は検討したいと思っております。今年度については、国からは決まっておりますんでですね、ちょっと間に合わないんですけれども、そういうふうな前向きな対応をさせていただきたいというふうに思

います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今、町長のほうからですね、前向きな御答弁をいただきまして、大変ありがたいというふうに思っています。やはり議員各位、また、もとは町民の皆さんが本当に強く思っていることだと思しますので、早期の実現をですね、よろしくお願ひしたいと思ひます。

別項目で質問よろしゅうございますでしょうか。32ページ、臨時職員の賃金が載せてありますが、臨時職員についてお尋ねをしたいんですけれども、町として臨時職員を何人雇用されていらっしゃるのか。そして、その雇用条件ですね。例えば、何年か勤めれば正職員になすとか、一定の試験とかを受けてですね。そういうのがあるのか。臨時職員は臨時職員のままでずっといくのか。それと、また、臨時職員の仕事の活用といいますか、そういったことはどうなっているかということで、全体的なものになるかと思うんですが、お尋ねをいたします。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 臨時職員につきましては、臨時的に必要な場合に任用するというようになっておりまして、月ごとに臨時職員の任用人数というのは変わってまいります。ございまして、ちょっと今、3月現在で今何人雇用しているかというのが、ちょっと私も今、手元に資料ございませけれども、臨時職員については、地方公務員法等で規定をされておりまして、また、町の要綱等で規定をしております。勤務時間につきましては、通常の常勤職員と同じ勤務時間、体制で、また、職種によりまして、日額賃金も規定をしておるという状況でございます。

臨時職員につきましては、あくまでも臨時的ということで、6カ月間の任用期間の制限がありまして、さらに必要な場合は延長して1年間任用することができるというふうになっております。1年間を超えますと続けて任用はできないという規定になっておりますので、あくまでも臨時職員を任用期間勤められたからといって、あと常勤職員というか一般職員に任用を変えるということはありません。あくまでも臨時的な任用という状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 別の質問に移りますが、よろしゅうございますか。ちょっとですね、项目的にページ数を探すことはできなかったんですけど、本年度、教育長がおやめになります。それとまた、町長のほうも3期目に挑戦されるということでお話がございましたが、一応、町民のですね、関心の及ぶところとして、これを公にして私はいいものと思うんですけど、ちなみにですね、退職金というのはお幾らになられるのかなということで、町民から聞かれたものですから、よければと思ひまして。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時44分

再開 午後 2 時56分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） お答えをいたします。ただいま教育長、町長等の退職手当の額についてということでお尋ねがございましたけれども、この退職金につきましては、個人的な情報の部分でもございますし、現時点で、今この時点で、私のほうといたしましても、公表してよいかどうか判断がつきませんものですから、ただいまの御質問については、答弁を控えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、款 3 の民生費について質疑を行います。

48ページ、款 3 民生費、目 1 社会福祉総務費から、57ページ、目 1 災害救助費までについて、質疑をお願いします。48ページから57ページ、災害救助費までについて質疑をお願いいたします。

2 番、佐野議員。

○2 番（佐野安春君） ページ50、民生費ですが、このページ50にかかわらずですね、私も初めてのことで、いろいろとわからないところがございまして、この区分19の負担金補助及び交付金という項目がですね、かなりいろいろございまして。それで、例えば、このページではですね、臨時福祉給付金とか、社会福祉協議会経常経費補助金1,600万とありますが、この中身については全然わからないものなんでしょうか。

それと、補助金についてはですね、かなりの項目がございまして、これはやはり、どうしてもなくてはならない補助金とか、そういうふうに交付金とか、なっているものなんでしょうか。ということでお尋ねします。

○議長（緒方哲哉君） 節の説明についてということじゃなかろうかと思っております。

2 番。

○2 番（佐野安春君） 例えばですね、負担金補助金の項目の補助金で社会福祉協議会というのがありますが、1,600万とあります。これはもう内訳的にはわからない、もう1,600万、社会福祉協議会にぼんと補助金ということで持っていくということなんでしょうか。だから、これはこういう内訳で社会福祉協議会にやっているんですよとかいうのがあるんでしょうかということですね。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（上村美智子君） 19の負担金補助及び交付金の件ですけれども、民生費の中にはかなり、この19の負担金補助金がございまして。ちょっとお待ちください。まず、この3・1・1の社会福祉協議会補助金ですね、経常補助金。これは甲佐町社会福祉協議会の

経常活動に係る経費の補助金でございまして、予算のほうは1,600万計上しております。

それで、これはまた、年度終わりをまして、事業を終わりをまして、精算金のほうですね、精算がありました場合は、実績報告で精算金で返ってまいります。

それから、社会福祉協議会のほうがですね、人件費もこれに入っていると思います。

それから、一つ一つ補助金の内容を言ったほうがよろしいでしょうか。

○2番（佐野安春君） 項目が多いですので、例えば、この社協のほうで1,600万はこういう内訳ですよというのがわかればいいのかと私は思うんですけども。この項目を全部言ったら時間が足りないと思いますので。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 社協の補助金については、以前はですね、数年前までは、役場の職員が派遣という形ですね、社会福祉協議会の事務局長として勤めていただいております。その後、本人の退職等にもよります、社協が運営していく中で、当然、町として、ちゃんとその分の人件費は見る必要があるんじゃないかというような部分がありますんで、その辺を精査した上で、この1,600万という金額を我々町としても査定して、今、補助金として流しているということでございます。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、そういった流れがあります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今、町長のほうからお答えいただいて、大まかなところは少し見えてきたんですけども、人件費というのが、この1,600万は人件費全てなんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時03分

再開 午後3時09分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（上村美智子君） 大変お待たせいたしました、すみません。補助対象経費のほうは今、実績報告のほうをとりに行っております。補助対象経費はですね、一応、人件費、旅費、いろんな役務費、委託費とございますけども、その補助対象経費の10分8以内の額を予算の範囲内において交付するというので1,600万円を上限とすると要綱となっております。今、実績報告のほうをちょっととりに行っておりますので、後ほどでございましてでしょうか。お願いします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 現在、社協がどういった事業をやっているのかというようなお話もありましたんで、これを一つ一つ説明すると、かなり時間がかかりますけれども、大まかな内容だけお知らせして、よければ資料でも、後で皆さん方に配付をしたいと思いま

す。

法人運営事業、地域福祉事業、それから、福祉サービス利用援助事業、町の受託事業、資金貸し付け事業、共同募金の配分事業、介護保険等事業、障害者福祉サービスというような各項目にわたっておりまして、それぞれの事業の中で幾つかというか分かれて事業をやっているようなところでもありますんで、後ほど資料として配付したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 50、51ページにまたがるわけですけど、老人福祉費の中ですね、太陽光発電設置事業、総事業費が2,862万3,000円か。これは、白旗ふれあいセンターが避難所として指定されており、太陽光発電施設を設置することにより、夜間停電等ですね、そういうことで、これも10分の10のやつですかね、鮎緑につけた。それとは、また別かな。その点をお尋ねしたいだけです。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（上村美智子君） やはり10分の10の、白旗も避難所に指定されておりますので、今年度の採択になっておりますので、一緒です。鮎緑のほうと。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。48ページから57ページ、災害救助費までです。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 56ページの保育士等処遇改善臨時特例事業補助金、これに関連してお尋ねいたしますけれども、この特例補助金1,200万ぐらい計上されておりますけれども、これによってですね、保育士さんの人数がどのくらい増えたのか等がわかれば。現状ですね、多分、今されている方の給料の改善ということでございますので、これがどうつながっているのか、わかれば教えていただきたい。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（上村美智子君） 人数が増えたかどうかということでございますけれども、昨年から、この処遇改善の交付金はあっておりますけど、人数的には、竜野のほうもですね、まだ募集をしておられまして、なかなか保育士の数のほうは増えておりません。現在の保育士さんの給与改善になっていると思います。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういうことですね、全国的な動きで、給料改善ということでございますものですから、なかなかこれがですね、保育士さんの数の増減という部分に直接的にはつながらないのではないのかなと思います。本町で言えば、今のところですね、待機児童等の発生が、年度終わりには発生しているような状況でございますものですから、これに対しての解決をですね、早急にまた、町長には対策を考えていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） 他にありませんか。

10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 同じ56ページにですね、放課後児童のことが載っております。この間、以前はおおむね10歳程度ということだったのを小学校6年まで引き上げた。かなり利用児がですね、増えるというようなこともちょっと予測されていますけれども、それで、今、現行、甲佐小と白旗小にありますですね。あと今回、龍野と乙女がないわけでございますけれども。これは10名以上か20名以上だったかな。県の補助を受けるための一つの規定がっておりますけれども、これによって、そういった龍野、乙女あたりの希望者があればの話ですけども、そういった方向に向くのか向かないのか。そういったことについては、どのように認識しておられますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（上村美智子君） 子ども・子育て支援法によりまして、県の補助金が10人以上ということでございましたけれども、その壁はもうなくなりまして、10人以下でもできます。ただ、10人以下ですと、それだけ運営費の補助のほうがですね、運営費からですね、利用料を引いた、それから、その利用料の半分と、あるいは補助対象事業費のですね、どちらか安いほうになります。ですから、人数が少なければ、それだけ利用料も少ないと思います。補助対象事業費はいろいろ決まっておりますけれども、その補助対象事業費と保育料の2分の1、どちらか安いほうの補助にしかありませんので、かなり運営も厳しくはなってくると思います。

今、白旗のふれあいセンターで行っておりますが、乙女地区の人と、それから、白旗地区の人ですね、24名ほど今通っておられます。その中で、乙女の方が7名ほどで、後は白旗になります。送迎にタクシーを使っているということで、送迎料もかなりいるということでしたけれども、今度からは、その送迎についても何か補助が出る見込みです。

それから、龍野のほうはですね、今のところ、そういう希望もあっておりませんけれども、そういうのを運営、やりたいというふうにはですね、保護者会などから希望がございましたら、やはり考えなければいけないと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） わかりました。かつて、何か各小学校それぞれあったほうがいいんじゃないかということで、そういったことを言われておりました議員がおられましたけれども、ひとつ龍野のほうもですね、何らかの形で調査をですね、されてみられたらと。最近、児童数も増えておりますので、どうぞやっていただきたいと思います。

この予算書の中で、今度、1,600万ぐらいかけて建設されることになっておりますけれども、具体的に、場所はどこにつくられて、大きさというかな、何人ぐらいの児童を受け入れる可能性のある大きさのものをつくられているのか。それについて、お答え願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（上村美智子君） 放課後児童健全育成クラブの建築工事として、ここに1,600万ほど上げさせていただいておりますけれども、その新築工事の概要としましてです

ね、現に、甲佐町放課後児童健全育成クラブ、くるみクラブです、甲佐のですね。そこは、57年3月に建設されました旧甲佐幼稚園跡の活用施設として平成21年4月から利用されております。建設から32年が経過しまして老朽化も進んでおり、また、施設の払い下げ計画も進んでいることから、その移転先である施設が必要となりましたので、そのくるみクラブの新築工事ということになります。場所のほうは甲佐小学校の、今、校舎のプールの横ですかね。

(「プールの横って言われても」「大浜床屋の裏たい」「体育館の横か」と呼ぶ者あり)

プールの横です。今現在あるプール、甲佐小学校の。木があるところのプールの横になります。

(「学校内ですね」と呼ぶ者あり)

小学校内の敷地内、はい、そうです。

一応、構造としましては、鉄骨造りで1階建て、建築面積が80.43平米になっております。延べ床面積が79.11平米です。

内容としましては、育成クラブ室1部屋、あと物入れ、湯沸し室、トイレ、それから、障害者の受け入れもありますので多目的トイレになります。児童1人当たりのクラブ室の床面積というのが、1.65平米となっておりますので、基準がですね。だから、ここの床面積は1人当たり1.62平米で、おおむね基準をクリアしております。

放課後児童健全育成クラブというのは、大体、おおむね人数が40人までのほうが望ましいということですので、今、くるみクラブのほうの登録は三十四、五名ありますけど、実際は24名ほどがいつも常時入っている状態です。

以上です。

(「豊幾つかやったら、わかりやすかばってん」と呼ぶ者あり)

○議長(緒方哲哉君) 6番、宮川議員。

○6番(宮川安明君) 関連で質問しますが、以前言われた議員さんというのは私なんですけども、そのときの答弁がですね、今、課長がおっしゃった、全く同じ答弁されたですよ。調査してということでございますけども、一方の甲佐とか白旗とか、そういうところは、次から次に、こういうふうに進んでいくと。乙女にしたほうがいいんじゃないかというような、乙女にもしてほしいというような要望をしようとすると、調査されたのか、されていないのか。私が理解していたのは、アンケート調査をいたしますということで、その調査の結果をいつ聞けるのかなという思いでございましたけど、まずされたのか、されていないのか。その辺からお聞きいたします。

○議長(緒方哲哉君) 福祉課長。

○福祉課長(上村美智子君) アンケート調査につきましては、その後はいたしております。子ども・子育てのアンケートのときに一応とったままでございます。

○議長(緒方哲哉君) 6番、宮川議員。

○6番(宮川安明君) また、先ほど希望があればということでしたが、その希望があ

ればというのは、じゃあ、そういう何と申しますか保護者というか、そういう方々が言って来られなければされないということなんですかね。できないと。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（上村美智子君） 乙女の校区のほうにつきましては、教育委員会のほうとの甲佐放課後子ども教室との一体化といいますか、それと並行してという感じで、何とかできないものかということで、教育委員会のほうともいろいろ話しております。国からも、そういう指導も来ておりますので、今のところ空き教室というのが、乙女小学校のほうにはないけども、放課後なら何とか使えるような教室があれば、そちらのまつやま塾のほうとどうにか、今、ふれあいセンターでやっている分としましてならないかということで、今、話し合いをしているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） まつやま塾の話は、そのときもしたはずですが、私はね。まつやま塾は、教育長のほうやったですね。じゃあ、そっちのほうの話はどうなったんですか。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（赤星眞照君） まつやま塾については、もう御存じのとおり、無償でボランティアでやっておられるという形です。週に大体2回やっている。子ども育成クラブとは、全く違うスタイル。こちらの育成クラブのほうは、費用をもらって活動しておられる。ですから、仮に育成クラブができれば、そのまつやま塾があつているときには行くことができるかと答えているところです。そこを活用して一緒にやっていると。育成クラブと一体となるのではなくて、別個の活動なんだけれども、このまつやま塾に参加している子供のところに育成クラブの子供たちも行ってもいいという捉え方です。

○議長（緒方哲哉君） 6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） いや、捉え方の問題じゃないんですよ。私が質問したときも、そういう話をしたじゃないですか。前向きにそういうのは、まつやま塾と所管が違うから、福祉課と教育部局とで話して、できる方向性を探しましょうということだったでしょう。ですから、その話し合いをなさったんですかと。福祉課はアンケートもとっとらんと言うから、おかしいことじゃないですかという話を今しているんですよ。

片一方はこうやって、くるみクラブか何かは新しくつくっていくと。乙女だって、龍野だって、やっぱり私はあのとき一般質問で言ったように小学校単位でつくったほうがいいんですよ。そうしたら、保護者もしっかり安心して仕事ができるんですよ。そういうのが、やはり子育てを支えるんですよというようなことをしているのに、進んでないわけでしょう、結局は。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（赤星眞照君） その件に関しましては1回、2月……、3月だったですかね。この福祉課のほうと話し合いを持って、こういう形で受け入れますと、受け入れることができるということで、答えて進めるようにしているところです。まつやま塾は、こうやって来た子を一緒に活動できるということで、福祉課のほうを進めてくださいということで

答えているところです。

(「議長、ちょっと休憩してくれんですか」と呼ぶ者あり)

○議長(緒方哲哉君) しばらく休憩します。

休憩 午後3時28分

再開 午後3時40分

○議長(緒方哲哉君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長(上村美智子君) 大変失礼いたしました。確かに宮川議員さんの御指摘のように、アンケートは子ども・子育ての計画をするときにとりましたけれども、その後はとっておりません。こういうふうには法のほうも変わりました、きちんと早くですね、もう一度取り直しまして、保護者のほうにですね、きちんと説明をして、そして、まつやま塾のほうの利用もできるようになりましたので、その辺のお話も保護者のほうに話しまして、進めたいと思います。

申しわけございませんでした。

○議長(緒方哲哉君) ほかに質問ございませんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) しばらく休憩します。

休憩 午後3時41分

再開 午後3時42分

○議長(緒方哲哉君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議案第20号、平成27年度甲佐町一般会計補正予算の審議の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。したがって、本日の会議はこれで延会することに決定いたしました。

明日14日と明後日15日は、議案調査のため休会。16日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれで延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後3時43分

3月16日（月曜日）

平成27年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第4号)

1. 招集年月日 平成27年3月11日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 3月16日 午前10時00分 議長宣告
1. 閉会 3月16日 午後4時55分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 宮川 安明
7番 緒方 哲哉	8番 本郷 昭宣	9番 渡邊 俊一
10番 本田 新	11番	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

11番 山内 勲

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 宮川 安明
7番 緒方 哲哉	8番 本郷 昭宣	9番 渡邊 俊一
10番 本田 新	11番	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

11番 山内 勲

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本 幹春 議会事務局事務長 田上 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 奥名 克美	副町長 師富 省三
会計管理者 星本 敏也	総務課長 内山 洋
企画課長 西坂 直	くらし安全推進室長 清水 明
税務課長 井芹 雅洋	住民生活課長 福島 明広
総合保健福祉センター所長 甲斐 隆	福祉課長 上村 美智子
産業振興課長 鳴瀬 美善	建設課長 志戸岡 弘
環境衛生課長 一圓 秋男	会計課長 星本 敏也

町民センター所長	吉岡英二	教 育 長	赤 星 眞 照
学校教育課長	古 閑 敦	社会教育課長	上 田 悟
農業委員会事務局長	鳴 瀬 美 善	選挙管理委員会書記長	内 山 洋
代表監査委員	本 田 進		

1. 開会 3月16日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 議案第20号 平成27年度甲佐町一般会計予算
- 日程第2 議案第21号 平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第22号 平成27年度甲佐町介護保険特別会計予算
- 日程第4 議案第23号 平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第24号 平成27年度甲佐町水道事業会計予算
- 日程第6 発議第2号 甲佐町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第7 請願第1号 手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願
- 追加日程第1 発議第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出について
- 追加日程第2 動議 学校施設調査特別委員会の設置について
- 日程第8 議員派遣について
- 日程第9 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第10 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第11 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。朗読を省略いたします。

日程第1 議案第20号 平成27年度甲佐町一般会計予算

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、議案第20号「平成27年度甲佐町一般会計予算」を議題とします。

それでは、13日に歳出の30ページ、款1の議会費から57ページ、款3民生費までについて質疑が終わりました。

執行部から13日、款3民生費のところで質問がありました社会福祉協議会の件について説明の申し出がっておりますので、これを許します。

福祉課長。

○福祉課長（上村美智子君） 3月13日の平成27年度一般会計予算の歳出で、資料を求められておりました社会福祉協議会の補助金につきまして、お手元にお配りをいたしておりますので、説明をさせていただきます。

甲佐町社会福祉協議会の一般会計資金の収支予算内訳表というのを1枚目につけております。その中で、ピンクのマーカーをしております1番の法人運営事業会計というのがございますけれども、その中の経常活動による収支、支出のほうで、A B C DそれからEというふうにつけております人件費から事務費、事業費、それと負担金、財務活動による収支のその他の支出ということで、補助対象経費がこの5項目になります。この合計の10分の8以内が補助の対象で、1,660万9,600円となっております。上限が1,600万円までとなっておりますので、1,600万としております。

2枚目に補助金の交付要綱をつけております。

3枚目以降が、社会福祉協議会がしております5事業の会計ということで、その次に一つ一つの事業の内容について説明を書いております。居宅介護支援まで最後はあっておりますけれども、以上のような内容になっております。

よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） よろしゅうございますでしょうか。

10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 今、社会福祉協議会について御報告受けました。私が思っておりますのは、募金を集めたり、甲佐町の福祉寄付のここは一番のところだろうと思しますので、年に一度は、大体収支がどうなっているのか、どういう方でやっているのかとか、

そういう報告をしてほしかったから、私はこの間、資料を求めました。結構、これを見ますと、ざっと見たからわからんけれども、マイナスになっているんですね。ここのところをちょっと簡単に説明を願えませんでしょうか。財源をどうやって今後やっていこうとか、そういったことは。もちろん、社会福祉協議会ですので、法人のほうでやっておられるとは思いますが、簡単に内容の説明を願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時08分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それから12日の一般質問の中で、中学校体育館の雨漏りの件について質問がございました。今日において説明をいたしますというようなことでありましたので、学校教育のほうから説明を許します。

学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 3月12日の宮本議員からの一般質問時に御指摘をいただきました、甲佐中学校体育館の雨漏りにつきまして御説明申し上げます。

一般質問時に宮本議員のほうから、雨漏り、またアリーナ入り口のフローリングの盛り上がり等について御指摘をいただいたところです。現状の調査を行いました。一般質問後に写真等の資料もいただきまして、会議終了後に担当職員また学校と現場のほう確認をいたしました。御指摘のありました入り口のフローリングの盛り上がりと3月3日の雨漏りにつきましては、12日、13日に学校教育課職員によります調査、それと14日土曜日になりますけれども、請負業者の丸昭建設、監理事務所のマック、それと学校教育課のほうで、調査、今後の対応等について協議を行っているところです。当日、卒業式がございまして、また前日も準備等がしてありましたので、詳細な調査というのができませんでしたので、本日また再度、請負業者と床のほうの施工を行った業者、そういったところで調査を行っているところです。

今日までの体育館の雨漏り、また不具合について本日資料を配付しておりますので、そちらのほうで御説明いたします。本日配付しております資料の2ページ目と3ページ目に、少し見にくいですがけれども平面図をつけております。そちらのほうに雨漏りの箇所等を記載しております。

まず2ページになりますけれども、2ページ目は2階部分、これはアリーナの部分になりますけれども、そちらの平面図で3カ所の雨漏りとアリーナ入り口のフローリングの盛り上がりが発生しております。

3ページ目の平面図が観覧席の部分になりますけれども、そちらのところで1カ所、雨漏りが発生している状況です。

まず2ページ目ですけれども、2階のアリーナにつきましては、位置でいくと右下のほ

うになりますけれども、ステージ横の壁のしみ、また水滴、それと教官室扉の不具合が発生しておりまして、対策としまして屋根とコンクリート接合部分へのシーリング、またステージ横壁の張りかえ、教官室等の補修を行っております、8月26日に補修を完了しております。

また左側校舎側は、2カ所、上部のほうになりますけれども、そちらにつきましては、コンクリート上にクラックが発生しておりますので、そちらのほうにシーリングを10月3日に行っております、これも補修が完了しているところです。

それと3階の観覧席の部分の雨漏りにつきましては、コンクリートの柱と壁の継ぎ目部分の目地にシーリングをやり直しております。この部分でもフローリングが膨れ上がった部分がありましたので、膨らんだ部分のフローリングの張り替えを8月26日に完了しているところです。

この雨漏りといいますか、フローリングの盛り上がりの部分は、山側も同じような構造になっておりましたので、そちらのほうで水の侵入がないかというところで、一応点検をするということで、山側のほうも一部フローリングを剥がしまして、それぞれ雨水の侵入がないかというところで、今一部分だけについては、点検等ができるように仕上げを行っていない状況です。

それと、一般質問のときにありましたアリーナ入り口のフローリングの盛り上がりにつきましては、今詳細な調査を行っているところですけれども、想定される原因といたしましては、先日も答弁いたしましたけれども、フローリングの伸びによるものと考えられます。一応、これの対応策といたしましては、入り口側のフローリング等を切断して、収縮してもいいように15ミリ程度のすき間をあけて、その部分に緩衝材を入れて補修を行うという対応を考えているところです。

あと1カ所の雨漏りにつきましては、ちょっと詳細はわかりませんが、コンクリートの部分のクラックからと推測されますので、そちらの部分にコーキングを施工していきたいというふうに考えています。

このほかにも、トイレのトイレトーパーホルダーとかが、手すりとちょっと干渉して邪魔になってペーパーが設置しにくいというような状況と、同じくトイレの結露という不具合もお聞きしておりますので、そちらについても今後調査を行いながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ただいまの説明に対して何か質疑ございませんか。

4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） この前、一般質問でも答弁がありましたように、保証期間は2年でしょうか。建物、機材、床あたりは業者が違うと思いますけれども、一括して行われとるかもしれんけれども、全体の保証期間というとは2年ですかね、間違いなく。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 先日申しましたように、請負契約約款上、瑕疵期間は

2年ということになります。ただ防水部分とか、そういった部分は、また別個に10年の保証とか、それぞれ材料ごとに保証期間が出ている部分もあります。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 防水はどこか防水をされて10年もつということですか、保証は。今言った保証に対しては。

議長、休憩よかですか。

○議長（緒方哲哉君） 答えられませんか。しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時28分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） すみません。大変待たせいたしました。

先ほどの保証の件ですけれども、瑕疵担保、建物自体は2年ということになりますけれども、それぞれ仕様書のほうに箇所箇所、外壁の防水工事とか屋根工事、そういったところでまた別件で品質保証の保証書をいただいております、外壁の塗膜防水、また庇等の塗膜防水、屋根等については10年というようなところで、それぞれ品質保証をいただいているところです。

申しわけございませんでした。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 10年ということで、2年、10年、それはそれでいいんですけれども、まだ新しい体育館でありますけれども、せっかく子供たちが喜んで、雨の日は雨漏りがすると、どんどん発生しておりますけれども、これは町の管轄で監督員さんも町、外部からも町に入っておられます。監理のほうもですね。その中で、もう少し、お願いですけども、町長のほうからですね、業者さんをお呼びいただいて、徹底してとまるようにしていただかないと、先ほども休憩時間におっしゃったように、課長さんあたりは全くわからんと思います。町のそういう専門の管理職の方がおられますけれども、その方でもわからんと思います。だから業者なりにちゃんと確認してですね、早急に検査をしていただくようお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 甲佐中学校の体育館の件では、議員の皆さん方にも大変御心配と御迷惑をおかけしているところでもあります。宮本議員から御指摘いただきました件についても、十分頭の中に入れて対応していきたいというふうに考えております。役場の中にも専門職として任期付き職員の方もおられますし、管理する上でのいろんなアドバイス、それからの確かな指摘等もやってきたつもりではありますけれども、こういう事態になってしまったのは非常に残念に思います。議員おっしゃることは十分意味はわかりますので、

対応させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） この図面ですけれども、2枚目。調査中の2カ所、これはまた報告あるわけですかね。もしもこれが終わって処置をされた後はですね。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） ただいまの御質問ですけれども、今詳細な調査をしているところですが、報告については何らかの形でやっていきたいというふうに考えております。

○5番（福田謙二君） お願いします。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございますので、中学校体育館の件につきましては終結いたします。

それでは、甲佐町一般会計予算58ページ、款4衛生費から質疑を行います。

また、13日にも申しましたが、本年も執行部から別冊のとおり平成27年度当初予算案説明資料及び27年度から29年度の甲佐町実施計画書が配付されております。この資料からも質疑ができます。

まず款4の衛生費について質疑を行います。58ページ、款4衛生費、目1保健衛生総務費から63ページ、目2し尿処理費までについて質疑をお願いします。

58ページから63ページまでです。衛生費について質疑ございませんか。

8番、本郷議員。

○8番（本郷昭宣君） 59ページです。節の一番上段の救急医療病院分の輪番制というとはどういうことか、ちょっと説明をお願いします。救急病院も輪番があるんですかね。

○議長（緒方哲哉君） いいですか。総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（甲斐 隆君） 負担金補助及び交付金ですけれども、救急医療の病院の群輪番制の運営負担金ですけれども、これは平成22年の国勢調査人口、甲佐町は1万1,181人ですけれども、その人口割ということで負担しております。これは熊本県の中央地域の二次救急医療圏の病院の輪番制の運営金負担金になっております。

輪番制をとっています。輪番制の自治体ですけれども、熊本市、宇土市、宇城市、美里町、益城町、御船町、嘉島、それに甲佐町の合計で、輪番制のほうの負担金を算出しております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 8番、本郷議員。

○8番（本郷昭宣君） 輪番制っていうのが、救急病院の指定病院があると思いますが、関係市町村で、救急病院の運営に関する負担金ですか。救急病院が幾つかあるでしょう。その関係市町村で、輪番制といいますけど、今月はどこということはないと思いますので、

どういふあれか、その内容ですね。負担金はわかりました。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時37分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにございませつか。

10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 同じように59ページ、今の質問のちょっと下に、子ども医療費が3,800万載っておりますが、これは中学まで無料化して七、八年ぐらいつんでしょうかね。これに対する傾向、増加傾向にあるのか、変わらないのか、どういふ感じになってますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） お答えいたします。22年度からの累計を上げておりますが、22年度から23年度については3,000万から3,200万に、23年度から24年度3,200万から3,600万、また25年度におきましては3,800万と、200万、300万の上昇傾向にあります。26年度につきましては、現状では25年度とほぼ変わらない3,800万ぐらいついふふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 郡内でも、中学校まで取り組んでない町村があるのかないつかわからんけど、あるのかもつれませつか。ただ今ちょっと傾向的に見て、県下でもこれを高校までといふのが最近新聞でちらほら見受けられます。そんなことに取り組んでいる町村もおられます。高校までやったらこれがどれぐらいつ金額になるのかとか、そこら付近は金額的にすぐ出るなら出してほしいけど、出ないなら、今後、次の議会のときでも構いませつかので、これをもつもしも高校までやったら我が町は、今中学校までの3,800万がどれぐらいつになるのか、そういつたことをですな。予測といつては失礼な話だけども、そこら付近を、できるならそういつた数字も出してもらいつたいと思いつますが。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） 一応、昨年の9月ぐらいつの時点で試算はしております。高校生までの引き上げの所要額といふところでは、約440万程度といふふうにつ試算しているところでは。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） もう試算してあるといふことでした。これを高校まで上げることに對する是非といふかな、それにつては今のところ町長は、今の試算を聞かれてどの

ようにお考えを持っておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 以前も、一般質問でしたか、予算の質疑の段階でしたか覚えておりませんが、議員の方々から高校まで引き上げたらどうかというようなお話もありました。ただ、今中学生までの医療費無料化をやることになりまして随分たちますけれども、非常に金額的には、その制度を理解されて活用される方が随分増えて、医療費も伸びている状況にあります。高校生まで延ばせば保護者の方々には非常に喜んでいただけたらと思いますけれども、現段階では、今のところ動向を注視したいというようなスタンスであります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 佐野です。

この項目の中で、59ページなんかに関連するんですが、医療費の抑制の問題ですね、国保の抑制の問題で、この前もお聞きしましたが、アクションプランによって行動していくというようなお話があったと思います。私として思うのは、町民の皆さんに目につくような今の健診内容の改善といたしますか、例えば節目健診がございますが、節目健診の枠の拡大だとか、大きくいえば年齢にとらわれないドックというようなものの提供だとか、健診費の引き下げとか、そういったものの検討というのはまだないのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（甲斐 隆君） まずは健診を受けて、自分の体をよく知ってもらって、毎年健診を受けることによって医療費の削減になると思っております。全然健診を受けてない方は、毎年受けている方の医療費の2倍ぐらい金額がかかっているというのも県の医療機関から報告を受けているところですので、節目健診とかありますけれども、その分は毎年20歳の方は、女性ですけれども、女性の子宮がん健診、乳がん、20歳。そして35歳、45歳、5歳刻みで人間ドック受けております。できるだけ受けやすいような状況で、病院も、日赤、済生会、高野病院の人間ドックのほうで市民健診を実施しているところです。経費につきましてもできるだけ安くということで、自己負担のほうも安目で、値上げ等はしておりません。今現在ですね。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今センター所長のほうからお話がありましたが、現状についてお話をいただいたと思うんですよ。それで現状から、これからそういうプランは考えられないのか。例えば節目ですよ。今私が言いましたように、節目というのも大事な健診ではあると思うんですが、5年ごとの健診でございますし、幅も制限をされておりますので、そういったところで、自治体によっては、当然自己負担は伴いますが、人間ドックの対象枠を広げられているところもあるというふう聞いております。だから甲佐町としても、

やはり国保の医療費の抑制という点では、ある程度大胆な改革といいますか、改善といいますか、そういったものも私としては必要ではないかということで今お話ししたところなんです。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（甲斐 隆君） 国保の方の特定健診は40歳から64歳までの方を対象にしております。それとほかに節目健診が5年刻みです。それと25年度からは20歳から39歳の方、若い方にも健診を受けてもらって、自分の体のことを十分知ってもらいたいという思いで実施しております。これを受けてもらうことによって、実際若いから私はまだまだ大丈夫かと思われる方多いと思いますけども、実際受けてもらった方の8割ぐらいは何らかの異常が見つかっているところです。だから、今後もですね、20歳から39歳の方、是非若い方も健診を受けてもらいたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） なかなか私が思うところを理解いただけないのかなと思います。町長、すみませんが、私の話についてどういうふうにお考えになるかよろしゅうございますか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） これまで健診率の方も、徐々にでありますけれども、伸びております。その理由としては、先ほど所長のほうから答弁しましたように、健診の自己負担も今現在大体3割ぐらいの自己負担でいっているかと思っております。それと健診の項目についても随分増やしてまいりました。そういうことが影響して今の数字になっているのかなという判断をしているところです。ただ県下のレベルからしますとまだまだ低い位置にありますので、アクションプランの中でいろいろ検討しながら実施しているところでありますけれども、さらにプランの内容についても精査する必要があるということであれば、考えながら、いろんなアイデア等もあるかと思っておりますので、その辺を今後の指針として対応していきたいというような思いがあります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 町長のほうからある程度御理解いただいた答弁をいただいて、私も少し安心したんですが、先ほども申し上げましたように、やはり大胆に改善をすることで、町民の関心もそこにいくところがありますし、やっぱり健康問題ですね、国保問題についても私としては改善が図られていくのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございますので、次に、款5の農林水産業費及び款

6の商工費について質疑を行います。

64ページ、款5農林水産業費目1農業委員会費から、73ページ上段、目2観光費までについて質疑をお願いします。64ページ、款5目1から73ページ上段、目2観光費にまでについて質疑をお願いします。

6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） 67ページですね、負担金、補助金の中の地域営農組合法人化推進事業、これは50万を6組織にということだと思いますけど、もう少しこの事業の内容を、新規事業でもありますし、お聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） それでは御説明申し上げます。

ただいま御質問の地域営農組織の法人化推進事業補助金ということで、初期運営費でございますけれども、これにつきましては、熊本県によります法人化への支援ということでございます。補助金につきましては、事業費の2分の1とし、補助金の上限を50万ということで設定をされておりまして、各営農組合から設立された法人に対して上限で50万円の補助を計上するものでございます。この対象になる営農組合につきましては、現在7組織を予定しておるところでございます。

この中で補足ですけれども、昨日ですけれども、山出の営農組合が設立総会をされて、4月には法人の登記をされるという運びになっておりますので、以上、御説明を申し上げます。

県のほうにつきましては、まず6組織の50万ということで300万で、町といたしましては、もう一つ、その後、吉田営農組合が7組織目でされるという見込みを持っているところでございます。予算としては県のほうにつきましては、6組織ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） 運営費の支援を行うちゅうことやけど、何にでも使っていいわけですかね。もう少しその辺を。どういうところに支援されるのか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 初期費用ということで、会計及び経理に係る費用について県のほうは支援をしますというような内容でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） もう一つ。その下の甲佐町支援のやつ、地域営農組織法人化推進事業、これについても同じく説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） それでは甲佐町支援ということで御説明申し上げます。ただいま県のほうの支援につきましては御説明申し上げましたけど、甲佐町としましても、

町の単独でございますけれども、対象組織は先ほどの県と同じく6組織でございますけれども、6組織につきまして営農組合が法人化をされた場合に、町のほうも1組織当たり20万円、町としては3年間の補助をしていきたいということで、今回計上したものでございます。町としても費用の内容といたしましては、中身的には県とあまり変わりはありませんけれども、会計とか諸々の経費等について、少しでも応援をしていきたいということで、町単独で予算計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） 県は単年度で終わるわけですね。だからその部分を3年間町が補助すると。3年間出すちゅうわけですね。ですよ。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） そうです。

○6番（宮川安明君） それはそれで、本当にこれから営農組合、法人化、立ち上げていかれるところには、非常にプラスになるんじゃないかと思うんですけどね、ただ、一番難しいのは、この前一般質問のときにも言いましたけど、いかに運営をしていくかということで、経理の問題っていうのは非常にどこの営農組合さんも考えられておられると思うけど、経理の、何というかな、1本化というのかな、そういうのの指導というのは何かされよっですか。例えば、JAさんには青色部会みたいなのがありますよね。ああいうところでJAさんにそういう部分をやっていただくように、私はしたほうが良いと考えているんですけど、課長はどういうふうに考えられますか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 議員がおっしゃるとおり、やっぱり法人ということは会社組織というような形になりますので、やっぱり組織の中で、法人は設立したけど今後どうやって経営していくというのが一番問題点になるかと思えます。そういったことの方角性がある程度決まった中で、事前にJAの部長さんとか参事さんを通して、こういった方向性で国、県、町も動いていきますということで、特に先ほど言われましたJAさんにつきましては、青色申告のほうを今まで進めておられます。それと、営農組合については、経理の一元化ということで、JAさんのほうで収支のほうを今までは手伝ってきておられますので、今後いかに法人、会社組織になったとしても、営農については、当然JAさんのほうが今進める農業改革の中でもうたってありますとおおり、やっぱり営農が今後は必要ということで、事前の協議は町としてはさせていただいておるところでございます。その方向で、JAだけじゃありません、町も一緒になって、法人化を推進した以上は、経理についても精いっぱい応援していきたいということで考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） 今課長が答弁されたように、やはり経営の部分になると、JAさんに非常に大きくウエイトがあると思うんですね。行政のほうはやはり、こういう法人化についてのいろんな取り組み方をして、経営の部分はJAさんと。やっぱりそこでしっ

かりJAさんとも話を進められてやっていってほしいというふうに思いますし、また、これは3年間ですかね。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） はい。

○6番（宮川安明君） 20万が3年間でいいものかどうかということも含めてですね、やはり考えていくべきじゃないかというふうに思っております。

それともう一つ、生産組合の育成補助金というのがございますね。18万ですかね。これは昨年と比べたら少し減ってるんじゃないですかね。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 議員がおっしゃるとおり、昨年までは生産組合、営農組合に対する補助金につきましては、1組織当たり3万円ということで、26年までは実施しておりました。今回計上しておりますのは9組織の2万円ということで、18万円を計上させていただいております。ということで、1組織当たり1万円減額ということで計上させていただいておりますけれども、これにつきましては、町のほうの当初補助金交付要綱の中で、初期運営への補助ということで、各生産組合の軌道に乗るまでの補助ということで、3万円の補助を3年間ということで要綱でうたっておりました。今回新しく2期目ということで、いろいろ町当局としても検討いたしましたけれども、初期の3年間は一応満たしたんじゃないかということで、2万円に落とさせていただいて3年間ということでまた考えておるところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） 宮川議員の質問に関係しているところですが、法人を立ち上げた場合に県と町、ほかには支援のほうはありますか。ほかに認定農業者にならないかというようなこともありますようですので、そういったほうの補助とかもあるんじゃないかと思っておりますのでお尋ねします。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） それでは、山内議員の質問にお答えします。先ほど法人化について県と町を御説明申し上げました。これは先般の補正予算の中で本当は説明すべきだったと思っておりますけど、その予算の中で計上しております。これは国の経済対策の営農組合の法人化に対する支援がもう一つございます。これにつきましても、本来であれば、通常であれば、これも1回だけなんですけども、1法人設立に対して40万円の補助ということでございましたけど、今回国の経済対策におきましては、繰り越しの事業にかかけましたけれども、6月末までに営農組合が法人化した組織については、10万円をプラスして50万円ということで、繰り越しの予算の中でも7組織の350万ということで予算化をさせていただいたところでございます。

それともう一つ、山内議員がおっしゃるとおり、法人につきましては、法人を設立しただけでは、麦とか大豆の畑作物の支援ということで、ゲタ対策というような言葉がございますけど、それに対応するためには法人では逆に対応することができないというようなこ

とでございますので、今度法人を4月以降に設立されましたら、あわせて町のほうの認定農業者ということで、法人を認定農業者が認定されて初めて、そういった国の畑作物に対する麦とか大豆の交付金をもらうことができるようになりますので、あわせて町のほうはそういった方向で進めさせていただきたいということで思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 27年度当初予算案の説明資料の中のページ36の中にあります事業名、産業後継者育成対策事業のことについてお尋ねをしたいと思います。産業後継者、農業、商業、工業の育成確保を図るための事業とありますが、育成者に対する状況、成果がどうなっているのかということでお尋ねをしたいんですけども。それぞれ農業、商業、工業とありますが、どうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。11時10分から始めます。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時11分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） それでは、佐野議員の御質問にお答えいたします。

産業後継者育成対策事業ということでございます。まず、この事業について御説明させていただきますけど、農業、商業、工業の育成ということで、先ほど御質問いただきました。それが大もとの私たちの柱ということで考えて、この事業に取り組みますけど、事業の中身といたしましては、前回、宮本議員からも一般質問がございましたとおり、配偶者対策の婚活の事業と農業体験学習の業務ということで、甲佐中学校1年生を対象にした農業体験型の宿泊を伴う学習会、それともう一つ、産業後継者育成の研修会ということで、いろんな分野の方を講師としてお招きして講演会を行っていただいているというようなことで、この三つの柱をやっていくという事業として産業後継者育成対策事業を行っているものでございます。

特に私たちがこの中でも力を入れておるのが婚活事業ということで、前回も説明いたしましたとおり、婚活事業の中でふれあい交流会というのを偶数月、6月から6月、8月、12月、2月の偶数月に年に4回、それと甲佐版の交流会ということで、7月と10月に1回ずつ、それとファミリーレストランのファミレス版というようなことで、それを随時婚活の活動として行っているということでございます。その中でこれまでに4組の方が、甲佐町の農業、商業、工業に携わっておられる後継者の4人の方が結婚されて、その中でお二人の子供さんができたということでございます。以上がこの産業後継者の事業の中身ということになります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今課長のほうからですね、婚活の状況についてお話をいただきましてよくわかったんですが、やっぱりこの産業後継者育成ということで、婚活も大事なことでありますが、産業自体の後継者をですね、どう育成するかというのが本来の目的じゃないかなという思いがあるんですよ。それでこの対策事業を通して後継者が増えてきたというようなことがないのかどうかですね。そういうのは全然統計とかはされてないんですか。農業とか商業、工業ですね、各分野ということで書いてございますけども、それはいかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 農業についてでございますけど、農業につきましては新しい後継者ということで、国の制度も青年就農給付金というような制度がございまして、その中で26年度までには新しく農業をされる方が9名、新規に農業に参入されてきております。継いでおります、若い方が。そしてまた今後についても、あと4人の方が新規の就農したいというような思いを持っている方がおられます。

そのほかの商業、工業についてでございますけれども、ここについては、私どもでもちょっとそちらのほうの後継者がどのくらい増えたかというのは調査いたしておりませんので、議員のおっしゃるそっちのほうにも視点を置くべきであったかとは思いますが、今のところはそういった、どのくらい商業、工業で後継者が出られたというのは把握しておりません。ということです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今のお話を聞きまして、農業分野については後継者が数人いらっしゃるということで少し頼もしいところがありますが、やはりこの資料の中でですね、商業、工業ということで出していらっしゃいますので、やっぱりその状況の把握また育成もですね、私は産業のバランスからいって必要ではないかというふうに思いますので、どれだけ後継者がいるかいないか、つくれるかという展望もですね、町としてつくっていく必要が私はあると思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ちょっと私のほうから見解を少し述べさせていただきます。

佐野議員おっしゃるとおり、それぞれの産業のバランスをとりながら後継者を育てていくということが非常に大事なことは認識しております。ただですね、やっぱり配偶者がいないとということは、これは非常に後継者をつくっていく中で大きな問題というふうに認識しているところです。したがって、この産業後継者対策事業の主だったところが今婚活活動に集中しているようにも見えますけれども、やはり農業にしる工業にしる、あるいは商業にしる、現在の後継者の状況を見ますと、結婚しておられない方が非常に多くいらっしゃるように思います。ですからその辺の対応はですね、やはり町としてもてこ

入れすべきだというような判断でこれまできているというようなことは是非御理解いただきたいと思います。

それと技術的なことの指導とか育成ということに関しましては、職業訓練校に対する支援でありますとか諸々ありますけれども、そういった組織を活用させていただきながら町も対応させていただいているということでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。

今の町長の答弁では商業、工業のほうに、職業訓練校ですね、そういうのを支援という。そういう前例は今までどんくらいあつとですかね。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時18分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 私が知っている限り、もう随分前から上益城の職業訓練校のほうに、たしか金額的にはそう多くありませんけれども、補助金を交付してきたというふうな記憶があります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） ということは、職業訓練校とか何かに支援されておるといことですが、甲佐町在住の方が訓練校の学校に行かれたというのは、大体年に何名ぐらい行かれるとか、そういうのはわかりますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 支援の金額については、今町長が述べましたとおり町のほうも5万円ということで支援を行ってきておりますけど、何年に何名の方が職業訓練のほうに行って技術向上をされたかというのは、ちょっと手元には今資料を持っておりませんので、この件についてはちょっと調べさせていただきたいと思いますが、

○5番（福田謙二君） はい、わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 予算書でいきますならば、資料の36ページに農機具の補助のことが載っておりますけども、先日の一般質問で、法人の農業大型機械に対して県の5割補助があるのに、それに町の上乗せはどうだろうかということで聞きました。そこで、担当

課長に質問しますが、これまでそういった県の5割かな、国、県5割補助されとるそういった例はどれくらいありますでしょうか。実績をお教え願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時21分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 先ほど実績のほうと言いましたけど、そんなに数は少ないという事で認識はあるだろうと思います。数例だろうということであろうかと思えます。

あのときの町長の答弁からいきますと、いろいろ数が増えたら対応が、財源的な問題もあるからという御答弁をいただいておりますけれども、数例ということで、できればそういった上乘せしてもらいたいという思いがあります。

もう一つ思うのは、今年のあれでいきますと、田口地区だったでしょうか。大豆の収穫が大幅におくれて12月の中ごろまでいったということで、大豆コンバインというんですね、雨の影響、雨が多かったからって一言で済まされればそれまでかもしれませんけれども、遅くまでかかったということで、大豆用のコンバインというのがもっと町内には必要ではないのかなという思いがあります。

それともう1点、今後麦を中心にした裏作の耕作の拡大も図らなければなりません。今回JAはミナミノカオリという品種に統一して。パンの原料になる小麦らしいです。将来的にこれに一本化するということで、今、各農家のほうへ周知されております。これの作付がですね、10月の20日から11月月末までかな、ここら付近ぐらいにやってくれてという。適期らしいんですよ。それにはもう間に合わないということもあってですね、集落の座談会あたりではですね、米作よりも大豆を非常に奨励されたことを言っておられます。各農家あたりはそういった大豆生産に対する意欲が出ておりますけれども、そういった麦の裏作問題とか、12月過ぎても大豆はもしかしたら刈れないんじゃないかという、その大豆コンバインの少なさに非常に、大豆作付に対する意欲が少し高揚しつつも上がらないという状況だろうと私は今思っておるんですけども。そういった状況も含めてですね、もっと私はこういった大豆コンバインということに対して、町はもう少し積極的なことをされてはどうかかなという思いがあったので、今この質問をさせていただきたいと思えます。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 大型機械の県の補助50%、これの採択を受けるにはやっぱりなかなか厳しい条件があったのかなと。それで漏れた方に対して町が40%の補助で対応させていただいたというのがこれまでの経緯かなというような思いがあります。仮にこれまで40%町が補助したのを10%の県に対する上乘せ。当然法人化になってきますと、この県のほうの補助が受けやすくなる、そういうことにもなるかもしれませんので、そうなったと

き、じゃあ、4件分の、町が、例えばですよ。今までの考え方からするならば、40%の補助ですから、仮に上乘せであれば、10%、10%、10%、10%、4件の補助ができるということになりますよね。ですから、今後どういうふうに向いていくのか。

確かに町のほうは法人化を目指して、今やっておりますんで、それを推奨する意味でも、そういった考え方はなきにしもあらず。議員がおっしゃる意味も十分わかることです。ただ、一般質問でも申し上げましたとおり、じゃあ今まで4割の補助のほうを使っておられる3名以上の認定農家を含むところの、3名以上のそういう団体が申請をされたときの対応をどうするのかと。その辺の均衡をどう図っていくのかということだと思っておりますんで、今後ずっとこの法人化が町内各全域、仮にできたとすればおっしゃるようなことは十分対応できるという考え方があるんじゃないかと思えます。いずれいたしましても、議員御指摘の意味は十分わかりますんで、今後の課題として担当課長とも十分話をしながら、この件については考慮していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） 今の農機具導入の件に関して、私は町の4割のほうについてちょっとお聞きしますが、あれは、年に1回募集ちゅうかな、かけるわけですよ。10月かな。10月くらいに。となりますと、私は、年度があって予算を組まんといかんから、そういう時期にというのはわかりますけど、一般の方はね、やっぱり4月から3月までが年度なんですよ。だから12月過ぎてから、さあ買おうと、申し込もうというようなときは、もうそれは次なんですよということになるわけですよ。その辺がどうかと。やっぱりもう1回ぐらい途中で募集をかけたほうが親切じゃないかなという思いが一つあります。

それともう一つは、今、本田議員がおっしゃったように、営農組合の法人化ということになりますと、大豆コンバインにしましても、かなりの金額が出てきますよね。1,000万を超えるような金額というような金額が出てきます。そういう場合でも、この要綱、4割の要綱は上限が280万ということで、700万までで打ち切りなんですよ。そういう問題も出てくるので、是非一つは、もう1回途中で募集をかけられんかということ、それとそういう大型のやつはやっぱり法人化するべきだと思うから、先ほど町長から答弁いただいたから、それで結構ですけども、そういうところを考えていかんといかんのじゃないかなという思いがあります。

町長、途中で1回要望をとるといようなことも考えていただけないだろうか、その辺の考えを。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 予算を固める場合、どうしても12月ですって、町のほうも予算の編成に入りますんで、非常に難しいところですけども、これまでの申請の時期、あるいはその導入される時期等をちょっと調べまして、対応できるかどうか、その辺は担当課長と一度検討させていただきたいというふうに思います。

○6番（宮川安明君） お願いします。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんようですので、先ほど衛生費の中で、本郷議員から質問があっておりました緊急医療病院群輪番制運営の負担金ということについて、説明の申し出がっております。これを許します。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（甲斐 隆君） 本郷議員からの先ほどの質問についてお答えいたします。ページは59ページになります。

この負担金は32万2,000円になっております。この内容について御説明いたします。熊本市の五つの病院ですけれども、救急医療病院が輪番制で患者さんの対応に当たっています。その病院に対して、その運営費の負担としまして熊本中央の救急医療、県内の人口に応じて、その費用を関係市町村で負担する仕組みになります。金額が2,607万6,000円になります。これを関係8市町村で負担しているところです。

以上で説明終わります。

○議長（緒方哲哉君） よろしゅうございますね。

次に、款7の土木費について質疑を行います。

73ページ、款7土木費目1土木総務費から78ページ、目1住宅管理費までについて質疑をお願いします。73ページから78ページ、住宅管理費までについての質疑をお願いいたします。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 当初予算案説明資料の中の43ページ、本年度の主な事業をいうことで、道路改良事業が6項目、それと橋の修繕事業というのが1項目、載せられておりますが、それぞれの改良事業の終了年度予定はいつなのかということと、橋のほうの修理については、補修については、三つというふうに書いてありますが、どの橋なのかということと教えていただけますでしょうか。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

この説明しています。6路線の終了年度ということは、路線の終了ということによろしいでしょうか。路線の完了する年度ということで。

○2番（佐野安春君） そうですね、はい。

○建設課長（志戸岡 弘君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

あくまでもこれは計画ではございますけれども、まずは松ヶ崎妙見谷線ですけれども、平成28年度に完了を見込んでおります。町道上揚井戸江線につきましては、平成29年度完了見込みでございます。山出県道線につきましては、平成28年度の見込みでございます。世持麻生原線につきましては、これも平成28年度見込みでございます。町道西寒野打越線につきましては、平成30年度を見込んでおります。それと町道仁田子古川線につきまして

は、これも平成30年度を見込んでおります。

続きまして、橋梁の修繕事業につきましては、3橋というのは倉谷橋ということで、宮内のほうにあります倉谷橋とですね、上知行のほうにあります上知行橋、それと船津のほうにあります谷橋ということで、予定をしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 同じく当初予算案の説明資料の45ページの中にあります4番の事業名、定住促進住宅改修事業であります。サンコーポラス甲佐の改修を行うというふうにあります。サンコーポラスの現在の入居状況はどうかということをお尋ねしたいんですけども、よろしゅうございますか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それではお答えいたします。

定住促進サンコーポラスの現在の入居状況といたしましては、これは平成27年の2月末現在でございます。60戸ありまして、そのうちの54戸に入居がされております。現在あいているところが6戸ということになります。3月末までに3戸の入居予定がありますので、実質あと3戸、現在空室があるということでございます。

以上です。

○2番（佐野安春君） ありがとうございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。ございませんか。

73ページから78ページ、住宅管理費までです。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） この説明資料に載っとらんから、あえてお尋ねをしますけど、町営住宅の立岩団地、これはもう終了したわけですよ。そういう中で、本年度予算の中で、設計委託料並びに町営住宅建て替え工事3,600万かな、これの場所はどこになるわけですかね。西寒野団地とか湯田団地の解体費用なんかは理解するわけですよ。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 住宅費についてお答えいたします。

解体費用につきましてはですね、寒野団地と湯田団地と豊内団地になります。それに伴います解体の設計委託と工事費を組んでおります。それとあと下横田住宅についてはですね、長寿命化を行うということで、下横田団地ですね、外壁工事と防水工事等の測量設計委託費と工事費を組んでおります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 私がとり方が悪かったかしらんけどですたい、住宅建て替え工事3,600万って載っとるから、あえて尋ねたわけですよ。建て替え。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 失礼いたしました。建て替え事業ということで、住宅を解体するまでが建て替え事業の一環となりますので、これは解体費用と設計費用になります。解体のためですね。すみません。

○議長（緒方哲哉君） 1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） ちょっとお尋ねをしますが、里道の管理の場合、里道改修とかそういった場合には、どういう対応をされているのか、まず聞きたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 現在の里道の対応といたしましては、行政区からの要望等で、里道に対してはですね、行政区で管理をしていただくというのが大前提となっておりますので、そこで原材料の支給ですとか、そこに重機が要れば、重機借り上げ等の補助的な支給を行って、行政区とともにですね、その里道を維持管理していくという方向で支援をしていっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 1番。

○1番（山内亮一君） 今、行政区あたりも高齢化になってきて、できないような状況になってきております。原材料、重機借り上げということで、今おっしゃいましたけれども、行政区でできない場合、こういった対応を今後どうしようというふうに思っておられるかちょっとお尋ねしたい。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 議員がおっしゃられますとおり、現在区のほうでもですね、人材不足とかですね、高齢でなかなか作業ができないような状況が続いておりますので、なるべく重機の借り上げあたりですね、労力が済む方向で考えておりますけれども、今後はですね、何らかの対策を考えていくことが必要ではないかと思っております。対策案としてはまだ具体的な案は持っておりませんが、今後検討していくことが必要だと思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） 今、建設課長の答弁でまだ対策は考えてないということでございますが、町長に是非、その辺の対策をですね、していただきたいというふうに考えております。

以前は、里道ちゅうのは国有地だったんですけれども、何年か前から町有財産ということで位置づけされておりますので、そのあたりのところを是非御検討願いたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 里道を改修する際のお話ですけども、全町にわたるような問題であろうというふうに思っております。先ほどから課長が申し上げておりますとおり、具体的な妙案は今見出しておりませんが、いろんな知恵を借りながらですね、どう

やれば一番将来にわたってちゃんとやっていけるのか、そういう制度設計も必要かという
ような思いを持っているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 77ページの一冊下の委託料ですね、町営住宅設計監理委託料で
すかね、この内容を教えていただけませんか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 設計監理委託料について御説明を申し上げます。

これは、先ほど申しあげました建て替えを行った住宅の解体に対する設計費用と定住促
進住宅のサンコーポラスの修繕改修工事をしますけれども、その設計委託料と設計監理
委託料ですね。それと下横田住宅の長寿命化に伴います住宅の補修の設計委託料と設計監
理委託料になります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） よろしゅうございますか、福田議員。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 77ページの河川費の中の関連でちょっとお聞きしますけども、
緑川改修期成会負担金とありますけれども、昨年、一般質問のほうで川鶉の駆除について
検討していただきたいと町長にお願い申しあげました。その後、こういった改修期成会等
とか、いろいろ郡内町村あるかと思えますけれども、そういったお話をされたかどうか。
そのあたりをお聞きいたします。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 今、川鶉の問題ということで御質問がありまして、私、
産業振興課のほうですけれども、川鶉の問題についても有害鳥獣と同じく、私たちも非常
に危惧しているところでございます。町も商工観光のほう通じて、稚鮎の放流というこ
とで進めております。その中で、緑川漁業協同組合さんのほうで、1羽当たり3,000円とい
うことで補助を出されております。緑川漁協さんのほうにも、つい最近でございますけれ
どもお訪ねして、どういった状況でございますかということでお尋ねしましたけど、川鶉
につきましては、銃等で駆除したときに、撃った鶉の実物を提示していただいて1匹
3,000円が出るということで、なかなか川の中洲とかで打たれても、川に流れていくのが
非常に多いということで苦慮されてますけど、そういった、実績的には非常に撃たれる方
も苦勞されておるといことで、ただ、町としても、そういったほうで、漁協さんのほう
も努力しておられますので、何らかの手当ては、猟友会うちのほうにはありますので、
対応していければなということ考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 3番。

○3番（荒田 博君） そういうことですね、漁協さんのほうで1匹当たりというこ
とで。ただ、やはり山の中とかそういったところと違ってですね、川の中にありますもの

ですから、なかなか水面に反射して玉が違う方向に行ったりということで、なかなかですね、狩る人といえますか、撃ち手がいない状況でございます。そういうことですね、金額も今漁協のほうでは3,000円ということで、そういう金銭的な部分からもする方がなかなかいないという状況でございますものですから、この川鵜に関してはですね、緑川だけではなくて、熊本県内でもかなり繁殖が増えており、いろんなところで問題になっています。是非本町としても何かしらの対策等、今後ともまた考えていただければと思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、款8の消防費について質疑を行います。

78ページ、款8消防費目1常備消防費から81ページ上段、目6災害対策費までについての質疑をお願いします。78ページから81ページ上段、災害対策費までについての質疑をお願いします。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 81ページの防災行政無線のことについてお尋ねします。防災行政無線については、各戸の世帯にですね、設置がされているというふうに思いますが、私の経験上言いますとですね、設置をされて1年以上何も音がしないので、それが当たり前だと思ってですね、そのままとったら、アンテナを立てないと入らなかったというのがあるんですよ。そういったところで、防災無線の受信状況については、設置世帯に100%ちゃんと届いているのかどうかということを確認されているのかということでお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（清水 明君） お答えします。防災行政無線につきましては、家庭の戸別受信機、この不具合に関しましてはですね、個別に電話いただきまして、NECと委託契約していますので、NECの業者のほうからその受診不能な不具合の方のところに電話させまして、時間等を調整しまして、場合によっては、先ほど議員御指摘のとおり、アンテナを設置というような対応をしております。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 対応についてはですね、申告があればそういうふうな対応だと思うんですが、私が例を言ったのはですね、初めて設置するというようなところでは、どういものかよくわからないというような方もいらっしゃいますので、そういったものが放置されない状況がですね、やっぱり必要ではないかということで、一つはお尋ねしたところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 答えはいいですか。答弁いいですか。

○2番（佐野安春君） お願いします。

○議長（緒方哲哉君）　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水　明君）　基本的にはそういう不具合の方からの電話をいただいでですね、対応しているわけでございますけど、次回の嘱託員会議あたりに、区長さんあたりにそういうところを周知して、防災行政無線の適切な管理に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君）　ほかにありませんか。78ページから81ページです。

6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君）　お尋ねします。80ページの備品購入の小型ポンプの積載車、これどこをかえられるのかが一つ。

それからその買い換えは1回聞いたかもしれないけど、どういう基準でやられるのか。何年でかえられるとか何かあると思います。その辺を聞きたい。

それともう一つは、今後、どういう状況で続くのか、来年もあるのか、何年後にあるのか、その辺がわかりましたら。その3点についてお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君）　総務課長。

○総務課長（内山　洋君）　消防車の購入ということですが、平成27年度で予定をしておりますのが、8の27の中山地区の小型動力ポンプ付積載車を予定しておるところでございます。大体、この消防自動車につきましては耐用年数というのがございまして、その耐用年数が古い順に交換していくということでございまして、26年度は緑町、その前の25年度が寒野消防ということで、順次、耐用年数が来次第、交換していくという状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君）　6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君）　ですから、耐用年数ちゅうのはどうなっているかをお聞きしたかったんですよ。何年なのかとか、何キロということはなかでしょうね。何年なのか聞きたい。それと、25年度は寒野、26年度は緑町、そして今度が中山ってということですが、来年度は、その次は、その辺をお聞きしたかったんです。

○議長（緒方哲哉君）　総務課長。

○総務課長（内山　洋君）　平成27年度で予定をしております中山につきましては、耐用年数23年を経過しておるということでございます。

以上でございます。

○6番（宮川安明君）　ちょっと休憩してください。

○議長（緒方哲哉君）　しばらく休憩します。

休憩　午前11時54分

再開　午前11時55分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 失礼いたしました。消防車の耐用年数っていうのは一応20年ということでございます。それを経過しておるポンプ積載車がございますので、古い順に今後計画を予定しておるところでございます。今後は、古いのが田口とか23年を経過しております。その辺、古い順に交換をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 関連でございますけれども、上早川5区ですね。六谷地区に、小型ポンプというよりも、本当に昔からある消火用ですよ。ああいうのは、六谷のほうから連絡があったと思いますけれども、どのように町はしようと思われているんですかね。連絡なかったですか。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員、どういう意味での連絡ですか。

○5番（福田謙二君） 上早川5区に六谷があるわけですよ。そこに……。

（「休憩したら」と呼ぶ者あり）

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時57分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 上早川5区、六谷に、今議員おっしゃいました可搬のポンプ車がある、ポンプがあるということでございますけれども、区のほうから特に修理等の要請、要望というのは上がっては来てないところでございますけれども、もし区のほうから要望がございましたら、総務課のほうで修理をさせていただくということで考えております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

12番中村議員。

○12番（中村幸男君） これは今後の町長の考え方というようなことでお尋ねをしておきます。

昨年12月、緑町にポンプ車から積載車に変わったわけですよ。そういう中で積載車とポンプ車はやはり4台半ぐらい予算的に差があると。ポンプ車の場合は2,000万、積載車、この予算では510万ですけど、こんなにはしないと思います。

そういう中において、緑町の消防団員がですね、やはり小回りがきいて、水の圧力あたりは全く変わらないと団員が言うわけですよ。そういうことで、我が甲佐町は一時はポンプ車が8台ぐらいあった時期がありました。今現在でたしか6台ぐらいあるわけですよ

ね。一昨年は、西寒野がポンプ車を入れかえられてですよ。今後、ポンプ車あたりの入れかえの時期が来た場合ですよ、今までどおりポンプ車を導入されるか、やはり財源的なことも考えながら、能力が変わらない積載車をされるか、町長のお考えをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 現在、5分団のほうでもポンプ車、たしかなかったというふう
に思っております。時代の流れとともに車両のほうの性能もよくなっておりまして、議員
おっしゃるとおり、送水能力はほとんどポンプ車と変わらないような状況であります。ま
た機動力、小回りについてもですね、やはりポンプを持って据えてからというような場面
も結構あるんじゃないかと思っております。特に小さい路地あたりについては、そういっ
た対応をしなくちゃなりませんので。そういうことをいろいろ考えましたときに、全くポ
ンプ車が必要ないかという、そうでもないかもしれません。地域性、地域性もあります
んで。そういったところを総合的に判断して、今後の車両については、計画を持って導入
をしたいと思っております。基本的には積載車で対応ができる部分についてはですね、是
非そちらのほうの導入を今後基本に考えていきたいという思いを持っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございますので、昼食のためしばらく休憩いたしま
す。

午後は1時から会議を開きます。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時09分

○議長（緒方哲哉君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、款9の教育費について質疑を行います。

81ページ、款9教育費目1教育委員会費から97ページ上段、目4学校給食共同調理場管
理費までについて質疑をお願いいたします。81ページから97ページ上段、学校給食共同調
理場管理費までについて質疑をお願いいたします。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 85ページのシャトルバス運行委託費、こちらの当初予算案説明
書の中にも53ページの1の2の中にございますが、乙女小学校に通学する児童を対象にシ
ャトルバスを運行されているということをございますが、この通学に対してのこういった
援助と申しますか、そういったものは乙女小学校だけなんでしょうか。ほかの白旗とか龍
野とか甲佐とかございますが、そういった地区はこの対象ではないということをござ
ゆるしゅうございますか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 御質問にお答えいたします。

この通学用シャトルバスにつきましては、乙女小学校に通学する児童のシャトルバスでございまして、ほかの白旗、龍野についてはありません。ただ、甲佐小につきましては、宮内地区のほうから通学する児童につきましては、町営バスのほうを利用して来ているというところですよ。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） では、その乙女小学校を利用する以外の校区には、こういった対象の児童の方はいらっしゃらないということで考えてよろしいわけですかね。今、甲佐の宮内地区は町営バスを利用されているということですけど、ほか、白旗とか龍野とかそういったのはないってことでよろしいんですね。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございせんか。

4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 87ページですね、工事請負費の中で白旗小学校フェンス設置工事と書いてありますけれども、こういうのはですね、去年から再三指摘が上がっておったと思いますけれども、早急にですね、こういうフェンスは子供たちが危ないのでしていただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 今御質問の白旗小学校のフェンス工事につきましては、児童のほうで危険であるということはおわかりおりましたけれども、申しわけございません、早急に設置する方向でいきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ございせんか。81ページから97ページ上段です。

10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 説明資料の56ページの上に国際交流事業で今回台湾との、中高なんですかね、これ、と交流をされるということですが、今回が初めてのようございまして、ちょっと説明を求めたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） それでは、国際交流のということですので、国際交流につきましては、まず経緯ほうから説明させていただきます。まず国際交流協会ということで国際交流協会につきましては、平成5年に国際交流協会が設立されております。その当初は韓国、それから平成13年度から24年度までが12年間、中国の柳州市と交流をやってまいりました。その中で平成24年度だったですかね、中国の、現在も大気汚染とかの問題がございまして、領土問題とか鳥インフルエンザそれぞれ諸々の問題がございまして、中国との交流はこれで当方話し合まして、休止するというようなことでしております。

平成26年度につきましては、国際交流事業というのは子供たちが将来にわたりまして是非必要じゃないかというようなことで、交流先を選定してまいりました。交流先につきま

しては、台湾といたしておりますけれども、台湾は親日家も多い、日本人が台湾のほうに行って、いろいろな事業を展開されているというようなことも聞いております。そのようなことから今回台湾ということで決定したわけでございます。交流校につきましても、大体甲佐町の中学校あたりが、同じようなレベルですね、中高一貫の学校というようなことで、今回その交流先を今現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 当初予算案説明資料の中の57ページの下ですね、キャンプ場管理事業ということが書いてありますが、二つのキャンプ場があって、1カ所は3年ほどはもう休止すると、工事の関係で休止するということがありますが、実際キャンプ場を利用されている数というのはどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） それでは、キャンプ場の利用状況について御説明申し上げます。過去5年間ぐらいでよろしゅうございますか。

○2番（佐野安春君） いいですよ。

○社会教育課長（上田 悟君） 先ほど言われましたように、井戸江キャンプ場につきましては、工事の関係で平成30年まで休止というようになっておりますけれども、井戸江キャンプ場で申しますと、23年度が85件の509人ということですが、24年度が4件、24年度から工事が始まっておるかと思っておりますけれども、これが4件。4件といたしますのが、その工事現場に来られている方が、そのバンガローを借りてされておりますので、それが4件の100人と。25年度が12、一月1件ということで、1年間12件ということで利用者は144名と。26年現在につきましては、10件の100人ということとなっております。

それから川平キャンプ場につきましては、23年度が30件の185名、24年度、67件の430人。それと25年度が47件の373人、26年度2月末現在ですけれども、56件の386名の利用がされているところでございます。

以上でございます。

○2番（佐野安春君） ありがとうございます。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） いや、僕は先ほどの国際交流のところで、台湾との交流することにはわかりました。その下に留学生との交流を4回するとか書いてあったけん、僕はそちらのほうがちよっと興味があって。その留学生というのはどこの、例えば大学に来る留学生なのかとか、そういった方々と甲佐中の中学生かな、高校生か、どういった交流をするのが、僕は非常に興味があるんですよ。そちらのほうをちよっとお聞かせ願いたいんですけども。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） 県内在住の外国人の方との交流ということですが、これにつきましては、今現在、熊本大学のほうに留学されている主に東南アジアの方

がこっちに来ていただいているんですけれども、今中学校との交流ということじゃなく、たつのウォークとかこちらのほうでイベントしているときに、こっちに来ていただいて、その地元の方との交流をしているということで、中学生、高校生あたりとの交流ということとは、これについてはございません。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） じゃあ、地元の事業に留学生が来るとということで、その事業というのは予算化しとるんですか。この中で、70万のうち幾らかっていうことで、交通費か何か出しておるとか、そういうのも入っているんですか。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） この70万の中には入っておりません。熊本大学のほうから来る場合には、向こうからの来る、こちらから留学生を送迎だけということで、その70万円の予算の中からは支出はしておりません。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） いや、僕の勝手なあればってん、僕は、かねてから中学生にね、外国の人たちと、行って、同年代の交流もいいけれども、例えば留学生なんかからいろんな話を聞くのがいいなあと前から思ってたんですよね、だからそういったことはあったのかなと思ってたんですけれども、教育長は何かそういった中学生の国際交流とかそういったことってどういう思いを持っておりますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（赤星眞照君） 中学生の生徒たちにとって、外国、特に外国人と接するというのはALTの先生ぐらいです、日ごろは。ですから、できるだけそういう機会をとりたいたいと思うものの、時間的な部分で非常に苦慮して、まずは、こっちのほうの状況を知ってもらうということで、たつのウォークに来てもらう。そうするとこっちに来るのに非常に来やすいという状況が出てくる。そんな中で生徒会、そういうふうな子供たちとの接触を図りたいと、来年度はそのあたりをちょっと考えてみたいというふうに思っています。特に、東南アジアから来ておられる人をというふうなことを考えておりますので、こちらから台湾のほうに出かけて行くときにもやっぱり共通語になるのは、英語というふうなことになります。向こうの方の英語というのはかなりレベルが高くて、甲佐と比べると非常に高いものですから、そういう意味でも英語活動ともつながるというふうなことで、留学生の方と中学校との交流というのを考えていきたいと思っております。

○10番（本田 新君） わかりました。じゃあ、是非とも。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 今の質問に関連してお聞きしますけども、たつのウォークは中学生とかは参加何名ぐらいされていますかね。私の記憶というか感じだと、町外から来られている方は結構参加されているようなイメージがあるような気がするんですよ。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） 中学生が何人とかそこまではちょっと把握してないん

ですけれども、確かに言われるとおり、町内それから町外の方が多く参加されていると。で、龍野のほうでいろんな特色、自然を回りながら、リピーターですかね、町外の人たちに、また龍野、甲佐に来てもらうというような思いでやっておるんじゃないかと。その中で中学生の参加というのはちょっと把握しておりません。申し訳ございません。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質問。

4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 92番の委託料の中に民族資料館管理委託料とありますけれども、これはどこにあつて、誰かおられるのか。誰かお客さんが来られるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） 民俗資料館の管理委託料ということで、これにつきましては、仁田子のほうにあります西村民俗資料館ということで、管理委託料で12万ほど払っておりますけれども、その施設の管理とその周りの草とりとかそういった含めたところの管理でございます。年間来ておられるかどうかということなんですけれども、現在のところ小学校あたりが年間1件来るかなというような状況でございます。この民俗資料館の今後についても、今現在各関係課とも協議を進めているところです。なかなか言われるとおり、場所もはっきりしないと、参加もそこに来る人も少ないというようなことで、今後のあり方については今考えているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 4番。

○4番（宮本修治君） どこにあるかわからなかったものでお聞きしましたけども、これは有料ですかね。無料ですか。

どこにあるかわからんとであれば、一つの案としては、本庁にそのまま持ってくるかなんかすればですね、予算はつけんでもいいし。ただ、無料でもあるし、年間お客さんがおるかおらんかの状況であればですね、これは考える必要があると思いますけども。よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時26分

再開 午後1時26分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 社会教育センターの管理委託料160万2,000円。説明資料によるとですね、施設管理委託が90万ですよね。井戸江峡で15万6,000円、川平で18万ぐらいの管理委託料ですよね。社会教育センターの管理委託料90万というその数字はですよ、個人じゃないわけですよね。その点の説明を。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○**社会教育課長（上田 悟君）** この管理委託料につきましては、今年度26年度までは協力隊ということで、あそこを拠点にしておられました。それまで業務委託料は発生していなかったんですけれども、今年度から社会教育センターについては、その90万の内訳等につきましては、グラウンド等もございまして、体育館もございまして。それと敷地内の除草、それから年間を通してセキュリティー、時間外のほうしておりますけれども、そういった夜の巡回、その他含めまして90万と。で体育館の清掃管理等につきましては大体1人6,000円の2人の年間52回というようなことでしておりますし、除草につきましても年3回の3人の7,500円ということで、このようなことを大体积み上げた結果、90万というようなことでお願いするというので、ここに上げております。

○**議長（緒方哲哉君）** 12番。

○**12番（中村幸男君）** いやいや、夜間なんかは施設警備委託料は別に上がってるでしょう。これは警備保障か何かをお願いしとっとですかね。

○**社会教育課長（上田 悟君）** はい。

○**12番（中村幸男君）** ただ、施設管理委託料90万ちゅう数字はかなり大きいですね。

○**議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時29分

再開 午後1時29分

○**議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○**町長（奥名克美君）** 私が知っている範囲でちょっと積算根拠についてお話ししたいと思います。

以前、緊急雇用対策で事業を使って、地域おこし協力隊以前の話ですけれども、そのとき、お一人の女性の方をお願いして、施設の管理等をやっていただいたと。そのときの基準の金額が、恐らく今回積算している金額になっているかと思っております。それを参考にして積算したものというふうに認識しております。

○**議長（緒方哲哉君）** ほかにありませんか。

2番、佐野議員。

○**2番（佐野安春君）** 宮内地区社会教育センターの、その下の改修工事のことで質問いたします。

事業費が7,100万ということで、食品加工業への転換をするということで、ほかもございしますが、6,000万を使われるということなんですけど、その事業というのは具体的にどういうふうに事業をされるのということがわからないんですけれども、そういったところでそういう事業の見通しとかを教えていただければと思っております。

○**議長（緒方哲哉君）** 企画課長。

○**企画課長（西坂 直君）** お答えいたします。

改修した後の加工場の利用ということでよろしゅうございますでしょうか。

○2番（佐野安春君） 食品加工業への転換と書いてあるから、生産をこの中でされていかれるというふうに思うんですけども。

○企画課長（西坂 直君） 今回の改修につきましては、理科室とか家庭科室の部分を農産加工所に変更するというので、その内容につきましては、宮内地域の方々への弁当の配食サービスを行いまして、食事の提供を行うということと、その方々に対する見守り活動も行うならばということで考えております。

それとあわせまして、現在、作成をしておられます梅ジャムでありますとか、万能ダレ等の商品販売についても同じように実施をするということで考えております。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） その事業をされる方というのはどれぐらい参加予定なのか。この配食サービスは宮内地区だけに限った配食サービスということになるのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 現在、組織といいますか、されていますのは宮内地域のほうでパワフル母ちゃんという団体がございますけれども、その方々を中心に、この農産加工所については、弁当等の作製については実施をしていただくということで、このパワフル母ちゃんにつきましても宮内のほうで結成されておりますNPO法人の中に入れていただいて、食品部というようなことで活動をしていただくというようなことで考えております。

○2番（佐野安春君） 何人ぐらい参加ですか。

○企画課長（西坂 直君） 人数につきましては、はっきりと数字は記憶にはございませんけれども、現在のところは五、六人程度の方々で実施をされておりますが、地域の方々で参加ができるというような方々についても、今、お声かけはされているみたいでございませう。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） いろいろ今ご説明を受けて幾らかわかってきましたが、7,100万投じてそういうような事業を展開されるということで、宮内だけに限らない事業展開もできるのかなというふうには思いますし、投資をした分以上に持続可能、また、宮内地区の発展につながるものになっていくようにということでお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 当面は宮内地域の方々に配食のサービスは行うということで考えておられまして、その後の展開についてはまだ検討段階ではないのかなというふうには考えております。

○議長（緒方哲哉君） 6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） 同じ関連で聞きます。梅ジャムかなんか加工とおっしゃったけど、その梅ジャムの部分はあそこの小学校の梅園か、あそこの梅を利用してということでは

すかね。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） はい。議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長（緒方哲哉君） 6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） どれぐらいというか、想像がつかんけん聞きよつとですよ。どれくらい梅がとれて、加工品にしたらどれだけの量ができるのかと。何キロというか、何グラム、瓶かなんかに入れたのが何個できる、そういうところまで計算しておられるんでしょうね、当然。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時36分

再開 午後1時54分

○議長（緒方哲哉君） お揃いのようにございますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 時間をとりまして申しわけございません。農産加工所の利用計画ということで、商品ごとの利用目標の数字を報告したいと思っております。

梅ジャムにつきましては、年を通じまして週に1回ずつくらいのペースで作製をするならということで、1回について大体50個程度を作製するというを考えております。

それと、弁当につきましては、当初は週に1回程度で、1回につき大体30食程度から50食程度を目指すということを考えておまして、最終的には週に二、三回、3回程度はやりたいなというようなことで計画をされているようでございます。

それと、万能タレにつきましても、これも週に1回作製で約40本程度を作製すると。そのほかに、こうさんもんの特産品でありますボシドラ焼きの材料になります梅ペーストでありますとか、柚コショウ、それと薬草茶等の作製をするということで考えております。

そのほかに、地域のほうでいろいろなイベントがございますが、敬老会でありますとか運動会等がございます。そういったときに地域の方々へ弁当づくりということで、100食から150食程度の作製、それと、今度4月、それと秋にございますけれども、グランドバザールというものがございまして、その中でカレーとかぜんざいとか、そういうようなものの作製をするということで考えております。

それと、事業費の中で、一応予算額といたしましては、工事費6,000万円を計上させていただいておりますけれども、内訳といたしましては、農産加工所の改修、それとコミュニティルームの改修、そのほか、トイレ等の改修でありますとか、1階の昇降口の改修等もございます。そういったことで、全体といたしまして6,000万円程度ということで、農産加工所の改修にかかります工事費でございますが、建築工事の中で3分の1程度が農産加工所の経費ということで考えております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） 内容の説明についてはありがとうございました。やはり、全てのことに関連すると思うんですけど、こういう事業を進められるということになれば、それなりの計画というのが、今おっしゃったようなことがあるわけですから、我々にも説明されるときは、今後はそういう資料等につきましては、是非、配付できるものに関しては配付して、そして、我々がそういう初歩的な質問はしないように今後はよろしく願いしときます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 説明資料の隣の59ページに10マイルが入っております。私は今の話の中でも思っているということと、もう一つ、ワールドカップが熊本で試合があると、また、そのキャンプ候補地も熊本が手を挙げているということで、非常に熊本のほうではかなり喜んでおられるというのが新聞に載っております。テレビでもそういったのがありました。結局、スポーツのイベントと経済効果、両方を期待されるんだろうというふうに思います。この10マイルも、私はもうちょっと、何と言うかな、10マイルをして集まるから、そこで何か経済の波及効果があればなという思いが片一方ではあるんですよ。甲佐町でいうと、あゆまつりと産業祭かな。そういった人が集まるというのはほかにないと思います。この10マイルも結構人が集まるから、そこでそういった経済的なことにつながれないだろうかという思いがあるんですけども、その点については何かどうでしょうか。どういうお考えを持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 町のイベントについては、議員が今おっしゃったとおりのものを毎年開催しております。それに加えて、今年については緑川の日、4月29日のイベントを国交省主催でやられております事業と、それから町独自の事業とあわせたところで、今までにないようなイベントを開催したいというふうな計画を持っております。内容等についてはこれまでも説明したとおりでありますけれども、あわせて10マイルのほうもあわせますと、大体、春夏秋冬、甲佐町のイベントの開催が季節ごとに開催できるようになります。ちょっといろいろ研究して、それが一緒になったところで何か、国からの支援等もいただきながらできないかということで、今、研究中でありますけれども、ちょっと10マイルについては対象にならないようなお話を聞いております。いずれにしても議員が言われるようにもうちょっと広がりのある、どうせするならばスポーツとイベントとあわせたところで、もっと集客をもって対外的にもPRできるような、そういうやり方については自分も賛同するところありますので、今後の一つの研究課題として取り組ませていただきたいというふうに思います。以上です。

○10番（本田 新君） どうぞ、よろしくおねがいしときます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 教育の体育関係でございますが、今、白旗小学校前のグラウンドですね、幼児から大人まで、主にサッカーの練習に使用されているというふうに思います。その中で、夜間も利用されていらっしゃるわけですが、どうしても私が車で通っていく場合には、かなり薄暗い中で練習をされているんじゃないかというふうに思います。本来、もっと明るいところで練習をされて、欲を言えばトイレ施設とか、駐車場もさらに整備をされて、大いに将来ですね、甲佐からもJリーガーの方が出ていらっしゃると思いますが、そういった子供たちの育成とかいうことから、あそこの施設はどうもまだ不十分ではないかと思いますが、その点についていかがお考えかということをお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今、町のほうでは国交省の支援をいただきながら、かわまちづくり事業に着手することといたしております。今、協議会を重ねておりまして、その中でいろいろ話をしているところであります。

今年については、実行委員会を立ち上げて、さらに詳細な部分にわたっての協議がなされるものというふうに思っております。その計画の概要として、サッカーコート、それから、野球、ソフトボール等のグラウンドについても、安津橋上流の部分を活用しながら計画に盛り込んでいきたいという、今のところまだそういう構想といたしますか、そこまでしか言えませんけれども、そういう思いを持っているところであります。もし、これがオール芝か、芝風のできるようなグラウンドになれば、おっしゃるようないろんな大会の誘致であったり、Jリーガー出身もいらっしゃると思いますので、いろんな呼びかけ等もできる、そういう施設にもっていければ一番いいというふうな思いは持っております。当然、照明等の問題も含めて協議会の中で考えながら、その辺は取り組みたいと思っております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 町長からの御答弁、ありがとうございます。安津橋の上流でそういった施設をつくれるということは楽しいところがあると思うんですけど、現に使われている施設も同時に改修されれば、私としては即効性があると思いますので、どうかということをお願いしたいということです。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございます。

次に、款10の災害復旧費、款11の公債費、款12の諸支出金、款13の予備費については、一括して質疑を行います。

97ページ款10から、款10災害復旧費、99ページの予備費までです。質疑をお願いします。

97ページ款10災害復旧費、99ページの予備費までです。質疑をお願いいたします。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 98ページ、公債費でございます。

現状、公債費の支払い、また借り入れということで、相互に調整しながらされていらっ

しゃるかと思うんですが、やはり、ここにもあるように利子だけで7,230万ということで、かなり大きな金額であるというふうに思います。これから先の公債費の見通しについてはどうかと。縮小するのか、また、公債費、借金のほうが増えていくのか、そういったところでお話をいただければと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 公債費の今後の見通しということでございますけれども、これまでできるだけ有利な起債でということと借り入れをしてきております。ここ数年間は各学校の建設事業等で起債を行っておるところでございますけれども、今後は、それが大体大きな山を越えたというところもございまして、中期財政見通し等を立てておりますけれども、今後は公債費につきましては徐々に落ちていくのではないかと考えております。年によって若干の上がり下がりがありますけれども、今後30年度ぐらいまで見ておりますけれども、中期財政見通しの中では大体7億8,000万くらい、現在からしますと若干落ちていくというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 御説明ありがとうございます。見通しとしては、だんだん先は減っていくと。5年後、10年後、そういうふうに考えとってよろしいのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 中期財政見通し、昨年うちのほうで、総務課のほうで立てておりますけれども、大体28年度が若干上がりまして、8億5,000万円ほどというふうに見ておりますけれども、29年度になりますと7億7,000万ということで、また30年度につきましては若干上がりまして、8億1,000万ということです。今後、借り入れの返済が出てきますけれども、年によって借入額というのが変わっておりますので、返済額も若干、年度によって上下はしますけれども、少しずつ、全体的に見て下がっていくんではなかろうかというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今、課長のほうからお話いただいた中では、上がったたり下がったり上がったたりというような感じで、どうもそれが下がっていく見通しがなかなか見えなかったところなんですけれども、やはり、大変厳しい中ではあると思うんですが、借金というのはできるだけ少ない方向で持っていくことが必要ではないかというふうに思いますので、御努力をよろしくお願いします。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 先ほども申しましたとおり、町の公共事業、中学校の建設とか町営住宅の建設というのが、大きなところが山を越えております。今後は、公共事業は出てきますけれども、ここ数年間の事業費に比べますとそれほどでもありませんので、借入額も若干落ちてくるんじゃないかということで、今後はその分については当然返済額も落ちてくるということで考えておるところでございます。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（緒方哲哉君） ないということで、次に歳出全部について、何か質疑ありませんか。歳出全部について質問ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、歳入について質疑を行います。

まず、12ページの款1町税から、16ページ款12分担金及び負担金までについて、質疑をお願いします。

12ページの款1町税から、16ページ款12分担金及び負担金までの質疑をお願いします。何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんようでしたら、次に17ページ款13使用料及び手数料から、24ページ款15県支出金まで、質疑をお願いします。

17ページから24ページまでの、県支出金までについての質疑をお願いします。

ございませんか。17ページから24ページまでです。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございます。

次に、25ページ款16財産収入から、29ページ款21町債まで、質疑をお願いいたします。

25ページから29ページ町債までについて質疑をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 現在、緑町のほうで分譲地ということでされて、あと1区画ですかね、残っているということですが、それが終了した場合、また別の町有地をそういう分譲地にされるような計画とかあるんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 町営住宅について今日質問があってございましたけれども、解体のほうを、既存の住宅については考えております。酒六跡地の土地についての売れ行きをみた上で、今後、町営住宅の跡地をどうしようかというふうに考えておりました。まだ最終的な結論は出ておりませんが、町営住宅三つの住宅の中で、開発できる可能性があるところもありますので、最終的には執行部の中でいろいろ検討した上で決定したいというふうに思っております。全く開発する計画がないわけではありません。できる限り公有地の有効活用を図っていこうということは町の行財政改革の柱でもありますので、そういった趣旨に立って今後考えていきます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 25ページから29ページまでについて質疑を行っております。

10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 28ページに甲佐の土地改良区のこと、ちょっと関連で。甲佐高校の前とか、あそこは大井手川というんですかね、用水路とか、あそこにたまっている砂利とか何とかの管理というのは、どこが本来すべなんですか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 大井手川等の農業用の用水路の土砂の除去といいますか、浚渫ですけれども、基本的には土地改良さんが事業主体になって維持管理をされるところでございますけれども、事業によっては町のほうも、行政区とか、土地改良区への補助金ということで、3割の補助金の要綱がございますので、そちらで対応するときもございますけれども、基本は土地改良区さんのほうで維持管理については浚渫をお願いしておりますものでございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 10番、本田議員。

○10番（本田 新君） すみません。これは甲佐高校の前あたりにおられる方から、あそこに砂利がたまるとか、砂がたまっているとか、泥がたまっているとかいうことを言われて、どこがそれをするのかなと思ったら、やっぱり土地改良区にしてもらおうということですね。わかりました。

それぞれ甲佐町には、糸田堰、麻生原、錦郷、それと甲佐か。ああ、錦郷はない。三つの土地改良区があるということでございますけれども、それぞれ運用がいろいろあっておるみたいで、区役で一生懸命するところもあれば、あんまりしない土地改良区もあるというふうに思っておりますけど、甲佐土地改良区に関しては、ぴしゃっと自分たちで区役なんかして管理とかよくしよるんですか。どうなんですか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 甲佐町土地改良区の管轄につきましては、鵜の瀬堰を中心として、大井手川を用水といたしまして、末端は糸田の集落までをカバーするというのが甲佐土地改良区のエリアでございますけれども、その中で幹線用水路の大井手川、大井手用水とか上井手用水もありますけど、それについては土地改良さんのほうがずっと管理をされてきております。ただ、浚渫的に、この前、やなの上流のほうをちょっとさわったときがありますけれども、やっぱりいろいろ国交省との絡みとかいうことについては町のほうも一緒になって協議を行った経緯がございます。ただ、通常の維持管理については、基本、土地改良さんのほうに維持管理をお願いしているところでございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 25ページから29ページについての質疑を行っております。ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、歳入全部について、何か質疑ございませんか。

歳入全部についての質疑を行っております。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございますので、次に、2ページから6ページまでの第1表、歳入歳出予算について質疑をお願いします。

2ページから6ページまでの第1表、歳入歳出予算について質疑をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 3ページの款16の財産収入の売払収入、これは緑川団地、わか

るんですよ。財産運用収入1,030万かな、これは昨年は690万ぐらい当初はあったと思うんですよ。この数字が増えた、売払収入についてお尋ねしたくて。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） お答えいたします。財産の収入につきまして増額になっておる理由ということでございますけれども、これにつきましては、庁舎の自動販売機の貸し付けということで、これまで使用料という形でとっておりましたのを、土地の貸し付けという形で改めまして入札を行ったということで、その分がかなり増えたところが主なものでございます。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） いやいや、かなり増えてもですたい、入札でろくじ館前あたりも一緒でしょう、庁舎内の。そぎゃん増えんでしょう。だけん、財産運用収入の大きいやつを二、三挙げてもらうと。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時24分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） お待たせいたしました。財産の売払収入ということでございます。

（「運用だろ」と呼ぶ者あり）

ああ、運用収入ということでございますけれども、こちらにつきましては大きいものは、一つは、やな場の使用料ということでございます。そのほかに小さいものがありますけれども、やな場ほうが400万ほど、それと先ほど申しましたように自動販売機の分が300万ほどございます。そのほか小さいものがずっとありまして、トータルで大体1,000万ほどになっておるといような状況でございます。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 自販機、あれは確かコカ・コーラかなんかと思ったんですけど、300万ですか。それで値段が上がるととばいな。今まで比べるならば値段が上がるとるですもんね。町民の方が言わずとですよ。ろくじ館前あたりも、今まで100円だったやつが120円になつるととか。価格あたりの指導はせんとでしようかね。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） もちろん、売られる缶の金額というのはそれぞれ業者の者が決められるものですので、町のほうから幾らにしてくださいということはお願いはしておりません。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） もう言いません、町に余計入ることですので。ただ、やっぱり今まで100円のやつが120円とかになると、町民は言うのですよね。何でだろうかっていうようなこともあるけん。毎年これは入札ですか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時28分

再開 午後 2 時29分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） お待たせいたしました。契約期間は3年間ということでございます。これは、今年度の途中から行っておりますので、今年度につきましては9カ月、そして来年度、27、28が1年間、そしてその次の年が3カ月間という形で、期間としては3年間の契約ということでございます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 歳出の、民生費の社会福祉費の中の第5目、地域改善対策費についてお尋ねをいたします。

地域改善対策費は、国の地域改善対策特別法に基づいて行われてきた事業だというふうには考えますが、このもとになった地域改善特別法というのは2002年に終結をしております。法の終結から15年ほどが経過しています。国の法律が終わっている法的根拠のない中で、この事業を継続する意味、根拠というのはなぜかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 町民センター所長。

○町民センター所長（吉岡英二君） 確かに、佐野議員がおっしゃるとおり、もう法は切れております。しかしながら、まだまだ目に見えない差別とか、いろんな差別が今あっております。そういった面で、完全解決に向けまして、我々、努力しておるわけでございますけれども……。

（「議長、7ページまでやろ」と呼ぶ者あり）

○議長（緒方哲哉君） そうです。2ページから6ページまでです。

○2番（佐野安春君） 歳出全般のことでよかったですよ。

○議長（緒方哲哉君） 2ページから6ページです。最後にですね、この予算全部でお願いしますということになります。よかですよ。

○町民センター所長（吉岡英二君） この問題というのは、国民的な課題でもありまして、世界的にもこういう人権的な差別問題については完全解決に向けて議論がされている状態でございますけれども、甲佐町におきましても、町民が一体となって、一致団結して解決していかなければならない重要な問題ではないかというふうを考えております。そういった面からも、議員さん初め、皆様方に御指導を仰ぎながら、また、助言をいただきな

から完全解決に向けて全力を尽くしていかなければいけない問題というふうに考えておりますので、どうぞ御理解よろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） ありませんか、次。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、7ページから8ページの第2表、債務負担行為についての質疑をお願いします。

7ページから8ページの第2表、債務負担行為までについての質疑をお願いします。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 8ページのIC旅券交付窓口端末機保守料とありますけれども、関連でお尋ねいたしますけれども、これは多分恐らくパスポートの申請ではないのかなと思うんですけど、今、本庁でできるようになってから利用者はどのくらい増えたのか。そのあたりの数を教えていただければと思います。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） 議員おっしゃるとおりのパスポートの関係であります。パスポートの件数につきましては、23年度から受け付けておりますが、23年度10月からで70件、24年度で155件、25年度で138件と。26年度につきましては、ちょっとすみません、調べておらない状態です。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑ないようでございます。

次に、9ページ第3表、地方債についての質疑をお願いいたします。

9ページ3表、地方債について質疑をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、10ページから11ページの歳入歳出予算事項別明細書について質疑をお願いします。

ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 最後に、本予算全部について質疑をお願いいたします。

4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） せっかくですので、代表監査委員さんもおられることで、代表監査委員さんにお聞きしたいと思います。

これはですね、この一般予算に対していろんな説明文、数字、いろいろ審議して納得しているわけですが、代表監査委員さんはいろいろ指摘事項として、いろいろここにとっております。意見書をですね。この中で、予算関連に関してはどういうふうにお考えか、ちょっとお聞きしたいと思います。指摘されておる中でですね。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時36分

再開 午後 2 時36分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表監査委員。

○代表監査委員（本田 進君） 明確な回答ができるかどうか、あやふやでございます。いろんな面で指摘をさせていただいておりますので、正直なところ十分に反映されるとは考えておりません。ただ、指摘した部署におかれましては、一生懸命対応をされているというふうに理解しておりますけれども、今申し上げましたように、こちらの満足のいくとおりということではないようでございますので、これからもこちらの指摘した事項を念頭においた事業計画にさせていただきたいと思っておりますし、また、先ほどからいろいろ議論をされておりますように、予算だけじゃなくて、それに対する事業計画と、そういったものを十分検証した上での予算計上させていただきたいというふうに思っております。

御質問の内容に十分答えてないかもしれませんが、そういったふうに感じております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ございませんか。

10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 本予算についてはしております。この本予算の中で、やっぱり昨日の体育館の話がどうしても私はありますので、もうすぐ梅雨時期も迎えることでありますし、ここは議長にお願いして休憩をとっていただいて、全員協議会を開いて議員各位にはどのように今回それについてどういう思いがあってそれに対応したほうがいいんじゃないかとか、いろいろそれぞれの議員でやって、議会として雨漏りについてどのような対策をとるべきか、私はそういった協議の場を持つ必要があるんじゃないかなと思っておりますので、どうかしばらく休憩をとっていただいて、全員協議会の開催をお願いしたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 十分わかりました。したがいまして、今、進めております議案第20号が終わった時点にしばらく休憩をとろうと思っております。20号自体が終わった時点で、ちょっとしばらく休憩をとりたいと思っております。

（自席より発言する者あり）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時40分

再開 午後 3 時01分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、公債費の中で佐野議員から質問がございました町営住宅の関係について、説明をしたいという申し出がっております。それを許したいと思っております。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 先ほど、公債費のところ、借り入れを町営住宅の建設事業等にも使っておられるようなことで申し上げましたけども、町営住宅につきましては、起債を起こしておりませず、社会資本整備総合交付金事業と一般財源を利用して建設をしております。訂正しておわび申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） 今、本予算全部についての質疑を行っております。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 議案に対する反対討論を行います。

私は、人権は守るべきだと思いますし、差別はなくしていく方向でなければならないというふうに思いますが、議案第20号、平成27年度甲佐町一般会計予算について、歳出の第1項第3款の5地域改善対策費については、国の地域改善対策特別法に基づいて行われてきた事業であります。このもとになった地域改善特別法は2002年に終結をしております。法の終結から15年ほどが経過しております。国の法律が終わっている法的根拠のない中で、この事業を継続することには賛成できません。

大方については賛成ではございますが、この件がございまして、平成27年度一般会計予算については反対でございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 次に本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 議案第20号、平成27年度甲佐町一般会計予算であります。通年の一般会計の予算に、今年度は地方創生という臨時的な経済対策も持ち込まれて、非常に重みのある予算になっておると思っております。反対箇所があるということで反対意見を先ほど述べられておりますけれども、私は、本来この予算、大いに評価できる予算案だというふうに思い、この20号につきましては何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第20号「平成27年度甲佐町一般会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方哲哉君） 起立多数。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第21号 平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計予算

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、議案第21号「平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） それでは、議案第21号、平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。平成27年度甲佐町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億5,416万3,000円と定めるところによります。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定めております。平成27年3月11日提出、町長名です。

次のページをお願いします。第1表、歳入歳出予算。歳入です。

款1国民健康保険税を3億6,145万5,000円としております。1の国民健康保険税です。

款2使用料及び手数料を6万円としております。1手数料です。

款3国庫支出金を4億5,712万7,000万円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款4県支出金を8,741万円としております。1の県負担金、2の県補助金です。

款5療養給付費等交付金を9,000万1,000円としております。1の療養給付費等交付金です。

款6共同事業交付金を4億2,800万円としております。1の共同事業交付金です。

款7前期高齢者交付金を3億1,000万1,000円としております。1の前期高齢者交付金です。

款8財産収入を2万6,000円としております。1の財産運用収入です。

款9寄附金を1,000円としております。1の寄附金です。

款10繰入金を2億7万1,000円としております。1の一般会計繰入金、2の基金繰入金です。

款11繰越金を2,000万1,000円としております。1の繰越金です。

次のページをお願いします。

款12諸収入を1万円としております。1の延滞金及び過料、2の町預金利子、3の雑入です。

歳入合計19億5,416万3,000円としております。

次のページをお願いします。歳出です。

款1総務費を3,500万円としております。1の総務管理費から5の医療費適正化対策事業費までです。

款2保険給付費を11億4,561万7,000円としております。1の療養諸費から5の葬祭諸費までです。

款3後期高齢者支援費等を1億9,602万円としております。1の後期高齢者支援費等です。

款4前期高齢者納付金等を12万円としております。1の前期高齢者納付金等です。

款5 老人保健拠出金を1万1,000円としております。1の老人保健拠出金です。

款6 介護納付金を9,300万円としております。1の介護納付金です。

款7 共同事業拠出金を4億3,247万6,000円としております。1の共同事業拠出金です。

款8 保険事業費を1,674万6,000円としております。1の保険事業費、2の特定健康診査等事業費です。

次のページをお願いします。

款9 基金積立金を2万7,000円としております。1の基金積立金です。

款10 公債費を20万円としております。1の公債費です。

款11 諸支出金を103万1,000円としております。1の償還金及び還付加算金です。

款12 予備費を3,381万5,000円としております。1の予備費です。

歳出合計19億5,416万3,000円としております。

前年度との予算額を比較しますと、約2億2,000万円、12.8%の増となっております。この主な理由としまして、歳入では共同事業交付金及び国保税の増額が見込まれ、歳出においては共同事業拠出金の増が見込まれます。

この共同事業について、ちょっと簡単に御説明いたしますと、歳出の共同事業拠出金、これは県内市町村から拠出されるもので、これが原資となって医療費負担の多い市町村の負担軽減が図られ、本町では同額程度の歳入の共同事業交付金を見込んでおるところです。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。最初に歳出について質疑を行います。まず、15ページ款1の総務費から19ページ款2 保険給付費、目1 葬祭費までをお願いします。15ページ款1の総務費から19ページ款2 保険給付費、目1 葬祭費までをお願いします。何か質問、質疑ございませんか。15ページから19ページまでです。

ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、20ページの款3 後期高齢者支援費等から、24ページの款12 予備費までをお願いします。20ページから24ページ款12 予備費までをお願いします。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、歳入について質疑を行います。歳入は全部についてお願いします。8ページから14ページまでです。何か質疑ございませんか。歳入については8ページから14ページまでです。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 最後に、本予算全部について質疑をお願いします。

質疑ありませんか。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 事項別明細の歳出、この中で、一般財源がこんだけあると私は想像しとらんだったんですけど。この右端ですね。予備費まで入れての5億6,500万か。

これ、本当に一般財源ですか。事項別明細の7ページ。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） 7ページの5億6,536万の一般財源の分ということでございますが、ごらんのとおり、保険給付費にあります3億6,000万、これが主となっておりますけれども、これは国保税の収入とかそういうところが主な財源になっておりまして、一般財源として、27年度の予算としてこのような状況になっております。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長、質問をもう少し中村議員から詳しく聞いてみてください。質問の内容を詳しく聞いてみてください。聞いてから答弁してください。ちょっと歯車がかんでおりません。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時19分

再開 午後3時23分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） 申し訳ありませんでした。歳出合計の5億6,500万が一般財源になっておりますけど、主としてこの分が国民健康保険税から来ている分でありませぬ。特定財源のその他におきましては、法定内の一般会計からの繰入金が主な財源となっているところです。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 議案に対する反対討論を行います。

議案21号、町として国民健康保険特別会計を維持するために、一般会計からの繰り入れをされ、努力をされていることはわかります。しかしながら、平成26年度国民健康保険特別会計補正予算において、歳出の保険給付費が予定を4,000万ほど下回っており、今年度予定されていた大幅な国民健康保険税の値上げの圧縮も可能であると考えてますが、26年12月定例会において可決された国民健康保険条例によって値上げされたものはそのままとされ、加入者にとってはこの大幅値上げは大変厳しいものがあります。

また、所得の低い加入者は軽減があったとしても保険税の支払いはさらに厳しいものがあると予想されます。滞納や短期保険証、また資格証明書の増加を危惧するところでございます。

よって、平成27年度国民健康保険特別会計については反対でございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 次に本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第21号、平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計予算につきましては、ただいま反対意見もございました。ただ、昨年度12月議会において、国保運営が厳しいということで1億5,000万、また2年前には1億6,000万、一般会計法定外繰り出しを町は行っております。また今後3年間の中で、恐らくまた法定外繰り出しをやらなければならない状況が出てくるのではないかと私は捉えております。そういう中におきまして、国保運営委員会でも相当議論をやったわけでございまして、議会からも4名の国保運営委員が出ていって、私が運営委員長をやっておって、採決した結果、国保運営委員会でも認め、また議会でも保険料値上げは承認したわけでございます。

やはり、町の財政事情を考えた場合、国保関係者は確かに弱い方もおられますけど、やはり町全体の運営を考えた上での国保運営でなければならないというような思いを持っております。そういうことで、今後、担当課はもちろんのこと、町長初め各課が連携して国保運営の健全化を要望して賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第21号「平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案とおりに決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（緒方哲哉君） 起立多数。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第22号 平成27年度甲佐町介護保険特別会計予算

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、議案第22号「平成27年度甲佐町介護保険特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（上村美智子君） 議案第22号、平成27年度甲佐町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。平成27年度甲佐町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億9,072万円と定めております。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。一時借入金、第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定めております。平成27年3月11日提出、町長名でございます。

2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算。歳入です。款1介護保険料を2億2,386万1,000円としております。1の介護保険料です。

款2分担金及び負担金を264万6,000円としております。1の負担金です。

款3使用料及び手数料を1万円としております。1の手数料です。

款4 支払基金交付金を3億6,903万6,000円としております。1の支払基金交付金です。

款5 国庫支出金を3億6,606万1,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款6 県支出金を1億9,439万3,000円としております。1の県負担金2の財政安定化基金支出金、3の県補助金です。

款7 財産収入を7万7,000円としております。1の財産運用収入です。

款8 繰入金を2億2,794万2,000円としております。1の一般会計繰入金、2の基金繰入金です。

款9 繰越金を1,000円としております。1の繰越金です。

3ページをお願いいたします。

款10 諸収入を669万3,000円としております。1の予防給付費収入、2の延滞金、加算金及び過料、3の預金利子、4、雑入です。

歳入合計13億9,072万円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。款1 総務費を4,241万2,000円としております。1の総務管理費、2の徴収費、3の運営協議会費、4の趣旨普及費です。

款2 保険給付費を13億965万1,000円としております。1の介護サービス費等介護サービス諸費です。

款3 財政安定化基金拠出金を2,000円としております。1の財政安定化基金拠出金です。

款4 地域支援事業費を3,565万7,000円としております。1の介護予防事業費、2の包括的支援事業任意事業費です。

款5 基金積立金を7万7,000円としております。1の基金積立金です。

款6 公債費を20万円としております。1の公債費です。

款7 諸支出金を3,000円としております。1の償還金及び還付加算金、2の繰出金です。

款8 予備費を271万8,000円としております。

歳出合計13億9,072万円としております。

平成27年度予算の各款項の構成比及び前年度からの増減率は、予算案の説明資料を添付しておりますが、予算総額では前年度比3,822万3,000円、2.8%の増加となっております。また、介護給付費準備基金からの繰り入れ2,000万円を計上しています。よろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。まず最初に、歳出について質疑を行います。13ページ款1の総務費から20ページ款8予備費までの歳出全部についてお願いします。13ページから20ページ予備費まで、歳出全部についてお願いします。

何か質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、歳入について質疑を行います。7ページの款1介護保険料から12ページの款10諸収入までの歳入全部についてお願いします。

質疑ございませんか。

歳入の7ページから12ページ、歳入全部についての質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 最後に、本予算全部について質疑をお願いします。ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 議案に対する反対討論を行います。議案22号、平成27年度甲佐町介護保険特別会計予算について、介護保険法自体の改正に伴うものでありますが、新しい保険料は第5段階の基準額が月額5,047円から5,550円に503円の引き上げとなります。これが第6段階から第8段階への移行するものの保険料は750円の引き上げ、第6段階から第9段階への移行するものの保険料は1,860円の引き上げとなり、介護保険料の負担が重くのしかかる引き上げでございます。公的年金の引き下げや消費税増税などの影響で、年金生活者の暮らしはますます厳しい状況に陥っております。保険料の引き上げを抑えながら、介護サービスを維持拡大させ、持続可能な制度のためには国保負担割合の引き上げしかございません。介護保険料の引き上げについては反対でございますので、予算案については反対でございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 次に本案に対する賛成者の発言を許します。

3番。

○3番（荒田 博君） 議案第22号、平成27年度甲佐町介護保険特別会計予算に関しまして、反対意見等もございましたけれども、この予算に関しては適正に処理されているということで賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第22号、平成27年度甲佐町介護保険特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方哲哉君） 起立多数です。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第23号 平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、議案第23号「平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） それでは、議案第23号、平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。平成27年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計の予算は、

次に定めるところによります。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,731万3,000円と定めるところによります。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。平成27年3月11日提出、町長名でございます。

次のページをお願いします。第1表、歳入歳出予算。歳入です。款1後期高齢者医療保険料を7,782万円としております。1の後期高齢者医療保険料です。

款2使用料及び手数料を1,000円としております。1の手数料です。

款3寄附金を1,000円としております。1の寄附金です。

款4繰入金金を5,598万9,000円としております。1の一般会計繰入金です。

款5繰越金を1,000円としております。1の繰越金です。

款6諸収入を350万1,000円としております。1の延滞金及び過料から、5の雑入までになります。

歳入合計1億3,731万3,000円としております。

次のページをお願いします。歳出です。款1総務費を115万円としております。1の総務管理費、2の徴収費です。

款2後期高齢者医療広域連合納付金を1億3,265万9,000円としております。1の後期高齢者医療広域連合納付金です。

款3保険事業費を339万4,000円としております。1の健康保持増進事業費です。

款4諸支出金を10万1,000円としております。1の償還金及び還付加算金です。

款5予備費を9,000円としております。1の予備費です。

歳出合計1億3,731万3,000円としております。

前年度との予算額を比較しますと、約350万、2.6%の増額となっております。増額分の主な理由としましては、後期高齢者広域連合より保険料等の通知があつてまして、課税所得の増が想定されているところです。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。まず最初に歳出について質疑を行います。歳出全部についてお願いします。9ページから10ページです。歳出全部について質疑ありませんか。

ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に歳入について質疑を行います。歳入全部についてお願いします。何か質問ございませんか。6ページから8ページです。

ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 最後に、本予算全部について質疑をお願いします。何か質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 議案に対する反対討論を行います。議案23号、平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算について、75歳以上の高齢者を74歳以下の高齢者と区別して異なる保険制度に加入させているもので、この制度自体に当初から反対でございますので、予算についても反対とさせていただきます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 次に本案に対する賛成者の発言を許します。

10番。

○10番（本田 新君） 議案第23号、平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算がありますが、制度上、県のほうが一生懸命やっておられて何ら問題なく、そういえばかつて後期高齢者という名称が悪いというだけで反対されとった議員さんもおられました。それくらいの理由でよう反対できるなど思っておりますけれども、この後期高齢者の医療制度につきましては、県のほうで一元的に一生懸命予算措置をされてやっておられるということで、何らこれに異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第23号、平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方哲哉君） 起立多数です。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第24号 平成27年度甲佐町水道事業会計予算

○議長（緒方哲哉君） 日程第5、議案第24号「平成27年度甲佐町水道事業会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（一圓秋男君） 議案第24号、平成27年度甲佐町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。平成27年度甲佐町水道事業会計予算。総則第1条、平成27年度甲佐町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものです。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとするものでございます。第1号、給水戸数3,300戸。第2号、給水人口9,050人。第3号、年間総給水量91万立米。第4号、1日平均給水量2,493立米。第5号、主な建設改良工事、世帯配水場整備工事業費2億2,072万円といたしております。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。収入です。第1款、事業収益を1億5,136万3,000円といたしております。

内訳といたしまして、第1項、営業収益、第2項、営業外収益、第3項、特別利益です。

支出です。第1款、事業費を1億5,136万3,000円といたしております。内訳といたしまして、第1項、営業費用、第2項、営業外費用、第3項、特別損失、第4項、予備費です。

2ページをお願いいたします。資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,404万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,948万円及び過年度分損益勘定留保資金4,456万4,000円で補填するものとする）といたしております。

収入です。第1款、資本的収入を2億4,000万1,000円といたしております。内訳といたしまして、第1項、企業債2億4,000万円、第2項、固定資産売却代金です。

支出です。第1款、資本的支出を3億404万5,000円といたしております。内訳としまして、第1項、建設改良費、第2項、企業債償還金、第3項、予備費です。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めるものでございます。起債の目的、施設整備事業費及び施設更新事業費、限度額2億4,000万円。起債の方法、証書借り入れ、または証券発行。利率5.0%以内。償還の方法、借り入れ先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、または繰り上げ償還、もしくは低利に借り換えることができる）といたしております。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は1億円と定めるものでございます。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないといたしております。第1号、職員給与費2,740万6,000円といたしております。

3ページをお願いいたします。棚卸資産購入限度額、第8条、棚卸資産の購入限度額は300万円と定めるものでございます。

平成27年3月11日提出、町長名でございます。4ページから34ページまで予算説明資料を添付いたしているところでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。質疑については、本予算全部についてお願いいたします。何か質疑ございませんか。本予算全部について質疑をお願いいたします。

6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） この世持配水場整備工事というのが上げてあるけど、今どういう状況になっておるかということと、今後どういうふうに進めていくのか、そういう計画を少しお聞かせください。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（一圓秋男君） 御質問の世持配水場の状況ということでございますけれども、世持配水場につきましては、配水場として本年度用地の取得に入っているところでございます。その後、本年度用地を取得し、平成27年度におきまして配水場の整備とい

うふうな流れになっております。

それから、乙女地区についてでございますけれども、平成25年度から水源の開発を行い、28年度までに整備を完了するような計画で、今進めているところでございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時57分

再開 午後 3 時57分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きますが、今、4番議員がちょっと席を所用のために離れられました。議会会議録署名議員に5番福田議員を追加いたします。ちょっと所用で出られたということです。

本予算全部について、質疑はございませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 私は、ちょっと見づらいところがあって、ちょっとわかりにくいんですけども、水道料金については未納分というのはいないのでしょうか。もしもあれば、その解消策はどのようにされているかということをお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時59分

再開 午後 3 時59分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（一圓秋男君） お答えいたします。水道料金についても未納はございます。平成25年度の決算ということで、直近でございますけれども、収納状況がございません。調定額1億9,087万750円、収入済額1億5,523万7,780円ということで、収入未済額は3,563万2,970円という額がございます。この対策、対応等でございますけれども、ずっと未納額が毎年200万、300万前後滞納状況が増えていた時期がございます。その関係で平成24年1月分からの給水停止の実行ということがございました。そのことで、23年度からは毎年300万増加していた額が、年々、逆に270万、300万程度減少しているという状況でございます。未納者におかれましては、個々の事情もございますので、全て給水停止としますと、生命的な問題もございます。そういうことから分納という措置もとっているところでございます。ただ、給水停止につきましては、今後も引き続き確実に実行していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第24号、平成27年度甲佐町水道事業会計予算につきましては、命の水でございます。そういうことで、滞納につきましても過年度分あたりもかなり減ってきておると。現年度分につきましても、給水停止をやったおかげで年々減ってきておるといような状況の中で、よりよく健全運営ができることを願って賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第24号、平成27年度甲佐町水道事業会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後4時02分

再開 午後4時22分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

会議規則第8条により、時間を延長します。

日程第6 発議第2号 甲佐町議会委員会条例の一部改正について

○議長（緒方哲哉君） 日程第6、発議第2号「甲佐町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（岡本幹春君） それでは朗読いたします。発議第2号、平成27年3月16日、甲佐町議会議長、緒方哲哉様。提出者、甲佐町議会議員、本田 新、同じく甲佐町議会議員、中村幸男。甲佐町議会委員会条例の一部改正について。上記の議案を地方自治法第112条及び甲佐町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由。教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」とあわせ、地方自治法第121条が改正されたことから、本条例を改正する必要性が生じたため。

一枚めくっていただきますようお願いいたします。

甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例。甲佐町議会委員会条例の一部を次のように改正する。第18条中、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改める。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

最後のページは新旧対照表でございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 提出者の説明を求めます。

10番、本田 新議員。

○10番（本田 新君） それでは、委員会条例の改正につきまして、今回の委員会条例の改正につきましては、提案理由にも記載してありましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法の121条が改正されたことから、教育委員会の委員長とあることを教育委員会の教育長へと変更するものであります。これにつきましては、4月1日からということであります。どうか、議員各位におかれましては、賢明なる御判断を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 発議第2号、甲佐町議会委員会条例の一部改正についてでございますけれども、こちらは教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者ということで、新しい教育方法ということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、発議第2号、甲佐町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 請願第1号 手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願

○議長（緒方哲哉君） 日程第7、請願第1号「手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願」を議題とします。

お諮りします。請願第1号については、甲佐町議会会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号については委員会への付託を省略することに決定しました。

事務局長をして朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（岡本幹春君） それでは朗読いたします。手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願。紹介議員、荒田 博。

趣旨、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及研究することができる環境整備を目的とした手話言語法（仮称です）の制定を求める意見書を国に対し提出されるよう請願する。

理由、手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られ、時には新たな手話をつくり培ってきた。しかしながら、聾学校では手話を禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年、平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、2011年、平成23年8月に成立した改正障害者基本法では、全て障害者は可能な限り言語、手話を含む、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が保障されると定められた。また、同法22条では、国、地方公共団体に対して、情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考え。そこで貴議会において、国に対し、手話言語法の制定を求める意見書を提出されるよう請願する。

平成27年3月5日。請願者、熊本市中央区水前寺6丁目9番4号、一般財団法人熊本県ろう者福祉協会理事長、福島哲美。甲佐町議会議長、緒方哲哉様。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 次に、紹介議員の説明を求めます。

3番、荒田 博議員。

○3番（荒田 博君） 内容につきましては、ただいま事務局長が朗読しましたとおりでございますけれども、2011年夏、改正障害者基本法が衆議院、参議員ともに全会一致で可決成立しました。その障害者基本法第3条第3項において、全て障害者は可能な限り言語、手話を含むその他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることと規定されております。聾者にとって選択の機会の確保を確実にするため、手話言語法等の法整備が必要と考え、紹介議員となったものでございます。賢明なる議員各位におかれましては、御理解と御判断いただきますようよろしくお願いいたします。

また、郡内のほうでおきますと、嘉島町、御船町、益城町のほうで採択されておりました。県内、熊本県、また、5市7町村が採択されております。是非ともよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。紹介議員に対し、質疑または執行部に対し意見を求めることができできます。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、本田 新議員。

○10番（本田 新君） 荒田議員が紹介議員となられて、手話言語の法制定について国への意見書を提出する請願であります。障害者の権利、しっかりと守られて、そして障害者が社会の中で、地域の中でしっかりと生活できるための法律を制定するような意見書を提出するものと認識しております。この請願につきましては賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、請願第1号、手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願を採決します。本案は原案のとおり採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり採択されました。

お諮りします。ただいま、中村幸男議員並びに本田 新議員から、発議第3号、手話言語法制定を求める意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後4時35分

再開 午後4時36分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

異議なしと認めます。よって、発議第3号、手話言語法制定を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 発議第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出について

○議長（緒方哲哉君） 追加日程第1、発議第3号「手話言語法制定を求める意見書の提出について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（岡本幹春君） 発議第3号、手話言語法制定を求める意見書の提出について、地方自治法第99条及び第112条の規定により、意見書を別紙のとおり提出する。平成27年3月16日提出。提出者甲佐町議会議員、中村幸男、同じく甲佐町議会議員、本田

新。甲佐町議会議長、緒方哲哉様。

1枚めくっていただきますようお願いいたします。

手話言語法制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや、顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聞こえない人たちにとっては、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、聾学校では手話を使うことが制限されてきた長い歴史があった。

2006年、平成18年12月の国際連合総会で採択され、平成20年に発効した障害者の権利に関する条約においては、手話は言語であると明記された。我が国においては、条約の批准に向けて国内法の整備を進め、2011年、平成23年8月に障害者基本法が改正され、同法第3条で全ての障害者は可能な限り言語、手話を含むその他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められました。また、同法第22条では、国、地方公共団体に対して情報保障政策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であること、広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現する必要があると考える。よって、国におかれては、手話言語法（仮称）を制定されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成27年3月日、熊本県甲佐町議会議長、緒方哲哉。提出先としましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣です。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 提出者の説明を求めます。

12番、中村幸男議員。

○12番（中村幸男君） 発議第3号、手話言語法制定を求める意見書の提出について、内容につきましては、ただいま事務局長が朗読しましたとおりですが、先ほど採択されました請願を受けまして、手話言語法制定により手話を広め、手話を本当に使用することができるものにするためには、障害者基本法の内容を具体的に規定する法律を制定する必要があると考え、意見書の提出を行うものです。賢明なる議員各位におかれましては、御理解と御判断をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、宮川議員。

○6番（宮川安明君） 発議第3号、手話言語法制定を求める意見書の提出についてでございますが、手話言語法の制定を私も強く望むところでありますので、何ら異議なく賛

成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、発議第3号、手話言語法制定を求める意見書の提出についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

10番、本田議員。

○10番（本田 新君） 特別委員会設置を求める動議を提出いたしたいと思います。今定例会において、質疑が多数あっておりました、甲佐中学校体育館の雨漏りに関することにつきまして、議員全員で構成する学校施設調査特別委員会を設置し、審査することを望みたいと思います。ここで、動議を提出いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ただいま、本田議員から学校施設調査特別委員会を設置することの動議が提出されました。所定の賛成者がいらっしゃいますので、この動議は成立しました。

学校施設調査特別委員会を設置することの動議を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。この動議を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方哲哉君） 起立多数。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは可決されました。

追加日程第2 学校施設調査特別委員会を設置することの動議

○議長（緒方哲哉君） 追加日程第2「学校施設調査特別委員会を設置することの動議」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番、本田 新議員。

○10番（本田 新君） 議員各位におかれては、先ほど全員協議会の中で、特別委員会設置につきましてはいろいろ議論を重ねたものと思っております。特に一般質問の中で甲佐中学校体育館の雨漏りについていろんな質疑が出ておりましたし、今後、梅雨時期を迎えるに当たりいろんなことが考えられますので、議員においてはそれらのことについて早急に対処できる、議会内でそういった対処ができる特別委員会を設置することが望ましいと思ひ、発議を提出したところであります。どうか皆さん方の賢明なる御判断のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、動議について討論を行います。まず、動議に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に動議に対する賛成者の発言を許します。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 動議に関しまして、特別委員会の設置ということで、昨年6月に甲佐中学校の体育館のほうは建設になりまして、それから一度は雨漏り等の被害は終了したという報告を受けており、我々議員一同、そのような認識を持っておりました。しかし、今回の宮本議員の中での一般質問の中からも、現状まだ雨漏りしているところがあるという部分で、我々議員としましては早急に対策を考えていきたいと思っておりますので、賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、追加日程第2、学校施設調査特別委員会の設置についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。委員会特別委員の選任については、委員会条例第5条の規定によって、議員全員の委員構成ですることとしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、特別委員は議員全員を委員として選任することに決定しました。

日程第8 議員派遣について

○議長（緒方哲哉君） 日程第8「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することとしたいと思います。なお、この件に関しての変更等については、議長への一任をお願いいたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり派遣することとし、変更等については議長一任とすることに決定いたしました。

日程第9 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第10 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（緒方哲哉君） 日程第9「総務文教常任委員からの閉会中の継続審査の申し出

について」、日程第10「産業厚生常任委員からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上の2件については一括議題とします。

お手元に配付のとおり、総務文教、産業厚生の中の二つの常任委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。ただいま申し出の2つの常任委員会からの申出書のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第11 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（緒方哲哉君） 日程第11「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。申し出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会からの申し出については申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもって本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで、会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長より御挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 3月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は3月11日から本日までの6日間にわたり、御提案をいたしました平成26年度各会計補正予算、平成27年度各会計予算、条例案件などの多くの案件につきまして、精力的に御審議いただき、いずれも原案どおり御議決をいただき、本日ここに閉会の運びになりましたことは、町政の執行に当たり、御同慶に存するものであります。

ここに御議決をいただきました補正予算や平成27年度各会計予算を初め、各議案の成立によりまして、これからも町政全般にわたり政策の推進を図ることができ、住民の皆様の一層の生活の安全と福祉の向上に努めてまいり所存でございます。

また、御指摘をいただきましたことは、今後の町政執行にも生かしていく所存でもあります。今後とも町政発展のため、特段の御協力と御指導をいただきますよう、心からお願いを申し上げ閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） 定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本定例会は11日に開会、本日16日までの6日間にわたり、多数の重要案件を終始熱心に

審議され、本日ここに全て議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともにまことに御同慶にたえません。ここに、今会期中における議員並びに執行部各位の御努力に対し、深く感謝申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、審議の過程において表明された議員各位の意見、並びに要望等を十分に尊重していただきますよう、切に希望いたしますとともに、議員各位におかれましては、今後とも町民の皆様の負託と御期待に応えるべく、さらなる御尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、皆様にはくれぐれも健康に御留意いただきますようお祈り申し上げ、平成27年第1回甲佐町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会 午後4時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録
平 成 2 7 年 第 1 回 定 例 会

平 成 2 7 年 3 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 緒 方 哲 哉
編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 岡 本 幹 春
作 成 大 和 速 記 情 報 セ ン タ ー T E L (0 9 2) 4 7 5 - 1 3 6 1

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198